（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
給与費等	140,204,043	162,341,787	192,713,262	217,927,250	252,576,463
教材費	1,744,329	2,091,362	2,215,334	2,326,059	2,586,852
計	141,948,373	164,433,150	194,928,597	220,253,309	255,163,315

（2） 実　　績

（イ） 児童・生徒数

区分	40年度(A) (人)	39年度(B) (人)	比較 (A)－(B) (人)
小学校	9,678,328	9,935,041	△256,713
中学校	5,739,632	6,232,149	△492,517
盲聾学校	18,783	19,666	△883
計	15,436,743	16,186,856	△750,113

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における児童・生徒数を示せば、つぎのとおりである。

（単位 人）

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
小学校	11,716,706	10,962,450	10,376,601	9,935,041	9,678,328
中学校	6,642,691	7,031,096	6,690,651	6,232,149	5,739,632
盲聾学校	21,037	20,781	20,327	19,666	18,783
計	18,380,434	18,014,327	17,087,579	16,186,856	15,436,743

（ロ） 学　級　数

区分	40年度(A) (学級)	39年度(B) (学級)	比較 (A)－(B) (学級)
小学校	275,550	276,330	△780
中学校	140,299	147,383	△7,084
盲聾学校	2,641	2,659	△18
計	418,490	426,372	△7,882

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における教職員数を示せば、つぎのとおりである。

（ハ） 教　職　員　数

区分	40年度(A) (人)	39年度(B) (人)	比較 (A)－(B) (人)
小学校	344,653	342,569	2,084
中学校	234,176	236,888	△2,712
盲聾学校	5,698	5,752	△54
計	584,527	585,209	△682

（単位 人）

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
小学校	347,572	339,237	338,742	342,569	344,653
中学校	226,140	240,421	240,153	236,888	234,176
盲聾学校	5,259	5,341	5,347	5,752	5,698
計	578,971	584,999	584,242	585,209	584,527

（注）（1） 計数は学校基本調査による。（ただし、盲聾学校については非義務を除く。）
（2） 教職員数は政令該当都府県（各年度ともに東京、大阪、神奈川、愛知の4都府県）については、実数によらず政令定数による。

（2） 国立学校特別会計へ繰入

（1） 概　　説

この経費は、「国立学校特別会計法」（昭39法55）に基づいて、国立学校、大学附属病院及び大学附置研究所の管理運営等に必要な経費に充てるため、その財源を一般会計から国立学校特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

本年度における国立学校特別会計へ繰入の予算現額は　135,830,248千円
であつて、その内訳は
歳出予算額　135,630,248千円
当初予算額　134,560,273千円
予算補正追加額　3,622,691千円
予算補正修正減少額　2,552,716千円
予備費使用額　200,000千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降国立学校特別会計所属職員の給与を改善するために要する経費の財源の一部を同会計へ繰り入れるため必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は国立学校特別会計へ繰り入れに必要な既定の予算の節約額を修正減少したものであり、予備費使用額は退職者の増加に伴い、国立学校特別会計の退官退職手当の予算が不足したので、その財源を国立学校特別会計へ繰り入れるための経費を支出する必要があり、予備費使用をしたものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　135,830,248千円
であつて、全額を国立学校特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合 (%)
国立学校特別会計へ繰入	135,630,248	135,830,248	135,830,248	—	—	100

また、昭和39年度及び昭和40年度の各年度における支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	39年度	40年度
国立学校特別会計へ繰入	115,635,073	135,830,248

（2） 実　　績

以上の経費の執行の結果の概要については、国立学校特別会計の項を参照されたい。

（3） 科学技術振興費

（1） 概　　説

この経費は、原子力関係の経費、各省所管の試験研究機関の経費及び試験研究費補助金等科学技術の振興のために要した経費である。以下、そのおもな経費について説明すれば

（イ） 「日本原子力研究所法」（昭31法92）、「原子燃料公社法」（昭31法94）及び「日本原子力船開発事業団法」（昭38法100）に基づいて日本原子力研究所、原子燃料公社及び日本原子力船開発事業団が、原子力の研究、開発及び利用の促進、核原料物質の開発、核燃料物質の生産及び造船、海運の発達に寄与するため原子力船の開発等を行なうために必要な出資、民間企業等に対する原子力平和利用に関する各種試験研究の助成、放射性廃棄物処理事業の助成及び国が一元的に行なう濃縮ウラン等原子炉用核燃料物質の貸借及び購入、放射線障害防止のための自然及び人工の放射能調査並びに国立試験研究機関等に要した経費

（ロ） 各省各庁の試験研究機関の管理、運営、研究施設設備の整備等並びに科学技術庁の附属機関として宇宙開発を総合的に推進するため設置した宇宙開発推進本部における人工衛星及びロケットに関する研究委託、試作試験等に要した経費

（ハ） 科学技術の振興を図るため、多数部門の協力を要する試験研究及び各種試験研究に共通する基礎的試験研究の助成並びに民間における各種技術開発に対し助成するに要した経費

（ニ） 各省各庁の所管に係る重要な研究業務の総合的な促進を図り、かつ、その相互間の調整を図るための特別研究促進調整費、「日本科学技術情報センター法」（昭32法84）に基づいて、日本科学技術情報センターが内外の科学技術情報の収集、整理、提供を行なうために必要な出資、「新技術開発事業団法」（昭36法82）に基づいて新技術開発事業団が新技術の開発等を行なうために必要な出資、「理化学研究所法」（昭33法80）に基づいて理化学研究所が科学技術に関する試験研究及びその成果の普及を行なうために必要な出資、その他在外研究員旅費をはじめ科学技術一般行政に要した経費

である。

本年度における科学技術振興費の予算現額は　45,141,898千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	44,235,623千円
当初予算額	46,905,549千円
予算補正追加額	332,991千円
予算補正修正減少額	3,002,917千円
前年度繰越額	965,029千円
移用減少額	58,754千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降政府職員の給与を改善するため必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額等を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	44,241,468千円
翌年度繰越額は	701,480千円
不用額は	198,948千円

であつて、翌年度繰越額は主として総理府所管において、試験研究設備の設計等に不測の日数を要したこと、原子炉の照射に関する試験研究について日米間の交渉に不測の日数を要したので試験が遅延したこと等のため、通商産業省所管において、試験研究の決定及び事前の調査等に不測の日数を要したため、それぞれ年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は試験研究機関の人員充足の遅延等により人件費の支出が少なかつたこと、原子炉等の運転計画の変更に伴い核燃料物質の使用が遅れ原子燃料費を要することが少なかつたこと及び補助金の交付決定後において事業を廃止した補助事業者があつたので補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
原子力関係費	10,292,495	10,395,275	10,265,626	97,174	32,473	99
各省試験研究機関経費	24,639,721	25,200,362	24,569,819	498,251	132,291	99
科学技術研究費補助金、委託費、交付金	5,223,385	5,405,195	5,283,045	105,190	16,959	101
その他	4,080,022	4,141,065	4,122,976	864	17,224	101
計	44,235,623	45,141,898	44,241,468	701,480	198,948	100

また、本年度における支出済歳出額等を所管別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管別	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
国会	90,351	90,351	90,350	—	0	99
内閣	5,137	5,137	5,113	—	23	99
総理府	14,470,440	14,998,474	14,551,139	379,467	67,867	100
法務省	129,892	127,292	126,941	—	350	97
外務省	69,808	69,808	69,807	—	0	99
大蔵省	1,820,851	1,820,851	1,817,849	—	3,001	99
文部省	4,675,820	4,677,791	4,644,864	26,911	6,015	99
厚生省	1,953,391	1,953,391	1,904,839	39,433	9,118	97
農林省	9,459,505	9,499,736	9,430,779	38,587	30,369	99
通商産業省	8,055,021	8,356,843	8,085,100	209,543	62,199	100
運輸省	1,899,529	1,940,010	1,926,555	7,538	5,916	101
郵政省	793,176	791,511	789,626	—	1,884	99

所管別	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
労働省	156,445	154,445	153,557	—	887	98
建設省	563,605	563,605	556,371	—	7,233	98
自治省	92,652	92,652	88,568	—	4,083	95
計	44,235,623	45,141,898	44,241,468	701,480	198,948	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
原子力関係費	9,075,421	7,735,428	9,036,135	9,960,022	10,265,626
各省試験研究機関経費	14,063,306	17,182,882	18,302,792	22,607,037	24,569,819
科学技術研究費補助金、委託費、交付金	3,735,349	4,232,905	6,570,964	5,025,679	5,283,045
その他	1,684,752	2,516,136	3,301,789	3,969,742	4,122,976
計	28,558,830	31,667,352	37,211,681	41,562,481	44,241,468

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を所管別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管別	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
国会	87,500	114,999	119,999	97,378	90,350
内閣	—	—	—	—	5,113
総理府	11,656,599	11,186,311	12,829,156	13,683,740	14,551,139
法務省	—	97,193	107,642	122,040	126,941
外務省	52,953	50,087	62,008	67,173	69,807
大蔵省	730,000	1,198,758	1,549,670	2,020,498	1,817,849
文部省	2,825,064	3,391,733	3,910,259	4,376,736	4,644,864
厚生省	1,021,383	1,366,593	1,504,345	1,919,614	1,904,839
農林省	5,264,681	6,399,150	7,677,833	8,518,630	9,430,779
通商産業省	5,119,419	5,911,467	6,786,501	7,478,425	8,085,100
運輸省	801,945	863,720	1,147,582	1,641,596	1,926,555
郵政省	561,316	532,151	853,711	867,458	789,626
労働省	54,306	62,662	80,409	98,118	153,557
建設省	376,955	426,777	471,877	524,819	556,371
自治省	6,703	65,745	110,681	146,251	88,568
計	28,558,830	31,667,352	37,211,681	41,562,481	44,241,468

(2) 実績

(イ) 原子力関係費のうちおもなものは、つぎのとおりである。

原子力の研究開発は、従来の基礎的試験研究から漸次応用又は実用化研究の領域に進展した。特に昭和38年度よりその計画の実施に着手した各種施設が具体的な姿となつて逐次実現しつつある状況で昭和40年度は

（総理府所管）

（a） 日本原子力研究所

（i） 材料試験炉は既定の計画にそつて建設を進めた。すなわち、炉本体については、主循環系圧力容器等の製作、建家については、地耐圧試験、防水工事及び床コンクリート打工事等の基礎工事を実施した。

（ii） 高速炉臨界実験装置は、現場据付

けを行なつた。また、建家については、床コンクリート打工事等を含む一次容器の主要部分を完成させ、引き続き二次容器壁及び居室、実験室の諸工事を実施した。

(iii) 高崎研究所における放射線化学の開発については、「エチレン高重合」等のテーマについて中間規模試験を実施し、粉末ポリエチレンの製造に成功した。また、研究棟、2号加速器、建家等建設設備の第一期がおおむね完了し、本格的な研究が軌道にのつた。

(b) 原子燃料公社

(i) ウラン鉱の探鉱については、前年度に引き続き人形峠、倉吉、奥丹後、東濃地区等において地表調査、科学探鉱、試すい探鉱を実施した。特に東濃地区の発展にそなえ探鉱事務所を設置し、探鉱活動の強化を図つた。上記各地域における探鉱の結果、本年度に把握した鉱量は、推定鉱量、予想鉱量を合せて258,000トン(ウラン含有量129トン)である。

また、前年度完成した人形峠の山元製錬試験施設については、年度前半より装置等の手直し工事を行なう一方、中津河鉱を対象として試験操業を開始し、ついで峠地区非酸化鉱の処理を行なつた。

(ii) 東海地区に前年度より建設を着手したプルトニウム燃料開発施設は、昭和40年11月に竣工し、同年同月下旬より12月末までウランによる予備試験、昭和41年1月から2月末までプルトニウムによる予備試験を実施した。

(iii) 使用済燃料再処理施設については、仏国サンゴバン・テクニック・ヌーベル社との間に詳細設計について契約交渉を進めてきたが、「外資に関する法律」(昭25法163)に基づく認可が昭和41年2月にあつたので正式に契約を成立させた。

また、本施設の敷地の予備調査、使用済燃料の輸送調査等を行なつた。

(c) 日本原子力船開発事業団

原子力第1船の契約については、前年度に引き続き石川島播磨重工業株式会社及び三菱原子力工業株式会社と建造契約を締結すべく折衝を行なつたが、船価算定上に検討を要する点があつて契約締結を延期し、建造計画の一部を変更することにした。このため本事業年度予算を一部改定し、船価低減のため設計を再検討する一方CNG型舶用炉搭載船の調査検討を行なつた。

(d) 放射線医学総合研究所

前年度に引き続き、放射線による人体の障害の予防、診断、治療に関する基礎的研究及び臨床的研究、各種疾病の診断、治療への放射線の医学的利用に関する調査研究、病院部にて患者の診療並びに放射線の医学利用に関する技術者の養成訓練を行なうとともに、空気調和設備循環水槽を新設したほか、研究用機器の拡充整備を行ない、研究の推進を図つた。

(e) 原子力平和利用研究については、まず国立試験研究機関において、放射線利用核原料物質の調査、放射線障害防止研究等を前年度に引き続き実施し、また、民間企業等に対しては、「原子力施設の安全基準及び安全評価に関する試験研究」、「軽水冷却型又はガス冷却型動力用原子炉の設計又は製作技術に関する試験研究とそれに使用する燃料及び材料の照射に関する試験研究」等に委託費20件、補助金24件の交付を行なつた。

(f) 国際原子力機関協力

国際原子力機関(IAEA)第9回総会が昭和40年9月東京において開催されたので、これに各種の協力を行なつたほか、オーストリアザイベルスドルフ研究所が重点事業として実施する「稲作へのラジオアイソトープ利用」に使用する質量分析計を、わが国より供与してその研究の促進に協力した。

(外務省所管)

(a) 国際原子力機関分担金

国際原子力機関憲章第14条B 1及びDに基づく機関の運営に必要な行政経費及び核物質の取扱いに要する費用等のために分担金の支払いを行なつた。

(b) 国際原子力機関拠出金

昭和39年9月に開催された国際原子力機関第8回総会で、憲章第14条B2に規定する機関の事業経費をまかなうために設定された昭和40年度(1965年)一般基金に対し拠出した。

(文部省所管)

国立遺伝学研究所において、ねずみ及び蚕における放射線の遺伝に及ぼす影響の研究のほか、植物に対する放射線の影響に関する研究を行なつた。

(農林省所管)

農林省所管の試験研究機関が放射性同位元素(アイソトープ)を利用して各種の試験研究を行なつたほか、土壌、農作物、家畜、海洋生物等を対象として放射能による汚染調査を実施した。

(通商産業省所管)

(a) 放射線測定の確立

最近急速に放射線の各種応用が盛んになり、これが放射線障害防止の目的で使用される計測器は、安定かつ高性能であることが要求されてきたので、国内各事業所の有する放射線障害予防計器の基準器検査、型式検査、比較検査及び検定を行なうとともに、その検査方法の確立研究を行なつてきたが、昭和40年度は引き続いて検定検査設備を整備し、定められている基準器検査の業務を行なうとともに、ポケット型照射線量計の検定法の研究を開始した。

(b) 原子力発電所立地調査費

原子力発電の円滑な開発を推進するため、将来における原子力発電所の適正な配置を行なうための立地適正条件の調査を、愛媛県津島町、鹿児島県川内市、島根県江津市の3地点において行なつた。

(c) 国立機関原子力試験研究費

工業技術院の各試験研究所は、原子力平和利用について、昭和31年度から特に組織的研究を開始したが、昭和40年度は、地質調査所において核原料資源調査を実施し、電気試験所においては、放射能標準の確立について測定方法及び機器の改良、精度向上を行なつた。

また、アイソトープ・センターとして名古屋工業技術試験所を整備し、東京工業試験所、大阪工業技術試験所、発酵研究所、繊維工業試験所、電気試験所、資源技術試験所とともに放射線化学等の研究を促進し、所期の成果を収めた。

(運輸省所管)

(a) 船舶技術研究所

原子力第1船の建造着手に伴つて原子力の安全、災害対策、運動性能振動及び動揺対策並びに放射線利用に関する試験研究を実施した。

(b) 港湾技術研究所

前年度に引き続き漂砂実験水槽及び実験室を用い、漂砂による洗掘現像を研究した。なお実験室内における研究のために、オークリッジ型フード1台を購入した。

(c) 海上保安庁

(i) 海水及び海底土の放射能調査として、日本近海26点の海水を採取して全放射能の測定及び日本近海32点、フイリッピン東方海域19点の海水を採取してストロンチウム90、セシウム137等の核種分析を行なつた。

(ii) 原子力潜水艦寄港に伴う放射能調査として、佐世保及び横須賀港において、海水(佐世保56点、横須賀36点)、海底土(佐世保28点、横須賀18点)を採取して全β放射能の測定を行ない、

また、放射能調査船により空間及び海水中のγ線量を測定した。

（iii） 海水中の拡散の調査

多筒採水器1台及び自記験流器1台を購入し港湾における海水中の拡散、外洋水との交換の測定方法等について実験研究した。

（d） 気 象 庁

（i） 国立機関原子力試験研究として、深海水における C_{14}、H_3 放射能の計測及び深海流速計による深海流の測定並びに放射性物質による海洋汚染を調べるためのモニタリングの方法を研究した。

（ii） 放射能調査研究として、地表における雨水、落下塵、浮遊塵、上層大気、海上における落下塵、浮遊塵、海水、海洋の浮遊物、海底堆積物の放射能の調査研究及び水戸地方気象台において空気中の放射能のバックグランドの測定を行なつた。

（ロ） 各省各庁試験研究機関経費のおもなものは、つぎのとおりである。

（内閣所管）

業務と疾病との関係を明らかにするため、振動障害多発地区の林業従事者に対し、振動障害と作業環境との調査を行なうとともに、健康診断を行ない、さらに重病、軽症、その他の者について刺戟負荷検査を行ない診断法の確立、補償の程度の基準を研究した。

（総理府所管）

（a） 航空宇宙技術研究所

前年度国庫債務負担行為で契約した超軽量ジェットエンジンの研究試作を進めるとともに、V/STOL 機研究のためのフライングテストベットの研究試作も国庫債務負担行為により製作を開始した。また、大型低速風洞、極超音速風洞は一部を除きほとんど完成した。また、本研究所は主要施設の整備に伴い狭隘となったため各種大型施設の実験実施場所として宮城県角田市に支所を昭和40年7月開設し同支所の構内整備と設置を予定される設備の基礎工事等主として土木関係の工事を実施した。

（b） 金属材料技術研究所

超伝導マグネット材料に関する研究、ロケット及びロケットエンジン材料の性能向上に関する研究等を行なうとともに、研究設備の強化のため、ヘイゼレットマシン等を整備した。また、前年度より着手した材料試験部の整備については、クリープ試験機180台、試験棟2,800平方メートルを完成させた。

（c） 国立防災科学技術センター

（i） 前年度に着工した波浪等観測塔の完成と塔への電力及び通信用海底ケーブルの敷設並びに陸上施設の整備を行なつた。

（ii） 本年度より本格的に雪害防災研究を開始するとともに、大型三軸試験機、その他の装置、消雪試験道路の整備及び外来研究者宿泊施設等の施設、設備の整備を行なつた。

（iii） 洪水研究用シュミレーターは本年度より実用研究にはいり大きな成果が得られた。また、データー処理機が完成し、試験研究を行なつた。

（iv） 本センターの特色の一つである流動研究官制度については地質調査所の「地すべりの地球物理学的研究」、農業技術研究所の「メソ気象学の農業気象災害への応用研究」等に、流動研究官を派遣してその活用を図つた。

（d） 宇宙開発推進本部

「人工衛星打上用ロケットのシステムデザインの研究」等16件の研究委託及び気象観測用ロケット等4機の試作を行なつた。また、ロケットの打上げ実験は、東京都下新島において昭和40年6月に2機（前年度より繰越分）同年11月に4機（うち前年度より繰越分3機）の打上げを行ない、所期の成果を収めた。

（法務省所管）

研究及び研修のおもなものをあげれば、つぎのとおりである。

（a） 研 究 事 項

（i） 少年非行の早期予測に関する研究
（ii） 反社会的集団の実証的研究
（iii） 暴力組織関係受刑者の更生過程に関する研究
（iv） 精神障害犯罪者の再犯防止に関する研究
（v） 精神障害保護観察対象者の成行調査
（vi） 自動車による過失致死罪の量刑に関する研究
（vii） 強姦事件の量刑と被害者に関する研究
（viii） 処遇困難者の特性とその処遇方法に関する研究
（ix） 矯正保護施設における集団処遇に関する研究
（x） 保護観察対象者の移動性に関する実態調査
（xi） 非行少年の更生過程に関する研究

（b） 研 修 職 員

		（人）
（i） 検事研修	延	58
（ii） 副検事研修	〃	80
（iii） 検察事務官研修	〃	100
（iv） 法務局、地方法務局職員研修	〃	170
（v） 保護観察官研修	〃	50
（vi） 入国審査官、警備官研修	〃	50

（大蔵省所管）

（a） 新技術開発事業団

新技術の開発委託については、発足以来既に41件の契約を行ない、うち20件は成功し、委託費の回収、実施料の納付等順調に進んでおり、昭和40年度は電子工業用機器の開発及び新材料の創製に重点をおいて「小型高安定水晶発振器の製造」、「電子ビーム連続自動蒸着装置による薄膜回路の製造」、「分析データ検索装置の製造」等9件の開発委託契約を締結した。

（b） 理化学研究所

昭和39年度に引き続いてサイクロトロンの建設その他の研究設備の整備充実に重点を置くとともに生物試験室の新設等研究体制の強化拡充を図つた。

また、埼玉県北足立郡大和町所在の移転用地における建設工事も順調に進み研究棟軀体工事のうち、およそ[9,900平方メートルの工事を終わり、引き続き附属棟の建設を開始した。

（文部省所管）

各試験研究機関においては、従来から実施していた試験研究等を継続して行なつたほか、緯度観測所庁舎を新営した。

（農林省所管）

（a） 各試験研究機関運営費

農林省所管の農業技術研究所等各試験研究機関が行なう経常研究等を実施するに要した人件費及び事業費の支出を行なつた。

（b） 農林水産業技術研究の強化

（i） 行政対策関連特別研究として、水田中大型機械化組立、園芸における機械化栽培技術、大規模機械化生産方式、水稲直播機械化用品種の育種法、罐詰原料の適性と処理、家畜の多頭飼育における省力的飼育管理法、牧草育種、畑作物の飼料利用、合理的短期育成林業技術の確立、冷水塊の水産資源への影響、モジャコ採捕のブリ資源に及ぼす影響、生籾の乾燥貯蔵法、家畜家きんの多頭飼育環境における多発疾病、牛の結核病ブルセラ病、マツの穿孔虫防除、人口養魚餌料等に関する研究を行なつた。

（ii） 新技術開発特別研究として、土壌生産力、家畜の飼養標準、乳牛の一卵性双子による遺伝と環境、家畜の経済形質における遺伝と環境の相互作用、家畜の繁殖障害、赤かび病麦の家畜中毒、化学物質による作物の生育調節、鶏の

産卵能力検定法、放牧による草地利用方法、放牧草地の害虫及び放牧牛の疾病防除、牧草病害虫の生態的防除、天敵ウイルス利用による害虫防除等に関する研究を行なつた。

(iii) 上記のほか、研究用機械の整備及び試験研究調整のための経費の支出等を行なつた。

(c) 農林水産試験研究機関施設整備費

前年度に引き続き北海道農業試験場の集中化、蚕糸試験場九州支場、家畜衛生試験場北海道支場の移転整備を図つたほか、東海近畿農業試験場等に共同実験室を新設する等研究環境の改善を行なつた。

(通商産業省所管)

(a) 国立試験所主要研究費

(i) 特別研究費

工業技術院所属試験所は、技術革新のすう勢、社会一般からの要請の変化に対処するため国民生活に広く関連をもつ総合的試験研究、法令の施行に必要な試験研究、民間で実施することが困難な大規模あるいは長期を要する試験研究、現在及び近い将来要請される試験研究において先導的役割を十分果たすことができる試験研究等を強力に推進しているが、特に新材料技術、産業公害及び保安対策技術、輸出振興対策技術、資源開発技術等を重点的に実施し、工業技術院長の直接の監督の下に特別研究制度として強力に推進し、所期の成果を収めた。

(ii) 試験所研究設備及び施設整備費

科学技術の急速な進歩に伴い、従来の実験用諸装置では解決できないものが相当数出現するとともに、試験所全般の研究設備も老朽化が顕著にみられるので、これらを近代化更新し、精度が高く使用範囲の広い研究設備を設置した。また試験研究の高度精密化あるいは重点研究の強化等に伴う精密実験室の増設、老朽化した実験室の更新等を行なつた。

(iii) 試験所受託業務費

民間企業者、地方公共団体等から依頼を受け、「工業技術院受託研究規程」(昭28通告160)に基づく試験研究並びに「計量法」(昭26法207)及び「鉱山保安法」(昭24法70)に基づく検定、検査をはじめ技術指導、鑑定、地質調査等を行なつた。

(b) 工業標準化の実施

(i) 工業標準化の実施

(い) 日本工業規格制定

日本工業規格の制定は、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進、その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、ひいては経済基盤の強化、輸出の振興に寄与することを目標としており、昭和31年度以降長期計画を策定し、これに基づいて規格の体系的整備を図り総合的効果をあげるべく制定を進めている。

昭和39年度末現在日本工業規格は6,259規格であつたが、昭和40年度は、221規格を新規に制定し、382規格を改正し、1,644規格を確認し、50規格を廃止した。この結果昭和40年度末の日本工業規格の総数は6,430規格に達した。

(ろ) JISマーク表示制度の実施

表示制度とは、「工業標準化法」(昭24法185)第19条の規定により、主務大臣が指定した品目(以下「指定商品」という。)について、製造業者の申請によりその工場の審査を行ない、その工場が日本工業規格に該当する指定商品を生産する能力があると認めた場合、その工場の生産する指定商品に日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示(いわゆるJISマーク)を附することを許可する制度である。

昭和39年度末現在指定商品は1,018品目、表示許可を受けた工場は延べ10,802件であつた。

昭和40年度は、新規に36品目を指定し、798工場の審査を行ない、このうち794件の許可を行なつた。この結果、昭和40年度末の指定商品は累計1,054品目、表示許可工場は延べ11,596件に達した。

また、昭和40年度において表示許可工場に対し立入検査を行なつた工場は781件である。

(ii) 国際標準化事業

国際標準化事業については、わが国としては、国際規格作成へ積極的に参加し、国際標準化に協力すると同時に、各国との規格の交換等によつてわが国の工業標準化を国際的視野において発達させ、さらには輸出クレームの防止、引合の円滑化等に役立たしめるため、昭和27年9月国際標準化機構(ISO)、昭和28年10月国際電気標準会議(IEC)に加入し活動を続けている。

昭和40年度においては、国際規格原案及び国際規格等については、ISO関係約2,604件を受理し、うち128件の審議を行なつた。IEC関係約3,599件を受理し、うち107件の審議を行なつた。また、各国との情報交換については、ISO、IECの加入各国に対し、わが国からは、英訳日本工業規格149件の作成、交換を行ない、外国規格4,145件(49箇国から)を受理した。

なお、ISO/TC102(鉄鉱石)の幹事国であるわが国は、SC1鉄鉱石のサンプリング方法国際規格第4次原案作成のため、加入各国より提出されたサンプリング方法に関する各国の意見及びJISを中心に国内委員会を開催した。なお、1963年5月ベニスで開催されたIEC第28回大会の決議に基づく第30回大会を昭和40年10月東京において開催し、国際的に電気産業に関する規格の調整を行なうとともにわが国の電気産業の現状を世界有数の技術者に認識させることができた。

(運輸省所管)

船舶技術研究所においては、昭和38年度より3箇年計画により、船舶部門においては、高経済性船舶の構造に関する研究、新型式船舶の開発に関する研究、海難防止に関する研究及び基礎的共通事項に関する研究を行なつた。電子航法部門は電子航法評価試験を、さらに交通部門は鉄道、自動車、航空に関する試験を実施した。施設の三鷹地区集中整備をするとともに基本的研究施設の整備の拡充強化を図つた。

港湾技術研究所においては、水工部門、構造部門、機械部門、設計基準部門に分かれて、港湾関係の諸研究を実施するとともに受託研究を実施した。

気象研究所においては、予報、台風、物理、応用、測器、地震、海洋、高層物理及び化学の9研究部で経常的研究業務、その他集中豪雨雪の研究、ドップラーレーダーの研究、IQSYのための宇宙線連続観測、国際地球内部開発に基づく総合研究及び成雨機構の特別研究を行なつた。

(労働省所管)

工場、事業場における災害予防の調査研究、労働衛生に関する調査研究及び原子力試験研究等を実施した。

(建設省所管)

(a) 土木研究所においては、技術の開発と向上のため、道路、河川、下水道、都市交通、国土保全等に関する試験研究及び技術指導等を行ない、また原子力平和利用における土木分野のアイソトープの利用方法等や、火山性地すべり発生機構とその予知に関する研究等を実施した。

(b) 建築研究所においては、都市の環境

施設整備、建築生産の近代化並びに経済性、建築物の防災性向上等、建築及び都市計画に関する研究を総合的に行ない、さらに特別研究として新規に臨海部の市街地及び建築物の防災、住宅の居住水準と量産建設方式に関する研究を実施し、その他日本政府と国際連合特別基金との間の条約に基づき国際地震工学の研修を行なつた。

その他の試験研究機関においても、それぞれ研究の推進を図つた。

(ハ) 科学技術試験研究費補助金、委託費、交付金のおもなものは、つぎのとおりである。

(総理府所管)

多数部門の協力を要する科学技術試験研究委託費として「人工降雨に関する試験研究」及び「水質汚濁防止に関する試験研究」を前年度に引き続き実施するため委託費2件を交付したほか「凍結乾燥に関する研究」の最終年度分として補助金1件を交付した。また、発明実施化試験については個人又は中小企業21件、地方開放発明機関2件に対して補助金を交付した。

(文部省所管)

(a) 科学試験研究費補助金については、つぎのとおり補助した。

区分	採択課題数(件)
科学試験研究費補助金	4,300
科学研究費	3,535
特定研究	250
総合研究	420
機関研究	376
各個研究	2,272
奨励研究	208
海外学術調査	9
科学試験研究費	518
社会科学	58
自然科学	460
研究成果刊行費	247
学術定期刊行物	100
学術図書	104
二次刊行物	43

(b) 民間学術研究団体補助金については、財団法人資源科学研究所ほか15研究機関に対し、66,570千円を補助したほか、財団法人日本学術振興会に85,296千円、財団法人東洋文庫に8,382千円を補助した。

(c) 日米科学協力研究事業費補助金については、日米両国の協力研究事業の日本側の運営推進にあたる財団法人日本学術振興会に対し、180,000千円を補助した。

(d) 公立大学等設備費補助金については、大学22件及び短期大学13件、計35件に対し補助を行なつた。

(農林省所管)

(a) 都道府県農業関係試験場に対して行なつた助成

「農業改良助長法」(昭23法165)等に基づき、前年度に引き続き総合助成方式により都道府県農業関係試験場が自主的に行なつた試験研究に要した経費のうち、必要なものについて補助するとともに大規模生産技術の総合的体系化を図るため総合実験農場を11箇所に増設し、これに要する経費の一部を補助した。

また、従来行なつてきた主要農作物についての育種試験、土壌肥料及び病害虫に関する指定試験事業については、そのより効率的実施を図るための改善を行なつた。

(b) 大学及び民間の試験研究に対して行なつた助成

国の行なう試験研究の一環として、これと密接な関係をもつことにより一層の効果を発揮すると考えられる95課題について補助した。

(c) 農林水産関係企業に対して行なつた助成

「企業合理化促進法」(昭27法5)に基づき、農林水産業技術の向上及び機械設備の急速な近代化の促進並びに改善を図るために試験研究を行なう関係企業に対して補助した。

(d) 都道府県林業試験指導機関に対して行なつた助成

国立林業試験場と都道府県林業試験指導機関との共同体制による試験研究の強化及び普及上の実用的諸問題を早急に解決するため、現地適用試験、連絡試験調査、実用技術開発試験を実施するとともに、試験、研究の能率向上のため、その基礎的な実験器材を整備するに要した経費の一部を補助した。

(e) 都道府県水産試験場に対して行なつた助成

沿岸漁業の振興のため国立水産研究所と調査時期、方法等を統一して組織的に調査を行なう必要のある指定調査事業として、茨城県ほか15県及び国において試験研究を行なう必要のある研究課題であるが、広く現場を必要とし都道府県においても早急に解決しなければならない指定研究事業を実施した青森県ほか31県に対し、その経費の一部を補助した。

(通商産業省所管)

(a) 鉱工業技術試験研究費補助金

わが国鉱工業技術の向上に寄与すると認められる民間等における優れた鉱工業技術に関する試験研究を積極的に助成することとし、特に産業政策に即応して、つぎの指定課題に属する試験研究、鉱工業技術研究組合等が行なう共同研究及び国立試験研究所の研究成果の実用化促進のために行なう試験研究について、重点的に交付し、最大限の効果を収めるよう配慮した。

(i) 指定課題

研究課題	交付件数	交付金額(千円)
エネルギーの開発利用に関する研究	4	29,000
工業材料に関する研究	8	63,600
電子機器に関する研究	31	293,700
制御、管理技術に関する研究	3	14,500
計測機器に関する研究	9	36,500
生産加工に関する研究	9	59,800
高分子化学に関する研究	9	76,600
自動車の高速性能及び耐久性向上に関する研究	1	6,400
垂直及び短距離離着陸機に関する研究	2	2,000
宇宙開発用機器に関する研究	3	12,100
プレハブ用部材に関する研究	2	7,400
産業公害防止及び環境整備に関する研究	9	41,100
産業保安に関する研究	4	17,500
小計	94	660,200
(ii) その他鉱工業技術に関する研究	12	86,800
合計	106	747,000
上記のうち共同研究	16	191,700

(b) 工業標準化調査委託費

日本工業規格の体係整備と内容の高度化の促進が緊急の要務とされ、標準化にあたつて広範に調査研究を行なう必要のあるものが多いので、それらの標準化の対象のうち、国としてその調査研究を積極的に推進する必要があるものについて、昭和40年度においては、包装モデュール設定及びパレットの寸法単純化のための調査研究を社団法人日本包装技術協会、建築構成材の性能試験方法に関する標準化調査研究を財団法人建材試験センター、既製衣料の寸法基準及び呼び寸法統一のための日本人体格調査を日本繊維協議会に委託した。

(c) 鉱工業技術試験研究委託費

わが国の技術水準の向上に必要な研究のうち基礎研究及び大規模な研究費用を要するもので、設備あるいは人的能力よりみて民間に研究を委託することがより効率的と考えられる試験研究について、民間企業に委託費を交付して研究開発を

行なつているが、昭和40年度においては「MHD 発電(1,000 KW)に用いる空気加熱器の試作研究」について東京芝浦電気株式会社に委託費を交付したほか、宇宙環境に耐える電子部品の信頼度の測定又は電子機器等の試験を行なうためのスペース・チェンバーの開発研究を委託した。

なお、MHD発電用空気加熱器については、設計過程において技術上の問題が生じ、設計に予定以上の日時を要したため翌年度へ繰り越した。

(運輸省所管)

経費をつぎの部門の研究題目に配分し、試験研究を行なつた。

(単位千円、千円未満切捨)

部門別	件数	研究費総額	内補助金交付額
船舶	17	124,003	35,800
船員	1	7,500	1,000
港湾	4	16,376	5,400
鉄道	7	45,986	10,050
自動車	3	37,291	4,500
航空	5	29,487	8,450
海上保安	4	24,590	4,913
計	41	285,234	70,113

(建設省所管)

建設技術研究補助金については、公共投資の増大に対処し、建設技術の進歩向上に資するため、建設省において必要とする研究内容等を選択し、研究者を公募して行なう研究課題(要望課題)に対して23件、また、研究者が自主的に研究内容等を選定して建設業の企業合理化促進のために行なう研究課題(自由課題)に対し4件、合計27件に対して補助金を交付し、建設技術全般の向上とその実用化に努めた。

(ニ) その他の経費のおもなものは、つぎのとおりである。

(総理府所管)

(a) 特別研究促進調整費

特に推進する必要のある特別な研究について、各省各庁の所管に係る試験研究業務の総合的な促進を図り、かつ、その相互間の調整を図るため、「多雪地帯における交通路の雪害防止に関する研究」等の総合研究17件及び最近続発する炭鉱事故に対する緊急対策として「炭鉱爆発に伴う一酸化炭素中毒対策に関する特別研究」等の緊急研究13件計30件の試験研究に対して調整費を配分した。

(b) 日本科学技術情報センター

内外科学技術情報の内容充実のため情報発行回数と頁数の増加を行なつたほか、中小企業向海外技術情報を新たに発行した。また、検索基準語方式による情報伝達技術の調査研究に着手した。なお、前年度より継続中の特殊法人合同ビルについては工事の促進を図つた結果内装工事を残して殆んど完成し昭和41年度上半期早々落成の運びとなる予定である。

(文部省所管)

国立大学及び文部本省所轄機関の職員のうち、247名を海外に派遣し、調査研究に従事させた。

(農林省所管)

(a) 昭和40年度において、各省各庁の試験研究機関と共同で実施した研究したおもなものは、つぎのとおりである。

研究課題

低温流通機構に関する総合研究
実験動物に関する総合研究
潜水技術の開発に関する特別研究
有明海北岸低地における水害防止に関する研究
相模灘における海象等に関する研究
第3紀層地帯及び花崗岩風化土地帯におけるがけくずれ等の機構及び予知に関する研究
沿岸海湾の海象に関する総合研究
河川流域における水収支機構に関する研究
林業機械の振動障害(白蠟病)に関する特別研究
大気汚染防止に関する総合研究

(b) 農林水産技術会議の運営

農林水産技術会議の運営に要した人件費及び事業費。

(通商産業省所管)

特別研究促進調整費

昭和40年度においては、通商産業本省及び工業技術院所属試験研究機関は、つぎのとおり特別研究促進調整費の移替を受けて、試験研究、調査を行なつた。

研究課題

有明海北岸低地における水害防止に関する研究
火山性地すべり発生機構及び予知に関する研究
第3紀層地帯及び花崗岩風化土地帯におけるがけくずれ等の機構及び予知に関する研究
集団検診用心電図自動解析装置に関する研究
河川流域における水収支機構に関する研究
沿岸大陸棚の地形地質に関する総合研究
炭鉱爆発に伴う一酸化炭素中毒対策に関する特別研究
基礎地盤の土質及び地質構造に関する研究
沿岸埋立に伴う廃水拡散に関する特別研究
台風24・25号による異常集中豪雨による山地崩壊機構に関する研究
低温流通機構に関する総合研究
産業訓練技術に関する特別研究

(運輸省所管)

(a) 鉄道監督局

運輸省が国鉄、鉄道技術研究所に委託して輸送試験を行なつたもので、冷蔵コンテナ4個を使つて冷凍魚を博多港から汐留まで輸送した。試験項目はドライアイス及び液体窒素の使用量を色々に変えた場合のコンテナ内部温度、積荷温度、外気温度を測定し、資料を得た。

(b) 船舶技術研究所

(i) 自動車衝突時の安全性に関する研究

自動車を種々の状態で障害物に衝突させ、車体各部における応力、加速度、吸収エネルギー等の測定を行なうとともに人体模型を使つて衝突時の影響を調べ、車内安全性の改善に関する基準確立のための資料を得た。

(ii) 潜水調査船の開発に関する総合研究

縮尺模型を使つて深海での運動安定性及び推進器特性試験を行なつた。さらに油漬電池の遠隔比重測定法、液面測定法、注液装置の開発研究を行なつた。

(iii) マリアナ海難に関連する漁船安全対策特別研究

遭難漁船と同種の船体の構造、復元性、操縦性、救命設備を調査するとともに、異状海象下における転覆のメカニズムを模型実験で確めた。また膨張性救命筏、遭難信号自動発信器の開発研究を行なつた。

(c) 港湾技術研究所

相模灘における海象等に関する研究

前年度に開発した水中超音波式波高計を用いて波浪のエネルギースペクトルの計測並びに解析を行なつた。

(d) 気象庁

(i) スモッグ現象の解析に関する総合研究

航空機による視程、逆転層、浮遊ばいじん、各種ガス等の測定を行ない、資料を得た。

(ii) 沿岸海湾の海象に関する総合研究

気象変化によつて沿岸の海水混合がどのように行なわれているかを研究するため、前年度に試作した高性能濁度計並びに自記温度計を伊東にすえつけ、これらの性能試験、整備改良、予備実験を行ない、資料を得た。

(iii) 多雪地帯における交通路の雪害防止に関する研究

降雪強度を測定するため微少時間（1～2分間）で連続的かつ自動的に記録できる測器を試作し、越後中里でテストした。

（iv） 黒潮に関する総合研究

黒潮変動と気象の相互作用の研究として観測船により風の吹送方向、強さと黒潮流路、流向、流速との関係さらに運び込まれた熱エネルギーが気象に及ぼす影響を調査した。

（v） 気象衛星観測資料による気象解析

気象衛星の APT 装置により電送される雲の分布写真を地上において受画する装置を日本電気株式会社で試作し、受画した観測資料を利用して気象解析法の研究を行なつたが、好結果を得ている。

（vi） 有明海北岸低地における水害防止に関する研究

同地域の降雨特性を把握し、降雨と各種水文現象との関連を明らかにするため、雨量強度計、レーダー等による雨量強度の測定と日雨量 50 mm以上のとき佐賀平野の雨量測定資料の収集解析を行なつた。

（vii） 第3紀層地帯及び花崗岩風化土地帯における山くずれ等の機構及び予知に関する研究

主として佐賀県多良町における土壌水分の変動、表面流失、中間流失、地下水位変動と雨量の関係を流失量測定装置等を使つて調べ、がけくずれの件数、場所、時刻と気象攪乱の関係を求めた。

（viii） 沿岸埋立に伴う廃水拡散に関する特別研究

有明、大牟田地域の埋立予定地をモデル地区として、附近海面の潮流の状況及び塩水濃度分布を測定した。

（ix） 相模灘における海象等に関する研究

強風測定に関する研究では超音波風速温度計を昨年に引き継ぎ更に一台購入し、平塚沖の観測塔に設置して陸、海上の強風構造と運動量及び熱の輸送機構について研究した。また海洋構造物に及ぼす波力に関する研究では波圧計5個を水平又は垂直に設置して波圧の水平、垂直分力を求め、塔の振動の研究を行つた。

（e） 海上保安庁

（i）沿岸海湾の海象に関する総合研究

沿岸水の交換機構に関する研究のため前年度試作した記録式ブイロボットの性能試験、装備改良、予備実験等を瀬戸内海で行つた。

（ii） 黒潮に関する総合研究

八丈島沖に多層水温連続観測装置を設置し、同島検潮器による水位変化と合せて、黒潮振動の内容、周期性を調査した。

（iii） 相模灘における海象等に関する研究

前年度に開発した漂砂計を使用して、漂砂の季節的変動の測定研究を行なつた。

（iv） 沿岸大陸棚の地形、地質に関する総合研究

埋積物の形成、移動形態の研究において埋積層を調査する音響探層機を試作し、現地で予備観測を行なつた。

（v） マリアナ海難に関連する漁船安全対策特別研究

沈没が急激な場合の膨張救命筏の自動浮揚性と異状な不規則波に対する安定性を調べて、これの実用化試験を行つた。

（4） 文教施設費

（1） 概説

（イ） 公立文教施設費

この経費は、「義務教育諸学校施設費国庫負担法」（昭33法81）、「公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法」（昭28法248）、「へき地教育振興法」（昭29法143）及び「公立養護学校整備特別措置法」（昭31法152）等に基づいて、公立の小学校、中学校、盲学校及び聾学校の不足校舎等の整備、公立の小学校又は中学校の統合に伴う校舎等の新増築、へき地集会室等の整備、公立諸学校の危険建物の改築、公立高等学校、公立養護学校、公立定時制高等学校及び公立幼稚園の校舎等の整備に必要な経費の一部を国が負担又は補助するために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助の割合は、つぎのとおりである。

小学校校舎	1/3
中学校校舎	1/2
小学校屋内運動場	1/3
中学校屋内運動場	1/2
へき地集会室等	1/2
学校統合	1/2
危険建物	1/3
高校建物	1/3
特殊教育建物	1/2
幼稚園	1/3

（ロ） 公立文教施設災害復旧費

この経費は、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」（昭28法247）及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭37法150）に基づいて、公立の学校等の建物、工作物、土地及び設備の災害復旧に要する経費の一部を国が負担するために要した経費である。

この経費の対象となつたのは、昭和39年に発生した新潟地震、台風20号等及び昭和40年に発生した集中豪雨、台風15号等により被害を受けた公立文教施設の災害復旧費である。

上記に述べた国が負担する経費の負担割合は、つぎのとおりである。

公立学校の一般の地域及び公立公民館、社会体育施設　2/3

激甚災害を受けて特定地方公共団体と指定された地域（公立学校のみ）　被害程度に応ずる負担割合（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による。）

本年度における文教施設費の予算現額は　25,435,697 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額

当初予算額	22,325,517 千円
前年度繰越額	1,450,536 千円
予備費使用額	1,659,644 千円

であり、予備費使用額は昭和40年に発生した集中豪雨及び台風15号等により災害を受けた公立学校建物その他の復旧費等の一部を地方公共団体に補助する経費を支出する必要があり、予備費使用をしたものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	23,942,002 千円
翌年度繰越額は	1,489,010 千円
不用額は	4,684 千円

であつて、翌年度繰越額は用地の選定、気象の関係、設計変更等により、工事の施行に不測の日数を要したこと等のため、年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は公立諸学校建物その他の災害復旧事業で事業内容の変更があつたので、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
公立文教施設費	20,800,000	21,933,382	20,763,927	1,168,257	1,197	99
小中学校不足建物整備	6,717,943	6,925,221	6,642,390	282,310	519	98
校　　舎	4,960,471	5,112,796	4,882,425	229,887	483	98
小　学　校	2,856,294	2,950,147	2,799,502	150,266	378	98
中　学　校	2,104,176	2,162,649	2,082,923	79,620	105	98
屋内運動場	1,417,877	1,460,822	1,421,539	39,246	36	100
小　学　校	426,804	434,742	421,288	13,418	36	98
中　学　校	991,073	1,026,080	1,000,251	25,828	—	100
へき地集会室	339,594	351,601	338,425	13,176	—	99
学校統合	5,574,376	5,819,961	5,467,163	352,797	—	98
危険建物等改築	7,592,885	8,015,945	7,549,214	466,352	379	99
幼稚園園舎	115,813	116,143	110,255	5,881	6	95
そ　の　他	798,982	1,056,111	994,903	60,916	291	124
公立文教施設災害復旧費	1,525,517	3,502,314	3,178,075	320,752	3,486	208
計	22,325,517	25,435,697	23,942,002	1,489,010	4,684	107

（注）　松代地震応急仮校舎建築費補助金はその他に含む。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36　年　度	37　年　度	38　年　度	39　年　度	40　年　度
公立文教施設費	13,108,647	10,755,139	12,837,496	17,670,649	20,763,927
公立文教施設災害復旧費	1,478,897	1,781,452	847,862	1,322,729	3,178,075
そ　の　他	6,761,259	13,650,898	18,579,253	—	—
計	21,348,805	26,187,490	32,264,612	18,993,379	23,942,002

（注）「その他」欄の各年度の数字は、国立文教施設費及び国立文教施設災害復旧費の金額である。

（2）　実　　績

（イ）　公立文教施設費の補助金対象件数調

区　　分	前年度繰越分（件）	現年度分（件）	翌年度繰越分（件）
小中学校不足建物整備	99	2,496	74
校　　舎	62	1,760	50
小　学　校	38	1,050	35
中　学　校	24	710	15
屋内運動場	31	552	22
小　学　校	9	242	9
中　学　校	22	310	13
へき地集会室	6	184	2
学校統合	53	702	46
危険建物等改築	189	2,101	132
工業高校校舎	23	—	—
幼稚園園舎	1	135	5
その他	24	172	14
計	389	5,606	271

（注）　松代地震応急仮校舎の件数は、その他に含む。

（ロ）　公立文教施設災害復旧費の補助対象件数調

39　年　災　害

区　　分	設置者数	施設数
学校施設	22	38

40　年　災　害

区　　分	設置者数	施設数
学校施設	817	2,501
公民館	3	3
社会体育施設	4	6
計	824	2,510

学校施設のうち、設置者数16（うち39年災害2）、施設数27（うち39年災害3）は、昭和41年度へ繰り越した。

（5）　教育振興助成費

（1）　概　　説

（イ）　義務教育教科書費

この経費は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（昭38法182）に基づいて、昭和40年度の国立、公立及び私立の小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の第1学年から第5学年までの児童が使用する全教科の後期用教科用図書及び当該学年の転学児童が使用する教科用図書並びに昭和41年度の第1学年から第6学年までの児童が使用する全教科の前期用教科用図書を全額国庫負担で無償給与するために要した経費である。

（ロ）　要保護準要保護児童生徒援助

この経費は

（a）「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（昭31法40）に基づいて、経済的な理由によつて就学困難な公立の小学校、中学校の準要保護児童生徒に対しては、教科書費（小6年、中1～3年）、学用品費、通学費、修学旅行費及び寄宿舎居住費、要保護児童生徒に対しては、修学旅行費及び寄宿舎居住費の給与等就学援助を行なう市町村にその経費の一部を補助（補助率$\frac{1}{2}$、ただし「産炭地域振興臨時措置法」（昭36法219）第6条に基づく市町村で、財政力指数50％未満の市町村にあつては財政力指数により補助率が$\frac{8}{10}$、$\frac{7}{10}$、$\frac{6}{10}$となるまで補助額加算）するために要した経費

（b）「学校保健法」（昭33法56）に基づいて、公立義務教育諸学校の児童生徒で伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある一定の疾病を有する要保護及び準要保護の児童生徒に対して医療費を援助する市町村にその経費の一部を補助（補助率（a）に同じ）するために要した経費

（c）「学校給食法」（昭29法160）に基づいて、経済的理由によつて給食費を支払うことが困難な公立の小学校、中学校の準要保護児童生徒に対し給食費の補助を行なう市町村にその経費の一部を補助（補助率$\frac{1}{2}$、ただし5～3級のへき地学校を設置する財政力指数50％未満の市町村及び「産炭地域振興臨時措置法」第6条に基づく市町村で、財政力指数50％未満の市町村にあつては財政力指数により補助率が$\frac{8}{10}$、$\frac{7}{10}$、$\frac{6}{10}$となるまで補助額加算）するために要した経費

である。

（ハ）　理科教育振興費

この経費は、「理科教育振興法」（昭28法186）に基づいて、公立及び私立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の理科教育用設備の整備費の一部をその設置者に補助（補助率$\frac{1}{2}$）するために要した経費である。このほか、理科教育センター設置費補助金（2件）は前年度から繰り越されたものである。

（ニ）　産業教育振興費

この経費は、「産業教育振興法」（昭26法228）に基づいて、公立及び私立の学校の設置者に対し、産業教育の整備充実を図るために必要な経費を国が負担又は補助する等産業教育振興のために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

高等学校産業教育施設及設備整備費補助金	
高等学校産業教育施設及設備整備費	$\frac{1}{2}$～$\frac{1}{3}$
設　備　費	
施　設　費	
高等学校産業教育実習船建造費	$\frac{1}{3}$
高等学校農業教育近代化促進費	$\frac{1}{3}$
自営者養成農業高等学校拡充整備費	$\frac{1}{3}$

中学校産業教育設備費補助金 $\frac{1}{3}$

(ホ) 特殊教育振興費等

(a) 特殊教育の振興

この経費は、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」(昭29法144)に基づいて、都道府県が特殊教育学校への就学奨励のため要した経費の一部を補助(補助率 $\frac{1}{2}$)並びに養護学校、特殊学級の設置促進及び特殊教育学校における障害に応じて特別に必要とする設備等の整備充実のために要した経費の一部を補助(補助率 $\frac{1}{2}$)する等特殊教育の振興のために要した経費

(b) 定時制、通信教育の振興

この経費は、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」(昭28法238)に基づいて、公立高等学校の定時制教育又は通信教育に従事する校長及び教員に対し特殊勤務手当を支給する地方公共団体にその経費の一部を補助(補助率 $\frac{1}{3}$)するとともに、高等学校の定時制教育の設備費、公立高等学校の通信教育の運営費及び通信教育用教科書、学習書の給与に要した経費の一部をその設置者に補助(補助率設備費は $\frac{1}{2}$・$\frac{1}{3}$、運営費は $\frac{1}{3}$、教科書、学習書は $\frac{1}{2}$)する等のために要した経費

(c) 普通科及び商業科の家庭科設備の充実等

この経費は、公立高等学校の普通科及び商業科における家庭科教育の充実強化に資するため、その設備費の一部を補助(補助率 $\frac{1}{3}$)するために要した経費

(d) へき地教育の振興

この経費は、「へき地教育振興法」に基づいて、へき地学校保健管理、義務教育に従事する教員の宿舎の建築費、児童生徒の通学用バス等の購入費並びにへき地小学校、中学校に対するテレビ受像機、シート式磁気録音機、給食施設設備の整備費、へき地の児童生徒の寄宿舎居住費の一部を地方公共団体に補助(補助率 $\frac{1}{2}$)するために要した経費

(e) 通学費補助

この経費は、学校統合等による遠距離通学者に通学費を補助している地方公共団体に対し、その一部を補助(補助率 $\frac{1}{2}$)するために要した経費

(f) 養護学校教育費国庫負担金

この経費は、「公立養護学校整備特別措置法」に基づいて、公立養護学校の教職員給与費及び共済組合長期給付負担金については、都道府県支出額の2分の1を、また、教材費については、都道府県又は市町村が支出した教材費に要する経費のうち、政令による限度額の2分の1を負担するために要した経費

である。

(ヘ) 学校保健費

この経費は、「学校保健法」に基づいて、公立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期健康診断費の一部を補助(補助率 $\frac{1}{2}$)するほか、学校環境衛生設備整備について補助(補助率 $\frac{1}{3}$)するために要した経費並びに「日本学校安全会法」(昭34法198)に基づいて、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害に対する共済事業及び学校安全の普及充実に関する事業を行なう特殊法人日本学校安全会にその事務費の一部を補助(定額補助)する等のために要した経費である。

(ト) 学校給食費

この経費は、「学校給食法」等に基づいて、公立及び私立の学校の設置者に対し学校給食施設、設備の整備に必要な経費の一部を補助し、また、夜間定時制高等学校夜食費及び学校栄養職員設置に要する経費の一部を設置者に補助するに要した経費である。さらに学校給食費について父兄負担の軽減を図るため、学校給食用脱脂粉乳の代価の一部を特殊法人日本学校給食会に補助(定額補助)するほか、学校給食用小麦粉製品の原料代の一部を国庫において負担することに伴う所要額を食糧管理特別会計へ繰り入れるために要した経費等である。

(チ) 私立学校助成費

(a) 私立大学等理科特別助成補助金

この経費は、私立大学(短期大学を含む。)の理科系の学部、学科及び私立高等専門学校の各学科の教育内容の充実を図るため、これらの設置者に対し、学生の実験及び実習用設備の整備に要する経費について、その一部を補助(補助率 既設の理科系の学部、学科は $\frac{1}{2}$、新設の理工系の学部、学科は $\frac{2}{3}$)するために要した経費

(b) 私立大学研究設備助成補助金

この経費は、「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」(昭32法18)に基づいて、私立大学(短期大学を除く。)における学術の研究を促進するため、これらの設置者に対し、研究設備(機械、器具、図書等)の購入費についてその一部を補助(補助率 $\frac{2}{3}$以内)するために要した経費

(c) 私立学校振興会出資金

この経費は、「私立学校振興会法」(昭27法11)に基づいて、私立学校教育の振興を図るため、その施設費及び経営費に関し必要な資金の貸付等を行なつている特殊法人私立学校振興会に対し国が出資するために要した経費であり、昭和40年度においては、一般施設充実費、大学生増員施設費、理工系学生増募施設費、高校生徒急増対策施設費等に多額の資金を必要とするため、同会に対し出資を行なつた経費

(d) 私立学校教職員共済組合補助金

この経費は、「私立学校教職員共済組合法」(昭28法245)に基づいて、私立学校教職員の相互扶助事業を行ない、その福祉厚生を図り、私立学校教育の振興に資することを目的とする特殊法人私立学校教職員共済組合の事業及び事務に要する経費の一部を補助(補助率 事業費補助は退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用の $\frac{15}{100}$、事務費補助は事務に要する経費の一部)するために要した経費

(e) 私立学校教育研修センター設置費補助金

この経費は、財団法人日本私学教育研究所が全国の私立中学、高等学校の教職員の資質の向上を図るための教育研究、研修施設として「研修センター」を設置するため、当該設置者にその設置に必要な施設費の一部を補助(定額補助)するために要した経費

(f) 災害復旧費補助金

この経費は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて、昭和40年6月19日から同月21日までの豪雨並びに昭和40年に発生した台風20号及び9月の降ひようにより被害を受けた私立学校の施設等の災害復旧に要する経費の一部を補助(補助率 $\frac{1}{2}$)するために要した経費

である。

本年度における教育振興助成費の予算現額は 28,682,342千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	28,018,689千円
当初予算額	28,709,183千円
予算補正追加額	116,459千円
予算補正修正減少額	806,953千円
前年度繰越額	646,073千円
予備費使用額	17,580千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降養護学校教職員の給与改善費を負担するため必要な経費及び昭和39年度養護学校教職員給与費国庫負担金の精算による不足額を交付するため必要な経費等を追加し

たものであり、予算補正修正減少額は私立学校助成に必要な既定の予算の節約額及び不用額等を修正減少したものであり、予備費使用額は昭和40年に発生した台風20号等により災害を受けた私立学校建物その他の復旧費の一部を設置者に補助する経費を支出する必要があり、予備費使用をしたものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　27,636,364千円
翌年度繰越額は　642,649千円
不用額は　403,328千円
であつて、翌年度繰越額は義務教育教科書費において、昭和41年度の前期用教科用図書の給与の購入契約に係る冊数及び金額の調査確認が年度内に完了しなかつたので、年度内に支出を終わらなかつたものであり、また、産業教育振興費において、用地の選定、気象の関係、設計変更等により、工事の施行に不測の日数を要したこと等により、年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は学校給食費において、学校給食用小麦粉の売渡しに伴う売買差損額が少なかつたので食糧管理特別会計へ繰入を要することが少なかつたこと等並びに義務教育教科書費において教科書の種目のうち、給与実績が予定数を下回つたものがあつたので教科書購入費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
義務教育教科書費	6,008,717	6,384,717	5,849,625	460,716	74,375	97
要保護準要保護児童生徒援助	4,056,992	4,057,163	3,989,981	—	67,181	98
理科教育振興費	1,017,909	1,027,685	1,027,681	—	4	100
産業教育振興費	4,619,835	4,863,815	4,678,377	181,933	3,505	101
特殊教育振興費等	2,686,766	2,686,585	2,655,401	—	31,184	98
特殊教育の振興	575,823	575,822	566,407	—	9,414	98
定時制、通信教育の振興	395,599	395,536	389,381	—	6,154	98
普通科及び商業科の家庭科設備の充実等	72,000	72,000	71,971	—	28	99
へき地教育の振興	350,304	350,244	334,705	—	15,539	95
通学費補助	149,950	149,892	149,843	—	48	99
養護学校教育費国庫負担金	1,143,090	1,143,090	1,143,090	—	—	100
学校保健費	244,792	244,730	235,238	—	9,491	96
学校給食費	5,383,071	5,383,071	5,183,013	—	200,057	96
私立学校助成費	4,000,607	4,034,573	4,017,045	—	17,528	100
私立大学等理科特別助成補助金	1,751,975	1,751,975	1,751,975	—	—	100
私立大学研究設備助成補助金	1,021,690	1,021,690	1,021,690	—	—	100
私立学校振興会出資金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—	100
私立学校教職員共済組合補助金	176,942	176,942	159,414	—	17,527	90
私立学校教育研修センター設置費補助金	50,000	50,000	50,000	—	—	100
災害復旧費補助金	—	33,966	33,965	—	0	—
計	28,018,689	28,682,342	27,636,364	642,649	403,328	98

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
義務教育教科書費	—	432,139	1,811,713	4,303,351	5,849,625
要保護準要保護児童生徒援助	967,853	1,378,743	2,022,013	2,164,001	3,989,981
理科教育振興費	860,668	1,160,106	1,167,052	1,164,346	1,027,681
産業教育振興費	1,621,145	2,664,958	3,739,967	4,717,989	4,678,377
特殊教育振興費等	981,870	1,152,815	1,513,984	1,898,619	2,655,401
学校保健費	(225,880)	(267,110)	347,731	364,504	235,238
学校給食費	(2,420,480)	(2,742,260)	5,747,244	6,067,109	5,183,013
私立学校助成費	2,498,190	3,247,045	3,644,699	4,139,666	4,017,045
計	(2,646,360) 6,929,727	(3,009,370) 10,035,808	19,994,406	24,819,589	27,636,364

（注）1.（　）書は、主要経費におけるその他の事項経費（P6）に含まれているものである。
2. 要保護準要保護児童生徒援助は、昭和40年度から要保護準要保護児童生徒に係る医療費、学校給食費補助が統合された。

（2）実績

（イ）義務教育教科書費

給与児童数は下記のとおりである。

（単位　人）

区分	小学校	盲学校	聾学校	養護学校	計
1年	1,567,862	286	1,136	1,347	1,570,631
2年	1,608,317	351	1,163	1,469	1,611,300
3年	1,527,604	403	1,222	1,487	1,530,716
4年	1,568,044	468	1,327	1,389	1,571,228
5年	1,628,337	547	1,406	1,498	1,631,788
6年	1,673,572	643	1,519	1,415	1,677,149
計	9,573,736	2,698	7,773	8,605	9,592,812

（ロ）要保護準要保護児童生徒援助

（i）教科書費

区分	補助対象児童生徒数（人）
小学校	126,689
中学校	405,043
計	531,732

（ii）学用品費

区分	補助対象児童生徒数（人）
小学校	606,841
中学校	406,351
計	1,013,192

（iii）通学費

区分	補助対象児童生徒数（人）
小学校	6,518
中学校	12,174
計	18,692

（iv）修学旅行費

区分	補助対象児童生徒数（人）
小学校	177,066
中学校	203,222
計	380,288

（v）寄宿舎居住費

区分	補助対象児童生徒数（人）
小学校	378
中学校	2,714
計	3,092

（vi）医療費

区分	補助対象児童生徒数（人）
都道府県立学校分	7,217
市町村立学校分	593,282
計	600,499

(vii) 学校給食費

区分	補助対象児童生徒数 小学校	補助対象児童生徒数 中学校	計
	(人)	(人)	(人)
完全給食	485,496	103,935	589,431
補食給食	18,965	9,537	28,502
ミルク給食	87,839	212,776	300,615
計	592,300	326,248	918,548

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における要保護準要保護児童生徒援助の実績を示せば、つぎのとおりである。

(単位 人)

区分		36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
教科書費	小学校	490,326	549,502	574,653	359,388	126,689
	中学校	278,757	352,033	435,192	417,519	405,043
	計	769,083	901,535	1,009,845	776,907	531,732
学用品費	小学校	504,729	553,744	659,375	634,674	606,841
	中学校	284,414	357,383	433,728	425,911	406,351
	計	789,143	911,127	1,093,103	1,060,585	1,013,192
通学費	小学校	3,545	20,395	6,417	6,935	6,518
	中学校	3,991	17,884	11,145	13,206	12,174
	計	7,536	38,279	17,562	20,141	18,692
修学旅行費	小学校	177,798	184,859	194,109	189,993	177,066
	中学校	135,862	194,444	218,943	219,748	203,222
	計	313,660	379,303	413,052	409,741	380,288
寄宿舎居住費	小学校	—	234	221	236	378
	中学校	—	1,678	2,330	2,349	2,714
	計	—	1,912	2,551	2,585	3,092
学校給食費	小学校	346,956	371,984	624,075	572,761	592,300
	中学校	28,064	35,522	344,968	276,675	326,248
	計	375,020	407,506	969,043	849,436	918,548

(ハ) 理科教育振興費

(a) 理科教育設備費補助金

(単位千円、千円未満切捨)

区分	補助対象数 (校)	補助金額
公立	9,741	875,559
私立	613	142,298
計	10,354	1,017,857

(b) 理科教育センター設置費補助金

(前年度繰越分)

(単位千円、千円未満切捨)

区分	補助対象数 (校)	補助金額
公立	2	9,706

(ニ) 産業教育振興費

産業教育振興費補助金対象設置者数調

区分	前年度繰越分 公立	前年度繰越分 私立	前年度繰越分 計	現年度分 公立	現年度分 私立	現年度分 計	翌年度繰越分 公立	翌年度繰越分 私立	翌年度繰越分 計
高等学校産業教育施設及設備整備費補助金	40	5	45	235	362	597	28	1	29
高等学校産業教育施設及設備整備費	24	5	29	181	362	543	18	1	19
設備費	2	—	2	113	292	405	—	—	—
施設費	22	5	27	68	70	138	18	1	19
高等学校産業教育実習船建造費	—	—	—	5	—	5	1	—	1
高等学校農業教育近代化促進費	11	—	11	44	—	44	6	—	6
自営者養成農業高等学校拡充整備費	5	—	5	5	—	5	3	—	3
中学校産業教育設備費補助金	—	—	—	1,215	—	1,215	—	—	—
計	40	5	45	1,450	362	1,812	28	1	29

(ホ) 特殊教育振興費等

(a) 特殊教育の振興

(i) 養護学校等設備費補助金

(単位千円、千円未満切捨)

区分	補助対象数	補助金額
養護学校設備費補助	12校	4,400
特殊学級設備費補助	1,140学級	113,650
盲聾学校弱視難聴教育設備費補助	65校	9,015
盲学校高等部理療科設備費補助	11校	1,095
聾学校幼稚部設備費補助	9校	700
特殊教育学校スクールバス購入費補助	10台	8,775
計		137,635

(ii) 特殊教育学校就学奨励費補助金及び交付金

(単位千円、千円未満切捨)

区分	補助金 支弁人員 (人)	補助金 補助金額	交付金 支弁人員 (人)	交付金 金額
教科用図書購入費	26,440	26,996	640	1,791
学校給食費	24,791	73,645	167	889
交通費	35,049	61,206	710	2,156
寄宿舎居住に伴う経費	28,370	215,300	100	2,032
修学旅行費	6,767	9,136	84	173
学用品購入費	20,667	22,093	339	559
計	142,084	408,378	2,040	7,603

(iii) 特殊教育学校職業教育費補助金

(単位千円、千円未満切捨)

区分	補助対象数 (校)	補助金額
中学部技術・家庭科設備費	77	7,700
高等部職業教育費	3	1,774
計	80	9,474

(b) 定時制、通信教育の振興

(i) 定時制高等学校設備費補助金

(単位千円、千円未満切捨)

区分	補助対象数 (校)	補助金額
公立	811	89,000
私立	8	1,500
計	819	90,500

(ii) 通信教育運営費補助金

補助対象(公立学校) 61校

補助金額 8,376千円

(iii) 定時制及通信教育手当補助金

(単位千円、千円未満切捨)

区分	手当支給者数 人員 (申請人員)(人)	補助金額
公立	22,952	286,082

(iv) 高等学校通信教育教科書学習書給与費補助金

(単位千円、千円未満切捨)

区分	対象生徒数 (申請人員)(人)	補助金額	備考
公立	7,123	3,743	第3年次生以上で28単位以上修得者
私立	2,094	602	
計	9,217	4,345	

(c) 普通科及び商業科の家庭科設備の充実等

(i) 公立高等学校普通科等家庭科教育設備費補助金

補助対象 450校

補助金額 45,000千円

(ii) 高等学校視聴覚教材設備費補助金

補助対象 98校

補助金額 26,971千円

(d) へき地教育の振興

(i) へき地学校保健管理費補助金

補助対象 532市町村

補助金額 8,488千円

(ii) へき地学校設備等整備費補助金

(い) スクールバス・ボート購入費

(単位千円、千円未満切捨)

区分	補助件数	補助金額
バス	50台	38,230
ボート	0隻	0
計		38,230

(ろ) テレビ受像機購入費

補助対象 276台

補助金額 5,520千円

(は) シート式磁気録音機購入費

補助対象 355台

補助金額 10,650千円

(に) 給食施設設備費

補助対象 61校

補助金額 3,086千円

(ほ) 教員宿舎建築費

補助対象 805戸

補助金額 206,807千円

（iii） 公立小中学校寄宿舎居住費補助金

補助対象　96市町村

補助金額　61,521千円

（e） 通学費補助

遠距離児童生徒通学費補助金

補助対象　444市町村

補助金額　149,451千円

（f） 養護学校教育費国庫負担金

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
児童・生徒数	(人) 5,515	(人) 7,332	(人) 9,322	(人) 11,478	(人) 12,663
学級数	(学級) 431	(学級) 597	(学級) 799	(学級) 1,076	(学級) 1,238
教職員数	(人) 770	(人) 1,060	(人) 1,504	(人) 2,060	(人) 2,408

区分	40年度(A)	39年度(B)	比較(A)−(B)
児童・生徒数	(人) 12,663	(人) 11,478	(人) 1,185
学級数	(学級) 1,238	(学級) 1,076	(学級) 162
教職員数	(人) 2,408	(人) 2,060	(人) 348

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における養護学校教育費国庫負担金の実績を示せば、つぎのとおりである。

（ヘ） 学校保健費

（i） 教員健康保健診断費補助金

補助対象　563,257人

補助金額　17,686千円

（ii） 学校環境衛生設備整備費補助金

学校の環境衛生検査を実施するため、検査器具を整備することにより、学校環境衛生の維持、改善に資するとともに疾病の予防や健康増進を図り、学習能率の増進をはかつた。（259市町村に22,685千円補助）

（iii） 日本学校安全会補助金

学校安全の普及充実を図るとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に関して災害共済給付を行ない、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする特殊法人日本学校安全会に194,747千円を補助した。

（ト） 学校給食費

（i） 義務教育諸学校給食用脱脂粉乳購入費補助金

特殊法人日本学校給食会が、義務教育諸学校における給食用として都道府県学校給食会に供給した脱脂粉乳48,762,709kgに対して2,243,084千円を補助した。（100g当り4円60銭補助）

なお、これに伴う学校給食の普及率はつぎのとおりである。

区分	昭和40年5月1日現在(%)	昭和41年5月1日現在(%)
小学校	93.3	95.1
中学校	72.4	76.2

（ii） 学校給食施設及設備整備費補助金

区分		補助対象数(校)
小・中学校単独校		763
共同調理場	(187箇所)	1,093
夜間高校		15
へき地特別対策校		572
計		2,443

（iii） 学校栄養職員設置費補助金

補助対象　443人

（共同調理場の学校栄養士）

補助金額　54,998千円

（iv） 夜間定時制高等学校夜食費補助金

夜間定時制高等学校のうち、都道府県立276,267人、市町村立51,299人、私立4,142人の生徒に対し、夜食費を357,617千円を補助した。

（v） 日本学校給食会補助金

学校給食用物資を適正円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実を図ることを目的とする特殊法人日本学校給食会に54,439千円を補助した。

（vi） 食糧管理特別会計へ繰入

都道府県学校給食会が買入れた小麦粉　163,638,470kg

繰入額　1,636,383千円（100g当り1円）

（チ） 私立学校助成費

（a） 私立大学等理科特別助成補助金

（単位千円、千円未満切捨）

区分	補助対象数(学科)	採択分についての購入経費	補助金額
既設分	373	1,555,868	769,239
新設分	137	1,386,799	899,774

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
既設分	740,533	695,945	735,475	749,755	769,239
新設分	268,950	476,667	676,649	793,554	899,774
高等専門学校分	—	45,653	79,893	68,480	82,962
計	1,009,483	1,218,265	1,492,017	1,611,789	1,751,975

（b） 私立大学研究設備助成補助金

（単位千円、千円未満切捨）

区分	採択件数(件)	採択分についての購入経費	補助金額
人文科学系	452	318,488	208,290
自然科学系	646	1,309,860	813,400

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
人文科学系	125,090	211,800	208,060	224,406	208,290
自然科学系	427,791	476,369	616,896	656,188	813,400
計	552,881	688,169	824,956	880,594	1,021,690

（c） 私立学校振興会出資金

（i） 私立学校振興会出資金一覧表

（単位千円、千円未満切捨）

区分	金額
36年度	800,000
37年度	1,200,000
38年度	1,200,000
39年度	1,500,000
40年度	1,000,000

（ii） 私立学校振興会貸付等一覧表

（単位千円、千円未満切捨）

区分	金額
貸付	
一般施設費(497法人)	6,160,750
大学生増員施設費(106法人)	5,104,100
理工系学生増募施設費(35法人)	2,501,000
高校生急増対策施設費(60法人)	296,000
経営費(157法人)	584,750
特別融資(117法人)	284,000
災害復旧費(19法人)	79,550
各種学校施設費(4法人)	27,400
計(995法人)	15,037,550
助成	
私立学校教職員共済組合	155,374
私学研修福祉会	140,480
計	295,854

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における私立学校振興会貸付等の実績を示せば、つぎのとおりである。

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
貸付					
一般施設費	1,663,480	1,199,740	1,597,750	4,280,880	6,160,750
大学生増員施設費	—	—	—	—	5,104,100
理工系学生増募施設費	191,500	1,174,360	1,674,300	2,138,000	2,501,000
高校生急増対策施設費	298,700	2,081,050	2,722,900	1,519,500	296,000

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
経営費	501,800	404,100	456,300	632,480	584,750
特別融資	302,600	244,950	124,500	138,750	284,000
災害復旧費	100,110	61,260	43,214	42,680	79,550
各種学校施設費	—	—	—	52,000	27,400
私学会館建設費	—	—	—	50,000	—
計	3,058,190	5,165,460	6,618,964	8,854,290	15,037,550
助成					
私立学校教職員共済組合	101,056	143,061	129,283	213,546	155,374
私学研修福祉会	123,386	91,161	81,815	123,697	140,480
計	224,442	234,222	211,098	337,243	295,854

（d） 私立学校教職員共済組合補助金

（i） 私立学校教職員共済組合補助金一覧表

（単位千円、千円未満切捨）

区分	事業費	事務費	計
36年度	62,544	29,061	91,605
37年度	73,991	32,411	106,402
38年度	88,813	32,905	121,718
39年度	100,830	37,916	138,746
40年度	117,082	42,332	159,414

（ii） 長期給付実績

（単位千円、千円未満切捨）

給付区分	給付件数	給付実績額
	(件)	
退職給付	19,169	649,539
退職年金	3,097	100,748
通算退職年金	348	1,368
退職一時金	15,698	545,603
返還一時金	26	1,819
廃疾給付	477	11,287
廃疾年金	475	10,800
廃疾一時金	2	486
遺族給付	1,825	46,895
遺族年金	1,652	21,573
遺族一時金	158	24,321
年金者遺族一時金	5	406
死亡一時金	10	593
恩給財団給付	2,693	72,826
年金	2,640	70,269
一時金	5	40
一時扶助金	48	2,516
計	24,164	780,549

（e） 私立学校教育研修センター設置費補助金

補助対象 1件

補助金額 50,000千円

（f） 災害復旧費補助金

補助対象 33校

補助金額 17,512千円

（注） 上記のほか昭和39年度より繰り越されたもの

補助対象 1校

補助金額 16,386千円

（6） 育英事業費

（1） 概説

この経費は、「日本育英会法」（昭19法30）に基づいて、優秀な学徒で経済的理由により修学困難な者に学資の一部を貸与している特殊法人日本育英会に対し、奨学資金の原資を貸し付けるとともに、その事務費を補助（定額）するために要した経費である。

本年度における育英事業費の予算現額は 8,932,133千円

であつて、その内訳は

歳出予算額 8,932,133千円

当初予算額 8,940,633千円

予算補正修正減少額 8,500千円

であり、予算補正修正減少額は育英事業に必要な既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 8,932,133千円

である。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合（%）
育英貸付金	8,183,542	8,183,542	8,183,542	—	—	100
日本育英会事務費補助	748,591	748,591	748,591	—	—	100
計	8,932,133	8,932,133	8,932,133	—	—	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
育英貸付金	5,087,400	5,936,800	7,581,227	8,036,032	8,183,542
日本育英会事務費補助	303,356	386,066	470,878	579,352	748,591
計	5,390,756	6,322,866	8,052,105	8,615,384	8,932,133

（2） 実績

学資の貸与

（単位千円、千円未満切捨）

区分	貸与人員	貸与金額
	(人)	
一般貸与奨学生	200,165	6,131,276
高等学校奨学生	73,707	1,218,241
全日制	68,076	1,127,856
定時制	5,631	90,385
大学一般貸与奨学生	113,029	3,330,588
大学一般奨学生	93,677	2,758,373
教育一般奨学生	17,923	536,970
国立養護教諭養成所奨学生	32	720
国立工業教員養成所奨学生	1,069	30,260
通信教育奨学生	328	4,264
大学院奨学生	10,368	1,518,440
修士課程奨学生	4,873	574,460
博士課程奨学生	5,495	943,980
芸術専攻科奨学生	12	1,152
高等専門学校一般貸与奨学生	2,570	45,700
医学実施修練奨学生	479	17,154
特別貸与奨学生	93,566	5,656,615
高等学校特別貸与奨学生	40,429	1,438,842
全日制	39,948	1,422,465
定時制	481	16,377
大学特別貸与奨学生	50,794	4,111,658
大学特別奨学生	43,997	3,583,869
教育特別奨学生	6,797	527,789
高等専門学校特別奨学生	2,343	106,115
計	293,731	11,787,891

学資貸与の実施状況は上記のとおりであるが、育英資金貸付金と貸与金額との差額3,604,349千円は、学資貸与金の返還金（3,604,149千円）と育英寄附金（200千円）によつてまかなわれたものである。

3 恩給関係費

本年度における恩給関係費の予算現額は

168,811,854千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	168,438,786千円
当初予算額	167,101,612千円
予算補正追加額	1,352,648千円
予算補正修正減少額	15,474千円
前年度繰越額	373,068千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	168,130,932千円
翌年度繰越額は	647,634千円
不用額は	33,287千円

である。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
文官等恩給費	19,682,626	19,836,953	19,758,216	78,737	—	100
旧軍人遺族等恩給費	135,570,892	135,749,892	135,379,016	370,875	0	99
遺族及び留守家族等援護費	13,185,268	13,225,009	12,993,699	198,022	33,287	98
計	168,438,786	168,811,854	168,130,932	647,634	33,287	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
文官等恩給費	17,452,053	17,928,095	17,755,445	20,067,860	19,758,216
旧軍人遺族等恩給費	102,614,699	103,687,469	113,932,611	128,830,655	135,379,016
遺族及び留守家族等援護費	9,041,929	8,786,705	10,638,211	10,973,917	12,993,699
計	129,108,681	130,402,269	142,326,267	159,872,432	168,130,932

(1) 文官等恩給費

(1) 概説

この経費は、「国会議員互助年金法」（昭33法70）に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に支給した普通退職年金及び遺族扶助年金、「恩給法」（大12法48）等に基づいて、退職した文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員並びにその遺族に支給した年金及び一時金、「恩給法等の一部を改正する法律」（昭40法82）による恩給増額並びに「文化功労者年金法」（昭26法125）に基づいて、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に支給する年金に要した経費である。

本年度における文官等恩給費の予算現額は

19,836,953千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	19,682,626千円
当初予算額	19,683,626千円
予算補正修正減少額	1,000千円
前年度繰越額	154,327千円

であり、予算補正修正減少額は文化功労者年金支給に必要な既定の予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	19,758,216千円
翌年度繰越額は	78,737千円

であつて、翌年度繰越額は文官恩給の履歴及び死亡事実の調査確認に不測の日数を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
国会議員互助年金	94,752	107,728	107,728	—	—	113
文官等恩給費	19,480,874	19,622,225	19,543,488	78,737	—	100
文化功労者年金	107,000	107,000	107,000	—	—	100
計	19,682,626	19,836,953	19,758,216	78,737	—	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
国会議員互助年金	48,422	54,612	66,067	99,736	107,728
文官等恩給費	17,352,631	17,820,983	17,637,378	19,865,124	19,543,488
文化功労者年金	51,000	52,500	52,000	103,000	107,000
計	17,452,053	17,928,095	17,755,445	20,067,860	19,758,216

(2) 実績

文化功労者年金受給者数

区分	受給者数（人）
自然科学部門	34
人文科学部門	28
文学部門	10
芸術その他の部門	35
計	107

(2) 旧軍人遺族等恩給費

この経費は、「恩給法」等に基づいて、旧軍人又はその遺族等に支給した普通恩給、増加恩給、傷病年金、公務扶助料、特例扶助料若しくは普通扶助料の年金、一時金及び「恩給法等の一部を改正する法律」による恩給増額に要した経費である。

本年度における旧軍人遺族等恩給費の予算現額は

135,749,892千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	
当初予算額	135,570,892千円
前年度繰越額	179,000千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	135,379,016千円
翌年度繰越額は	370,875千円
不用額は	0千円

であつて、翌年度繰越額は旧軍人遺族等恩給の軍歴及び死亡事実の調査確認に不測の日数を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
旧軍人遺族等恩給費	135,570,892	135,749,892	135,379,016	370,875	0	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
旧軍人遺族等恩給費	102,614,699	103,687,469	113,932,611	128,830,655	135,379,016

(3) 遺族及び留守家族等援護費

(1) 概説

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭27法127）に基づく遺族年金、遺族給与金等、「未帰還者留守家族等援護法」（昭28法161）に基づく留守家族手当等、「未帰還者

に関する特別措置法」(昭34法7)に基づく弔慰料、「戦傷病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養費等、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭38法61)に基づく特別給付金を支給するための事務費、「引揚者給付金等支給法」(昭32法109)に基づく引揚者給付金等を支給するための事務費、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭40法100)に基づく特別弔慰金を支給するための事務費、「海外邦人の引揚に関する件」(昭27閣議決定)に基づく引揚援護に必要な経費及び旧外地職員等の給与の支給に要した経費である。

本年度における遺族及び留守家族等援護費の予算現額は

13,225,009千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	13,185,268千円
当初予算額	11,847,094千円
予算補正追加額	1,352,648千円
予算補正修正減少額	14,474千円
前年度繰越額	39,741千円

であり、予算補正追加額は「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく遺族等年金の対象件数の増加により生ずる遺族等年金の予算の不足を補うため必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	12,993,699千円
翌年度繰越額は	198,022千円
不用額は	33,287千円

であつて、翌年度繰越額は遺族年金の請求遅延及び受給権調査確認事務に不測の日数を要したため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は戦時死亡宣告の確定件数が予定より少なかつたため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
遺族及び障害年金等	12,170,067	12,170,067	11,972,038	198,022	6	98
遺族年金	9,986,019	9,986,019	9,787,997	198,022	—	98
遺族給与金	1,610,075	1,610,075	1,610,075	—	—	100
障害年金	371,023	371,023	371,023	—	—	100
遺族一時金	80,000	80,000	80,000	—	—	100
その他	122,950	122,950	122,943	—	6	99
留守家族等援護費	49,738	32,739	18,322	—	14,416	36
留守家族手当	3,301	3,802	3,802	—	—	115
沖縄関係費	24,860	24,860	10,936	—	13,923	43
その他	21,577	4,076	3,583	—	492	16
未帰還者特別措置費	45,977	46,044	32,297	—	13,747	70
戦傷病者特別援護費	747,315	794,148	793,173	—	974	106
療養費	647,761	695,427	695,426	—	0	107
補装具給付費	70,381	71,592	71,591	—	0	101
その他	29,173	27,129	26,155	—	973	89
引揚者等援護費	28,353	38,193	38,170	—	22	134
特別給付金事務処理費	14,640	14,640	14,640	—	—	100
特別弔慰金事務処理費	48,756	48,756	48,756	—	—	100
旧外地職員等給与	6,500	6,500	2,378	—	4,121	36
戦傷病者等無賃乗車船負担金	73,922	73,922	73,922	—	—	100
計	13,185,268	13,225,009	12,993,699	198,022	33,287	98

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
遺族及び障害年金等	8,313,280	8,057,000	9,965,000	10,122,146	11,972,038
留守家族等援護費	728,649	729,705	673,211	87,447	52,998
戦傷病者特別援護費	—	—	—	764,323	867,095
引揚者等援護費	—	—	—	—	38,170
特別給付金事務処理費	—	—	—	—	14,640
特別弔慰金事務処理費	—	—	—	—	48,756
計	9,041,929	8,786,705	10,638,211	10,973,917	12,993,699

(2) 実績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

(イ) 遺族年金受給者数

(単位人)

区分	39年度末人員	40年度末人員
先順位者	118,682	119,609
後順位者	62,736	62,234
計	181,418	181,843

(ロ) 遺族給与金受給者数

(単位人)

39年度末人員	40年度末人員
33,292	35,337

(ハ) 障害年金受給者数

(単位人)

区分	39年度末人員			40年度末人員		
	軍人軍属分	準軍属分	計	軍人軍属分	準軍属分	計
特別項症	28	26	54	30	25	55
第1項症	28	17	45	28	17	45
第2項症	52	23	75	52	23	75
第3項症	321	164	485	318	172	490
第4項症	343	172	515	341	180	521
第5項症	546	282	828	536	293	829
第6項症	475	235	710	471	257	728
第1款症	205	—	205	210	—	210
第2款症	202	—	202	210	—	210
第3款症	244	—	244	266	—	266
計	2,444	919	3,363	2,462	967	3,429

(ニ) 留守家族手当受給者数

(単位人)

区分	未復員者	帰還未邦人	計
昭和40年4月1日現在	17	39	56
昭和41年4月1日現在	15	31	46

(ホ) 帰還患者数及び転帰区分

(単位人)

区分	入院	通院	計
昭和40年4月1日患者数	2,239	3,210	5,449
新規認可	32	226	258
治ゆ	17	52	69
死亡	28	0	28
中断	24	35	59
入院から通院	32	57	—
通院から入院	57	32	—
昭和41年4月1日患者数	2,227	3,324	5,551

(ヘ) 葬祭料支給件数

死亡公報	戦時死亡宣告	計
(件) 188	(件) 948	(件) 1,136

(ト) 戦時死亡宣告審判申立及び確定数

（単位 件）

審判区分 / 年度	審判申立数 未復員数	審判申立数 未帰還邦人	審判申立数 計	審判確定数 未復員数	審判確定数 未帰還邦人	審判確定数 計
36年度まで	1,597	2,320	3,917	1,560	1,319	2,879
37年度	1,360	3,653	5,013	2,096	3,147	5,243
38年度	254	1,164	1,418	929	2,279	3,208
39年度	156	1,408	1,564	340	1,427	1,767
40年度	118	408	526	114	640	754
計	3,485	8,953	12,438	5,039	8,812	13,851

（チ） 補装具の支給（修理）状況

（単位 件）

区分	支給	修理	計
38年度	5,407	4,353	9,760
39年度	4,995	3,198	8,193
40年度	5,003	3,614	8,617

（リ） 本年度において日本国有鉄道無賃乗車船の取扱いをした戦傷病者等の数は延103,162人である。

4 地方交付税交付金

（1） 概説

この経費は、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ一定割合の額を、地方交付税交付金として、地方団体がひとしくその行なうべき事務を遂行することができるように、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方団体に交付するために要した経費である。

地方交付税交付金の算定に用いられた所得税、法人税及び酒税の収入見込額等は、つぎのとおりである。

昭和40年度税収入見込額

所得税	989,134,000千円
法人税	1,035,721,000千円
酒税	388,959,000千円
計 （ア）	2,413,814,000千円
地方交付税の率（イ）	29.5/100
（ア）×（イ） （a）	712,075,130千円
38年度精算額（b）	4,111,928千円
地方交付税交付金（a）+（b）	716,187,058千円

本年度における地方交付税交付金の予算現額は 716,187,058千円

であつて、その内訳は全額当初予算額である。

なお、前記の所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、一般会計補正予算（第3号）において修正減少されたが、「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」（昭41法4）に基づき、地方交付税交付金の予算額は減額していない。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 716,187,058千円

であつて、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	716,187,058	716,187,058	716,187,058	—	—	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	390,873,773	487,609,029	584,819,224	637,310,025	716,187,058

（2） 実績

以上の経費の執行の結果の概要は、交付税及び譲与税配付金特別会計の項を参照されたい。

5 防衛関係費

この経費は、防衛庁の維持運営、アメリカ合衆国軍の駐留及び軍事援助顧問団に要した経費である。

本年度における防衛関係費の予算現額は

310,868,898 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	305,397,091 千円
当初予算額	301,415,349 千円
予算補正追加額	7,561,664 千円
予算補正修正減少額	3,579,922 千円
前年度繰越額	5,404,941 千円
予備費使用額	66,866 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	305,563,608 千円
翌年度繰越額は	4,549,642 千円
不用額は	755,647 千円

である。

本年度における支出済歳出額等を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合 (%)
防衛関係費	305,397,091	310,868,898	305,563,608	4,549,642	755,647	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
防衛関係費	179,100,614	213,153,701	243,952,039	279,930,213	305,563,608

1 防衛庁費

（イ）概説

この経費は、「防衛庁設置法」（昭29法164）及び「自衛隊法」（昭29法165）に基づいて、自衛隊の維持運営並びに陸、海、空三自衛隊の航空機購入、艦船建造、施設整備等その増勢に要した経費である。

本年度における防衛庁費の予算現額は

293,731,389 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	289,123,267 千円
当初予算額	285,269,969 千円
予算補正追加額	7,409,354 千円
予算補正修正減少額	3,556,056 千円
前年度繰越額	4,608,122 千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降政府職員の給与改善に伴う必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	289,577,040 千円
翌年度繰越額は	3,610,640 千円
不用額は	543,708 千円

であつて、翌年度繰越額は装備品等の調達計画の調整、設計に関する諸条件、製造修理等に不測の日数を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は契約価格が予定価格を下回つたので陸上自衛隊に係る編成装備品費を要することが少なかつたこと並びに送油管の敷設が用地選定等の関係でできなかつたので施設整備費を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合 (%)
防衛本庁	247,960,661	248,953,054	247,283,588	1,387,282	282,182	99
人件費	130,261,794	129,955,578	129,907,844	—	47,733	99
旅費	1,968,129	1,968,129	1,964,567	—	3,561	99
庁費	6,921,669	6,913,912	6,874,751	—	39,160	99
装備費等	82,078,574	82,951,996	81,442,208	1,354,982	154,805	99
弾薬費	7,093,442	7,096,491	7,093,525	—	2,966	100
被服費	2,809,516	2,809,516	2,809,285	—	230	99
糧食費	11,202,035	11,202,035	11,201,016	—	1,018	99
その他	5,625,502	6,055,396	5,990,389	32,300	32,706	106
研究開発費	2,797,417	2,942,697	2,931,995	4,118	6,583	104
航空機購入費	10,904,663	11,064,322	11,044,376	15,564	4,381	101
航空機騒音対策費	1,934,871	2,408,320	1,686,962	621,406	99,951	87
施設整備費	11,676,652	13,166,859	12,253,828	768,585	144,446	104
艦船建造費	13,443,112	14,746,666	13,969,644	770,950	6,071	103
艦船建造費	2,049,619	2,049,619	2,049,569	—	49	99
昭和37年度甲型警備艦建造費	446,730	537,804	537,196	—	607	120
昭和38年度甲型警備艦建造費	1,443,480	2,195,040	2,189,625	—	5,414	151
昭和38年度甲Ⅱ型警備艦建造費	1,380,099	1,512,367	1,429,970	82,396	—	103
昭和38年度潜水艦建造費	1,646,111	1,700,264	1,604,433	95,830	—	97
昭和39年度甲型警備艦建造費	920,302	920,302	625,895	294,406	—	68
昭和39年度甲Ⅱ型警備艦建造費	1,867,289	2,141,787	2,141,787	—	—	114
昭和39年度潜水艦建造費	887,198	887,198	810,358	76,839	—	91
昭和40年度甲型警備艦建造費	801,542	801,542	666,000	135,542	—	83
昭和40年度甲Ⅱ型警備艦建造費	1,083,570	1,083,570	1,056,414	27,156	—	97
昭和40年度潜水艦建造費	917,172	917,172	858,393	58,779	—	93
施設整備等附帯事務費	405,891	449,470	406,644	42,734	91	100
計	289,123,267	293,731,389	289,577,040	3,610,640	543,708	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
防衛本庁	142,401,231	161,121,280	184,528,447	212,745,966	247,283,588
研究開発費	1,649,415	2,047,436	2,006,343	2,303,393	2,931,995
航空機購入費	15,686,086	26,023,692	26,857,361	30,640,036	11,044,376
航空機騒音対策費	—	1,599,428	1,568,269	1,511,681	1,686,962
施設整備費	5,568,538	6,625,537	7,643,009	9,064,762	12,253,828
艦船建造費	2,394,142	2,291,204	2,040,132	2,007,136	2,049,569

事　　項	36 年 度	37 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度
潜 水 艦 建 造 費	46,000	—	—	—	—
昭和 34 年度乙型警備艦建造費	696,234	—	—	—	—
昭和34年度潜水艦建造費	682,784	480,945	—	—	—
昭和 35 年度甲型警備艦建造費	13,436	1,696,634	1,480,528	822,603	—
昭和 35 年度潜水艦建造費	1,522,939	917,251	544,781	—	—
昭和 36 年度乙型警備艦建造費	692,366	1,849,771	1,536,094	—	—
昭和36年度潜水艦建造費	410,352	443,586	1,383,563	1,262,378	—
昭和 37 年度甲型警備艦建造費	—	336,710	758,939	1,422,208	537,196
昭和 38 年度甲型警備艦建造費	—	—	541,299	709,507	2,189,625
昭和 38 年度甲Ⅱ型警備艦建造費	—	—	289,500	1,273,702	1,429,970
昭和38年度潜水艦建造費	—	—	758,451	717,513	1,604,433
昭和 39 年度甲型警備艦建造費	—	—	—	525,060	625,895
昭和 39 年度甲Ⅱ型警備艦建造費	—	—	—	431,840	2,141,787
昭和39年度潜水艦建造費	—	—	—	646,540	810,358
昭和 40 年度甲型警備艦建造費	—	—	—	—	666,000
昭和 40 年度甲Ⅱ型警備艦建造費	—	—	—	—	1,056,414
昭和40年度潜水艦建造費	—	—	—	—	858,393
施設整備等附帯事務費	201,649	189,205	210,999	253,320	406,644
計	171,965,177	205,622,684	232,147,721	266,337,651	289,577,040

（ロ） 実　　績

（a） 増 員 実 績

（単位 人）

区　　分	40年度首定員	40 年 度 増 員	40年度末定員
陸 上 自 衛 隊	185,130	0	185,130
海 上 自 衛 隊	39,943	0	39,943
航 空 自 衛 隊	44,909	0	44,909
内局その他附属機関	3,141	0	3,141
計	273,123	0	273,123

また、上記の表における区分の前年度対比表を示せば、つぎのとおりである。

（単位 人）

区　　分	年度首定員		定　員　増		年度末定員	
	39 年 度	40 年 度	39 年 度	40 年 度	39 年 度	40 年 度
陸 上 自 衛 隊	184,899	185,130	231	0	185,130	185,130
海 上 自 衛 隊	37,811	39,943	2,132	0	39,943	39,943
航 空 自 衛 隊	44,413	44,909	496	0	44,909	44,909
内局その他附属機関	3,068	3,141	73	0	3,141	3,141
計	270,191	273,123	2,932	0	273,123	273,123

（b） 航空機の増強実績

区　分	機　種	40年度新規契約 機数(機)	40年度新規契約 入手予定	40年度新規就航 機数(機)	40年度新規就航 契約年度
陸上自衛隊	H—13	7	40 年 度	7	40 年 度
	HU—1B	10	41 〃	8	39 〃
	V—107	6	41 〃	—	—
海上自衛隊	B—65	6	41 〃	3	39 年 度
	BELL	2	40 〃	2	40 〃
	P_2V—7	—	—	3	37 〃
	YS—11M	1	41 年 度	—	—
	KM—2	—	—	3	37 年 度
	HSS—2	4	42 年 度	7	37 〃
航空自衛隊	YS—11	—	—	2	39 〃
	S—62	3	41 年 度	2	39 〃
	F—104J	30	41・42 〃	—	—
合　計		69		37	

また、上記の表における区分の前年度対比表を示せば、つぎのとおりである。

区分	機種	新規契約 39年度 機数	39年度 入手予定	新規契約 40年度 機数	40年度 入手予定	新規就航 39年度 機数	39年度 契約年度	新規就航 40年度 機数	40年度 契約年度
陸上自衛隊	H—13	5	39年度(入手済)	7	40年度	5	39年度分	7	40年度分
	HU—1B	8	40 〃	10	41 〃	4	38 〃	8	39 〃
	V—107	—	—	6	41 〃	—	—	—	—
海上自衛隊	B—65	3	40 年度	6	41 〃	3	38年度分	3	39年度分
	BELL	—	—	2	40 〃	—	—	2	40 〃
	P_2V—7	—	—	—	—	3	37年度分	3	37年度分
	YS—11M	—	—	1	41年度	—	—	—	—
	S—62	—	—	—	—	2	38年度分	—	—
	KM—2	—	—	—	—	6	37 〃	3	37年度分
	HSS—2	4	41年度	4	42年度	3	37 〃	7	37 〃
航空自衛隊	YS—11	2	40 〃	—	—	2	38 〃	2	39 〃
	S—62	2	40 〃	3	41年度	2	38 〃	2	39 〃
	F—104J	—	—	30	41・42年度	96	35 〃	—	—
	F—104DJ	—	—	—	—	1	35 〃	—	—
計		24		69		127		37	

（c） 艦船の増強実績

艦　名	隻数(隻)	屯数(t)	備　考
（国産艦）			
（1） 竣工艦			
甲型警備艦	2	4,100	37年度計画艦
			38年度計画艦
甲型駆潜艇	1	440	39 〃
中型掃海艇	2	660	39 〃
支援船	10	982	40 〃
計	15	6,182	
（2） 着工艦			
甲型警備艦	1	2,000	40年度計画艦
			43年度竣工予定

艦名	隻数(隻)	屯数(t)	備考
甲Ⅱ型警備艦	1	3,000	40年度計画艦 43年度竣工予定
潜水艦	1	1,600	40年度計画艦 43年度竣工予定
中型掃海艇	3	1,020	40年度計画艦 41年度竣工予定
特務艇高速型	1	45	40年度計画艦 41年度竣工予定
支援船	10	982	40年度竣工
計	17	8,647	

また、上記の表における区分の前年度対比表を示せば、つぎのとおりである。

区分	艦名	39年度 隻数(隻)	39年度 屯数(t)	39年度 備考	40年度 隻数(隻)	40年度 屯数(t)	40年度 備考
(国産艦)							
竣工艦	潜水艦	1	1,600	36年度計画艦	—		
	甲型警備艦	1	3,050	35 〃	2	4,100	37年度計画艦 38 〃
	甲型駆潜艇	1	440	38 〃	1	440	39 〃
	中型掃海艇	2	660	38 〃	2	660	39 〃
	支援船	6	947	39 〃	10	982	40 〃
	計	11	6,697		15	6,182	
着工艦	甲型警備艦	1	2,000	42年度竣工予定	1	2,000	42年度竣工予定
	甲Ⅱ型警備艦	1	3,000	42 〃	1	3,000	43 〃
	潜水艦	1	1,600	42 〃	1	1,600	43 〃
	甲型駆潜艇	1	480	40年度竣工	—		
	中型掃海艇	2	680	40 〃	3	1,020	41年度竣工予定
	特務艇高速型	—			1	45	41年度竣工予定
	支援船	6	947	39 〃	10	982	40年度竣工
	計	12	8,707		17	8,647	

2 施設提供等諸費

(イ) 概説

この経費は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭35条7)及び旧「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条の規定に基づく行政協定」(昭27条6)に基づく合衆国軍、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」(昭29条12)に基づく国際連合軍並びに旧連合国軍の駐留に関連し施設区域の提供等に必要な土地等の購入、貸借、各種の補償等のために要したものである。

本年度においては基地提供の円滑化を図るため飛行場周辺安全措置、騒音防止対策事業等基地対策経費が中心となつている。

本年度における施設提供等諸費の

予算現額は 12,576,273千円

であつて、その内訳は

歳出予算額 11,779,454千円

当初予算額 11,788,918千円

予算補正修正減少額 9,464千円

前年度繰越額 796,819千円

であり、予算補正修正減少額はアメリカ合衆国軍隊等に対する施設の提供等に必要な既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 11,437,403千円

翌年度繰越額は 939,002千円

不用額は 199,867千円

であつて、翌年度繰越額は教育施設等騒音防止対策事業費補助金等において設計に関する諸条件、米軍の事情、用地の関係又は被害事実の調査等に不測の日時を要したため年度内に支出を終わらなかつたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
施設提供等諸費	11,779,454	12,576,273	11,437,403	939,002	199,867	97
総理府(防衛施設庁)	10,696,474	11,487,389	10,355,111	934,462	197,815	90
農林省(本省)	871,855	871,855	871,342	—	512	99
運輸省(海上保安庁)	25,687	25,687	25,686	—	0	99
建設省(本省)	185,438	191,342	185,262	4,540	1,539	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
施設提供等諸費	6,778,284	6,674,391	7,576,177	9,200,729	11,437,403

(ロ) 実績

以上の経費の執行の概要は、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

(総理府所管) 事項	種別	支出済歳出額
借料		1,848,137
買収		1,439,228
新規提供		128,602
中間補償		64,105
返還財産		30,172
漁業補償		334,743
特別損失		5,188,546
	防災	1,081,367
	防音	3,546,015
	補償等	561,163
道路改修		291,139
安全措置		806,397
事故補償		94,765
その他		129,272
合計		10,355,111

(農林省所管)

島松演習場ほか12地区について実施した。

(運輸省所管)

稚内灯台及び霧信所の旧施設を撤去し、同地方約1,000米の岬の先端に鉄筋コンクリート造り高さ43米の灯塔一基(霧信号併置)及び附属施設を設置した。

(建設省所管)

道路改修等事業費補助金	184,169
その他	1,092

3 相互防衛援助協定交付金

この経費は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭29条6)第7条に基づく合衆国軍事援助顧問団に関する交付金である。

本年度における相互防衛援助協定交付金の予算現額は 415,400千円

であつて、全額当初予算額である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 415,400千円

であつて、予算現額の全額を交付した。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円以下切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
相互防衛援助協定交付金	357,152	316,503	308,684	414,970	415,400
軍事援助顧問団交付金	300,000	250,000	250,000	355,400	350,400
日本住宅公団交付金	57,152	66,503	58,684	59,570	65,000

4　防衛施設庁費

（イ）　概　　説

この経費は、防衛施設庁の一般行政に要する経費及びアメリカ合衆国軍の使用する労務者の労務管理事務を処理するために必要な経費である。

本年度における防衛施設庁費の

予算現額は　4,118,227千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　4,051,361千円

当初予算額　3,912,515千円

予算補正追加額　152,310千円

予算補正修正減少額　13,464千円

予備費使用額　66,866千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降政府職員及び合衆国軍労務者の労務管理事務職員の給与改善に必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は防衛施設庁の一般行政等及び合衆国軍労務者の労務管理事務に必要な既定の予算の節約額を修正減少したものであり、予備費使用額は駐留軍の縮少等により駐留軍労務者の人員整理が大量に行なわれたことにより既定経費の不足を補う必要があつたため及び昭和41年1月青森県三沢市における大火により焼失した駐留軍労務者宿舎を復旧するため要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　4,106,996千円

不用額は　11,230千円

であり、不用額は職員に欠員があつたので職員俸給を要することが少なかつたこと等のためである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合 (%)
防衛施設庁費	4,051,361	4,118,227	4,106,996	—	11,230	101

（ロ）　実　　績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

人件費　2,787,218千円

その他　357,970千円

調達労務管理事務費　911,955千円

駐留軍労務者宿舎災害復旧費　49,852千円

計　4,106,996千円

5　国　防　会　議

（イ）　概　　説

この経費は、「防衛庁設置法」（昭29法164）及び「国防会議の構成等に関する法律」（昭31法166）に基づいて、国防に関する重要事項の審議及び国防会議事務局所掌の一般事務に要した経費である。

本年度における国防会議の予算現額は　27,609千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　27,609千円

当初予算額　28,547千円

予算補正修正減少額　938千円

であり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　26,767千円

不用額は　841千円

であり、不用額は職員に欠員があつたので職員俸給を要することが少なかつたため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合 (%)
国防会議	27,609	27,609	26,767	—	841	96

6　公共事業関係費

公共事業関係費とは、治山治水対策、道路整備、港湾漁港空港整備、林道都市等整備、農業基盤整備、鉱害復旧及び調整費並びに公共土木施設等の災害復旧等公共的建設事業関係の予算を総称するもので、予算上の所管は建設、農林、運輸の各省をはじめ総理府（北海道開発庁、経済企画庁）、通商産業省等にわかれている。

本年度における公共事業関係費の予算現額は

(747,126,243)
743,026,243　千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　(698,520,376) 694,420,376　千円

当初予算額　(692,690,996) 688,590,996　千円

予算補正追加額　(30,659,380) 30,659,380　千円

予算補正修正減少額　(24,830,000) 24,830,000　千円

前年度繰越額　(18,712,544) 18,712,544　千円

予備費使用額　(29,888,029) 29,888,029　千円

移用増加額　(5,294) 5,294　千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　(730,155,666) 726,055,767　千円

翌年度繰越額は　(15,113,246) 15,113,246　千円

不用額は　(1,857,330) 1,857,229　千円

である。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（注）｛公共事業関係費において（　）内の数字は、特に断わり書のある場合を除き、特別失業対策事業費を含めたものである。なお、この経費は、主要経費別の整理においては、失業対策費に含まれている。

昭和40年度公共事業関係費決算額

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合 (%)
治山治水	(120,169,808) 119,157,308	(123,495,061) 122,483,061	(120,414,828) 119,402,858	(3,018,630) 3,018,630	(61,602) 61,572	(100) 100
治水	(91,493,206) 90,683,206	(93,272,877) 92,462,877	(90,531,988) 89,721,988	(2,709,532) 2,709,532	(31,356) 31,356	(98) 98
治山	(17,365,000) 17,235,000	(17,565,000) 17,435,000	(17,564,900) 17,434,900	(—) —	(100) 100	(101) 101
海岸	(11,311,602) 11,239,602	(12,657,184) 12,585,184	(12,317,940) 12,245,970	(309,098) 309,098	(30,145) 30,115	(108) 108
道路整備	(302,243,966) 300,608,966	(310,099,624) 308,464,624	(308,573,466) 306,938,466	(1,526,158) 1,526,158	(—) —	(102) 102
港湾漁港空港	(54,029,077) 53,481,077	(58,055,685) 57,507,685	(53,460,829) 52,912,898	(3,764,458) 3,764,458	(830,398) 830,329	(98) 98
港湾	(38,523,761) 38,023,761	(40,388,125) 39,888,125	(38,172,236) 37,672,236	(2,099,688) 2,099,688	(116,200) 116,200	(99) 99
漁港	(9,685,200) 9,637,200	(9,759,963) 9,711,963	(9,529,628) 9,481,697	(214,660) 214,660	(15,675) 15,606	(98) 98
空港	5,820,116	7,907,597	5,758,964	1,450,110	698,522	98
林道都市等	(33,391,078) 32,541,078	(35,464,407) 34,614,407	(31,773,694) 30,923,696	(3,463,147) 3,463,147	(227,565) 227,563	(95) 95
造林	5,787,000	5,787,000	5,725,055	6,388	55,556	98
林道	6,225,700	6,261,399	5,889,192	318,840	53,366	94
都市	(12,240,000) 11,390,000	(12,259,700) 11,409,700	(12,188,646) 11,338,648	(70,000) 70,000	(1,053) 1,051	(99) 99
工業用水	8,339,130	10,344,836	7,167,209	3,067,919	109,707	85
大型魚礁	443,000	445,560	437,921	—	7,638	98
離島電気等	356,248	365,912	365,668	—	243	102

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
農業基盤整備	89,782,160	90,691,190	88,297,189	1,925,175	468,825	98
鉱害復旧	2,631,529	2,655,655	2,622,948	30,359	2,347	99
調整費	4,500,000	4,500,000	4,484,926	13,124	1,948	99
災害復旧等	(82,498,384) 82,443,384	(112,725,511) 112,670,511	(111,101,891) 111,046,891	(1,370,842) 1,370,842	(252,777) 252,777	(134) 134
災害復旧	74,971,128	103,698,282	102,521,835	938,316	238,130	136
災害関連	(7,527,256) 7,472,256	(9,027,228) 8,972,228	(8,580,056) 8,525,056	(432,525) 432,525	(14,646) 14,646	(113) 114
小　　計	(689,246,002) 685,146,002	(737,687,136) 733,587,136	(720,729,774) 716,629,875	(15,111,896) 15,111,896	(1,845,465) 1,845,364	(104) 104
工事事務費	9,274,374	9,439,107	9,425,892	1,350	11,864	101
合　　計	(698,520,376) 694,420,376	(747,126,243) 743,026,243	(730,155,666) 726,055,767	(15,113,246) 15,113,246	(1,857,330) 1,857,229	(104) 104

(注)　国の直轄工事に係る工事事務費のうち一般会計計上分は、工事事務費欄に一括掲記してある。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
公共事業関係費	(389,958,403) 381,658,403	(497,755,875) 485,344,010	(552,170,609) 548,070,644	(623,593,591) 619,493,676	(730,155,666) 726,055,767
治山治水	69,947,233	(88,235,054) 87,223,928	(96,856,658) 95,845,269	(100,248,267) 99,236,093	(120,414,828) 119,402,858
道路整備	(142,579,320) 134,299,320	(190,675,200) 180,762,200	(223,486,803) 221,851,803	(267,469,837) 265,834,837	(308,573,466) 306,938,466
港湾漁港空港	22,930,924	(30,567,376) 30,018,630	(37,866,390) 27,317,790	(43,707,719) 43,159,978	(53,460,829) 52,912,898
林道都市等	12,954,158	(17,655,322) 16,791,729	(22,644,692) 21,794,716	(27,005,133) 26,155,133	(31,773,694) 30,923,696
農業基盤整備	43,484,819	54,016,412	63,972,838	72,911,002	88,297,189
鉱害復旧	874,981	963,146	1,356,434	1,706,299	2,622,948
調整費	999,319	1,138,303	2,216,874	3,494,445	4,484,926
災害復旧等	91,114,794	(108,268,124) 108,214,640	(96,928,124) 96,873,134	(99,123,145) 99,068,145	(111,101,891) 111,046,891
工事事務費	(5,072,851) 5,052,851	(6,236,934) 6,215,017	6,841,782	7,927,740	9,425,892

(注)(1)　37年度までの(　)内の数字は、失業対策費中に含まれている特別失業対策事業費及び臨時就労対策事業費を含めた金額である。

(2)　治山治水の39年度までの金額は、高潮対策事業費を含めた金額である。

(1)　治山治水対策事業費

(イ)　概　　説

(a)　治水事業

この経費は、治水長期計画に基づく治水事業に要する財源を一般会計から治水特別会計へ繰り入れるのに要した経費等である。

(b)　治山事業

この経費は、民有林治山事業を行なうに必要な経費を国有林野事業特別会計治山勘定へ繰り入れるのに要した経費である。

(c)　海岸事業

この経費は、「海岸法」(昭31法101)、「離島振興法」(昭28法72)等に基づき海岸保全施設の整備を図るため、海岸堤防等の新設及び改良等を国が施行するために要した経費、地方公共団体が施行する海岸堤防等の新設及び改良等に要する事業費の一部を補助するために要した経費、昭和35年5月のチリ地震津波により災害を受けた地域における津波対策事業を地方公共団体が施行するに必要な事業費の一部を補助するために要した経費及び「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」(昭36法112)等に基づき、昭和39年度において適用団体等が施行した開発指定事業等について補助率引上差額を昭和40年度において追加補助するために要した経費並びに「国土総合開発法」(昭25法205)に基づく特定地域総合開発事業計画に定められた海岸保全施設の整備を行なうために要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

高潮対策事業

$\frac{5}{10}\cdot\frac{4}{10}$(市街地)$\frac{6}{10}$(北海道)

侵食対策事業

$\frac{5}{10}\cdot\frac{6}{10}$(北海道)

局部改良事業　$\frac{1}{3}$

新潟地盤沈下対策事業　$\frac{6}{10}$

チリ津波対策事業　$\frac{2}{3}\cdot\frac{1}{2}$

本年度における治山治水対策事業費の予算現額は　(123,495,061) 122,483,061千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　(120,169,808) 119,157,808千円

当初予算額　(119,569,059) 118,557,059千円

予算補正追加額　(600,749) 600,749千円

前年度繰越額　(3,125,253) 3,125,253千円

予備費使用額　(200,000) 200,000千円

であり、予算補正追加額は治水特別会計所属職員の給与を改善するために要する経費を補正追加したものであり、予備費使用額は昭和40年に発生した豪雨、台風等による災害に伴い直轄により施行する河川等の復旧事業に要する事務費の財源の一部を治水特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　(120,414,828) 119,402,858千円

翌年度繰越額は　(3,018,630) 3,018,630千円

不用額は　(61,602) 61,572千円

であつて、翌年度繰越額は用地買収及び補償処理に不測の日数を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は矢木沢ダムにおいて機械貸付けによる収入があつたので治水特別会計へ繰入を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
治山治水	(120,169,808) 119,157,808	(123,495,061) 122,483,061	(120,414,828) 119,402,858	(3,018,630) 3,018,630	(61,602) 61,572	(100) 100
治水	(91,493,206) 90,683,206	(93,272,877) 92,462,877	(90,531,988) 89,721,988	(2,709,532) 2,709,532	(31,356) 31,356	(98) 98
治山	(17,365,000) 17,235,000	(17,565,000) 17,435,000	(17,564,900) 17,434,900	(　—) —	(100) 100	(101) 101
海岸	(11,311,602) 11,239,602	(12,657,184) 12,585,184	(12,317,940) 12,245,970	(309,098) 309,098	(30,145) 30,115	(108) 108

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
治山治水	69,947,233	(88,235,054) 87,223,928	(96,856,658) 95,845,269	(100,248,267) 99,236,093	(120,414,828) 119,402,858
治水	42,435,122	(58,004,359) 57,194,359	(64,081,249) 63,271,249	(73,495,239) 72,685,239	(90,531,988) 89,721,988
治山	8,150,886	(9,802,942) 9,672,942	(11,910,883) 11,780,883	(14,328,117) 14,198,117	(17,564,900) 17,434,900
海岸	5,088,126	(7,377,001) 7,305,876	(8,956,188) 8,884,799	(10,520,909) 10,448,735	(12,317,940) 12,245,970
高潮	14,273,098	13,050,751	11,908,337	1,904,002	—

（ロ） 実績

（a） 治水事業

治水事業の財源を治水特別会計へ繰入れ等を行なつた。

（治水特別会計へ繰り入れた経費の執行の結果の概要は、治水特別会計の項を参照されたい。）

（b） 治山事業

治山事業の財源を国有林野事業特別会計へ繰り入れた。

（国有林野事業特別会計へ繰り入れた経費の執行の結果の概要は、国有林野事業特別会計の項を参照されたい。）

（c） 海岸事業

（建設省所管）

直轄事業として、前年度に引き続き青森・津軽海岸ほか9海岸について実施し、由比海岸については40年度で完了した。

また、海岸事業調査として青森・津軽海岸ほか12海岸を実施した。

補助事業として百石海岸（青森県）等の高潮対策事業75箇所（内地70箇所、離島5箇所）及び泉南海岸（大阪府）等の侵食対策事業74箇所（内地40箇所、北海道28箇所、離島6箇所）を施行し、このうち高潮対策事業で19箇所（内地17箇所、離島2箇所）、侵食対策事業で13箇所（内地6箇所、北海道6箇所、離島1箇所）を完成した。

なお、局部改良事業として178箇所（内地130箇所、北海道10箇所、離島38箇所）を施行した。チリ地震津波対策事業は、岩手県及び宮城県について昭和41年度までに完了するよう推進を図つた。

（運輸省所管）

直轄事業として前年度に引き続き大船渡港、八戸港におけるチリ地震津波対策事業を実施した。

補助事業として大阪港等の高潮対策事業122海岸（内地101箇所、北海道2箇所、離島19箇所）、伏木富山港等の侵食対策事業31海岸（内地23箇所、北海道7箇所、離島1箇所）及び尾道糸崎港等の局部改良事業111海岸（内地87箇所、北海道1箇所、離島23箇所）を実施した。また、チリ地震津波対策事業の補助として女川港ほか6港、新潟地盤沈下対策事業の補助として新潟港を実施した。

（農林省所管）

（i） 農地局関係

直轄事業として前年度に引き続き熊本県玉名、鹿児島県国分及び長崎県諫早の各海岸について実施した。

補助事業として海岸保全事業で侵食、高潮対策及び局部改良について青森県大間ほか150地区（内地101地区、北海道10地区、離島40地区）を実施し、うち82地区を完了した。また、チリ地震津波対策事業では岩手県大浦地区ほか8地区について実施した。補助率差額では青森県ほか16県に対し昭和39年度に実施した海岸保全事業につき補助率引上差額を交付した。

（ii） 水産庁関係

（い） 内地

① 海岸調査については、実施計画、設計に必要な現地調査等を実施した。

② 海岸保全事業については、小泊漁港ほか174港（新規60港、継続115港）につき事業を実施した。

③ チリ地震津波対策事業については、琵琶瀬漁港ほか17港（新規1港、継続17港）につき事業を実施した。

④ 補助率差額については、青森県ほか22県市町村に対し昭和39年度に実施した海岸保全事業等につき、補助率引上差額を交付した。

（ろ） 北海道

海岸保全事業については、臼尻漁港ほか18港（新規6港、継続13港）につき事業を実施した。

（は） 離島

離島振興事業として行なう海岸保全事業については、浦ノ浜漁港ほか59港（新規22港、継続38港）につき事業を実施した。

（2） 道路整備事業費

（イ） 概説

この経費は、「道路整備緊急措置法」（昭33法34）に基づき、昭和40年度において見込まれる揮発油税等の収入と揮発油税等収入以外の財源を道路、街路、道路用建設機械等の整備事業に必要な経費に充てるため道路整備特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

本年度における道路整備事業費の

予算現額は (310,099,624) 308,464,624 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額 (302,243,966) 300,608,966 千円

当初予算額 (313,897,000) 312,262,000 千円

予算補正追加額 (13,176,966) 13,176,966 千円

予算補正修正減少額 (24,830,000) 24,830,000 千円

前年度繰越額 (7,855,658) 7,855,658 千円

であり、予算補正追加額は揮発油税等収入相当額財源の一部減少に伴い、これを補てんするために要する財源及び道路整備特別会計所属職員の給与を改善するために要する経費の財源の一部を同会計に繰り入れるため必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は揮発油税の収入減少に伴い、揮発油税等収入相当額財源の道路整備特別会計への繰入額の一部及び道路整備特別会計へ繰入れに必要な既定の予算額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は (308,573,466) 306,938,466 千円

翌年度繰越額は (1,526,158) 1,526,158 千円

であつて、翌年度繰越額は道路整備特別会計の事業が用地買収及び補償処理に不測の日数を要したこと等のため同会計への繰り入れが年度内にを終わらなかつたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
道路整備	(302,243,966) 300,608,966	(310,099,624) 308,464,624	(308,573,466) 306,938,466	(1,526,158) 1,526,158	(—) —	(102) 102
建設省	257,157,866	265,013,524	263,487,366	1,526,158	—	102
総理府	43,451,100	43,451,100	43,451,100	—	—	100
北海道開発庁	41,311,500	41,311,500	41,311,500	—	—	100
経済企画庁	2,139,600	2,139,600	2,139,600	—	—	100
労働省	(1,635,000) —	(1,635,000) —	(1,635,000) —	(—) —	(—) —	(100) —

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を所管別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
道路整備	(142,579,320) 134,299,320	(190,675,200) 180,762,200	(223,486,803) 221,851,803	(267,469,837) 265,834,837	(308,573,466) 306,938,466
建設省	111,844,620	155,101,200	190,907,803	228,640,913	263,487,366
総理府	22,454,700	25,661,000	30,944,000	37,193,924	43,451,100
労働省	(8,280,000) —	(9,913,000) —	(1,635,000) —	(1,635,000) —	(1,635,000) —

（ロ） 実　績

道路整備事業の財源を道路整備特別会計へ繰り入れた。

（道路整備特別会計へ繰り入れた経費の執行の結果の概要は、道路整備特別会計の項を参照されたい。）

（3） 港湾漁港空港整備事業費

（イ） 概　説

（a） 港湾整備事業

この経費は、「港湾整備緊急措置法」（昭36法24）に基づき港湾整備5箇年計画の推進を図るため、港湾整備特別会計で実施する港湾整備事業に必要な財源を一般会計から同特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

（b） 漁港整備事業

この経費は、「漁港法」（昭25法137）、「離島振興法」等に基づいて漁港整備計画による漁港の防波堤、岸壁、船揚場等の施設を地方公共団体が整備するに必要な事業費を負担又は補助するために要した経費及び北海道において国がこれらの施設の整備を行なうに要した経費並びに「地方財政再建促進特別措置法」（昭30法195）、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」等に基づき昭和39年度において財政再建団体等が施行した指定事業等について補助率引上差額を昭和40年度において追加補助するために要した経費と昭和40年度に新たに農林漁業用揮発油税に関する税制上の措置に代替する趣旨で講じられた措置の一環として地方公共団体が行なう漁港関連道整備事業に必要な経費を補助するために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

漁港修築事業並びに漁港改修事業の場合

国庫負担率又は補助率

漁港種別	施設別	内地 (%)	北海道 (%)	離島 (%)
一種	外かく及び水域施設	50	100	100
	けい留施設	50	75	75
	輸送施設、公共施設用地	50	60	50
二種	外かく及び水域施設	50	100	100
	けい留施設	50	75	75
	輸送施設、公共施設用地	50	60	50
三種	外かく及び水域施設	50	100	100
	けい留施設	50	75	75
	輸送施設、公共施設用地	50	60	50
四種	外かく及び水域施設	75	100	100
	けい留施設	60	80	80
	輸送施設、公共施設用地	60	80	60

漁港局部改良事業の場合

内地、北海道漁港各種別とも　$\frac{1}{3}$ 以内

離島　$\frac{1}{2}$ 以内

漁港関連道整備事業の場合

主要漁港関連道　内地　$\frac{2}{3}$

北海道、離島　$\frac{3}{4}$

主要漁港関連道軽微改良

一般漁港関連道

内地、北海道、離島とも　$\frac{1}{2}$

（c） 空港整備事業

この経費は、「空港整備法」（昭31法80）及び「離島振興法」に基づいて、東京、大阪国際空港及び国内空港の新設、拡張整備を行なうため国が直轄施行し、又は地方公共団体に対し補助するために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

空港の種類	管理者	事項	国の負担率	補助率	地方公共団体の負担率
第一種空港	運輸大臣	基本施設、附帯施設の新設、改良、災害復旧	$\frac{100}{100}$	—	—
第二種空港	運輸大臣	基本施設の新設、改良	$\frac{75}{100}$～$\frac{100}{100}$	—	$\frac{25}{100}$ 以内
		基本施設の災害復旧	$\frac{80}{100}$～$\frac{100}{100}$	—	$\frac{20}{100}$ 以内
		附帯施設の新設、改良	$\frac{100}{100}$	—	—
第三種空港	地方公共団体	基本施設の新設、改良	$\frac{50}{100}$～$\frac{100}{100}$	—	$\frac{50}{100}$ 以内
		附帯施設の新設、改良	—	$\frac{50}{100}$～$\frac{100}{100}$	—
		基本施設の災害復旧	$\frac{80}{100}$～$\frac{100}{100}$	—	$\frac{20}{100}$ 以内
		附帯施設の災害復旧	—	$\frac{80}{100}$～$\frac{100}{100}$	—

本年度における港湾、漁港、空港整備事業費の予算現額は　(58,055,685) 57,507,685 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	(54,029,077) 53,481,077	千円
当初予算額	(53,905,416) 53,357,416	千円
予算補正追加額	(123,661) 123,661	千円
前年度繰越額	(4,026,608) 4,026,608	千円

であり、予算補正追加額は港湾整備特別会計所属職員の給与を改善するために要する経費を補正追加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	(53,460,829) 52,912,898	千円
翌年度繰越額は	(3,764,458) 3,764,458	千円
不用額は	(830,398) 830,329	千円

であつて、翌年度繰越額は設計変更、用地買収の遅延、気象の関係等により年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は新東京国際空港公団の設立が遅延したことにより新東京国際空港公団出資金を要しなかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合(%)
港湾漁港空港	(54,029,077) 53,481,077	(58,055,685) 57,507,685	(53,460,829) 52,912,898	(3,764,458) 3,764,458	(830,398) 830,329	(98) 98
港湾	(38,523,761) 38,023,761	(40,388,125) 39,888,125	(38,172,236) 37,672,236	(2,099,688) 2,099,688	(116,200) 116,200	(99) 99
漁港	(9,685,200) 9,637,200	(9,759,963) 9,711,963	(9,529,628) 9,481,697	(214,660) 214,660	(15,675) 15,606	(98) 98
空港	5,820,116	7,907,597	5,758,964	1,450,110	698,522	98

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
港湾漁港空港	22,930,924	(30,567,376) 30,018,630	(37,866,390) 37,317,790	(43,707,719) 43,159,978	(53,460,829) 52,912,898
港湾	15,840,486	(21,166,284) 20,666,284	(25,915,949) 25,415,949	(32,020,768) 31,520,768	(38,172,236) 37,672,236
漁港	4,699,523	(5,650,924) 5,602,178	(6,840,814) 6,792,214	(7,864,007) 7,816,266	(9,529,628) 9,481,697
空港	2,390,914	3,750,166	5,109,626	3,822,944	5,758,964

（ロ）　実　　績

（a）　港湾整備事業

港湾整備事業の財源を港湾整備特別会計へ繰り入れた。

（港湾整備特別会計へ繰り入れた経費の執行の結果の概要は、港湾整備特別会計の項を参照されたい。）

（b）　漁港整備事業

（i）　内　　地

（い）　漁港調査費については、漁港計画並びに設計に必要な現地調査等を実施した。

（ろ）　漁港修築費のうち漁港修築事業については、八戸漁港ほか189港（新規11港、継続179港）につき事業を実施した。

（は）　漁港修築費のうち漁港改修事業については、鰺ヶ沢漁港ほか150港（新規21港、継続130港）につき事業を実施した。

（に）　漁港修築費のうち漁港局部改良事業については、清水川漁港ほか176港（新規92港、継続85港）につき事業を実施した。

（ほ）　補助率差額については、青森県ほか29県市町村に対し昭和39年度に実施した漁港修築、改修及び局部改良事業につき補助率引上差額を交付した。

（ii）　北　海　道

（い）　直轄漁港修築事業については、山背泊漁港ほか26港（新規3港、継続24港）につき事業を実施した。

（ろ）　漁港修築費のうち漁港修築事業については、吉岡漁港ほか38港（新規7港、継続32港）につき事業を実施した。

（は）　漁港修築費のうち漁港改修事業については、八雲漁港ほか27港（新規6港、継続22港）につき事業を実施した。

（に）　漁港修築費のうち漁港局部改良事業については、小砂子漁港ほか20港（新規13港、継続8港）につき事業を実施した。

（iii）　離　　島

（い）　離島振興事業として行なう漁港修築事業については、仁斗田漁港ほか104港（新規11港、継続94港）につき事業を実施した。

（ろ）　離島振興事業として行なう漁港改修事業については、桂島漁港ほか88港（新規18港、継続71港）につき事業を実施した。

（は）　離島振興事業として行なう漁港局部改良事業については、神湊漁港ほか59港（新規28港、継続32港）につき事業を実施した。

（iv）　漁港関連道

（い）　内地　佐井漁港ほか28港につき事業を実施した。

（ろ）　北海道　登別漁港につき事業を実施した。

（は）　離島　池の浜漁港ほか4港につき事業を実施した。

（c）　空港整備事業

（i）　東京国際空港

本年度においては誘導路拡巾整備、エプロン整備及び官庁建物（施設部）の新営、照明施設（BR/W末端灯、エプロン灯、BR/W進入角指示灯、ABR/W距離灯）通信施設（VOR）を新設した。

（ii）　大阪国際空港

滑走路新設に必要な拡張用地の買収については、任意買収及び収用裁決によりそのほとんどを完了した。なお、一部低額補償者等のものについては代替地等が折合わず翌年度へ繰り越した。その他滑走路、エプロン等新設工事の一部及び照明、通信施設整備の一部が完了した。

（iii）　国内空港

継続4空港の整備促進をはかるとともに新規1空港、改良14空港の整備に着手し、本年度においては旭川、紋別、福井、宇部及び出雲の新規空港が完成し、高松、小倉及び奄美空港の改良整備が完了した。

（4）　林道都市等整備事業費

（イ）　概　　説

（a）　造　林　事　業

この経費は、「森林法」（昭26法249）、「国土総合開発法」及び「離島振興法」に基づいて行なう事業で、木材の自給態勢と森林地域の安定を図るために要した経費で人工造林、天然下種補整、せき悪林地改良及び造林に必要な調査費等の経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

一般造林	3/10
せき悪林地改良	1/2
造林事業調査費補助	1/3

（b）　林　道　事　業

この経費は、「森林法」、「国土総合開発法」及び「離島振興法」に基づいて林業生産基盤の整備及び森林資源の開発利用を積極的に推進するため林道開設事業、林道改良事業、山村振興林道事業を地方公共団体等が施行するに必要な事業費を補助するために要した経費、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」に基づく開発指定補助事業等に要した補助率差額の経費並びに「森林開発公団法」（昭31法85）に基づいて森林開発公団が実施した森林資源の開発等地域開発の意義の大きい農林漁業用揮発油税財源身替林道及び森林開発公団林道の災害復旧事業に対し国が補助するために要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

林道開設事業

基幹林道	6.5/10
1号林道	6/10
2号林道	5/10

3 号 林 道	4/10
4 号 林 道	3/10

林道改良事業

幹線林道に係るもの	5/10
その他の林道	3/10
山村振興林道事業	4/10
農林漁業用揮発油税財源身替林道事業	2/3
森林開発公団林道施設災害復旧事業	6.5/10

（c） 都市計画事業

この経費は、霞ヶ関公園及び北の丸公園を国営公園として国が直轄で整備するために要した経費と、「都市計画法」（大 8 法 36）、「都市公園法」（昭31 法79）、「下水道法」（昭 33 法 79）及び「離島振興法」（昭28法72）に基づいて都市の健全な発展を図り、もつて公共の福祉の増進に資するため地方公共団体が実施する都市公園、公共下水道、都市下水路等の事業費の一部を補助するために要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

公 園 整 備	1/3
墓 園 整 備	1/3
公 共 下 水 道	1/3・1/4（1/4は東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市及び神戸市）
都 市 下 水 路	1/3
特別都市下水路	1/4
地 盤 沈 下 対 策	6/10

（d） 工業用水道事業

この経費は、「工業用水道事業法」（昭33 法 84）に基づいて行なわれた工業地帯における産業基盤の整備と地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止とを目的として建設される工業用水道事業費の一部（35％以内）を補助するために要した経費及び附帯事務費並びに「水資源開発促進法」（昭 36 法 217）に基づき水資源の総合的開発と利用の合理化を促進するために要した経費である。

（e） 大型魚礁設置事業

この経費は、漁業経営の安定及び発展に資するため昭和 39 年度に引き続き広範囲の漁場造成を図るための大規模な大型魚礁設置事業を地方公共団体が施行するために必要な事業費の一部を補助するために要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

大型魚礁設置事業	6/10
調 査 監 督 費	5/10

（f） 離島電気導入等事業

この経費は、「農山漁村電気導入促進法（昭 27 法 353）及び「離島振興法」に基づき経済的、文化的に水準の低い離島振興対策実施地域において、農林漁業団体が電気を導入する際及び市町村が簡易水道事業を経営しようとする場合に導入施設費の一部を都道県が補助するために要した経費及び行政事務費に対する国の補助に要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

離島電気導入施設	1/3・3/10（3/10は国の補助金の交付をうけて取得した施設の改良）
同 上 事 務 費	1/2
簡 易 水 道	4/10

本年度における林道都市等整備事業費の予算現額は (35,464,407) 34,614,407 千円であつて、その内訳は

歳出予算額

当初予算額	(33,391,078) 32,541,078 千円
前年度繰越額	(2,035,695) 2,035,695 千円
予備費使用額	(30,650) 30,650 千円
組替増加額	(6,984) 6,984 千円

であり、予備費使用額は昭和 40 年に発生した台風 23 号により災害を受けた林道施設について森林開発公団が施行する復旧事業費の一部を補助するために要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	(31,773,694) 30,923,696 千円
翌年度繰越額は	(3,463,147) 3,463,147 千円
不用額は	(227,565) 227,563 千円

であつて、翌年度繰越額は用地の選定、用地買収の遅延、設計変更、気象の関係等により年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は事業計画の変更等により工業用水道事業費補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
林道都市等	(33,391,078) 32,541,078	(35,464,407) 34,614,407	(31,773,694) 30,923,696	(3,463,147) 3,463,147	(227,565) 227,563	(95) 95
造林	5,787,000	5,787,000	5,725,055	6,388	55,556	98
林道	6,225,700	6,261,399	5,889,192	318,840	53,366	94
都市	(12,240,000) 11,390,000	(12,259,700) 11,409,700	(12,188,646) 11,338,648	(70,000) 70,000	(1,053) 1,051	(99) 99
工業用水	8,339,130	10,344,836	7,167,209	3,067,919	109,707	85
大型魚礁	443,000	445,560	437,921	—	7,638	98
離島電気等	356,248	365,912	365,668	—	243	102

また、昭和 36 年度から昭和 40 年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36 年度	37 年度	38 年度	39 年度	40 年度
林道都市等	12,954,158	(17,655,322) 16,791,729	(22,644,692) 21,794,716	(27,005,133) 26,155,133	(31,773,694) 30,923,696
造林	4,318,998	5,396,117	5,835,986	6,183,369	5,725,055
林道	3,458,746	3,665,627	4,330,284	5,013,715	5,889,192
都市	2,599,819	(5,067,928) 4,204,335	(6,820,952) 5,970,976	(9,050,368) 8,200,368	(12,188,646) 11,338,648
工業用水	2,378,925	3,329,002	5,089,595	6,119,450	7,167,209
大型魚礁	—	—	361,914	375,648	437,921
離島電気等	197,668	196,645	205,958	262,580	365,668

（ロ） 実 績

（a） 造林事業

人工造林事業 222,536 ha（内地 186,758 ha、北海道 30,624 ha、離島 5,154 ha）、天然下種補整事業 5,913 ha（内地 1,332 ha、北海道 4,581 ha）、せき悪林地改良事業 4,973 ha（内地 4,816 ha、離島 157 ha）合計 233,422 ha を実施した。

また、昭和 36 年度から昭和 40 年度までの各年度における実績を示せば、つぎのとおりである。

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
(造林)	292,592	277,740	266,747	245,084	233,422
人工造林	282,224	265,940	255,142	233,674	222,536
内地	242,269	227,207	218,239	196,027	186,758
北海道	33,151	31,671	31,065	32,287	30,624
離島	6,804	7,062	5,838	5,360	5,154
天然下種補整	5,297	6,550	6,359	6,270	5,913
内地	2,037	2,011	1,678	1,681	1,332
北海道	3,210	4,529	4,672	4,589	4,581
離島	50	10	9	—	—
せき悪林地改良	5,071	5,250	5,246	5,140	4,973
内地	4,938	4,960	4,904	4,891	4,816
離島	133	290	342	249	157

(b) 林道事業

林道開設事業735 km (内地618 km、北海道81 km、離島36 km)、山村振興林道事業226 km (内地208 km、北海道18 km)、林道改良事業289箇所 (内地277箇所、北海道12箇所) と森林開発公団による農林漁業用揮発油税財源身替林道事業10 km及び災害復旧事業90箇所を実施した。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における実績を示せば、つぎのとおりである。

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
(林道)	335(箇所) 985 (km)	194(箇所) 999 (km)	288(箇所) 1,045 (km)	408(箇所) 1,008 (km)	379(箇所) 971 (km)
林道開設	809	753	796	773	735
内地	702	645	682	664	618
北海道	72	77	78	78	81
離島	35	31	36	31	36
山村振興林道	160	221	249	235	226
内地	145	201	229	217	208
北海道	15	20	20	18	18
林道改良	335(箇所)	194(箇所)	263(箇所)	280(箇所)	289(箇所)
内地	327	185	256	271	277
北海道	8	9	7	9	12
山林火災被災地域林道	16 (km)	25 (km)	—	—	—
森林開発公団災害復旧事業	—	—	25	128	90
農林漁業用揮発油税財源身替林道	—	—	—	—	10 (km)

(c) 都市計画事業

(i) 国営公園整備事業

覆ヶ関公園は、直轄の国営公園として昭和34年度から継続して実施しているが、昭和40年度をもつて全体計画の83.5%を完了した。

また、北の丸公園については、昭和36年度から東京都に対する補助事業として一部施行したが、昭和38年5月21日の閣議決定に基づき昭和38年度から直轄事業として実施しており、昭和40年度をもつて全体計画の22.1%を完了した。

(ii) 公園整備事業

東京都和田堀公園ほか429箇所を実施した。

(iii) 墓園整備事業

新潟県長岡市長岡墓園ほか25箇所を実施した。

(iv) 公共下水道整備事業

東京都ほか171箇所を実施した。

(v) 都市下水路事業

名古屋市山崎川下水路ほか408箇所を実施した。

(vi) 特別都市下水路事業

静岡県岳南下水路ほか11箇所を実施した。

(vii) 地盤沈下対策事業

新潟市内における地盤沈下対策の一環として排水施設の整備を実施した。

(d) 工業用水道事業

室蘭地区ほか36箇所 (うち新規9箇所) の工事並びに「水資源開発促進法」に基づく指定水系のうち下久保ダム及び利根導水路の建設工事を実施した。

(e) 大型魚礁設置事業

大型魚礁の設置箇所及び設置個数は、内地30箇所、58,040個 (特定3箇所で10,151個、一般27箇所で47,889個)、北海道14箇所、99,000個を設置した。

(f) 離島電気導入等事業

(i) 電気

(単位 千円)

施設名	県名	島名	施設個所数	総事業費	国庫補助額
火力発電施設	北海道	奥尻島	1	19,592	6,000
〃	〃	礼文島	1	2,700	900
〃	〃	利尻島	1	45,000	14,400
〃	愛媛	青島	1	6,544	2,181
〃	福岡	筑前諸島	1	5,010	1,670
小計			5	78,846	25,151
共同受電施設	長崎	蠑ノ浦大島	1	39,343	12,333
一般受電施設	宮城	牡鹿諸島	1	31,360	10,453
〃	岡山	日生諸島	1	3,752	1,250
〃	広島	阿多田島	1	1,411	420
〃	香川	塩飽諸島	1	116,301	38,767
〃	福岡	筑前諸島	1	18,304	6,101
〃	長崎	対馬島	2	2,997	981
〃	〃	五島列島	6	44,314	13,220
〃	〃	平戸諸島	1	499	166
〃	熊本	天草島	7	11,479	3,371
〃	鹿児島	種子島	2	87,116	26,134
小計			23	317,533	100,863
合計			29	435,722	138,347

(ii) 簡易水道

(い) 北海道離島簡易水道施設については、1施設新設し、計画給水人口約700人が新たに増加した。

(ろ) 離島振興事業については、11都県において34施設を新設し、計画給水人口約40,000人が新たに増加した。

(5) 農業基盤整備費

(イ) 概説

この経費は、土地と水との農業上の有効利用及び開発を目的とするもので、既耕地の土地条件の整備を目的とするかんがい排水その他の土地改良事業、海面又は湖面を干陸又は埋立して耕地を造成する干拓事業及び草地の造成、改良又は未墾地の開墾を

目的とする農用地開発事業を包含する事業を行なうに要した経費である。

以下、事業別の内容について説明する。

（a） 土地改良事業

この経費は、「土地改良法」（昭24法195）、「国土総合開発法」、「離島振興法」、「急傾斜地帯農業振興臨時措置法」（昭27法135）、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」（昭27法96）、「海岸砂地地帯農業振興臨時措置法」（昭28法12）、「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」（昭26法66）、「湿田単作地域農業改良促進法」（昭27法354）、「畑地農業改良促進法」（昭28法205）、「東北開発促進法」（昭32法110）、「地すべり等防止法」（昭33法30）に基づいて行なわれる用排水路、ため池等の新設並びに改修工事等に要した経費であり、国営かんがい排水事業の実施に要した経費、都道府県営かんがい排水事業、団体営かんがい排水事業、圃場整備事業、暗渠排水、客土、区画整理、農道等の耕地整備事業、防災ダム、老朽ため池、湖岸堤防、地すべり対策、湛水防除等の農地防災事業、農地保全（シラス、急傾斜、特殊土じょう）、干害恒久対策、温水施設等の諸土地改良事業の助成に要した経費、上記直轄又は助成事業の調査計画のための経費、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」に基づき、昭和39年度において施行した事業に対し、補助率引上差額を昭和40年度において追加補助するために要した経費並びに特定土地改良工事特別会計において施行した土地改良事業の経費として特別会計に繰り入れた経費等と、あらたに農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図りあわせて農村環境の改善に資することを目的とした基幹農道及び附帯農道の新設又は改良を都道府県が行なう県営事業及び市町村又は土地改良区が行なう団体営事業等を助成するに要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

事項	国庫負担率又は補助率 内地	北海道
国営かんがい排水事業費	10/10 (6/10)	10/10 (8/10・8.5/10・9/10)
土地改良調査計画費	10/10	10/10
農業機械整備費	10/10	10/10
国営造成施設管理費	10/10 (5/10)	10/10 (2/3)
土地改良調査計画費補助	5/10	—
国営造成施設管理費補助	4/10	—
都(道)府県営土地改良事業費補助		
県(道)営かんばい	5/10・5.5/10	5.5/10
道営客土	—	5.5/10
圃場整備事業費補助		
県(道)営	4.5/10・5/10	5/10
団体営	4/10・4.5/10・5/10	4.5/10・5/10
団体営土地改良事業費補助		
特別団体営かんばい	5/10	—
団体営かんばい	4.5/10・5/10	5/10～5.5/10
団体営畑地かんがい	1/3～5/10	—
耕地整備		
暗渠排水	4/10～4.5/10	4.5/10・5.5/10
客土	3/10～4.5/10	4.5/10・5.5/10
区画整理	4.5/10	—
索道	4/10～4.5/10	—
区画整理確定測量	4/10	4/10
農地集団化計画	4/10	4/10
調査設計費	5/10	5/10
土地改良融資事業指導監督	5/10	5/10
農道整備	4/10～6/10	4.5/10～5.5/10
高速国道関連土地改良	1/3～6/10	—
東海道新幹線関連土地改良	1/3～6/10	—
農地防災事業費補助		
防災ダム	6.5/10	—
老朽ため池	5/10・6/10	5/10
大規模老朽ため池	6/10	6/10
湖岸堤防	5/10	—
地すべり対策	4/10～9/10	—
土砂崩壊防止	1/2・2/3	—
湛水防除	5/10・5.5/10・6/10	—
諸土地改良事業費補助		
農地保全		
シラス	4/10～6.5/10	—
急傾斜	4/10～6/10	—
特殊土じょう	4/10・4.5/10・5/10	—
干害恒久対策	5.5/10	—
福井、石川地域特殊排水	5/10	—
新潟地域特殊排水	6/10	—
温水施設	4/10	5/10
土じょう侵食防止	—	5/10・6/10
東富士演習場周辺農業整備事業費補助	2.6/10・8.5/10	—
後進地域特例法適用団体等補助率差額	全額	—
特定土地改良工事特別会計へ繰入	10/10 (5.8/10)	—
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助		
基幹農道	2/3・3/4	3/4
附帯農道	5/10	5/10
軽微な改良	5/10	5/10

（注）（ ）書は実質上の負担率を示す。

（b） 干拓事業

この経費は、「土地改良法」、「国土総合開発法」、「離島振興法」及び「東北開発促進法」に基づいて行なわれる干拓地の堤防、道路、水路、用排水機場等の調査計画及び直轄、代行によるこれらの事業の実施、特定土地改良工事特別会計における直轄、代行による施行のための財源の繰り入れ、都府県における事業実施を助成をするために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

事項	国庫負担率又は補助率 内地	北海道
干拓建設事業費	10/10 (7.5/10)	—
干拓調査計画費	10/10	—
干拓調査計画費補助	5/10	—
干拓事業費補助		
補助干拓	3.5/10～7.5/10	—
干拓建設附帯工事	5/10	—
八郎潟新農村建設事業団事業費補助	5/10	—
特定土地改良工事特別会計へ繰入	10/10 (7.5/10～9.5/10)	—

（注）（ ）書は実質上の負担率を示す。

（c） 農用地開発事業

（i） 開拓事業

この経費は、「土地改良法」、「国土総合開発法」、「離島振興法」、「東北開発促進法」、「農山漁村電気導入促進法」及び「耕土培養法」（昭27法235）に基づいて行なわれる開拓地の道路、水路、頭首工、住宅施設、開墾作業、開拓地酸性土じょう改良等の調査計画及び直轄、代行によるこれらの事業の実施、都道府県、団体等による事業実施の助成をするために要した経費並びに「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負

担割合の特例に関する法律」に基づき、昭和39年度において施行した事業に対し、補助率引上差額を昭和40年度において追加補助するために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

事項	国庫負担率又は補助率 内地	北海道
開墾建設事業費	10/10	10/10
国営開拓パイロット	10/10(7/10・7.5/10)	10/10(7.5/10・8/10)
国営総合開拓パイロット	各事業の合成による地区別総合負担率	
開拓調査計画費	10/10	10/10
開拓地土壌改良費	10/10	10/10
開墾事業費補助		
県営開拓パイロット	6/10・6.5/10・7/10	6.5/10・7/10
県営総合開拓パイロット	各事業の合成による地区別総合補助率	
開拓地改良	2/3	3/4
小団地補助工事	5/10	2/3
開墾建設附帯工事	5/10・2/3	5/10・2/3
道路補修	2/3	2/3
小団地農道補修	2/3	2/3
団体営開拓パイロット	5/10・5.5/10・6/10	5.5/10・6/10
開拓調査計画費補助	5/10	5/10
開拓地酸性土壌改良事業費補助	5/10	6/10
開墾作業費補助	4.5/10	4.5/10
入植施設費補助		
住宅施設	改 4/10・新移 5/10	5/10
小学校分校施設	校舎新築 8/10・校舎増築 5/10	校舎増築 5/10
電気施設	3.5/10・徳之島 3/4	3.5/10
飲用水施設	5/10	5/10
診療所施設	—	5/10
婦人ホーム施設	5/10	5/10
入植施設災害復旧費補助		
住宅災害復旧	激甚 9/10以内・一般 5/10以内	一般 5/10以内
農舎災害復旧	激甚 9/10以内・一般 5/10以内	一般 5/10以内
共同利用施設災害復旧	9/10以内	—
後進地域特例法適用団体等補助率差額	全額	—

(注) ( )書は実質上の負担率を示す。

(ii) 草地改良事業

この経費は、畜産振興の基盤である飼料自給度の向上を図るため、草地の造成若しくは改良又は草地の利用に必要な施設等についての草地改良調査計画及び国営草地改良事業の実施に要した経費と、都道府県、団体等が行なう草地改良調査計画事業、大規模草地改良事業、小規模草地改良事業及び湿地牧野改良事業等を助成するために要した経費及び「農地開発機械公団法の一部を改正する法律」(昭40法113)に基づき、農地開発機械公団が行なう共同利用模範牧場設置事業を助成するために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

事項	国庫負担率又は補助率 内地	北海道
草地改良事業費	10/10(6.5/10)	10/10(7/10)
草地改良調査計画費	—	10/10
草地改良調査計画費補助		
草地開発基本調査費	5/10	5/10
小規模草地改良調査計画費	5/10	5/10
草地改良事業費補助		
大規模草地改良事業費	4/10・5.5/10	—
小規模草地改良事業費	4/10・4.5/10・5/10	4.5/10・5/10
湿地牧野改良事業費	—	5.5/10
農地開発機械公団事業費補助	5/10	—

(注) ( )書は実質上の負担率を示す。

本年度における農業基盤整備費の予算現額は

90,691,190千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	
当初予算額	89,782,160千円
前年度繰越額	929,141千円
移用減少額	13,127千円
組替減少額	6,984千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	88,297,189千円
翌年度繰越額は	1,925,175千円
不用額は	468,825千円

であつて、翌年度繰越額は気象の関係、設計の変更及び用地補償問題等により事業の施行が遅れ年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は事業対象地の権利調整不能、災害等により事業計画を変更したので草地改良事業費補助を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する歳出済額の割合(%)
農業基盤整備費	89,782,160	90,691,190	88,297,189	1,925,175	468,825	97
土地改良	56,215,863	56,978,099	55,581,066	1,342,031	55,002	97
干拓	13,935,784	13,975,634	13,564,956	388,669	22,008	97
農用地開発	19,630,513	19,737,456	19,151,167	194,474	391,814	97
開拓	17,450,952	17,601,263	17,379,670	168,083	53,509	98
草地	2,179,561	2,136,193	1,771,496	26,391	338,305	84

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
農業基盤整備費	43,484,819	54,016,412	63,972,838	72,911,002	88,297,189
土地改良	26,951,301	32,891,982	38,982,103	44,371,585	55,581,066
干拓	7,229,360	8,419,767	10,680,837	12,182,027	13,564,956
農用地開発	9,304,157	12,704,662	14,309,897	16,357,389	19,151,167

(ロ) 実績

(a) 土地改良事業

事項	内地 継続	内地 新規	内地 計	北海道 継続	北海道 新規	北海道 計	計 継続	計 新規	計 計	工事完了地区数	全体設計終了地区数	備考
国営地区	39	8	47	47	23	70	86	31	117	2	19	
工事施工地区	33	4	37	39	12	51	72	16	88	2	—	合併1地区を除く
全体設計地区	6	4	10	8	11	19	14	15	29	—	19	休止1地区を除く
都道府県営地区	510	168	678	58	21	79	568	189	757	133	40	
工事施工地区	500	141	641	58	10	68	558	151	709	133	—	廃止2地区を除く
全体設計地区	10	27	37	—	11	11	10	38	48	—	40	
団体営地区	1,005	1,010	2,015	115	240	355	1,120	1,250	2,370	903	—	
計	1,554	1,186	2,740	220	284	504	1,774	1,470	3,244	1,038	59	

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における土地改良地区数の実績を示せば、つぎのとおりである。

事項	36年度			37年度			38年度			39年度			40年度		
	継続	新規	計	継続	新規	計	継続	新規	計	継続	新規	計	継続	新規	計
国営	79	12	91	74	18	92	74	25	99	83	26	109	86	31	117
都道府県営	492	136	628	569	167	736	610	180	790	618	180	798	568	189	757
団体営	1,911	1,157	3,068	1,729	995	2,724	1,444	938	2,382	1,360	908	2,268	1,120	1,250	2,370
計	2,482	1,305	3,787	2,372	1,180	3,552	2,128	1,143	3,271	2,061	1,114	3,175	1,774	1,470	3,244

(注) 各年度の関連地区数に差異があるのは、休廃止、振替等によるものである。

(b) 干拓事業

事項	内地			北海道			計			工事完了地区数	全体設計終了地区数	備考
	継続	新規	計	継続	新規	計	継続	新規	計			
国営地区	26	3	29	—	—	—	26	3	29	1	1	
工事施行地区	23	1	24	—	—	—	23	1	24	1	—	合併4地区を除く
全体設計地区	3	2	5	—	—	—	3	2	5	—	1	
代行地区	23	—	23	—	—	—	23	—	23	6	—	
都道府県営地区	45	5	50	—	—	—	45	5	50	13	—	
計	94	8	102	—	—	—	94	8	102	20	1	

(c) 農用地開発事業

(i) 開拓事業

(い) 開墾事業

事項	内地			北海道			計			工事完了地区数	全体設計終了地区数	備考
	継続	新規	計	継続	新規	計	継続	新規	計			
国営地区	16	6	22	54	4	58	70	10	80	14	6	
工事施行地区	11	4	15	54	2	56	65	6	71	14	—	
全体設計地区	5	2	7	—	2	2	5	4	9	—	6	
代行地区	78	—	78	167	—	167	245	—	245	88	—	
都道府県営地区	104	151	255	17	12	29	121	163	284	121	—	
団体営地区	146	323	469	112	100	212	258	423	681	444	—	(復活5地区を含む 休止8地区を除く)
計	344	480	824	350	116	466	694	596	1,290	667	6	

(ろ) 開拓実施

① 入植施設

区分	住宅 戸	小学校 校	電気 戸	飲用水 箇所	婦人ホーム 棟	診療所 棟
内地	902	7	1,101	1,776	28	—
北海道	46	6	1,329	458	14	1

② 実施面積

区分	内地 (ha)	北海道 (ha)	計 (ha)
開拓地土じょう調査	19,211.1	21,826.8	41,037.9
開拓地酸性土じょう改良	15,628.67	18,280.06	33,908.73
開墾作業	3,932.83	7,978.28	11,911.11

(ii) 草地改良事業

草地造成面積

区分	内地 (ha)	北海道 (ha)	離島 (ha)	計 (ha)
大規模草地改良	458	—	—	458
小規模草地改良	4,894	11,126	165	16,185
湿地牧野改良	—	1,198	—	1,198

(6) 鉱害復旧事業費

(イ) 概説

この経費は、「臨時石炭鉱害復旧法」(昭27法295)に基づいて行なわれる鉱害復旧事業費の一部を補助するために要した経費及び附帯事務費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

農地及び農業用施設	70.55%(83%)
漁港施設	50%(75%)
河川等	50%(75%)
下水道	40%(70%)
学校	50%(75%)
鉄道	50%(75%)
公用公共用建物	50%(75%)
地盤等復旧(家屋)	52%(69.5%)

(注) ( )書は、鉱業権者が無資力等の場合

本年度における鉱害復旧事業費の予算現額は 2,655,655千円

であつて、その内訳は

歳出予算額

当初予算額	2,631,529千円
前年度繰越額	24,126千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	2,622,948千円
翌年度繰越額は	30,359千円
不用額は	2,347千円

であつて、翌年度繰越額は用地選定難、設計変更等のため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は設計の一部を変更したものがあつたので家屋等一般鉱害復旧事業費補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
文部省所管						
学校施設一般鉱害復旧事業費補助金	28,880	28,880	28,880	—	—	100
厚生省所管						
水道施設一般鉱害復旧事業費補助金	90,314	90,314	63,339	26,373	601	70
農林省所管						
農地等一般鉱害復旧事業費補助	1,669,013	1,689,763	1,689,653	—	110	101
漁港施設一般鉱害復旧事業費補助	1,696	1,696	1,690	—	5	99
計	1,670,709	1,691,459	1,691,343	—	115	101
通商産業省所管						
家屋等一般鉱害復旧事業費補助金	550,582	550,582	549,842	0	739	99
公用公共用建物一般鉱害復旧事業費補助金	12,750	12,750	12,575	0	174	98
附帯事務費	2,144	2,144	2,063	0	80	96
計	565,476	565,476	564,482	0	993	99
運輸省所管						
鉄道一般鉱害復旧事業費補助金	21,390	24,766	23,003	1,298	464	108
建設省所管						
河川等一般鉱害復旧事業費補助	243,160	243,160	240,378	2,687	94	98
下水道施設鉱害復旧事業費補助	11,600	11,600	11,521	—	78	99
計	254,760	254,760	251,899	2,687	173	98
合計	2,631,529	2,655,655	2,622,948	30,359	2,347	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を所管別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
鉱害復旧	874,981	963,146	1,356,434	1,706,299	2,622,948
文部省	11,230	5,642	11,475	28,311	28,880
厚生省	42,493	30,664	52,773	82,237	63,339
農林省	528,150	643,705	961,758	1,122,853	1,691,343
通商産業省	171,057	154,950	170,454	287,308	564,482
運輸省	14,488	12,785	11,629	12,381	23,003
建設省	107,562	115,397	148,342	173,207	251,899

（ロ）実　績

（文部省所管）

区分	設置者数	学校数
公立学校	7	7
私立学校	1	1
計	8	8

（厚生省所管）

福岡県ほか3県において22施設を実施した。

（農林省所管）

農地等

福岡県第2松浦地区ほか225地区を実施した。

漁港施設

長崎県矢岳漁港を実施した。

（通商産業省所管）

家屋等の復旧費962,484千円、復旧済戸数1,315戸、墓地2件、みなす工事5件、公用公共用建物の復旧費20,271千円、復旧済件数は23件である。

（運輸省所管）

筑豊本線ほか6線9箇所を実施した。

（建設省所管）

河川等一般鉱害復旧事業においては、福岡県ほか4県及び1指定都を実施した。

下水道施設一般鉱害復旧事業においては、北九州市ほか1市3町において7箇所を実施した。

（7）調整費

（イ）概　説

この経費は、「国土総合開発法」に基づく特定地域及び調査地域、「東北開発促進法」等に基づく東北、北陸、中国、四国及び九州地方の区域、「首都圏整備法」（昭31法117）、「近畿圏整備法」（昭38法129）、「新産業都市等建設促進法」（昭39法146）、「低開発地域工業開発促進法」（昭36法216）、「豪雪地帯対策特別措置法」（昭37法73）及び「産炭地域振興臨時措置法」（昭36法219）に基づき指定された区域において実施する開発事業並びに地域経済計画に関する調査につき、各省各庁相互間の進度の不均衡の調整を図るために要した経費である。

本年度における調整費の予算現額は

4,500,000千円

であつて、これは全額当初予算額である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　4,484,926千円

翌年度繰越額は　13,124千円

不用額は　1,948千円

であつて、翌年度繰越額は気象の関係及び資材調達の遅延により年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は新東京国際空港予定地の変更により土地改良調査計画費を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合
調整費	4,500,000	4,500,000	4,484,926	13,124	1,948	（%）99

（ロ）実　績

（総理府所管）

（a）国土総合開発事業相互間の進度の調整を図るために道路整備、特定土地改良工事、治水、国有林野事業及び港湾整備の各特別会計へそれぞれ繰り入れた。

（繰入経費の執行の結果の概要は、各特別会計の項を参照されたい。）

（b）地域経済計画調査

（i）地域別資本存在量調査として、社会資本と第3次産業の資本量の推計分析の調査を実施した。

（ii）下北開発調査団を編成して同地方の開発調査を実施した。

（iii）道路、公園、上下水道などの生活環境施設間の相互関係を究明するため本年度は個々の施設の1単位当り費用の調査を実施した。

（iv）全国の都市の住民の需要に基づく活動を内部と外部の比率によつて分析して都市建設的要因を究明するための調査を実施した。

（v）未開発地域5地区（北奥羽、中央高地、四国西南、阿蘇、南九州）における開発方式に関する調査を実施した。

（文部省所管）

昭和28年度から昭和38年度までの各年度の都道府県別及び19の抽出都市について、学校施設及び設備（国・公・私立別、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、幼稚園、各種学校別）、社会教育施設（国・公・私別）、並びに体育施設（国・公別）について都道府県担当部課を通して調査を実施した。

（厚生省所管）

（a）「国土総合開発法」に基づく特定地域のうち、木曾地区（三重県）ほか5地区の調査を三重県ほか5県に委託して実施した。

（b）地域経済計画に関する調査については青森県ほか5県における人口、労働力の移動及び社会開発等の調査を国立公園協会ほか6団体に委託して実施した。

（農林省所管）

（a）国土総合開発事業

（i）農業関係

国営土地改良3地区、県営土地改良16地区、団体営土地改良1地区、団体営圃場整備2地区、農地防災ダム1地区、県営総合開拓パイロット1地区及び調査計画11地区を実施した。

（ii）林業関係

新潟県において林道開設1路線を、岩手県において林道改良1箇所を実施した。

（iii）水産業関係

椿漁港ほか1港において漁港修築事業を実施した。

（b）地域経済計画調査

（i）農業関係

地域別資本存在量調査として年次別、都道府県別に農業関係の民間資本の存在量を推計し、調査結果を「農業民間固定資本の推計に関する調査」としてとりまとめた。

幹線道路関連農業調査として全国で3つの一級国道を選び、その周辺地域について実態調査を行ない、調査結果を「一級国道の整備が農業に与えた経済的影響に関する調査研究」としてとりまとめた。

未開発地域農業開発調査として、広域経済の視点に立つて農業近代化施設及び農業関連公共施設の整備計画を作

成する理論的方法論を明らかにするとともに、北奥羽・南九州地域の2農業地域を対象として整備計画を樹立した。

（ii） 林業関係

未開発地域林業開発調査として、北奥羽、四国西南及び南九州の3地域の調査を実施した。

(通商産業省所管)

（a） 国土総合開発事業

工業用水調査については、阿賀野川ほか7地区の調査を実施し、発電水力調査については、那珂川ほか4地点の調査を実施した。

（b） 地域経済計画調査

工業地帯の地下構造調査については、八代地区の調査を実施し、また、地域別資本存在量等の調査を実施した。

(運輸省所管)

未開発地域5地区(北奥羽、中央高地、四国西南、阿蘇九重、南九州)における輸送条件調査、観光消費額とその消費額がその地域の経済効果、港湾等社会資本の地域別存在量等の推計調査を実施した。

(郵政省所管)

全国各都道府県別、経年別(昭28～昭38)に、電信電話施設、有線放送電話施設及び放送施設の資本存在量を物量、貨幣両ベースについて調査を実施し完了した。

(労働省所管)

未開発地域開発に伴う労働力の基礎的な諸条件に関する調査を青森県ほか5県で実施し、公共職業訓練及び事業内訓練施設についてブロック別資本存在量の全国集計調査を実施した。

(建設省所管)

（a） 国土総合開発事業

（i） 東京都心部より富里に至る高速自動車道の建設計画調査を行ない、概略を作成するとともに地質調査をあわせ実施した。

（ii） 国の直轄事業として多摩川、猪名川及び印旛沼の各流域下水道調査並びに東京都区部ほか8箇所の公共下水道事業、また、神奈川県藤沢市一色下水路及び栃木県真岡市寺内下水路事業を実施した。

（b） 地域経済計画調査

つぎの各調査を実施し、いずれも年度内に調査を完了した。

（i） 未開発地域社会開発調査

北奥羽、中央高地、四国西南、南九州地域について社会福祉向上に必要な施設整備の方向を調査した。

（ii） 未開発地域輸送条件調査

北奥羽、四国西南及び九州地域について主要生産物の市場までの輸送条件の実態について調査した。

（iii） 地域別資本存在量調査

建設省所管の道路、住宅、国土保全等社会資本及び建設業等民間資本の存在量の地域別経年変化を調査推計した。

（iv） 都市地盤調査

不知火、有明地区の開発計画の基礎資料を得るためボーリング及び力学物理試験を実施し、地盤構造、性質の解析を行なつた。

（v） 住宅地開発負担金制度適用調査

新住宅市街地等における開発負担金制度確立のため市街地における投資効果、市街地開発の波及効果等について調査した。

(自治省所管)

都道府県別に行政投資の実績について、昭和39年度分を対象として調査した。

（8） 災害復旧等事業費

（イ） 災害復旧事業費

（a） 概説

この経費は、台風及び豪雨等の異常な天然現象による農林水産業施設並びに公共土木施設等の災害復旧事業を国が施行するために要した経費とそれらの事業を地方公共団体等が施行するに必要な事業費について「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭25法169。以下「暫定措置法」という。)、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭26法97。以下「国庫負担法」という。)及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭37法150。以下「特別財政援助法」という。)に基づき、国がその一部を補助又は負担するために要した経費である。

上記に述べた国が負担又は補助する経費の負担又は補助割合は、つぎのとおりである。

事項	基本率	基本法高率(事業費の一定部分に対し)	特別財政援助法特例
農林業施設			
農地	5/10	8/10・9/10	5/10～10/10
農業用施設	6.5/10	9/10・10/10	6.5/10～10/10
林道			
奥地幹線	6.5/10	9/10・10/10	7/10～9/10
その他	5/10	7.5/10・8.5/10	7/10～9/10
公共土木施設			
海岸(農業)	2/3	3/4・4/4	2/3～10/10
治山	2/3	3/4・4/4	5/10～9/10
漁港	2/3	3/4・4/4	5/10～9/10
港湾	2/3	3/4・4/4	7.57/10～9.43/10
河川等	2/3・8/10	3/4・4/4	5/10～9/10
都市施設	1/2・2/3	—	—

本年度における災害復旧事業費の予算現額は 103,698,282千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	74,971,128千円
当初予算額	58,769,711千円
予算補正追加額	16,201,417千円
前年度繰越額	460,403,944千円
予備費使用額	28,266,751千円

であり、予算補正追加額は昭和39年以前及び昭和40年に発生した台風、豪雨、地震及び冬期風浪等により災害をうけた農業用施設、林道施設、漁港施設、港湾、河川、都市及び道路等の災害復旧事業を地方公共団体等が施行するのに必要な事業費の一部を補助するために要する経費を補正追加したものであり、予備費使用額は昭和40年に発生した台風、豪雨及び冬期風浪等によつて災害をうけた農業用施設、港湾施設、河川、都市、道路等について国が施行する災害復旧事業に要した経費と地方公共団体等が施行する復旧事業費の一部を補助するために要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	102,521,835千円
翌年度繰越額は	938,316千円
不用額は	238,130千円

であつて、翌年度繰越額は気象の関係、設計変更及び資材調達の遅延等により年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は設計の変更により事業費が減少したこと及び契約価格が予定価格を下回つたので直轄河川等災害復旧費を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
災害復旧事業費	74,971,128	103,698,282	102,521,835	938,316	238,130	136
農地	1,308,104	1,960,285	1,875,505	81,613	3,166	143

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
農業用施設	15,035,915	19,729,787	19,099,704	621,468	8,613	127
海岸（農業）	252,136	351,202	350,850	—	352	139
治山	228,642	310,291	309,597	—	693	135
林道	751,950	1,067,216	1,051,433	14,281	1,500	139
漁港	1,673,490	2,267,425	2,201,167	45,660	20,597	131
港湾	5,194,360	6,170,048	6,061,628	64,498	43,921	117
河川等	49,692,571	70,956,242	70,689,807	110,794	155,640	142
都市	833,960	885,785	882,140	—	3,644	105

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
災害復旧事業費	84,437,576	100,308,709	89,336,362	91,179,02	102,521,835
農地	2,562,700	2,379,486	1,907,276	1,693,278	1,875,505
農業用施設	13,118,908	15,206,280	17,151,957	16,847,445	19,099,704
海岸（農業）	639,308	—	—	409,891	350,850
治山	338,647	568,951	495,012	353,231	309,597
林道	1,546,740	1,605,487	1,188,900	987,206	1,051,433
漁港	3,165,630	4,658,201	3,779,764	2,681,900	2,201,167
港湾	2,785,358	5,174,595	3,740,997	6,242,228	6,061,628
河川等	60,137,404	70,635,386	61,031,754	61,025,130	70,689,807
都市	142,876	80,321	40,698	938,709	882,140

（b）実　　績

（農林省所管）

（i）農地及び農業用施設等災害復旧事業費

（い）直轄事業

農業用施設の国の直轄事業については過年災では38年災を完了し、39年災についてはおおむね復旧を完了（内地100％、北海道94％）し、新規の40年災についても予備費の使用によりそれぞれ所定の復旧を完了した。

（ろ）補助事業

地方公共団体等が施行する農地、農業用施設及び海岸保全施設の災害復旧事業については、「暫定措置法」等の趣旨に基づき、緊急工事は3箇年、その他は4箇年で完了する方針のもとに実施し、37年災についてはこれを完了し、38年災、39年災及び40年災についてもそれぞれ所定の復旧を完了した。

（ii）治山及び林道施設災害復旧事業

（い）治山施設については、都道府県において37年災13箇所、38年災21箇所、39年災69箇所及び40年災127箇所を実施した。

（ろ）林道施設については、都道府県において37年災115箇所、38年災508箇所、39年災677箇所及び40年災1,454箇所を実施した。

（iii）漁港施設災害復旧事業

（い）直轄事業

漁港施設の直轄事業については38年災、39年災及び予備費使用による40年災について実施し、38年災は完了、39年災及び40年災についてもそれぞれ所定の復旧を完了した。

（ろ）補助事業

地方公共団体等が施行する漁港施設の災害復旧事業については、37年災、38年災、39年災及び補正予算並びに予備費使用による40年災について実施し、37年災についてはこれを完了し、38年災、39年災及び40年災についてもそれぞれ所定の復旧を完了した。

（運輸省所管）

直轄港湾災害復旧事業として新潟港ほか21港の事業を実施し、補助事業としては37年災34箇所、38年災122箇所、39年災447箇所及び40年災505箇所の復旧事業を新潟県ほか39都道府県において実施した。

（建設省所管）

（i）河川等災害復旧事業の国の直轄事業については、38年災は完了し、39年災、40年災についてもそれぞれ所定の復旧を完了した。

また、地方公共団体が施行する災害復旧事業については、「国庫負担法」に基づき、緊急工事は3箇年、その他は4箇年で完了する方針のもとに実施し、37年災についてはこれを完了し38年災、39年災及び40年災についてもそれぞれ所定の復旧を完了した。

（ii）都市施設災害復旧事業については、39年災及び40年災について公園42箇所、公共下水道20箇所、都市下水路19箇所、街路5箇所、都市排水路42箇所、防空壕28箇所並びに市街地の47地域に堆積した土砂の排除を実施した。

（ロ）災害関連事業費

（a）概　　説

この経費は、農業用施設、河川、港湾等の災害復旧助成事業費、一般災害関連事業費、新潟港特別防災対策事業費、地盤変動及び鉱害対策事業費等であつて、その内容は災害の発生に関連して災害復旧工事と当該施設の改良的要素を含めた工事を合併施行することにより、施設の効用増強及び再度災害防止を目的とする事業（助成及び一般関連等）並びに地盤の変動及び鉱毒水等の影響により機能の低下した公共施設、農業用施設等の復旧を目的とする事業に要する経費の一部を地方公共団体等に補助するために要した経費並びに「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」等に基づき、昭和39年度において適用団体等が施行した指定事業費について補助率引上差額を昭和40年度において追加補助するため要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

事　　項	一　　般	36年災特例	特別財政援助法
農業用施設災害関連	5/10	—	5/10～10/10
海岸保全施設災害関連	5/10	—	5/10～10/10
地盤変動	5/10～2/3	—	—
鉱毒対策	5/10～6.5/10	—	—
災害助成	5/10	—	5/10～10/10
治山施設災害関連	2/3	—	—
林道施設災害関連			
奥地幹線	6/10	2/3	7/10～9/10

事項	一般	36年災特例	特別財政援助法
その他	5/10	2/3	7/10～9/10
漁港			
災害関連	5/10	—	5/10～9/10
災害助成	5/10	2/3	—
地盤変動	2/3	—	—
後進地域特例法適用団体等補助率差額	全額	全額	全額
港湾			
災害復旧助成			
土木助成	5/10	2/3	—
地盤変動対策	2/3	—	—
災害関連	5/10	0.712/10	—
新潟港特別防災対策	6/10	—	—
河川等			
災害復旧助成			
河川	1/2・3/5（北海道）	2/3	5/10～9/10
海岸	1/2	2/3	—
地盤変動対策	2/3	—	—
一般災害関連	1/2・3/5（北海道）、2/3（砂防）	—	5/10～9/10

本年度における災害関連事業費の予算現額は (9,027,228) 8,972,228千円であつて、その内訳は

歳出予算額 (7,527,256) 7,472,256千円

当初予算額 (7,385,088) 7,330,088千円

予算補正追加額 (142,168) 142,168千円

前年度繰越額 (255,286) 255,286千円

予備費使用額 (1,244,686) 1,244,686千円

であり、予算補正追加額は昭和38年以前に発生した台風及び豪雨等により災害をうけた農業用施設及び海岸保全施設の災害復旧工事とあわせて再度の災害防止のための改良工事を地方公共団体、土地改良区及びその他の組合が施行するのに必要な事業費の一部を補助するために補正追加したものであり、予備費使用額は昭和40年に発生した台風等により災害をうけた公共土木施設、農業用施設等の災害復旧工事とあわせて再度の災害防止のための改良工事を地方公共団体等が施行するのに必要な事業費の一部を補助するために要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は (8,580,056) 8,525,056千円

翌年度繰越額は (432,525) 432,525千円

不用額は (14,646) 14,646千円

であつて、翌年度繰越額は気象の関係、設計変更、用地買収及び物件移転補償処理等に不測の日数を要したことにより年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は開発指定事業の前年度実績が予定を下回つたこと等により後進地域特例法適用団体等補助率差額を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
災害関連	(7,527,256) 7,472,256	(9,027,228) 8,972,228	(8,580,056) 8,525,056	(432,525) 432,525	(14,646) 14,646	(113) 114
一般災害関連	(2,507,789) 2,476,789	(3,823,548) 3,792,548	(3,817,166) 3,786,166	(5,084) 5,084	(1,298) 1,298	(152) 152
災害助成	(3,186,421) 3,172,421	(3,223,916) 3,209,916	(3,011,429) 2,997,429	(212,419) 212,419	(67) 67	(94) 94
新潟港特別防災対策	671,224	799,477	607,097	191,710	670	90
地盤変動	(807,500) 797,500	(816,768) 806,768	(799,067) 789,067	(17,560) 17,560	(140) 140	(98) 98
鉱害対策	79,700	88,897	83,145	5,752	—	104
補助率差額	274,622	274,622	262,150	—	12,471	95

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
災害関連	6,677,218	(7,959,414) 7,905,931	(7,591,771) 7,536,771	(7,944,123) 7,889,123	(8,580,056) 8,525,056
一般災害関連	3,215,748	(3,653,327) 3,623,842	(3,748,062) 3,717,062	(3,849,974) 3,818,974	(3,817,166) 3,786,166
災害助成	1,781,409	(2,610,411) 2,596,411	(2,841,844) 2,827,844	(2,858,864) 2,844,864	(3,011,429) 2,997,429
新潟港特別防災対策	—	—	—	140,236	607,097
地盤変動	1,390,377	(1,311,579) 1,301,581	(812,241) 802,241	(813,656) 803,656	(799,067) 789,067
鉱害対策	26,406	48,762	36,995	31,537	83,145
補助率差額	263,276	335,333	152,628	249,855	262,150

（b） 実績

（農林省所管）

（i） 一般災害関連

（い） 農業用施設災害関連事業については37、38、39及び40年災について実施し、37年災を完了し、その他の年災については災害復旧事業とおおむね同程度の復旧を完了した。

（ろ） 海岸保全施設災害関連事業については37、38、39及び40年災について実施し、37年災を完了し、38及び39年災については災害復旧事業とおおむね同程度の復旧を完了した。また、40年災については25％の復旧を完了した。

（は） 治山施設災害関連事業については、39年災2箇所を実施した。

（に） 林道施設災害関連事業については37年災4箇所、38年災14箇所、39年災12箇所及び40年災12箇所を実施した。

（ほ） 漁港施設災害関連事業について

は37年災、38年災及び39年災について実施し、37年災は完了し、38年災、39年災及び予備費の使用による40年災については災害復旧の進捗に応じてそれぞれ所定の復旧を完了した。

（ii） 地盤変動対策事業

農業用施設については愛知県ほか5県について実施し、漁港施設については椿泊漁港につき事業を実施した。

（iii） 災害復旧助成事業

農業用施設については東新潟地区を実施した。

漁港施設については9箇所の事業を実施した。

（iv） 鉱毒対策事業

農業用施設については3地区、農地については1地区を実施した。

（v） 補助率差額

農業用施設については青森県ほか2県、漁港施設については徳島県ほか4市町に対しそれぞれ昭和39年度に実施した災害関連事業等につき補助率引上差額を交付した。

（運輸省所管）

（i） 一般災害関連事業については西宮港ほか27箇所において38年災、39年災、及び40年災の事業を完了した。

（ii） 地盤変動対策事業については香川県ほか4県の事業を実施した。

（iii） 災害復旧助成事業については伏木富山港ほか13港の事業を実施した。

（iv） 新潟港特別防災対策事業として新潟港背後地帯の地盤嵩上事業を実施した。

（建設省所管）

（i） 一般災害関連事業については37年災から40年災に係るものについて実施し、37年災を完了、38年災、39年災及び40年災についてはそれぞれ所定の復旧を完了した。

（ii） 地盤変動対策事業については残りの事業のすべてを完了した。

（iii） 災害復旧助成事業のうち、河川災害復旧助成事業については継続施行中の61河川のほか新規に昭和39年発生災害に係る24河川を着工し、計85河川の工事を施行し、そのうち9河川を完了した。

また、海岸災害復旧助成事業については継続施行中の9海岸のほか昭和39年発生災害に係る2海岸を着工し、計11海岸の工事を施行し、このうち2海岸を完了した。

（9） 工事事務費

この経費は、国が直轄で施行する土地改良、治水、海岸、港湾等の建設工事に直接要した工事事務費のうち一般会計予算計上分である。

本年度における工事事務費の予算現額は

9,439,107千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	9,274,374千円
当初予算額	8,859,955千円
予算補正追加額	414,419千円
前年度繰越額	370千円
予備費使用額	145,942千円
移用増加額	18,421千円

であり、予算補正追加額は工事事務職員の給与改善のために要する経費を補正追加したものであり、予備費使用額は昭和40年に発生した豪雨、台風等による災害復旧工事の工事事務費の不足分を補つたものであり、移用増加額は公務災害補償費、賠償償還及払戻金及び職員俸給等に不足を生じたため移用増加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	9,425,892千円
翌年度繰越額は	1,350千円
不用額は	11,864千円

であつて、翌年度繰越額は国営阿賀野川農業水利事業及び十津川、紀の川農業水利事業の工事の繰り越しに伴う日額旅費（関連経費）が年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は設計変更等により事業が減少したことに伴い日額旅費を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年繰越額	不用額	歳出予算に対する支出済歳出額の割合（%）
総理府	6,997,831	7,030,889	7,027,689	—	3,199	100
農林省	1,418,055	1,424,476	1,414,753	1,350	8,372	99
運輸省	284,500	285,835	285,835	—	—	100
建設省	573,988	697,907	697,614	—	292	121
計	9,274,374	9,439,107	9,425,892	1,350	11,864	101

7 住宅対策費

(1) 概　説

この経費は、「公営住宅法」(昭26法193)及び「住宅地区改良法」(昭35法84)に基づいて、地方公共団体が行なう公営住宅の建設及び不良住宅地区における不良住宅等の除却と改良住宅の建設に対して補助するために要した経費と、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭37法150)に基づいて、地方公共団体が行なう第二種公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧等に対して補助するために要した経費並びに住宅金融公庫の特定の低利資金の貸付金利と資金運用部資金等からの借入金利との差額等及び日本住宅公団の家賃等の算定の基準となる金利と資金運用部資金等からの借入金利との差額等について補給金を交付するために要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

公営住宅建設

第一種公営住宅	$\frac{1}{2}$
第二種公営住宅	$\frac{2}{3}$
災害(第二種)公営住宅	$\frac{2}{3}$
激甚災害法	$\frac{3}{4}$
既設公営住宅復旧	
第一種	$\frac{1}{2}$
激甚災害法	0.522～0.967
第二種	$\frac{2}{3}$
激甚災害法	0.717～0.979

住宅地区改良

不良住宅除却	$\frac{1}{2}$
改良住宅建設	$\frac{2}{3}$

本年度における住宅対策費の予算現額は 41,768,580千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	37,092,027千円
当初予算額	36,453,027千円
予算補正追加額	639,000千円
前年度繰越額	4,676,553千円

であり、予算補正追加額は住宅金融公庫及び日本住宅公団に対する補給金に必要な経費を補正追加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	37,775,289千円
翌年度繰越額は	3,958,022千円
不用額は	35,269千円

であつて、翌年度繰越額は用地買収及び設計変更等に不測の日数を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は不良住宅買収及び移転補償の交渉が予定どおり進捗しなかつたため事業計画を変更したこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
住宅対策費	37,092,027	41,768,580	37,775,289	3,958,022	35,269	101
公営住宅建設費	32,783,069	36,261,103	33,387,445	2,871,571	2,087	101
内地	30,397,972	33,876,006	31,002,348	2,871,571	2,087	101
北海道	2,385,097	2,385,097	2,385,097	—	—	100
住宅地区改良費	3,119,958	4,318,477	3,203,150	1,086,451	28,875	102
住宅金融公庫補給金	747,000	747,000	743,614	—	3,385	99
日本住宅公団補給金	442,000	442,000	441,079	—	920	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
住宅対策費	14,561,332	22,050,475	23,673,382	28,967,318	37,775,289
公営住宅建設費	13,379,854	19,657,123	21,500,383	26,144,795	33,387,445
住宅地区改良費	1,181,478	2,393,352	2,172,998	2,822,522	3,203,150
住宅金融公庫補給金	—	—	—	—	743,614
日本住宅公団補給金	—	—	—	—	441,079

(2) 実　績

以上の経費の執行結果の公営住宅建設及び住宅地区改良の概要は、つぎのとおりである。

公営住宅建設	65,926戸
内地	60,140戸
第一種	23,951戸
木造	1,329戸
簡易耐火平家建	5,188戸
簡易耐火2階建	5,771戸
中層耐火	11,663戸
第二種	(726) 36,189戸
木造	(88) 4,852戸
簡易耐火平家建	(499) 12,037戸
簡易耐火2階建	(139) 4,888戸
中層耐火	14,412戸
北海道	5,300戸
第一種	2,100戸
簡易耐火平家建	1,263戸
簡易耐火2階建	450戸
中層耐火	387戸
第二種	3,200戸
簡易耐火平家建	2,582戸
簡易耐火2階建	300戸
中層耐火	318戸
災害	486戸
第二種	(62) 486戸
木造	41戸
簡易耐火平家建	308戸
簡易耐火2階建	(62) 137戸
住宅地区改良	
改良住宅中層耐火	4,389戸
不良住宅除却	82,641 m²
合計	70,315戸
	82,641m²

(注)(1) 内地、北海道欄中( )内書は当年災分で既定経費の支出によるもの。

(2) 災害欄中( )内書は再建設で第一種住宅を含む。

(3) 上記戸数は実施計画戸数で昭和41年度への繰越分を含む。

なお、昭和40年度の住宅対策のうち、政府施策住宅のおもなものとしては、上記公営住宅及び改良住宅のほか、住宅金融公庫の融資により建設された住宅172,473戸、日本住宅公団により建設された住宅52,619戸がある。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における公営住宅建設及び住宅地区改良の概要を示せば、つぎのとおりである。

(単位 戸)

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
公営住宅建設	53,444	54,127	56,047	58,926	65,926
内地	47,679	49,429	51,604	53,772	60,140
第一種	19,345	19,911	20,708	21,323	23,951
木造	4,756	3,937	2,815	1,949	1,329
簡易耐火平家建	6,271	6,030	5,264	4,846	5,188
簡易耐火2階建	3,674	3,811	4,834	5,153	5,771
中層耐火	4,644	6,133	7,795	9,375	11,663
第二種	(883) 28,334	(279) 29,518	(10) 30,896	(949) 32,449	(726) 36,189

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
木造	(614) 13,688	(83) 10,725	8,412	(130) 5,898	(88) 4,852
簡易耐火平家建	(173) 8,200	(180) 10,023	(10) 10,891	(637) 10,719	(499) 12,037
簡易耐火2階建	(96) 2,940	2,656	3,484	(182) 6,188	(139) 4,888
中層耐火	3,506	(16) 6,114	8,109	9,644	14,412
北海道	3,987	4,201	4,412	4,912	5,300
第一種	1,617	1,700	1,703	1,900	2,100
簡易耐火平家建	945	936	1,103	1,181	1,263
簡易耐火2階建	410	480	400	430	450
中層耐火	262	284	200	289	387
第二種	2,370	2,501	2,709	(20) 3,012	3,200
簡易耐火平家建	2,348	2,381	2,363	(20) 2,574	2,582
簡易耐火2階建	22	120	250	246	300
中層耐火	—	—	96	192	318
災害	(66) 1,778	497	31	(242) 242	(62) 486
第二種	(66) 1,778	497	31	(242) 242	(62) 486
木造	(66) 911	142	—	(4) 4	41
簡易耐火平家建	540	308	31	(56) 56	308
簡易耐火2階建	142	47	—	(62) 62	(62) 137
中層耐火	185	—	—	(120) 120	—
住宅地区改良					
改良住宅中層耐火	3,848	4,500	4,280	4,382	4,389
不良住宅除却	39,837m²	50,787m²	58,395m²	60,613m²	82,641m²
合計	57,292	58,627	60,327	63,308	70,315
	39,837m²	50,787m²	58,395m²	60,613m²	82,641m²

(注)(1) 内地、北海道欄中( )内書は当年災分で既定経費の支出によるものである。
(2) 災害欄中( )内書は再建設で第一種住宅を含む。

なお、公営住宅及び改良住宅のほか、住宅金融公庫の融資により建設された住宅630,520戸並びに日本住宅公団により建設された住宅189,207戸がある。

8 環境衛生対策費

(1) 概説

この経費は、「下水道法」(昭33法79)、「清掃法」(昭29法72)及び「水道法」(昭32法177)に基づいて、市町村が設置する下水道終末処理施設、し尿処理施設、簡易水道施設等の整備及び昭和39年6月の新潟地震、昭和40年9月に発生した台風23号等により被災した環境衛生施設の災害復旧に必要な経費を市町村に対し補助するために要した経費並びに公害防止事業団が行なう事業に要する事務費を同事業団に交付するために要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

下水道終末処理施設整備費	$\frac{1}{3}\cdot\frac{1}{4}$
清掃施設整備費	$\frac{1}{3}\cdot\frac{1}{4}$
簡易水道等施設費	$\frac{1}{3}\cdot\frac{1}{4}\cdot\frac{4}{10}$
環境衛生施設災害復旧費	$\frac{8}{10}\cdot\frac{2}{3}\cdot\frac{1}{2}$
清掃事業災害対策費	$\frac{1}{2}$
公害防止事業団事務費交付金	$\frac{10}{10}$

本年度における環境衛生対策費の予算現額は 11,264,696千円
であつて、その内訳は
歳出予算額 10,737,924千円
当初予算額 10,756,244千円
予算補正修正減少額 18,320千円
前年度繰越額 423,309千円
予備費使用額 103,463千円
であつて、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものであり、予備費使用額は昭和40年9月に発生した台風23号等により被災した環境衛生施設の災害復旧に必要な経費を補助するため予備費を使用したものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は 9,512,985千円
翌年度繰越額は 675,147千円
不用額は 1,076,564千円
であつて、翌年度繰越額は気象の関係により予定どおり工事が進捗しなかつたこと及び一部の市町村において用地の選定に日時を要したこと等により年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は用地の選定難により一部市町村において事業を中止したので、清掃施設整備費補助金を要することが少なかつたこと等のためである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する歳出済額の割合(%)
下水道終末処理施設整備費	3,201,206	3,302,130	3,059,527	239,570	2,032	95
清掃施設整備費	4,585,114	4,896,789	3,886,300	395,924	614,565	84
し尿処理施設	4,491,114	4,796,489	3,808,000	381,724	606,765	84
ごみ処理施設	94,000	100,300	78,300	14,200	7,800	83
簡易水道等施設費	2,174,241	2,172,349	1,676,777	39,653	455,918	77
環境衛生施設災害復旧費	556,332	647,224	644,302	—	2,922	115
公害防止事業団事務費交付金	33,897	46,499	46,499	—	—	137
事務費	2,965	2,965	2,960	—	4	99
北海道環境衛生対策費	184,169	184,169	184,169	—	—	100
清掃事業災害対策費	—	12,571	12,449	—	121	—
計	10,737,924	11,264,696	9,512,985	675,147	1,076,564	88

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36 年 度	37 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度
下水道終末処理施設整備費	1,038,903	1,273,830	1,850,872	2,355,036	3,059,527
清掃施設整備費	760,476	1,126,200	2,179,022	3,829,355	3,886,300
簡易水道等施設費	1,229,054	1,417,340	1,655,163	1,861,270	1,676,777
環境衛生施設災害復旧費	148,526	39,233	30,183	1,026,314	644,302
公害防止事業団事務費交付金	—	—	—	—	46,499
事　務　費	—	—	3,633	3,183	2,960
北海道環境衛生対策費	—	61,000	80,000	109,000	184,169
清掃事業災害対策費	35,784	—	—	30,214	12,449
特別清掃事業費	—	7,195	—	—	—
計	3,212,745	3,924,798	5,798,874	9,214,374	9,512,985

（2）実　　績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

（イ）下水道終末処理施設整備費

下水道終末処理施設は、昭和40年度において111都市に補助金の交付を行ない、うち新たに一部運転開始3都市を加え、その結果、運転都市は79都市となり、処理人口は1,141万人に達した。

（ロ）清掃施設整備費

昭和40年度においては、348市町村に対して補助金の交付を行ない、211市町村の施設が完成したので、昭和39年度末現在完成市町村618を加えると計829市町村の施設が運転され、これによつてし尿については、39,542千人分（39,542 kl/日）、ごみについては9,411.6千人分（4,705.8 t/日）の汚物が衛生的に処理されることとなつた。

区　　分	39 年 度 末		40 年 度 末		差 引 増 減	
	箇所数Ⓐ	処理日数Ⓑ	箇所数Ⓒ	処理日数Ⓓ	Ⓒ—Ⓐ	Ⓓ—Ⓑ
し尿消化そう等	532	29,328 kl	699	39,534 kl	167	10,196 kl
高速堆肥化処理施設	24	1,018 t	24	1,018 t	0	0
ごみ焼却処理施設	61	1,937.8 t	105	3,687.8 t	44	1,750 t
し尿浄化そう	1	8 kl	1	8 kl	0	0

（ハ）簡易水道等施設費

（a）簡易水道施設は、新設したもの417箇所で計画給水人口約490千人が新たに増加した。

（b）閉山炭鉱水道施設は、整備したもの22施設で計画給水人口約74千人である。

（c）特鉱水道施設は、整備したもの3施設で計画給水人口約16千人である。

（d）飲料水供給施設は、新設したもの72施設で計画給水人口約6千人である。

（ニ）環境衛生施設災害復旧費

環境衛生施設の災害復旧は、上水道施設15施設、簡易水道施設61施設、下水道終末処理施設3施設、清掃施設30市町村、4組合の施設について災害復旧を行なつた。

（ホ）清掃事業災害対策費

新潟県直江津市ほか18市11町の災害清掃事業が行なわれた。

9 貿易振興及び経済協力費

（1）概　　説

この経費は、通商産業、外務、農林、運輸の各省所管にわたる貿易振興及び経済協力のための諸施策の実施に要した経費である。以下そのおもなものについて説明する。

（通商産業省所管）

（イ）日本貿易振興会事業費補助

この経費は、日本貿易振興会が実施する海外市場調査、海外宣伝、国際見本市参加及び貿易あつせん事業等の輸出振興事業に要したものであり、補助率は、経費により定額、50％又は75％である。

（ロ）海外市場開拓事業費補助

この経費は、積極的に輸出の増進を図るため、貿易振興関係団体が行なう重機械技術相談事業及び工作機械輸出振興事業等海外市場の開拓事業に対し定額を補助するために要した経費である。

（ハ）雑貨輸出振興事業費補助

この経費は、雑貨輸出の伸長に資するため、財団法人日本輸出雑貨センターの行なう生産技術指導事業及び輸出雑貨常設展示場運営事業等の助成に要した経費であり、補助率は、経費により定額又は75％である。

（ニ）アジア経済研究所事業費補助

この経費は、アジアを中心とする海外経済事情の調査研究を行なうため、特殊法人アジア経済研究所の事業運営の助成に要した経費であり、補助率は、経費により定額又は75％である。

（ホ）検査所運営費

この経費は、「輸出検査法」（昭32法97）に基づき、輸出品の声価の維持、向上を図り輸出貿易の健全な発展に寄与するため、機械金属、雑貨、化学製品及び絹人絹織物の輸出検査と立入検査等を行なう工業品検査所及び繊維製品検査所の運営に要した経費である。

（ヘ）海外開発計画調査委託費

この経費は、わが国との貿易経済関係の拡大を効果的に達成するため、発展途上国の産業開発上有効と認められる資源開発、産業近代化等の開発計画について、計画立案の段階から積極的に参加協力するために要した調査委託費である。

（ト）海外経済協力費補助

この経費は、開発途上にある諸国への民間ベースによる経済協力を促進するため、経済協力団体が海外投資等のための事前調査、技術研修生の受入れ、海外中小企業技術協力及び一次産品買付促進調査等の事業を実施した場合に、これに要する経費の一部を補助したものであり、補助率は、75％（一部65％）である。

（チ）技術者等海外進出促進事業委託費

この経費は、技術者及び中小企業の海外進出の促進を図るための登録、あつ旋等を行なう国内事業並びに海外に調査員を駐在させて日本人技術者等の受入企業の調査、派遣技術者の指導等を行なう海外事業の実施を委託するに要した経費である。

（リ）アジア生産性向上事業委託費

この経費は、アジア地域の生産性向上を図るための国際機関であるアジア生産性機構の事業に協力するために行なう生産性視察団の受入れ、国際研修コースの開設等の事業の実施を委託するに要した経費である。

（ヌ）海外技術センター事業委託費

この経費は、インドにおける技術者の養成訓練に協力するため設置されたイン

ド西ベンガル州海外技術センターの運営に要した委託費である。

（ル） 一次産品問題処理対策費

この経費は、発展途上国との一次産品問題の全般について官民共同で調査検討を行なうための調査団派遣等に要した経費である。

（外務省所管）

（イ） 輸入制限対策費

この経費は、外国におけるわが国商品の輸入制限運動に対処して、輸入制限運動の阻止及び啓蒙宣伝運動の実施を委託するために要した経費である。

（ロ） 国際経済調査費等

（a） 国際経済調査費

この経費は、欧州共同体等地域経済統合の進展に伴う世界経済の新情勢とこれに関連する諸問題の分析調査を始めとし、低開発国貿易問題に対処するための低開発諸国の経済基礎調査、東西通商に関連する共産圏地域諸国の経済事情調査及びわが国が開放経済体制下においてとるべき輸出振興策、外資対策、産業政策上参考となるべき海外における基礎調査のために要した経費である。

（b） 関税貿易一般協定（ガット）分担金

この経費は、ガット総会において決定したガットの諸会議及び事務局職員雇傭等に必要な経費を加盟国分担金として支払うために要した経費である。

（ハ） 海外技術協力実施委託費

（a） コロンボ計画等技術協力実施委託費

この経費は、東南アジア（コロンボ計画等）、中近東アフリカ及び中南米諸国に対する専門家の派遣及び研修員の受入事業を委託するために要した経費である。なお、委託先は海外技術協力事業団である。

（b） 海外技術訓練センター事業委託費

この経費は、低開発諸国における技術者の養成訓練に協力するため、技術センター等の設置の事業を委託するために要した経費である。

（c） 投資前基礎調査委託費

この経費は、低開発国経済技術協力の一環としてエカフェ提唱によるメコン河総合開発諸国からの要請により当該国の開発計画に基づく鉄道、港湾、橋梁、海底ケーブル、水道、電気通信、電源開発等の基礎的調査を委託するために要した経費である。

（d） 日本青年海外協力隊派遣業務委託費

この経費は、開発途上にある諸国の要請に基づき、技術を身につけた日本青年を派遣し、相手国の社会的、経済的開発発展に協力するため、日本青年海外協力隊の派遣業務を委託するために要した経費である。

（ニ） 低開発国経済開発技術援助拡大計画及び国連特別基金拠出金

この経費は、ともに国連による低開発国に対する技術援助計画に基づき、専門家の派遣、国連研修奨学金の授与、開発計画の事前調査、専門家の養成及び訓練等並びにこれら援助のため必要な機材の供与等を行なう財源として拠出するために要した経費である。

（大蔵省所管）

海外経済協力基金出資金

この経費は、「海外経済協力基金法」（昭35法173）に基づいて東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業開発の促進を図るため必要な資金を貸付けるために出資されたものである。

（農林省所管）

（イ） 生糸需要増進費補助

この経費は、海外における生糸需要を増進させ、生糸の輸出振興を図るため、社団法人日本絹業協会の行なう海外生糸市場調査並びに欧米諸国の絹業団体と協力して実施する生糸宣伝事業に要した経費であり、補助率は定額（$\frac{3}{4}$相当）である。

（ロ） 検査所運営費

（a） 輸出品検査所運営費

この経費は、「輸出検査法」に基づき、輸出品の声価の維持向上を図り、輸出貿易の健全な発達に寄与するため、輸出品検査所を運営するに要した経費である。

（b） 生糸検査所運営費

この経費は、「蚕糸業法」（昭20法57）に基づき、横浜及び神戸生糸検査所において、輸出生糸に関する格付検査等を行なうため、生糸検査所を運営するに要した経費である。

（c） 真珠検査所運営費

この経費は、「真珠養殖事業法」（昭27法9）に基づき、真珠の輸出検査を実施するため、真珠検査所を運営するに要した経費である。

（運輸省所管）

国際観光事業費

この経費は、「国際観光事業の助成に関する法律」（昭24法259）に基づいて、特殊法人国際観光振興会の行なう海外観光宣伝事業の実施に要した経費の一部を補助した経費及び「昭和40年度国際観光施設整備費補助金交付要綱」に基づいて、国際観光施設整備の一環として地方公共団体が設置する国際観光施設（有料休憩所及び案内地図板）の整備の一部として補助した経費並びに「国際観光振興会法」（昭34法39）に基づいて、国際観光振興会の本部事務所移転施設費として出資した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

国際観光事業費補助金 {事業費 90%／管理諸費定額}

国際観光施設整備費補助金 $\frac{1}{3}$

本年度における貿易振興及び経済協力費の予算現額は 13,019,161 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	12,575,265 千円
当初予算額	12,929,022 千円
予算補正追加額	32,785 千円
予算補正修正減少額	386,542 千円
前年度繰越額	269,968 千円
予備費使用額	180,000 千円
移用増加額	780 千円
流用減少額	6,852 千円

であり、予算補正追加額は通商産業省所管及び農林省所管において、昭和40年9月以降政府職員の給与を改善するため必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は通商産業省所管、外務省所管及び農林省所管において、既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものであり、予備費使用額は外務省所管において、ラオス王国の通貨危機を防止するため、緊急にラオス外国為替操作基金に拠出するため予備費使用を必要としたものであり、移用増加額は通商産業省所管において、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（昭40法147）の施行に伴い職員俸給等に不足を生じたため移用したものである。

この歳出予算現額に対し

支出済歳出額は	12,418,134 千円
翌年度繰越額は	401,275 千円
不用額は	199,750 千円

であつて、翌年度繰越額は主として通商産業省所管において、海外経済協力費補助金等が相手国の国内事情、計画の変更等により年度内に支出を終わらなかつたこと等により、外務省所管において、コロンボ計画等技術協力実施委託費、海外技術訓練センター事業委託費等が相手国との交渉関係、相手国の国内事

情、気象の関係等により、それぞれ年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は主として通商産業省所管において、日本貿易振興会の在外職員の扶養家族が少なかつたので家族手当を要することが少なかつたこと等により日本貿易振興会事業費補助金を、農林省所管において、生糸検査所等の欠員の補充ができなかつたこと等により検査所運営費等を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別及び事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
貿易振興費						
（通商産業省所管）						
日本貿易振興会事業費補助	3,111,721	3,150,356	3,014,806	59,128	76,421	96
海外施設運営事業費	1,079,645	1,083,847	1,042,541	6,936	34,370	96
海外市場調査事業費	169,929	172,929	165,631	—	7,297	97
海外宣伝事業費	278,713	278,713	275,773	2,940	—	98
展示事業費	856,508	887,940	835,868	48,921	3,150	97
貿易資料センター事業費	109,064	109,064	102,994	—	6,070	94
その他	617,862	617,862	591,997	330	25,534	95
海外市場開拓事業費補助	442,510	443,346	395,031	5,029	43,285	89
重機械技術相談事業費	258,761	259,597	224,299	2,848	32,449	86
工作機械輸出振興事業費	82,503	82,503	80,072	—	2,430	97
その他	101,246	101,246	90,660	2,180	8,405	89
雑貨輸出振興事業費補助	147,363	147,363	146,945	—	417	99
アジア経済研究所事業費補助	420,584	420,584	420,584	—	0	100
検査所運営費	600,263	601,043	597,308	—	3,734	99
その他	324,345	383,865	369,346	4,801	9,717	113
計	5,046,786	5,146,558	4,944,023	68,958	133,576	97
（外務省所管）						
輸入制限対策費	217,328	217,328	214,628	—	2,699	98
国際経済調査費等	113,208	113,208	112,744	—	463	99
国際経済調査費等	86,881	86,881	86,417	—	463	99
関税貿易一般協定分担金	26,327	26,327	26,326	—	—	99
計	330,536	330,536	327,373	—	3,162	99
（農林省所管）						
生糸需要増進費補助	146,256	146,256	141,567	—	4,689	96
検査所運営費	879,227	879,227	870,992	—	8,234	99
計	1,025,483	1,025,483	1,012,559	—	12,923	98
（運輸省所管）						
国際観光事業費	845,864	845,864	842,864	—	3,000	99
国際観光事業費補助金	675,864	675,864	675,864	—	—	100

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
国際観光施設整備費補助金	30,000	30,000	27,000	—	3,000	90
国際観光振興会出資金	140,000	140,000	140,000	—	—	100
合計	7,248,669	7,348,441	7,126,820	68,958	152,662	98
経済協力費						
（通商産業省所管）						
海外開発計画調査委託費	67,500	73,207	54,396	14,977	3,833	80
海外経済協力費補助	470,462	537,926	407,717	94,290	35,917	86
海外投資等調査費	49,500	49,500	44,508	—	4,991	89
海外技術者受入研修事業費	331,590	399,054	318,864	66,715	13,474	96
海外中小企業技術協力費	32,222	32,222	17,169	—	15,052	53
一次産品買付促進費	57,150	57,150	27,176	27,575	2,398	47
技術者等海外進出促進事業委託費	42,650	42,650	42,650	—	—	100
アジア生産性向上事業委託費	38,327	38,327	36,629	—	1,698	95
海外技術センター事業委託費	61,712	61,712	60,819	—	892	98
一次産品問題処理対策費	17,328	17,328	16,664	—	663	96
その他	8,904	8,904	8,901	—	2	99
計	706,883	780,054	627,778	109,268	43,006	88
（外務省所管）						
海外技術協力実施委託費	1,701,615	1,799,419	1,573,028	223,048	3,342	92
技術協力実施委託費	996,001	1,032,293	947,480	81,558	3,254	95
投資前基礎調査委託費	139,500	187,455	139,904	47,551	—	100
海外技術訓練センター事業委託費	448,240	460,710	382,310	78,330	69	85
機材供与実施委託費	45,000	46,086	32,443	13,623	18	72
日本青年海外協力隊派遣業務委託費	72,874	72,874	70,889	1,984	—	97
海外技術協力事業団交付金	318,874	318,874	318,874	—	—	100
低開発国経済開発技術援助拡大計画及国連特別基金拠出金	1,043,822	1,043,822	1,043,822	—	—	100
経済協力開発機構分担金	443,328	443,318	443,318	—	—	100
ラオス外国為替操作基金拠出金	—	180,000	180,000	—	—	—
その他	112,074	105,231	104,492	—	738	93
計	3,619,713	3,890,665	3,663,535	223,048	4,081	101
（大蔵省所管）						
海外経済協力基金出資金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—	100
合計	5,326,596	5,670,719	5,291,313	332,316	47,087	99
総計	12,575,265	13,019,161	12,418,134	401,275	199,750	98

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における所管別の支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
貿易振興費					
通商産業省	2,723,706	3,034,205	3,775,878	4,718,416	4,944,023
外務省	178,029	208,747	270,824	299,152	327,373
農林省	693,075	764,564	852,835	942,964	1,012,559
運輸省	285,271	524,739	562,486	620,448	842,864
小計	3,880,081	4,532,255	5,462,024	6,580,981	7,126,820
経済協力費					
通商産業省	178,212	339,977	502,376	536,427	627,778
外務省	1,540,984	2,213,719	2,485,819	3,286,672	3,663,535
大蔵省	5,000,000	6,500,000	—	—	1,000,000
小計	6,719,197	9,053,697	2,988,195	3,823,099	5,291,313
合計	10,599,279	13,585,952	8,450,220	10,404,081	12,418,134

（注）36年度の経済協力費大蔵省分については、海外経済協力基金出資金の事項に分類されている。

（2）実績

（通商産業省所管）

（イ）日本貿易振興会事業費補助

日本貿易振興会の実施した輸出振興事業の実績は、つぎのとおりである。

（a）海外施設運営事業費

わが国商品の展示、宣伝、引合あつ旋並びに貿易の情勢及び商品市況等の市場動向の調査等を実施するため、引き続き海外15箇所（ニューヨーク、サンフランシスコ、トロント、カイロ、ハンブルグ、バンコック、シドニー、シカゴ、ロスアンゼルス、ホンコン、シンガポール、ロンドン、パリ、リマ、メキシコ）のトレード・センター運営し、39箇所に長期市場を調査員を継続派遣するとともに、新たにドアラ、サルバドルの2箇所に長期市場調査員を派遣した。

（b）海外市場調査事業費

海外施設及び2箇所の委嘱調査員に貿易経済動向、個別商品市況等の調査、資料、見本等の収集を行なわせ、市場動向の迅速、的確な把握に努め、一般市場報告及び情報資料報告3,568件の業務を行なつた。

また、海外施設の所在地の隣接地域について国内15件、国外8件の巡回調査を実施した。

このほか、計画調査として米国、カナダ、中南米、ヨーロッパ、オーストラリア、発展途上国地域において、金属洋食器等56品目の特定商品のマーケッティングを海外の専門調査機関に委嘱して行ない、また、海外市場の基礎的な動向を調査するため専門調査機関加盟調査を87品目について実施し、その結果を、計画調査はマーケッティング・シリーズとして、また加盟調査は市場動向シリーズとして関係各省及び業界に配付した。

さらに、中小企業が生産し、又は取扱う特定商品について、輸出市場の開拓、輸出の増進等のため海外に42人の専門家を派遣した。

（c）海外宣伝事業費

わが国の産業、貿易及び商品を広く海外に紹介するため、11のトレード・センターにおいてPRエージェントを使用して宣伝を行なうとともに、海外の有力者9人を招へいし、また、映画、テレビ、出版物等を海外に送り、宣伝の用に供した。

（d）展示事業費

海外で開催される国際見本市等に参加し、日本商品見本市を主催し、また、トレード・センターにおいて、特別展を実施して、わが国の産業の近代性、技術、製品の優秀性を紹介、宣伝するとともに輸出品の市場拡大に努めた。その実施状況は、つぎのとおりである。

名称	会期	場所	引合件数
海外見本市			
ハジャイ国際見本市	40. 4. 1～ 4.15	タイ国ハジャイ市	450
1965年パリ国際見本市	40. 5.19～ 5.31	仏国パリ市	900
第2回モスクワ日本産業見本市	40. 7. 9～ 7.26	ソ連邦モスクワ市	引合金額（4,900百万円）
1965年シドニー国際見本市	40.10.19～10.30	オーストラリア国シドニー市	530
第4回太平洋国際見本市	40.10.30～11.14	ペルー国リマ市	86,000
第1回日本芸術見本市	41. 3.21～ 4.23	米国ニューヨーク市	—
1966年ハバロフスク日本沿岸貿易見本市	41. 6.27～ 7. 8	ソ連邦ハバロフスク市	準備
第1回アジア国際見本市	41.11.17～12.10	タイ国バンコック市	〃
1965年アストメ展	40. 3.29～ 4. 2	米国クリーブランド市	450
1965年パリ国際電子部品展	40. 4. 8～ 4.13	仏国パリ市	1,500
1965年ロンドン国際工業展示会	40. 4.21～ 4.30	英国ロンドン市	150
1965年カナダ・プロダクション・ショー	40. 5. 3～ 5. 7	カナダ国トロント市	200
1965年メルボルン国際技術工業見本市	40. 8. 9～ 8.14	オーストラリア国メルボルン市	540
第20回ISAショー	40.10. 4～10. 9	米国ロスアンゼルス市	120
映画見本市	40. 5.18～ 5.22	仏国カンヌ市	—
1966年パリ国際電子部品展	41. 2. 3～ 2. 9	仏国パリ市	3,000
1966年ウエスタンメタルツール展	41. 3. 7～ 3.11	米国ロスアンゼルス市	—
1966年アストメ展	41. 4.18～ 4.22	米国デトロイト市	準備
第3回シドニー国際技術工業見本市	41. 8.15～ 8.20	オーストラリア国シドニー市	〃
1966年コンストラクションショー	41. 12.5～ 12.8	カナダ国トロント市	〃
博覧会			
ニューヨーク世界博覧会	40. 4.21～10.17	米国ニューヨーク市	—
1967年カナダ・モントリオール万国博覧会	42. 4.28～10.27	カナダ国モントリオール市	準備

名称	会期	場所	引合件数
アフリカ市場巡回展示会			
東アフリカ巡回展示会	41. 7.23～11. 1	ローデシア 3箇所 ザンビア 3 〃 タンザニア 3 〃 ケニア 5 〃 ウガンダ 2 〃	引合件数 733件 入場者 75万人
北アフリカ巡回展示会	41. 4 ～7月	アラブ連合 リビア チュニジア アルジェリア モロッコ	準備
国内見本市			
第6回東京国際見本市	40. 4.16～5. 6	東京	252,340

（e） 貿易資料センター事業費

貿易関係資料の収集、分類、整理を行ない図書館機能を拡大するとともに、レファレンス・サービス業務を強化し、広く貿易関係業界の要望に応ずる体制を確立し、年間14,037人の利用に供した。

（f） そ の 他

（i） 輸出秩序維持対策事業費

先進国市場における対日輸入制限運動に対処するため、わが国輸出商品及び競争国の輸出数量、輸出価格等に関する調査を行ない国内業界等に海外の市場の動向、輸入制限運動の状況を知らせて、輸入制限運動に対し、適切な対策を講ずることに努めた。

（ii） 業種別輸出振興事業費

農林水産物、医療薬品、軽機械、雑貨、船用機械、映画及び自動車部品の輸出振興のために関係輸出組合と共同で海外20箇所に駐在員を派遣し、主要市場における競合品の実態、消費動向等の調査とともに、需要の増進のために広告宣伝を実施した。

（iii） 輸出品意匠向上事業費

わが国輸出品意匠向上に資するため、海外の専門機関に6人の研究員を派遣するとともに、海外優秀見本の収集、優秀デザイン商品の海外展示を実施した。

（iv） 貿易相談及び貿易研修事業費

国内20箇所に相談所を設置し、海外施設を通じて収集した各種情報資料等を業界に提供し、あわせて海外業者からの引合あつ旋及び国内業者からの調査の受託、貿易に関する各種の相談、中小企業者に対する指導等のサービスに努め、19,414件の相談に応じ10,006件の引合あつ旋を処理した。

また、わが国輸出振興の第一線を担当する海外派遣要員を育成するため、4箇国語の国内研修を行なうとともに、海外に6人の研修生を派遣した。

（ロ） 海外市場開拓事業費補助

（a） 重機械類輸出振興事業費

社団法人日本プラント協会は、東南アジア6箇所（クアラルンプール、バンコック、ニューデリー、カルカッタ、カラチ、ダッカ）、中近東2箇所（カイロ、バグダット）、アフリカ1箇所（ソールスベリー）、中南米4箇所（メキシコ、リオ・デ・ジャネイロ、ブエノスアイレス、リマ）、欧州1箇所（デュッセルドルフ）及び40年度において新設されたマニラ事務所の計15箇所の海外事務所を運営したほか、東南アジア方面17班58人、中近東方面4班15人、中南米方面4班20人、東欧方面2班5人、アフリカ方面2班8人、計29班106人のコンサルタントの派遣、設計見積り96件、工業化試験研究1件、標準型設計3件の設計を行なうとともに各国有力関係者4班11人の招へい、大規模プラントの建設記録映画の作成等の事業を行ない、さらにプラント輸出に関連する業界団体における海外市場調査、技術調査及び招へい事業に対して助成を行なつた。

（b） 工作機械輸出振興事業費

社団法人工作機械輸出振興会は、シカゴ、デュッセルドルフ及びサンパウロの海外事務所、常設展示場を運営し、シカゴ及びデュッセルドルフ支所において工作機械の展示、運転を行ない宣伝に努めた。

また、海外専門調査機関に委託し、スウェーデン及び南アフリカ共和国の市場調査と外国語による日本工作機械総合カタログの配付、PR業務の実施等の宣伝を行ない、681件の引合件数を処理した。

（c） そ の 他

（i） 生糸及絹織物輸出振興事業費

社団法人日本絹業協会は、ニューヨーク、リヨンの海外事務所を運営したほか、絹製品海外展示会を下記のとおり行なつた。

米国 ニューヨーク市 ヒルトンホテル 41年3月

西独 フランクフルト市 国際見本市会場 41年2～3月

英国 ロンドン市 ジェトロ特設展示場 41年3月

豪州 メルボルン市 マイヤー百貨店 40年8月

また、米国及び欧州における日本絹織物、絹製品の取引実態の調査及び米国における新規消費分野拡充事業等を行なつた。

なお、品質改善事業として、海外絹製品の見本を収集分析したほか、海外向実用新規製品の試作研究所及び海外に配付するため250種の堅ろう染カラーカードの作成を行なつた。

（ii） 海外建設協力事業費

わが国の建設技術及び産業の海外進出を図るため、社団法人海外建設協力会は、前年度に引き続きバンコックの海外事務所を運営したほか、東南アジア方面5班23人、中近東方面2班4人、中南米方面2班7人、計9班34人の調査団を派遣し、海外諸国の開発計画並びに現地建設関係事情等の調査を行なつた。

（iii） 特殊市場調査費

中国市場の調査を行なうため、前年度に引き続いて北京に長期の調査員を派遣しているが、さらに調査員を3人から5人に増員したほか、短期調査員を12人派遣し、LT貿易協定に基づく第4年度（昭和41年度）計画の取り決め、第2次長期協定の準備交渉及び食肉事情等専門事項の調査を行なつた。

（ハ） 雑貨輸出振興事業費補助

日本輸出雑貨センターが行なつた生産技術指導事業、輸出雑貨デザイン事業、輸出雑貨常設展示場運営事業、集合検査場保管場運営事業及び専用機械試作事業等の実績は、つぎのとおりである。

（a） 生産技術指導事業

「工業標準化法」（昭24法185）に基づく指定業種及び標準化の緊要な業種179工場について標準化指導を行ない、また、品質管理講習会73回、受講者数2,545人、生産技術講習会80回、受講者数3,901人の成績をおさめた。

（b） 輸出雑貨デザイン事業

輸出雑貨のデザインの向上を図るため、デザインコンクール（10箇所、参観者39,828人）とデザイン改善巡回研

修会（46回、受講者2,800人）の開催、デザイン相談所（東京、大阪、名古屋、神戸）の開設、内外デザイン参考資料の収集整備（図書164冊、雑誌1,399冊、カタログ35種、スライド1,430点）のほか、「輸出品デザイン法」（昭34法106）に基づく登録認定業務及び「輸出入取引法」（昭27法299）による意匠協定品目の登録認証業務を行なつた。その実績は万年筆、空気入ビニール玩具等20品目について、登録申請870件、登録466件、認定認証78,989件であつた。

（c） 輸出雑貨常設展示場運営事業

優秀な輸出雑貨を常時一定の場所に展示し、来訪するバイヤーに対し適切な紹介宣伝を行ない雑貨輸出の増進を図るため東京国際貿易センター（晴海）の一部（約3,300平方メートル）に「日本輸出雑貨常設展示館」を設置し、出品者数736、出品点数14,220点及びバイヤーの来訪者5,236人を数え、引合件数135,059件の成績をおさめた。

（d） 集合検査場保管場運営事業

既設5箇所（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸）の集合検査場及び保管場を運営し、輸出検査の能率化により、輸出振興を図つた。

（e） 専用機械試作事業

雑貨の品質向上と輸出増進を図るため、金属製おもちやプレス機等3件の試作を行なつた。

（f） 日本輸出雑貨センター管理費

日本輸出雑貨センターの事業を円滑に遂行するため、管理経費に対し、5百万円の補助を行なつた。

（ニ） アジア経済研究所事業費補助

アジア地域等の経済及びこれに関連する社会、政治、法律等の諸事情について、基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するため、つぎの事業を行なつた。

（a） 資料活動事業

資料収集として図書4,773冊、地図122枚等を収集し140件のレファレンスの処理等を行なつた。

（b） 国内調査事業

重点課題の一つである「低開発地域の経済成長と国際協力」のほか30課題（研究会15課題、個人研究2課題、委託研究13課題）の調査研究を行なつた。

（c） 海外調査事業

国内調査研究の過程で、国内では解明できない諸問題を調査し、あわせて資料収集を行なうため、調査員27人を海外に派遣した。

（d） 広報活動事業

調査研究等の成果を普及するため、定期刊行物等を出版し、ゼミナールの開催等を行なつた。

（e） 海外派遣員派遣事業

調査研究、資料収集及び現地事情の把握等のため、海外調査員3人、海外派遣員20人計23人をアジア、アフリカ等に派遣駐在させている。

（f） 情報機械検索事業

前年度に引き続き情報機械検索の機能を確立するための準備作業を実施するとともに、貿易統計の数字入力及び貿易統計商品名の文字入力等を続行した。

（g） 統計事業

統計研究を拡充強化して、統計資料の体系的な収集、整備及び貿易統計の編さん準備作業を行なつた。

（ホ） 検査所運営費

健全な輸出貿易の発展を図るため、「輸出検査法」第3条に基づき、工業品検査所（本所1、支所3、出張所7）は、指定貨物15業種114品目を対象とする輸出検査及び同法第40条に基づく指定検査機関19団体が行なう指定貨物57業種284品目の検査に対する監督、立入検査、「工業品検査所依頼検査規則」（通商産業省告示）による依頼検査等を実施した。その実績は、つぎのとおりである。

区分	輸出検査 (件)	臨検検査 (件)	依頼検査 (件)	計 (件)
機械金属関係	59,491	5,851	186	65,528
雑貨関係	104,087	18,262	63	122,412
化学品関係	2,768	—	5,664	8,432
計	166,346	24,113	5,913	196,372

また、繊維製品検査所（本所10、支所9、出張所13）は、「輸出検査法」第3条に基づき絹人絹織物の輸出検査及び同法第40条に基づき指定検査機関15団体が行なう輸出検査52品目、材料検査7品目、包装条件の検査5品目計64品目の検査に対する監督、立入検査を実施したが、その実績は、つぎのとおりである。

区分	検査数量
絹織物	79,736千平方メートル
人絹織物	169,613 〃
立入検査	7,054件

（ヘ） 海外開発計画調査委託費

発展途上にある国の産業開発上有効と認められる資源開発、産業近代化等の開発計画について、調査団を派遣しコンサルティングサービスを提供した実績は、つぎのとおりである。

目的	委託先	派遣人員 (人)	調査期間 (日)	経費 (千円)
韓国の鉄鋼事情調査	海外技術協力事業団	9	17	4,031
マダガスカルの電力開発計画調査	〃	6	50	10,925
ブラジルの木材利用工業調査	〃	5	34	8,038
コロンビアの鉱物資源開発計画調査	〃	6	45	9,618
				（うち2,006千円は翌年度へ明許繰越）
ネパールの製鉄計画調査	〃	6	45	7,094
				（うち1,497千円は翌年度へ明許繰越）
マレーシヤの電源開発計画調査	〃	7	90	14,600
				（うち4,897千円は翌年度へ明許繰越）
エクアドルの電源開発計画調査	〃	5	45	12,808
				（うち6,577千円は翌年度へ明許繰越）
（前年度から繰越分）				
ペルーの包蔵水力調査	〃	7	60	1,681
タイ・ナムサイヤイの電源開発計画調査	〃	6	45	576
計				54,396
				（うち14,977千円は翌年度へ明許繰越）

（ト） 海外経済協力費補助

（a） 海外投資等調査費

輸入資源の確保、企業の海外進出等を図るため関係団体の実施した基礎調査の実績は、つぎのとおりである。

目的	派遣人員（人）	調査期間（日）	補助金（千円）
ヨルダンの鉱物資源開発利用調査	6	38	3,040
メキシコ市の地下鉄建設計画調査	6	42	3,255
中南米への光電管企業進出調査	3	25	1,688
アフリカ地域への化学繊維企業進出調査	6	31	3,866
東南アジアへの鉄塔企業進出調査	5	22	1,340
西アフリカへの亜鉛鉄板企業進出調査	6	29	3,651
インドネシアの漁業協力調査	6	37	2,668
パプア、ニューギニアの森林開発及び利用工業調査	4	44	2,671
タイの森林開発及び利用工業調査	9	47	3,470
西濠洲の漁業協力調査	4	36	2,013
ケニアの漁業協力調査	3	41	1,950
フィリッピンの石油開発調査	2	60	1,377
インド・マイソール州の農村工業化計画調査	4	20	1,301
エチオピアへの塩化ビニール加工企業進出調査	6	23	2,929
インドのセメント及び紙パルプ工業調査	8	41	3,278
カンボジアの糖業開発調査	5	21	1,223
ウガンダへの製紙工業進出調査	3	18	1,330
クエートの工業化計画調査	7	26	2,709
インドの銅鉱山開発調査	2	29	742
計 19 件			44,508

（b） 海外技術者受入研修事業費

財団法人海外技術者研修協会は、東南アジア460人、中南米38人、中近東10人、アフリカ41人、計549人にのぼる海外技術研修生を受け入れ、平均6.6箇月の研修を行ない、わが国の鉱工業技術の水準を認識せしめた。

なお、相手国において、人選及び出国手続の遅延等により技術研修生の受入れが遅れ研修期間が翌年度にまたがることになり経費の一部を翌年度へ繰り越した。

（c） 海外中小企業技術協力費

パキスタンの陶土処理工場、パキスタンのプレハブ及び建材工場、東アフリカ三国のプレハブ及び建材工場、ケニヤのポンプ工場の計4件について、それぞれ調査団を派遣した。

（d） 一次産品買付促進費

発展途上国の一次産品買付促進のため、利用調査、現地調査団派遣並びに品質改善及びコスト低減施設の設置を行なつたが、その実績は、つぎのとおりである。

区分	人員（人）	期間（日）	補助金（千円）
（利用調査）			
イラクのデーツ利用調査	—	—	4,500
（調査団）			
インドネシア・スラベシのメイズ買付促進調査及び技術指導	8	40	3,414
東アフリカ三国、エチオピアのコーヒー買付促進調査	7	37	4,254
アフガニスタン、イラン及びトルコの原皮買付促進調査	5	40	3,234
トルコ、シリア、イラン及びパキスタンの羊腸買付促進調査	5	40	3,098
カンボジアの生ゴム買付促進調査	5	20	1,215
インドネシアの食卓台所用木材買付促進調査	4	25	1,332
タイの油糧資源買付促進調査	7	20	1,809
アルゼンチンのシリマナイト買付促進調査	5	27	2,726
カンボジアの木材買付促進調査	9	11	1,593
小計			22,676
計			27,176

（チ） 技術者等海外進出促進事業委託費

国内事業については、資料の配付、広報宣伝等による登録の増加及びあっ旋の能率化に努めたほか、海外との連絡、技術者等の審査を行なつた。

昭和40年度末における技術者の登録数は2,839人、あっ旋人員1,091人、企業の登録数339件、あっ旋数135件である。

海外事業については、既設6箇所（サンパウロ、ブエノスアイレス、ニューデリー、カラチ、クアラルンプール、マニラ）の海外事務所により現地要人との会談、日本の企業及び技術者の宣伝、技術者等に対する照会等の受理、進出企業技術者のあっ旋、受入企業の開拓、信用調査、工業相談等に努めた。

（リ） アジア生産性向上事業委託費

アジア生産性機構（ＡＰＯ）の主催するフエローシップ等の事業に12人を参加させ、また、銀行経営等の生産性視察団10チーム、75人を受入れ、中小企業経営指導者養成等国際研修コース4コース、60人の研修生を受入れた。

このほか、ＡＰＯの要請により韓国等に毛皮加工等の専門家3人を派遣したほか、各国生産性本部代表者会議を東京において開催した。

（ヌ） 海外技術センター事業委託費

インド西ベンガル州海外技術センターは工作機械、鋳造、鍛造及び電気計測器の4部門よりなり、4月から11月まで21人、12月から3月まで13人の指導技術者を派遣し、研修生に対して一般的な訓練を実施したほか、37年度にノウ・ハウを供与したダイカストマシン及び塩化ビニール電線被覆機の2機種のプロトタイプ機械生産の訓練を実施した。

（ル） 一次産品問題処理対策費

一次産品問題処理対策のための会議を16回開催して、諸問題の検討を行なうとともに下記3地域に調査団を派遣した。

区分	人員（人）	期間（日）	経費（千円）
タイ、カンボジア一次産品調査団	タイ 9 カンボジア 10	21 29	7,723
東アフリカ三国一次産品調査団	6	25	6,401
計			14,125

（外務省所管）

（イ） 輸入制限対策費

米国においては、鋼製輸送用容器原産地表示法案、織りネーム法案、ダンピング防止法改正法案、市場秩序維持法案等各種輸入制限立法につき議会公聴会で陳述若しくは関係議員に対する注意の喚起を行なう等議会対策活動を行なつたほかカリフォルニア、ワシントン両州の州バイ・アメリカン法の廃止乃至制定に関連し、強力な州議会対策活動を、カリフォルニア油田開発のための調達問題につき同州Lands Commissionの公聴会において証言を行つた。また、啓発活動の重点をダンピング防止法改正法案阻止におき、“偽装の保護主義”と題するダンピング問題を問答調でわかり易く分析したパンフレットを発行し、新聞、雑誌、テレビ、ラジオを通じて啓発活動を行なつたほか、4月の北東アメリカ対日輸出会議、ニューヨーク、シカゴにおける貿易会議、7月の日米貿易経済合同委員会を機に議会筋、政府関係者、報道関係者多数を招き昼食会を開催し、席上藤山経済企画庁長官及びアクレー大統領経済諮問委員会委員長が日米双方を代表しての講演、またN.B.K.（日本貿易協議会）幹部による「日本と極東」と題する講演、また、カリフォルニア、ノースカロライナにおいて「日本経済の現状」等につき講演を行ない大いに対日認識を深めさせた。

カナダにおける日加通商協議会は、事務局長の極めて意欲的な努力のもとに、つぎの諸活動を行なつた。

（a） カナダ各州経済界要人を対象とする日加経済の実情紹介講演
（b） カナダ議会、政府に対する申し入れ及び情報収集
（c） 国内業界対策—対加輸出規制品目のカナダ側当該産業の実体調査及び意見の交換
（d） パンフレット作成、ＴＶ出演、日加経済の統計調査等

上記の諸活動の結果、日加経済関係の緊密化を推進するに極めて大きな成果があがつたものと認められる。

日英間の貿易は最近着実に増大の傾向を辿り、1965年には輸出205百万ドル、輸入は163百万ドルと拡大をつづけている。しかし英国の輸入制限の傾向は伝統的産業たる繊維品をはじめとしてミシン、光学機械、玩具、金属用食器等依然業界内部で根強いものがあるので、日英経済協会をしてこれが対策を強力に推しすすめたほか、月刊プレティン、季刊レヴュー等の刊行及び随時講演、会談等を行ない、7月にはカドリップ所長が英系アフリカ諸国をまわり、日本経済に関する講演会を開き、好評を得た。このほか従来の刊行物に特にアフリカ向けページを追加し相当の効果をあげた。

豪州においてもオーストラリア、ジャパン・トレイド・カウンシルが昭和33年に設立されて以来本機関を通じ関税引上げに関する情報の収集、関税公聴会陳述につき日本側業界との協議、指導、豪州政官界及び業界工作並びに日本経済についてのＰＲ等引き続き撓まない努力を傾注しているがその結果、対豪輸出はこの数年間毎年30％以上の増加を示し、日豪経済友好関係も緊密化の一途を辿つている。

西独においては、前年度に引き続きミシンの混合関税問題につき、西独、オランダ及びベルギー等の関係、EEC 業界への働きかけ等一応その賦課を阻止し、かつ昭和40年においても日独業界間の接触の空気を醸成し、わが国経済に関する啓発を行なつて独業界のわが国経済に対する偏見除去に努めている。

また、わが方のフエロ・クローム、フェロ・マンガンの秩序ある輸出振りにつき啓発して、従来の自主規制廃止の成果につき側面より貢献したほか、陶磁器、金属洋食器等問題の多い品目について、業界の輸入制限運動の早期発見阻止に努めている。更に陶磁器の混合関税廃止への努力を続けている。

フランスにおいては、日仏通商協定の締結、対日差別品目の縮少等につき有効な働きをしたが、これら協定の締結後もラジオ、玩具等のわが国関心品に対する業界の輸入制限運動の早期発見阻止に努めている。なお各種業界との積極的会合及び洋傘骨、ボールベアリング等の市場攪乱問題についても業界の動きに関する情報収集に努めている。また昨年度に引き続き定期刊行物(Nouvelles Economiques du Japon)の発刊以来仏新聞の日本経済関係記事は飛躍的に増大している。

ミラノにおいては、輸入制限対策事務所創設後まだ日が浅く現在のところ具体的な効果としては、はつきり形に現われたものが少ないが、わが国経済の実情を幅広く各方面に周知せしめた活動の意義は各方面から注目を得、また高く評価され着々と実績を挙げつつある。上記の実績を土台として今後期待される主な効果としては、日本製ミシンの第3国経由流入問題の啓発及び日本造船業に対する実情認識或いは対日輸入制限品目の撤廃、またグルタミンソーダの数量規制、ブルドーザーの部品制限等に対する世論の啓発である。

以上のほか、各国を通じ、輸入制限動向の実情調査、分析を行なうとともに各企業別に原因を調査し、また、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等マスコミに対する啓発工作、ＰＲパンフレットの配布を行ない輸入制限運動の阻止につとめた。

（ロ） 国際経済調査費等
（a） 国際経済調査費

28在外公館による57件の調査を行なつた。おもな調査は、つぎのとおりである。

（i） 米国地域市場の基礎調査
（ii） 中部アメリカを中心とする主要商品の流通機構
（iii） ＥＥＣ共通通商政策の現状と将来
（iv） ＥＥＣ各国のエネルギー政策の現状
（v） 低開発国向民間投資の実態
（vi） 英ソ、英中貿易の動向
（vii） 中共の対東南アジア経済進出状況
（viii） 対豪企業進出の可能性
（ix） 東アフリカ共同市場の現状と見通し

（b） 関税貿易一般協定分担金

わが国はガットに加盟していることによつて、関税及び貿易の分野において、多角的な最恵国待遇が与えられている。

昭和40年度においてガットは総会、理事会を開いて多角的貿易の拡大につとめるほか、関税一括引下げ交渉参加国の間で関心品目についての協議が行なわれたが、わが国は例外品目につきわが国の貿易経済の実情を説明するとともに、相手国の例外品目中わが方が関心を有する品目の内容について説明を求め、また非関税貿易障害の改善、撤廃を要求した。

ガットは、また低開発貿易促進にも努力しているが、その実施にあたつては、わが国の経済事情に則してこれを行ないうるよう働きかけた。

（ハ） 海外技術協力実施委託費
（a） コロンボ計画等技術協力実施委託費

技術研修員の受入れ及び専門家の派遣実績は、つぎのとおりである。

（本年度に新たに受入れ又は派遣したもの）

（i） 技術研修員の受入れ

コロンボ計画	469人
中近東アフリカ計画	85人
中南米計画	74人
原子力計画	8人
その他アジア地域計画	78人
国連及びＧＧ計画	99人
計	813人

（ii） 専門家の派遣

コロンボ計画	98人
中近東アフリカ計画	21人
中南米計画	15人
その他アジア地域計画	20人
計	154人

（b） 海外技術センター事業委託費

フィリピン小規模工業技術訓練センターの新設、インド水産加工技術訓練センター、インド農業技術訓練センター、アフガニスタン小規模工業技術訓練センター、タイ道路建設技術訓練センター及びブラジル繊維技術訓練センターの拡充、前年度より繰り越されたタイ道路建設技術訓練センター、タイヴィールス研究センター及びセイロン漁業訓練センターの拡充を予定したところ、そのうちフィリピン小規模工業技術訓練センターは相手国と同センター設置協定の締結が妥結に至らなかつたため、その設置費の全額及び要員派遣費の一部は翌年度へ繰り越したほか、タイ道路建設技術訓練センター拡充の一部及びブラジル繊維技術訓練センター拡充は翌年度へ繰り越された。

（c） メコン河開発事業調査委託費

昭和37年度から開始したメコン河

本流サンボール地点及びヴィエトナム国スレポック上流部の予備調査並びにメコン河支流ナムグムに発電、かんがい、洪水調節のための多目的ダムを建設する計画に対して、ラオス政府及びメコン委員会の要請に応えて地質、地形、水文等の現地調査を行なつた。

以上のうち、サンボール調査については、土じよう図を作成するための試験用土じようの海上輸送がヴィエトナム動乱及び船便の都合で遅延した結果年度内に調査を完了することができなかつたことにより一部経費を翌年度へ繰り越した。

（d） 投資前基礎調査委託費

この経費は、低開発諸国における開発計画に基づく電気通信、港湾、植林、都市計画、海底ケーブル、水道、橋梁架設等のための基礎的調査を当該国の要請に基づき行なうもので、昭和40年度においては下記9件の調査を行なつた。なお、このうち1件を除く調査経費の一部は翌年度へ繰り越された。

（i） マレーシア、マイクロ回線網建設計画調査
（ii） タイ、ソンクラ港建設計画調査
（iii） パラグァイ植林計画調査
（iv） 台湾、台南市都市計画調査
（v） 東パキスタン、ダッカ都市計画調査
（vi） ナイジェリア、ラゴス漁港建設計画調査
（vii） 東南アジア海底ケーブル計画（タイ）調査
（viii） フィリピン、バコロド及びダバオ市上水道計画調査
（ix） 東パキスタン、ゴライ河架橋計画調査

（e） 機材供与実施委託費

低開発諸国が、わが国その他先進諸国の援助によつて得た技術の一層の発展を図る上に必要な機材に欠けている場合、これを援助供与するものである。本年度はカンボジアほか11箇国に対し13件の機材供与を実施した。なお、このうち8件を除く機材供与の一部は船便の都合等により翌年度へ繰り越された。

（f） 日本青年海外協力隊派遣業務委託費

日本青年海外協力隊の隊員を全国より募集し、選考訓練の上、ラオス、カンボジア、マレイシア、フィリピン及びケニアの諸国に総数40人を派遣した。

なお、以上のほか8人の隊員の出発が、相手国の受入手続の遅延により翌年度へ繰り越された。

（ニ） 低開発国経済開発技術援助拡大計画（EPTA）及び国連特別基金（SF）拠出金

わが国は、EPTA及びSF両計画に拠出することにより、国連及び専門機関加盟国として、その技術援助活動に寄与することとなるのみならず、直接にEPTA及びSF資金により、1965年度に69人の邦人専門家が派遣され、さらに地域セミナー等に16人が本邦より招へいされており、また特別基金により約190万ドルの機材が本邦で調達されており（この規模は今後著増の見込）さらに間接的には、これら技術援助活動による低開発国の経済的、社会的開発促進及びこれら本邦専門家の派遣並びに本邦機材の調達を通じて、わが国の貿易促進にも寄与した。

（大蔵省所管）

海外経済協力基金出資金

海外経済協力基金に対し10億円を出資した。

（農林省所管）

（イ） 生糸需要増進費補助

生糸需要増進事業は、社団法人日本絹業協会により、ニューヨーク及びリヨン事務所において市場調査及び消費宣伝を主体として実施された。

市場調査においては、両事務所における常時不断の情報収集のほか、ニューヨーク事務所においては、米国絹業動態調査及び同国の動向調査、絹織物製造業者調査及び絹の宣伝と絹消費に関する基礎的調査を行ない、米国の生糸市場の実態と動向を把握し、また、リヨン事務所においては、欧州の主要5箇国の絹業動態動向調査及びスカンジナビア諸国（デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スエーデン）の絹業調査、欧州絹消費者調査を実施して、欧州における生糸消費の実態と動向を把握することができた。

消費宣伝は、米国においては、米国絹業協会との密接な連繋の下にシルクファッションショウ、刊行物広告掲載、映画フィルム作成、小売店等の宣伝活動の援助等及び約25万ドルに上る各種の宣伝事業を効果的に実施し、絹の購買意欲を昂揚せしめ、また、欧州においても米国と同様な宣伝事業を約9万ドルをもつて、フランス、西ドイツ、スイス、イタリー、イギリスの各国絹業団体と密接な連繋の下に効果的に実施した。

（ロ） 検査所運営費

（a） 輸出品検査所運営費

健全な輸出貿易の発達を図るため、東京輸出品検査所ほか4本所、5支所において「輸出検査法」第3条による強制検査品目について31,251件の輸出検査を、同法第10条による特例検査品目について2,048件の立入検査を、また、「輸出品検査所依頼検査規程」（農林省告示）第2条第1号による品質、包装条件の検査について204件、同条第2号による項目検査について2,352件、同条第3号による原産地証明検査について2,594件、同条第5号による項目検査について803件の依頼検査を実施した。

（b） 生糸検査所運営費

横浜、神戸両生糸検査所は、昭和40年度において14,486件（135,422俵）の輸出生糸及び輸出玉糸の検査事業等を行なつた。

（c） 真珠検査所運営費

海外市場における真珠の声価を維持し、真珠養殖事業の安定的発展と真珠の輸出の促進を図るため、「真珠養殖事業法」第8条に基づき、東京及び神戸真珠検査所において、つぎのとおり輸出検査を実施した。

検査数量　89,685 kg
検査手数料収入　47,832 千円

（運輸省所管）

（イ） 国際観光事業費補助金

（a） 海外観光宣伝事業費　498,795 千円

ニューヨーク、サンフランシスコ、ホノルル、トロント、パリ、バンコック、シカゴ、ロンドン、シドニー、ダラス、フランクフルト、ホンコン、サンパウロ及びジュネーブの既設14箇所の海外観光宣伝事務所の強化を図るとともに、新たに、メキシコシティーに海外観光宣伝事務所を新設するほか、海外広告の実施、宣伝資料の作成等海外観光宣伝事業を活発に展開した経費である。

（b） 外客便宜供費　1,154 千円

わが国に来訪した外客の国内旅行等の便宜を図るため、テレツーリストサービスの実施に要した経費である。

（c） 調査研究費　4,307 千円

来訪外客の消費額調査及び海外市場調査等を実施した経費である。

（d） 管理諸費　171,608 千円

計　675,864 千円

（ロ） 国際観光振興会本部移転施設費　140,000 千円

（ハ） 国際観光施設整備費補助金

国際観光施設整備の一環として、つぎ

の地方公共団体に対して同施設整備費の一部を補助した。

（1） 有料休憩所

事業主体	所在地	面積 (m²)	補助金額 (千円)
弟子屈町	北海道上川郡弟子屈町字屈斜路	96	1,800
喜茂別町	北海道虻田郡喜茂別町	131	1,800
七飯町	北海道亀田郡七飯町字大沼	120	1,800
菰野町	三重県三重郡菰野町	120	1,800
犬山市	愛知県犬山市犬山	96	1,800
相生市	兵庫県相生市相生	108	1,800
鳴門町	徳島県鳴門市土佐泊浦	108	1,800
土佐山田町	高知県香美郡土佐山田町逆川	162	1,800
長崎市	長崎市西坂町	135	1,800
大矢野町	熊本県天草郡大矢野町	72	1,500
山の内町	長野県下高井郡山の内町大字平穏	100	1,800
山中湖村	山梨県南都留郡山中湖畔	108	1,800
草津町	群馬県吾妻郡草津町	72	1,500
	計 13箇所		22,800

（2） 案内地図板

事業主体	所在地	補助金額 (千円)
登別町	北海道幌別郡登別町	200
宮城県	宮城県刈田郡蔵王町	200
山梨県	山梨県南都留郡山中湖村	200
山梨県	山梨県南都留郡鳴沢村	200
山の内町	長野県下高井郡山の内町	200
岐阜市	岐阜市橋本町	200
渥美町	愛知県渥美郡渥美町	200
名古屋市	名古屋市中村区笹島町	200
神戸市	神戸市兵庫区有野町	200
岡山県	岡山市古宗町	200
広島市	広島市松原町	200
秋芳町	山口県美弥郡秋芳町	200
今治市	今治市広小路	200
土佐山田町	高知県香美郡土佐山田町	200
鹿児島県	鹿児島県指宿市駅前	200
鹿児島市	鹿児島市武町	200
西桜島村	鹿児島県鹿児島郡西桜島村袴腰	200
高山市	高山市駅構内	200
洲本市	洲本市湊師町	200
松山市	松山市丸の内	200
島根県	島根県出雲市空港	200
	計 21箇所	4,200

合計 842,864 千円

10 海運対策費

（1） 概説

この経費は、外航海運について、海運業の再建整備を促進するとともに、船舶建造融資利子補給等により、わが国商船隊の国際競争力を強化し、航権の拡張と国際収支の改善を図り、また、内海航運について、経営困難な離島航路事業者に対し補助を行ない、航路の維持を図る等のために要した経費で、大蔵省所管及び運輸省所管に計上されたものである。

（大蔵省所管）

海運業再建整備日本開発銀行交付金

この経費は、「海運業の再建整備に関する臨時措置法」（昭38法118）の規定に基づき、日本開発銀行が外航船舶の建造融資に係る利子の支払を猶予することに伴い、その猶予する額に相当する金額を日本開発銀行に交付するために要した経費である。

（運輸省所管）

（イ） 市中金融機関外航船舶建造融資利子補給

この経費は、「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」（昭28法1）に基づき、第15次以降の計画造船に係る市中金融機関融資に対する利子補給（年1.99％「海運業の再建整備に関する臨時措置法」第4条第1号の企業集約を実施した会社に対する融資で第18次以降の計画造船に係るものの当該企業集約実施確認日以後は年3.125％）に要した経費である。

（ロ） 日本開発銀行外航船舶建造融資利子補給

この経費は、「日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法」（昭36法96）に基づき、第17次以降の計画造船融資について日本開発銀行に対する利子補給（年1.5％、「海運業の再建整備に関する臨時措置法」第4条第1号の企業集約を実施した会社に対する融資で第18次以降の計画造船に係るものの当該企業集約実施確認日以後は年2.5％）に要した経費である。

（ハ） 三国間輸送助成

この経費は、三国間輸送を促進して、わが国海運の発展と外貨の獲得を図るため、三国間輸送に従事する海運会社に対し、助成するために要した経費である。

（ニ） 移住船運航費補助

この経費は、中南米諸国への移住者の輸送を確保するため、移住船の運航に要する経費の一部を補助するために要した経費である。

（ホ） 移住船改装助成

この経費は、移住者の減少に対処し、移住船運航の合理化をはかるため就航中の移住船5隻のうち3隻について貨物船に転用するため改装経費の一部助成に要した経費である。

（ヘ） 離島航路整備費補助

この経費は、「離島航路整備法」（昭27法226）第3条に基づき、航路の性質上経営困難な離島航路事業者に対し、これら航路の維持改善を図るための補助に要した経費である。

本年度における海運対策費の予算現額は 13,403,776 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額

当初予算額 13,699,480 千円

予算補正修正減少額 295,704 千円

であり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 13,295,017 千円

不用額は 108,758 千円

であつて、不用額は大蔵省所管においては、日本開発銀行が外航船舶の建造融資に係る利子の支払を猶予することが少なかつたことにより海運業再建整備日本開発銀行交付金を、運輸省所管においては、借入金の償還金が予定より多かつたので市中金融機関外航船舶建造融資利子

補給金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別及び事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
（大蔵省所管）						
海運業再建整備日本開発銀行交付金	8,866,000	8,866,000	8,759,237	—	106,762	98
（運輸省所管）						
市中金融機関外航船舶建造融資利子補給金	984,649	984,649	983,187	—	1,461	99
日本開発銀行外航船舶建造融資利子補給金	2,189,717	2,189,717	2,189,182	—	534	99
三国間輸送助成金	830,296	830,296	830,296	—	—	100
移住船運航費補助金	238,573	238,573	238,573	—	—	100
移住船改装助成金	221,396	221,396	221,396	—	—	100
離島航路補助金	73,145	73,145	73,145	—	—	100
計	4,537,776	4,537,776	4,535,780	—	1,995	99
合計	13,403,776	13,403,776	13,295,017	—	108,758	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を所管別及び事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
（大蔵省所管）					
海運業再建整備日本開発銀行交付金	—	—	—	6,360,010	8,759,237
（運輸省所管）					
市中金融機関外航船舶建造融資利子補給金	—	—	—	673,596	983,187
日本開発銀行外航船舶建造融資利子補給金	—	137,371	409,162	887,672	2,189,182
外航船舶建造融資利子補給	688,201	687,306	717,354	—	—
三国間輸送助成金	459,975	459,990	459,996	932,714	830,296
移住船運航費補助金	104,510	127,816	313,165	465,126	238,573
移住船改装助成金	—	—	—	—	221,396
離島航路補助金	31,538	40,461	50,250	59,903	73,145
計	1,284,225	1,452,944	1,949,927	3,019,012	4,535,780
合計	1,284,225	1,452,944	1,949,927	9,379,022	13,295,017

（2） 実績

（大蔵省所管）

海運業再建整備日本開発銀行交付金

下記の対象会社(45社)に対する利子の支払を猶予したことに伴いその猶予利子に相当する額の交付金の交付を行なつた。

旭海運	日本移住船	昭和郵船	原商船
馬場汽船	日本海汽船	太平洋海運	扶桑海運
第一中央汽船	日本郵船	大洋商船	乾汽船
日之出汽船	日新興業	照国海運	川崎汽船
日の丸汽船	日正汽船	東京船舶	共栄タンカー
飯野海運	大阪商船三井船舶	栃木汽船	万野汽船
ジャパンライン	岡田商船	山下新日本汽船	松岡汽船
新栄船舶	新和海運	反田産業汽船	明治海運
大阪船舶	昭和海運	八馬汽船	森田汽船

（運輸省所管）

（イ） 市中金融機関外航船舶建造融資利子補給金

日本郵船	大阪商船三井船舶	川崎汽船	ジャパンライン
山下新日本汽船	新和海運	東京船舶	日之出汽船
太平洋海運	照国海運	共栄タンカー	森田汽船
明治海運	太洋海運	八馬汽船	玉井商船
太平洋汽船	万野汽船	旭海運	岡田商船
第一中央汽船	日正汽船	乾汽船	

（ロ） 日本開発銀行外航船舶建造融資利子補給金

日本郵船	大阪商船三井船舶	川崎汽船	ジャパンライン
山下新日本汽船	新和海運	東京船舶	日之出汽船
太平洋海運	照国海運	共栄タンカー	森田汽船
明治海運	八馬汽船	玉井商船	太平洋汽船
日邦汽船	太洋海運	日正汽船	万野汽船
乾汽船	日本汽船	第一中央汽船	

（ハ） 三国間輸送助成金

下記対象会社(9社)に対し助成金を交付した。

会社名	助成金交付額	算出基礎 基準収入金額	交付率
ニューヨーク航路経営会社			
大阪商船三井船舶	(千円) 280,832	(千円) 5,349,184	(%)
日本郵船	228,176	4,346,209	
川崎汽船	209,436	3,989,271	
山下新日本汽船	56,110	1,068,775	
ジャパンライン	29,215	556,488	
計	803,769	15,309,927	5.2
その他の会社			
昭和海運	16,782	559,432	
日正汽船	7,024	234,158	
東京船舶	1,290	43,015	
日之出汽船	1,431	47,730	
計	26,527	884,335	3.0
交付総額	830,296	16,194,262	

（注） ニューヨーク航路合理化資金は344,472千円 (803,769千円×$\frac{225}{525}$)

（ニ） 移住船運航費補助金

大阪商船三井船舶株式会社に対し支出した。

（ホ） 移住船改装助成金

日本移住船株式会社に対し支出した。

（ヘ） 離島航路補助金

下記33事業者、37航路に対し補助した。

（単位千円、千円未満切捨）

事業者	航路	補助金額
神威航運	岩内、川白	2,409
羅臼運輸	羅臼、根室	1,652
雄冬海運	増毛、雄冬	2,809
両島運輸	苫前、天売	4,552
酒田市	酒田、勝浦	2,528
江島汽船	女川、江島	795

下記対象会社(28社)に対する融資について利子補給を行なつた。

原商船	日本汽船	ジャパンライン	昭和海運
扶桑海運	沢山汽船	日之出汽船	飯野海運
乾汽船	鳴谷汽船	森田汽船	大洋商船
川崎汽船	神港商船	玉井商船	日邦汽船
共栄タンカー	菅谷汽船	岡田商船	日本汽船
万野汽船	太洋海運		
松岡汽船	玉井商船		
明治海運	八千代汽船		
森田汽船	広海汽船		

下記対象会社(28社)に対する融資について利子補給を行なつた。

ジャパンライン	昭和海運	ジャパンライン	昭和海運
日之出汽船	飯野海運	日之出汽船	飯野海運
森田汽船	大洋商船	森田汽船	大洋商船
玉井商船	日邦汽船	太平洋汽船	岡田商船
岡田商船	日本汽船	万野汽船	旭海運

事業者	航路	補助金額
牡鹿町	鮎川、長渡網地、金華山	597
塩釜市	宮戸、塩釜	1,330
粟島浦汽船	粟島、岩船、新潟	830
東海汽船	東京、三宅	972
〃	大島、神津	1,830
鳥羽市	答志、鳥羽	171
〃	鏡浦、鳥羽	239
〃	菅島、鳥羽	319
〃	神島、鳥羽	275
大飯町	大島、本郷	821
隠岐汽船	西郷、松江	7,818
萩海運	相島、萩	806
上関町	八島、上関	949
山本義正	飛島、笠岡	992
走島汽船	走島、鞆	1,229
斉島汽船	斉島、大西	1,645
観音寺市	伊吹、観音寺	1,008
魚島村	魚島、弓削	2,006
長浜町	青島、長浜	1,269
田中輸送	大島、八幡浜	570
長島勝美	安居島、北条	931
伊島連絡交通	伊島、答島	486
宿毛市	沖の島、片島	1,707
豊北町	角島、特牛	670
鹿児島郵船	鹿児島、喜界	1,903
十島村	鹿児島、十島、名瀬	13,798
三島村	鹿児島 三島	8,605
中村海運	湾、名瀬	2,090
瀬戸内町	与路、古仁屋	549
西之表市	馬毛島、西之表	943
橘町	樽見、土居	1,020
33事業者	37航路	73,145

11 中小企業対策費

(1) 概説

この経費は、中小企業の近代化、合理化及び組織化並びに中小企業金融の円滑化に資するために要した経費等をおもな内容として通商産業省所管、大蔵省所管及び労働省所管に計上されたものである。

（通商産業省所管）

（イ） 中小企業近代化促進費

（a） 設備近代化補助

この経費は、「中小企業近代化資金助成法」（昭31法115）に基づいて、中小企業の経営の合理化のための設備の設置に必要な資金の貸付け（貸付率$\frac{1}{2}$）を行なう都道府県に対して補助（補助率$\frac{1}{2}$）することにより、中小企業の振興を図るために要した経費である。

（b） 中小企業高度化資金融通特別会計へ繰入

この経費は、「中小企業近代化資金助成法」に基づいて、中小企業高度化資金〔工場等集団化資金、商業集団化等資金（商業団地資金及び商店街近代化資金）及び商工業協業化資金（共同施設資金、企業合同資金及び小売商業店舗共同化資金）〕の貸付事業を行なう道府県に対し、その貸付け（貸付率$\frac{1}{2}$以内）に必要な資金の一部を貸付け（貸付率$\frac{1}{2}$以内）るため、中小企業高度化資金融通特別会計へ繰入れするために要した経費である。

（c） 近代化促進診断費補助

この経費は、「中小企業近代化資金助成法」に規定する中小企業設備近代化資金又は工場若しくは店舗の集団化に係る資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対して都道府県がその貸付けに関して行なう診断事業に補助（補助率$\frac{1}{2}$）し、貸付けの効率化を図るために要した経費である。

（ロ） 小規模事業対策費

この経費は、小規模事業者の特殊性にかんがみ、これに対する指導体制を強化して、経営及び技術の改善発達を図るため、「商工会の組織等に関する法律」（昭35法89）に基づいて

（a） 商工会又は商工会議所が経営指導員を設置して行なつた経営改善普及事業

（b） 都道府県、都道府県商工会連合会が都道府県職員及び商工会指導員を設置して商工会等を指導した事業

（c） 全国商工会連合会が商工会中央指導員を設置して行なつた商工会及び都道府県商工会連合会の運営指導事業の補助等に要した経費である。

（ハ） 小規模企業共済事業団出資及び補助

この経費は、「小規模企業共済法」（昭40法102）に基づいて、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を小規模企業共済事業団において運営するための人件費及び事務費の補助（定額補助）並びに出資に要した経費である。

（ニ） 中小企業指導事業費

（a） 診断指導事業費

この経費は、「中小企業指導法」（昭38法147）に基づいて、診断指導事業を行なう都道府県及び六大市に対して、補助（補助率$\frac{1}{2}$、不交付団体の診断職員人件費については$\frac{1}{3}$）を行なつたほか、診断指導実施上の基準となるべき各種資料の作成等に要した経費である。

（b） 技術指導事業費

この経費は、中小企業の技術指導にあたる地方公設試験研究機関の充実を図るため、指導用機械設備の設置に要した経費の補助（補助率$\frac{1}{2}$、不交付

団体$\frac{1}{4}$)、中小企業分野の特定技術について、地方公設試験研究機関が行なう共同研究に要する研究用機械設備、材料費の補助（補助率$\frac{1}{2}$、不交付団体$\frac{1}{4}$）、中小企業者独自が試験研究を行ない得るために地方公設試験研究機関が開放試験室及び試験用機械の設置に要した経費の補助（補助率$\frac{1}{2}$）及び地域産業発展のために地方公設試験研究機関が指導用車両及び機械設備を設置し、巡回して技術を指導するに要した経費の補助（補助率$\frac{1}{2}$）のほか、技術指導員の研修等に要した経費である。

（ホ） 中小企業団体中央会補助

この経費は、「中小企業等協同組合法」（昭24法181）に基づいて設立された中小企業団体中央会（都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会）が行なつた組合等に対する実地指導、組合等の運営協議会、講習会の開催、相談室の設置等の事業に対する補助（補助率$\frac{1}{2}$）に要した経費である。

（ヘ） 日本中小企業指導センター出資及び補助

この経費は、「中小企業指導法」に基づき、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るため、中小企業指導担当者の養成及び研修、コンサルタントの地方派遣、中小企業の経営及び技術に関する調査研究及び資料活動等を行なう日本中小企業指導センターの人件費、管理費及び事業費の補助（補助率、人件費及び管理費は定額、事業費は定額、$\frac{3}{4}$、$\frac{2}{3}$又は$\frac{1}{2}$）及び166,250千円の出資に要した経費である。

（ト） 中小企業経営管理者及び技術者研修事業費補助

この経費は、「中小企業指導法」に基づいて、都道府県及び「同法施行令」で指定する市が行なつた中小企業の人的能力向上のための経営管理又は技術に関する研修事業の補助（補助率$\frac{1}{3}$、技術者研修設備費は$\frac{1}{2}$で不交付団体については$\frac{1}{4}$）に要した経費等である。

（チ） 機械類賦払信用保険特別会計へ繰入

この経費は、中小企業の設備近代化を促進する等のため設けられた機械類賦払信用保険特別会計の資本金として、200百万円を繰り入れるために要した経費である。

（大蔵省所管）

中小企業信用保険公庫出資金

この経費は、「中小企業信用保険公庫法」（昭33法93）に基づいて、信用補完制度の強化を図る資金に充てるため要した経費である。

（労働省所管）

中小企業退職金共済事業の強化拡充等

この経費は、「中小企業退職金共済法」（昭34法160）により中小企業の従業員の退職金支給について、中小企業の拠出と国の援助に基づく退職金共済制度を中小企業退職金共済事業団において運営するための管理費及び給付費並びに建設業退職金共済組合の管理費の補助（補助率定額）、中小企業に対する労働関係諸施策を総合的に推進するための中小企業労働対策費の補助並びに共同職業訓練団体の事業内職訓練の運営費及びこれらの団体に利用させるために地方公共団体が設置する共同職業訓練施設費に対する補助（補助率定額又は$\frac{1}{2}$）に要した経費である。

本年度における中小企業対策費の予算現額は　21,635,626千円

であつて、その内訳は

歳出予算額

当初予算額	21,793,427千円
予算補正追加額	1,000,000千円
予算補正修正減少額	1,157,801千円

であつて、予算補正追加額は大蔵省所管において、中小企業信用保険公庫が信用保証協会に対して行なう融資に要する資金の増加に伴い同公庫に対する出資に必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は通商産業省所管及び労働省所管において、既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	17,813,588千円
翌年度繰越額は	1,641千円
不用額は	3,820,396千円

であつて、翌年度繰越額は通商産業省所管において、技術指導費補助金について、輸入機械に一部設計変更が生じたことにより輸入が予定より遅延し、年度内に支出が終わらなかつたものである。不用額は通商産業省所管において、事業計画を変更した事業協同組合等があつたので工場等集団化資金貸付金等の貸付けが少なかつたことにより、中小企業高度化資金融通特別会計へ繰入を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別及び事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する歳出額の割合（%）
（通商産業省所管）						
中小企業近代化促進費	10,812,315	10,800,812	7,025,751	—	3,775,060	64
設備近代化補助	5,000,000	4,988,497	4,147,279	—	841,218	82
中小企業高度化資金融通特別会計へ繰入	5,685,407	5,685,407	2,762,286	—	2,923,121	48
近代化促進診断費補助	72,295	72,295	65,720	—	6,574	90
その他	54,613	54,613	50,465	—	4,147	92
小規模事業対策費	1,685,643	1,689,951	1,672,093	—	17,857	99
小規模企業共済事業団出資及び補助	68,172	68,172	68,172	—	—	100
中小企業指導事業費	426,197	429,112	421,974	1,641	5,495	99
診断指導事業費	176,427	179,342	176,935	—	2,406	100
技術指導事業費	249,770	249,770	245,039	1,641	3,089	98
中小企業団体中央会補助	136,698	140,978	139,735	—	1,242	102
日本中小企業指導センター出資及び補助	365,966	365,966	353,052	—	12,914	96
中小企業経営管理者及び技術者研修事業費補助	78,976	78,976	76,140	—	2,836	96
機械類賦払信用保険特別会計へ繰入	200,000	200,000	200,000	—	—	100
その他	139,508	139,508	134,775	—	4,732	96
計	13,913,475	13,913,475	10,091,695	1,641	3,820,137	72
（大蔵省所管）						
中小企業信用保険公庫出資金	7,000,000	7,000,000	7,000,000	—	—	100
（労働省所管）						
中小企業労働対策費補助	128,162	128,162	128,162	—	—	100
中小企業退職金共済事業団補助	370,718	370,718	370,718	—	—	100
建設業退職金共済組合補助	79,575	79,575	79,575	—	—	100

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
事業内職業訓練費補助	91,720	91,720	91,720	—	—	100
その他	51,976	51,976	51,717	—	258	99
計	722,151	722,151	721,892	—	258	99
合計	21,635,626	21,635,626	17,813,588	1,641	3,820,396	82

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を所管別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

所管	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
通商産業省	4,290,472	6,279,289	8,387,913	9,411,744	10,091,695
大蔵省	—	2,500,000	3,000,000	4,500,000	7,000,000
労働省	197,201	201,975	416,367	506,391	721,892
合計	4,487,673	8,981,264	11,804,280	14,418,136	17,813,588

（2） 実績

（通商産業省所管）

（イ） 中小企業近代化促進費

（a） 設備近代化補助

都道府県においては、国庫補助金交付額4,147,279千円及びこれと同額の都道府県費を、それぞれの都道府県の特別会計に繰り入れ、これに本年度償還額等を加えた金額を貸付けの財源として総額15,062,492千円の貸付けを行なつた。この結果11,373企業が貸付対象となり、台数にして36,770台の設備が近代化された。

設備近代化補助金の業種等部門別貸付実績は、つぎのとおりである。

（単位 千円）

業種等部門	39年度 台数	39年度 貸付額	40年度 台数	40年度 貸付額	対前年度比較 台数	対前年度比較 貸付額
機械金属工業	7,852	5,470,770	8,327	4,781,387	475	△ 689,383
軽工業	7,366	3,006,762	7,806	3,732,829	440	726,067
繊維工業	12,716	2,405,063	15,041	2,763,556	2,325	358,493
農林水産業	2,864	1,755,090	3,338	2,087,495	474	332,405
鉱業	880	418,619	904	500,442	24	81,823
公害	90	71,222	162	113,925	72	42,703
その他	923	818,139	1,192	1,082,858	269	264,719
計	32,691	13,945,665	36,770	15,062,492	4,079	1,116,827

（注） 1. 公害の内訳は、汚水処理設備、ばい煙処理設備及び工業用水道への転換設備である。
2. その他の業種別部門とは、建設業、運送業及びサービス業である。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における設備近代化資金貸付金の業種等部門別及び年度別推移を示せば、つぎのとおりである。

（単位 千円）

業種等部門	36年度 企業数	36年度 貸付額	37年度 企業数	37年度 貸付額	38年度 企業数	38年度 貸付額	39年度 企業数	39年度 貸付額	40年度 企業数	40年度 貸付額
機械金属工業	2,615	3,151,092	3,289	4,506,920	3,946	5,383,878	4,007	5,470,770	3,526	4,781,387
軽工業	989	966,401	1,209	1,411,463	1,547	2,058,468	2,347	3,006,762	2,876	3,732,829
繊維工業	1,779	1,471,800	1,834	1,812,840	2,235	2,356,110	2,085	2,405,063	2,297	2,763,556
農林水産業	605	507,080	899	924,426	1,038	1,181,438	1,382	1,755,090	1,636	2,087,495
鉱業	82	116,689	185	296,178	209	358,776	239	418,619	260	500,442
公害	40	60,592	25	33,419	31	50,511	49	71,222	80	113,925
その他	—	—	—	—	—	—	479	818,139	698	1,082,858
計	6,110	6,273,654	7,441	8,985,246	9,006	11,389,181	10,588	13,945,665	11,373	15,062,492

（注） 1. 昭和37年度以前における公害の内訳は汚水処理設備のみであり、昭和38年度以降においてはこのほか、ばい煙処理設備及び工業用水道への転換設備が含まれている。
2. その他の業種等部門とは、建設業、運送業及びサービス業である。

（b） 中小企業高度化資金融通特別会計へ繰入

中小企業の高度化を促進するため、中小企業高度化資金融通特別会計に工場及び店舗の集団化、商工業の協業化のための貸付事業に必要な財源として2,762,286千円を繰り入れた。（以上の経費の執行の結果の概要については、中小企業高度化資金融通特別会計の項を参照されたい。）

（c） 近代化促進診断費補助金

中小企業の設備近代化及び中小企業の団地造成等を行なうに際し、つぎの診断等を実施し資金貸付の適正化と貸付企業の経営改善を推進した。

工場診断	14,606件
鉱山診断	130件
小売商業協業化診断	92件
巡回指導	8,204件
団地診断	74件
商店街造成診断	1件
合計	23,107件

（ロ） 小規模事業指導費補助金

（a） 商工会又は商工会議所の事業実績

経営指導員設置数	4,417人
設置延月数	52,310月

（i） 相談指導件数

巡回によるもの	窓口によるもの	計
金融	371,717	568,395	940,112
税務	225,845	172,882	398,727
経理	195,539	113,500	309,039
経営	279,770	114,406	394,176
労働	123,749	99,760	223,509
取引	33,268	65,201	98,469
その他	192,715	152,010	344,725
計	1,422,603	1,286,154	2,708,757

（ii） 講習会等の開催

回数	73,181回
参加人員	2,009,526人

（iii） 金融のあつ旋

あつ旋延件数	466,941件
貸付決定件数	424,591件
あつ旋総金額	202,948,667千円
貸付決定総金額	159,617,411千円

（iv） 社会保険等に関する事務の代行

委託事業者数	182,142件
対象従業員数	762,886人

（v） 専門指導員による相談、指導

委嘱回数	71,023回
指導対象人員	425,842人

（b） 都道府県商工会連合会の事業

（i） 商工会の運営指導事業

（い） 商工会に対する現地調査 7,073件

（ろ） 経営指導員研修会の開催 234件

都道府県と共催のもの	99件
連合会単独で開催のもの	78件
都道府県以外のものと共催のもの	57件

（は） 研究会の開催　842件
経営改善普及事業に関するもの　399件
商工会の指導に関するもの　388件
経営指導員の調査研究に関するもの　55件
（に） 指導資料の作成　837件
商工会に対するもの　519件
経営指導員に対するもの　318件
（ほ） オートスライド映写機の利用状況　1,374件
都道府県連合会が主体となつて利用したもの　469件
商工会が主体となつて利用したもの　905件

（ii） 経営改善普及事業
経営指導員設置数　230人
設置延月数　2,678月

（い） 相談指導件数

	巡回によるもの	窓口によるもの	計
金融	8,680	4,543	13,223
税務	6,126	2,154	8,280
経理	7,105	1,254	8,359
経営	9,706	1,340	11,046
労働	2,070	722	2,792
取引	839	844	1,683
その他	6,744	2,831	9,575
計	41,270	13,688	54,958

（ろ） 金融のあつ旋
あつ旋延件数　6,942件
貸付決定件数　6,426件
あつ旋総金額　2,465,873千円
貸付決定総金額　2,078,845千円
（は） 社会保険等に関する事務の代行
委託事業者数　53件
対象従業員数　158人

（c） 都道府県の事業
（i） 間接補助事業者に対する現地指導　2,655件
商工会に対するもの　1,396件
商工会議所に対するもの　565件
都道府県商工会連合会に対するもの　694件
（ii） 補助金の運用に関する説明会の開催　243件
（iii） 間接補助事業者に対する監査　3,593件
商工会に対するもの　2,984件
商工会議所に対するもの　555件
都道府県商工会連合会に対するもの　54件
（iv） 経営指導員研修会の開催　216件
国と共催のもの　147件
府県単独で開催のもの　31件
国以外の共催のもの　38件
（v） 研究会の開催　485件
経営改善普及事業に関するもの　266件
商工会、商工会議所等指導に関するもの　219件
（vi） 指導資料の作成　295件
間接補助事業者に対するもの　170件
経営指導員に対するもの　125件

（d） 全国商工会連合会の事業実績
（i） 商工会中央指導員の指導　86件
都道府県商工会連合会の運営指導　49件
商工会の運営指導　22件
ブロック巡回指導　15件
（ii） 商工会指導員研修会の開催
回数　2回
延日数　12日
延時間　52時間
受講者数　230名

（ハ） 小規模企業共済事業団出資及び補助
（a） 小規模企業共済事業団出資金
「小規模企業共済法」第26条の規定に基づき、昭和40年12月1日に資本金として40,000千円の出資を行なつた。
（b） 小規模企業共済事業団補助金
小規模企業共済制度の運営にあたる小規模企業共済事業団は昭和40年12月1日に業務開始し事業の実績は、つぎのとおりである。
（イ） 共済契約状況
契約総件数　1,582
契約総口数　6,178
解約件数　2
解約口数　3
期末契約件数　1,580
期末契約口数　6,175
（ロ） 業務委託状況
金融機関等　157
事業協同組合等　139

（ニ） 中小企業指導事業費
（a） 診断指導事業
（i） 中小企業診断指導資料等の作成を行なつたほか、診断指導事業を行なう都道府県及び六大市に補助金を交付した。
補助金交付により実施した補助事業の実績は、つぎのとおりである。
診断事業
産地診断　97件
系列診断　34件
商店街診断　501件
広域商業診断　34件
組合診断　396件
工場診断　3,720件
商店診断　6,174件
鉱山診断　67件
巡回指導　7,318件
研究工場指導　62件
指導育成事業
経営・経理指導　529件
業種別実地指導／地方推進協議会指導　877件
その他指導　12件
また、診断指導資料等の作成は、つぎのとおり実施した。
中小企業の経営指標
中小企業の原価指標
工場団地診断勧告書分析結果
商店街造成診断要領
寄合百貨店における客の流動性診断手法について
系列診断要領
自動車整備業診断着眼事項
商業団地診断要領
診断要領等例規集追録
中小企業診断カルテ制度に関する報告書
中小企業合理化モデル工場の概要
中小企業診断指導実施状況
（ii） 中小鉱業診断及び中小鉱山技術指導費
学識経験者等を診断員に委嘱し、49鉱山の企業診断を実施したほか、零細規模鉱山のうち特に技術的な指導を必要とする186鉱山について通産局技術担当職員を派遣し、指導を行なつた。
（iii） 中小炭鉱合理化指導費
学識経験者等を合理化指導員に委嘱し、36炭鉱（うち亜炭鉱山9を含む。）を対象として、生産技術及び経理上の問題点についての個別指導を行なうほか9地区（うち亜炭2地区を含む）を対象として、一定地区における共通的問題の共同化を推進するための指導を行なつた。
（b） 技術指導事業
（i） 技術指導費補助金
公設試験研究機関に対し、技術指導用機械設備設置費の補助を行ない、技術指導能力の向上を図つた。
指導を行なう指定題目に係る部門別補助実績は、つぎのとおりである。

部門	技術指導題目件数	補助金額（千円）
機械金属	14	74,583
化学	3	14,147
窯業	2	6,700
雑貨	2	9,500
木工	6	23,450
繊維・紙	8	37,612
食品加工	1	3,900
計	36	169,892

（ii） 特定技術振興費補助金
共同研究を行なう公設試験研究機関に対して補助金を交付し、技術の改善向上と新技術の開発を図つた。
特定課題及び補助金額は、つぎのとおりである。

特定課題	実施研究機関数	補助金額（千円）
汚水処理に関する研究	4	3,292
長繊維合繊複合繊物の研究	5	5,000
合浸塗装技術に関する研究	5	4,000
機械部品の耐久性向上に関する研究	4	2,554
セラミックブロックの製造技術に関する研究	7	4,753
計	25	19,599

（iii） 開放試験室施設費補助金

公設試験研究機関が管理し、中小企業者が自由に利用でき得る開放試験室の設置に対して補助を行ない、中小企業者の技術水準の向上を図つた。

室名	県名等	補助金額（千円）
繊維開放試験室	大阪府	3,400
熱処理開放試験室	山形県	2,430
金属製品開放試験室	新潟県	4,850
金属材料開放試験室	静岡県	4,050
金属材料加工開放試験室	富山県	4,100
木質材料加工開放試験室	北海道	2,599
陶磁器製品開放試験室	多治見市	3,200
硝子製品開放試験室	大阪市	3,200
計	8箇所	27,829

組合等に対する実地指導	指導した組合数	47,162組合	
組合等相談室の設置及び運営	相談件数	66,842件	
労働指導連絡協議会の開催に関する事業	協議会開催数	182回	3,230名
組合等指導要領の普及講習会開催に関する事業	講習会開催数	263回	8,965名
組合等役職員再教育講習会開催に関する事業	講習会開催数	321回	16,955名
組合等の運営に関する研究会の開催に関する事業	研究会開催数	540回	16,376名
労働問題講習会の開催に関する事業	講習会開催数	721回	31,513名
中小企業労働情勢の実態調査に関する事業	調査対象事業数	41,684箇所	資料作成部数 28,708部

（ii） 全国中小企業団体中央会

組合等の指導要領作成事業	協業化組合指導要領他5種		
組合等役職員養成講習会開催事業	6回		193名
都道府県中央会の指導員講習会開催事業	6回		351名
都道府県中央会及び組合等に対する実地指導	233回		177名
オートスライドの作成	2種		
資料作成に関する事業	事業協同組合のはなし他21種		

（iv） 巡回技術指導費補助金

中小工業を巡回し、その現場技術の改善を図るための都道府県が行なう巡回技術指導事業に対して補助を行ない、中小企業の生産技術の向上を図つた。

都道府県名	補助金額（千円）
北海道	564
青森	1,491
岩手	564
山形	564
福島	1,615
群馬	564
埼玉	1,474
千葉	564
長野	1,615
富山	564
大阪	1,049
兵庫	1,615
岡山	564
広島	564
長崎	1,615
鹿児島	1,615
計 16箇所	16,601

（ホ） 中小企業団体中央会補助

中小企業団体中央会が行なつた事業別の実績は、つぎのとおりである。

（i） 都道府県中小企業団体中央会

（ヘ） 日本中小企業指導センター出資及び補助

（a） 日本中小企業指導センター出資金

「中小企業指導法」第11条の規定に基づき、日本中小企業指導センターに対し、166,250千円の追加出資を行なつた。

（b） 日本中小企業指導センター事業費補助金

日本中小企業指導センターは、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上に寄与するため、つぎの補助事業を行なつた。

（i） 養成研修事業

中小企業診断員養成	工業関係	48人
〃	商業関係	39人
中小企業技術指導員養成		86人
事例研究短期研修		146人
中小企業診断員研修	中小企業の協業化診断	17人
〃	工場団地診断	21人
〃	工場診断基礎	55人
〃	商業集団基礎	24人
〃	工場診断のためのOR	14人
〃	業種別診断指導	19人
〃	近代化促進診断	32人
経営指導員研修		76人
高等技術者研修	1カ月	31人
	1週間	40人

（ii） コンサルタントの地方派遣 70回

（iii） 調査研究事業及び資料活動

経営機能調査	2件
中小企業の経営及び技術に関する特定テーマの研究	10件
経営パターン作成	1件
コスト解析調査	2件
中小企業モデル機械開発調査	2件
格差に関する調査研究	2件
業種別指導指針作成	4業種
標準工場設計資料作成	4業種
海外中小企業に関する調査研究	2件
経営及び技術等に関する諸資料収集整備	1,018冊
〃 和洋雑誌	200種
機関紙誌の発行（機関紙）	12回
機関紙誌の発行（研究誌）	2回

（ト） 中小企業経営管理者及び技術者研修事業費補助

都道府県及び六大市が実施した研修事業に対して補助金を交付し、中小企業の経営管理の改善と技術の向上を図つた。補助金交付により実施した補助事業の実績は、つぎのとおりである。

（i） 管理者研修事業費

実施件数	工業関係		44件
	商業関係		33件
受講者数	工業関係		1,591人
	商業関係		1,145人

（ii） 技術者研修事業費

実施件数	31件		
受講者数	40人コース	43コース	1,720人
	20人コース	16コース	320人
	計		2,040人

（iii） 技術者研修設備費

補助施設	9コース
補助金額	9,339千円

（チ） 機械類賦払信用保険特別会計へ繰入

機械類賦払信用保険特別会計の資本の増加に充てるため200百万円の繰り入れを行なつた。（以上の経費の執行の結果の概要については、機械類賦払信用保険特別会計の項を参照されたい。）

（大蔵省所管）

中小企業信用保険公庫出資金

中小企業信用保険公庫の融資基金として70億円の出資を行ない、引き続き信用補完制度の強化を図つた。（以上の経費の執行の結果の概要については、政府関係機関の中小企業信用保険公庫の項を参照されたい。）

（労働省所管）

中小企業退職金共済事業団補助金

本年度における中小企業退職金共済事業団の事業概要は、つぎのとおりである。

（1） 加入事業場数 9,659事業場

（2） 被共済者数 234,644人

（3） 掛金等収入額 6,876,834千円

（4） 退職金等給付金　1,412,236千円
（うち国庫補助）（19,452千円）
（5） 給付対象件数　88,928件
（うち国庫補助対象件数）（34,148件）

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における中小企業退職金共済事業団の事業概要を示せば、つぎのとおりである。

区分	単位	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
加入事業場数	箇所	18,647	13,397	14,467	12,013	9,659
被共済者数	人	281,580	248,102	278,403	269,982	234,644
掛金等収入額	千円	2,124,771	3,209,061	4,176,323	5,385,590	6,876,834
退職金等給付額	〃	42,745	225,991	589,580	1,005,134	1,412,236
（うち国庫補助）	〃	(86)	(524)	(5,287)	(12,642)	(19,452)
給付対象件数	件	13,200	34,989	61,175	77,819	88,928
（うち国庫補助の対象件数）	〃	(199)	(1,180)	(11,911)	(25,189)	(34,148)

12 農業構造改善対策費

（イ） 概　説

この経費は、農業基本対策の重要な柱の一つとして、全国の農村が農業生産基盤の整備開発、農業経営近代化施設の導入等農業構造の改善に関し必要な事業を地域ごとの主産地形成の観点から総合的、計画的かつ自主的に実施するのを促進するために要した経費である。

本年度における農業構造改善対策費の予算現額は　16,002,596千円
であつて、その内訳は
歳出予算額　15,985,685千円
当初予算額　16,000,780千円
予算補正修正減少額　15,095千円
前年度繰越額　16,911千円
であり、予算補正修正減少額は農業構造改善促進対策に必要な既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　15,834,308千円
翌年度繰越額は　122,712千円
不用額は　45,574千円
であつて、翌年度繰越額は農業構造改善事業費補助金の一般地域において、設計の変更、用地取得の遅延及び気象の関係等により、不測の日数を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は計画変更等による事業量の減少等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
農業構造改善事業費補助金	15,810,962	15,827,873	15,660,039	122,712	45,121	99
パイロット地区	83,047	83,047	83,047	—	—	100
一般地域	15,178,500	15,195,411	15,027,577	122,712	45,121	99
附帯事務費	549,415	549,415	549,415	—	—	100
農業構造改善推進費補助金	159,584	159,584	159,330	—	254	99
市町村農業構造改善事業計画樹立推進費	65,475	65,475	65,475	—	—	100
農業団体農業構造改善事業指導調査費	91,711	91,711	91,457	—	254	99
その他	2,398	2,398	2,398	—	—	100
その他	15,139	15,139	14,939	—	199	98
計	15,985,685	16,002,596	15,834,308	122,712	45,574	99

（ロ） 実　績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

（a） 農業構造改善事業費補助金

（i） パイロット地区

対象道府県　42道府県（神奈川県、京都府、兵庫県を除く。）
対象地区数　72地区
経営類型別地区数

米を中心とする類型	11地区
酪農 〃	16地区
肉牛 〃	4地区
肉豚 〃	2地区
果樹 〃	20地区
鶏 〃	2地区
そさい 〃	7地区
茶 〃	3地区
養蚕 〃	4地区
その他 〃	3地区
計	72地区

（ii） 一般地域

37年度開始地域

対象都道府県	46都道府県
対象地域数	173地域
基幹作目別地域数	
米を基幹作目とする地域	64地域
果樹 〃	84地域
そさい、花き 〃	24地域
畑作物 〃	4地域
特用作物 〃	8地域
畜産 〃	150地域
養蚕 〃	32地域
計	延366地域

38年度開始地域

対象都道府県	46都道府県
対象地域数	228地域
基幹作目別地域数	
米を基幹作目とする地域	86地域
果樹 〃	112地域
そさい、花き 〃	39地域
畑作物 〃	3地域
特用作物 〃	15地域
畜産 〃	116地域
養蚕 〃	44地域
計	延415地域

39年度開始地域

対象都道府県	46都道府県
対象地域数	316地域
基幹作目別地域数	
米を基幹作目とする地域	109地域
果樹 〃	164地域
そさい、花き 〃	88地域
畑作物 〃	7地域
特用作物 〃	21地域
畜産 〃	185地域
養蚕 〃	60地域
計	延634地域

40年度開始地域

対象都道府県	46都道府県
対象地域数	395地域
基幹作目別地域数	
米を基幹作目とする地域	170地域
果樹 〃	190地域
そさい、花き 〃	74地域
畑作物 〃	18地域
特用作物 〃	52地域
畜産 〃	149地域
養蚕を基幹作目とする地域	76地域
計	延729地域

（b） 農業構造改善推進費補助金

（i） 都道府県構造改善事業指導調査費補助金

農業経済圏事業計画樹立推進費補助金

8農業経済圏の整備事業計画を樹立するため該当県に要する経費に対して助成した。

（ii） 市町村構造改善事業指導調査費補助金

事業計画樹立推進費補助金

40年度新規指定計画地域452市町村が行なう計画樹立のための調査検討に要する経費に対し、都道府県を通じ均等に助成した。

（iii） 農業団体構造改善事業指導調査費補助金

（イ） 農業構造政策研究会費補助金

構造政策に関する評価と提案を行なう農業構造問題研究会に対して助成した。

（ロ） 全国農業構造改善協会費補助金

農業構造改善事業を推進する全国農業構造改善協会に対して助成した。

（ハ） 農業構造改善事業調査設計費補助金

計画地域に係る土地基盤整備事業の調査設計のうち、高度の技術を要する圃場整備の調査設計について、市町村からの申請により全国農業構造改善協会が実施した経費に対して助成した。

（ニ） 都道府県農業会議普及滲透事業費補助金

都道府県農業会議が行なう構造改善事業の啓蒙普及に要する経費に対し、都道府県を通じて市町村数、農家戸数等に応じ助成した。

（ホ） 農業構造改善事業経営管理指導費補助金

都道府県の農業構造改善経営管理指導協議会が行なう事業実施地域における経営管理の調査指導に要する経費に対し、都道府県を通じ助成した。また、経営管理事業の指導指針の作成等特別調査を行なう全国農業会議所に対して助成した。

13 食糧管理特別会計へ繰入

（イ） 概　　説

この経費は、「食糧管理特別会計法」（大10法37）第6条ノ5第2項の規定に基づき、調整資金に充てるため一般会計から食糧管理特別会計調整勘定へ繰り入れるに要した経費、同法第6条ノ2第2項の規定に基づき、同特別会計農産物等安定勘定に生ずる損失を補てんするため一般会計から同特別会計同勘定へ繰り入れるに要した経費、「昭和40年法律第109号による改正前の食糧管理特別会計法（以下「改正前の特別会計法」という。）」第6条ノ2ノ2第2項の規定に基づき、同特別会計砂糖類勘定に生ずる損失を補てんするため一般会計から同特別会計同勘定へ繰り入れるに要した経費及び「改正前の特別会計法」第6条ノ2ノ3第2項の規定に基づき、同特別会計輸入飼料勘定に生ずる損失を補てんするため一般会計から同特別会計同勘定へ繰り入れるに要した経費である。

本年度における食糧管理特別会計へ繰入の予算現額は　130,523,136千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　130,523,136千円

当初予算額　109,600,000千円

予算補正追加額　20,923,136千円

であり、予算補正追加額は食糧管理勘定の損失額が予定より増加する見込みのため並びに農産物等安定勘定及び砂糖類勘定の前年度の損失額を補てんするため補正追加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　129,823,134千円

不用額は　700,001千円

であつて、不用額は輸入飼料の前年度からの持越しが予定より増加したことにより、買入数量が減少したこと等に伴い輸入飼料勘定の損失が予定を下回つたので、食糧管理特別会計へ繰入を要することが少なかつたため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する歳出支出済歳出額の割合（%）
食糧管理費						
食糧管理特別会計へ繰入	120,500,000	120,500,000	120,500,000	—	—	100
農産物等価格安定費						
食糧管理特別会計へ繰入	659,428	659,428	659,427	—	0	99
砂糖類価格安定費						
食糧管理特別会計へ繰入	5,263,708	5,263,708	5,263,707	—	0	99
飼料需給安定費						
食糧管理特別会計へ繰入	4,100,000	4,100,000	3,400,000	—	700,000	82
計	130,523,136	130,523,136	129,823,134	—	700,001	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
食糧管理費					
食糧管理特別会計へ繰入	66,000,000	67,000,000	74,000,000	105,000,000	120,500,000
農産物等価格安定費					
食糧管理特別会計へ繰入	3,000,000	3,000,000	1,737,000	—	659,427
砂糖類価格安定費					
食糧管理特別会計へ繰入	—	—	—	—	5,263,707
飼料需給安定費					
食糧管理特別会計へ繰入	—	—	—	2,760,000	3,400,000
計	69,000,000	70,000,000	75,737,000	107,760,000	129,823,134

（注） 飼料需給安定費は、昭和39年度から、砂糖類価格安定費は、昭和40年度から計上されたもので、予算計上年度以前のそれぞれの該当経費については、農産物等価格安定費に含まれる。

（ロ） 実　　績

以上の経費の執行の結果の概要については、食糧管理特別会計の項を参照されたい。

14　その他の事項経費

その他の事項経費のうち、おもなものをつぎに説明する。

（1）　沖縄援助其他諸費（総理府、文部省、厚生省、運輸省所管）

（イ）　概　　説

（総理府所管）

この経費は、沖縄住民の安寧と福祉及び経済発展の増進に資するための沖縄援助に要した経費である。すなわち、産業開発関係、社会福祉及び医療関係、文教関係並びに技術関係等について従来実施してきた援助施策を引き続き強化するとともに、あらたに産業開発関係においては農業改良普及事業、鮮魚運搬船の建造、漁礁施設の設置等、社会福祉及び医療関係においては、生活保護事業、精神衛生事業、農山漁村電気導入等、文教関係においては、学校備品の購入、養護学校施設整備、学校図書館図書整備、青年の家建設等のほか義務教育諸学校への教科書無償給与に対する援助率の引き上げ等の援助を行なうに要した経費である。

（文部省所管）

この経費は、沖縄の各分野の指導的人材を養成するため沖縄学生を招致し、本土の大学で学習させ、また、沖縄の小・中・高等学校教員に対し新教育課程の趣旨の徹底を図るため、琉球政府主催の講習会に本土から教育指導委員を派遣する等沖縄教育に対する協力援助のために要した経費である。

（厚生省所管）

この経費は、沖縄に対する医療援助の一環として、わが国が沖縄における結核病床の不足にかんがみ、沖縄の結核患者を日本国内の国立療養所に収容し、治療を施す等のために要した経費である。

（運輸省所管）

この経費は、南大東島及び石垣島における上高層観測（レーウインゾンデ及びレーウイン観測）業務の維持運営の協力に要した経費である。

本年度における沖縄援助其他諸費の予算現額は　3,998,536千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	2,989,879千円
当初予算額	3,000,414千円
予算補正追加額	657千円
予算補正修正減少額	11,192千円
前年度繰越額	945,072千円
予備費使用額	63,585千円

であり、予算補正追加額は総理府所管において昭和40年9月以降の南方同胞援護会職員の給与改善に必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものであり、予備費使用額は琉球政府の職員で、もと南西諸島官公署職員であつたものの在職年又は在職期間の通算の辞退者の増加等に伴い南西諸島関係職員未払諸給与費に不足を生じたため予備費を使用したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	2,826,227千円
翌年度繰越額は	1,161,126千円
不用額は	11,182千円

であつて、翌年度繰越額は総理府所管において産業開発、社会福祉及び医療、文教関係等の財政援助事業が琉球政府における執行着手までに相当の期間を必要としたこと及び事業の完成までに相当の工期を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は総理府所管においては治山治水事業の一部計画変更等により産業開発関係等各種援助事業を、文部省所管においては国費沖縄留学生に欠員等があつたので沖縄留学生給与を、厚生省所管においては退所患者に対する補充患者の収容期日がおくれたので収容延患者数が少なく結核患者給与金をそれぞれ要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別及び事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
（総理府所管）						
（イ）　産業開発関係	1,473,527	2,217,321	1,432,513	780,948	3,859	97
模範農場費	13,140	13,140	13,140	—	—	100
農業改良普及事業援助	7,200	7,200	7,083	—	116	98
農業試験研究施設整備強化援助	41,976	41,976	10,105	31,870	—	100
種畜生産家畜試験研究援助	42,480	42,480	9,316	33,163	—	21
家畜改良増殖援助	50,328	50,328	50,237	—	90	99
土地改良事業援助	83,520	175,916	94,726	81,082	106	113
農業施設事業援助	57,487	120,082	83,772	36,215	94	145
道路整備援助	75,708	91,153	26,169	64,856	127	34
漁港整備援助	52,560	118,575	71,266	47,257	52	89
港湾施設援助	106,200	180,000	102,522	77,019	457	96
森林開発援助	57,368	106,844	49,001	55,536	2,306	85
治山治水事業援助	62,604	126,157	81,990	44,046	120	130
護岸施設援助	170,496	318,978	193,196	125,623	158	113
土地調査援助	124,092	247,518	127,719	119,729	69	102
農漁業融通資金援助	417,612	417,612	417,611	—	0	99
鮮魚運搬船建造援助	38,408	38,408	38,408	—	0	99
漁礁施設設置援助	7,800	7,800	7,790	—	9	99
模範水産増殖センター設置援助	13,356	13,356	—	13,356	—	—
都市計画援助	51,192	99,795	48,456	51,192	147	94
（ロ）　社会福祉及び医療関係	478,497	618,513	488,336	128,828	1,348	102
医師歯科医師派遣	84,989	84,897	84,081	—	815	98
精神病床増設援助	22,406	22,406	3,902	18,500	2	17
血清製造施設等設置援助	6,768	6,768	1,126	5,641	—	16
療養所備品購入援助	10,800	10,800	10,794	—	5	99
結核検診車購入援助	9,000	9,000	8,998	—	1	99
精神病医薬品購入援助	8,208	8,208	8,208	—	—	100
医学図書館等整備援助	15,624	53,424	53,188	—	235	340
フィラリア対策援助	9,000	9,000	8,997	—	2	99
医療器具維持備品整備援助	3,492	3,492	3,490	—	1	99
無医地区診療所備品購入援助	4,177	4,177	4,173	—	3	99
結核患者等本土収容治療援助	6,440	6,440	6,439	—	0	99

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
児童福祉施設整備援助	34,258	77,166	71,993	4,893	279	210
実務学園講堂建設援助	11,930	11,930	11,930	—	—	100
身体障害者施設整備援助	8,942	23,341	23,341	—	0	261
精神衛生事業援助	81,285	81,285	60,963	20,321	0	75
生活保護事業援助	97,320	97,320	65,864	31,455	0	67
公営住宅建設援助	45,000	90,000	44,999	45,000	0	99
農山漁村電気導入援助	18,858	18,858	15,841	3,016	0	84
（ハ）文教関係	378,473	385,673	193,068	192,450	154	51
青年及婦人内地教育研究活動促進の援助	900	900	899	—	0	99
体育関係全国大会参加援助	2,000	2,000	2,000	—	—	100
農業教育近代化施設整備援助	17,924	17,924	1,123	16,800	0	62
育英奨学事業援助	44,532	44,532	44,532	—	—	100
義務教育諸学校教科書無償給与援助	93,230	93,230	93,229	—	0	99
学校備品購入援助	124,242	124,242	—	124,242	—	—
養護学校施設等整備援助	30,610	30,610	3,687	26,922	—	12
幼稚園設備整備援助	1,344	1,344	1,190	—	153	88
学校図書館の図書整備援助	29,635	29,635	29,634	—	0	99
琉球大学附属図書館図書整備の援助	7,200	7,200	7,200	—	—	100
青年の家整備援助	26,856	26,856	2,371	24,484	—	88
水産高校専攻科設置援助	—	7,200	7,200	—	—	100
（ニ）技術援助関係						
技術援助費	49,445	49,445	47,891	—	1,553	96
（ホ）南方同胞援護会関係						
南方同胞援護会補助金	123,015	123,015	123,014	—	0	99
（ヘ）その他	190,732	308,378	248,326	58,898	1,152	130
気象観測設備整備援助	75,168	122,436	63,359	58,898	177	84
灯台改修の援助	19,260	25,961	25,935	—	26	134
戸籍簿保管設備整備援助	10,728	10,728	10,690	—	37	99
消防施設援助	16,308	16,308	16,308	—	—	100
先島ＴＶ置局調査費	2,762	2,762	2,762	—	—	100
その他	66,506	130,183	129,271	—	911	194
計	2,693,689	3,702,346	2,533,151	1,161,126	8,069	94

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
（文部省所管）						
教員等内地派遣研修	12,769	12,769	12,699	—	69	99
琉球大学教員の内地研修	3,231	3,231	3,065	—	165	94
国費沖縄学生の招致	68,311	68,311	66,131	—	2,179	96
教育指導委員派遣	12,996	13,052	13,052	—	—	100
現職教員再教育講習会講師派遣	9,072	9,040	9,040	—	—	99
琉球大学への教授派遣	749	725	725	—	—	96
農業教育近代化指導員の派遣	2,468	2,466	2,256	—	209	91
文化財に対する技術指導	540	540	534	—	5	99
計	110,136	110,136	107,506	—	2,629	97
（厚生省所管）						
沖縄在住結核患者療養費	142,929	142,929	142,469	—	459	99
（運輸省所管）						
高層気象観測業務費	43,125	43,125	43,099	—	25	99
合　　計	2,989,879	3,998,536	2,826,227	1,161,126	11,182	94

（ロ）実　　績

（総理府所管）

（a）産業開発関係

（i）沖縄模範農場には、前年度から引き続き5人の本土派遣農業技術専門家が勤務し、沖縄における農業生産の増大と農家所得の増加を図るため、本土の進歩した稲作技術の導入、水田の高度利用、甘蔗作を中心とした畑地利用等の指導を沖縄の技術者及び農家に対して行ない相当の効果をあげた。

（ii）農業改良普及事業、家畜改良増殖、農漁業融通資金、鮮魚運搬船建造、漁礁施設設置等に対する援助を完了したが、土地改良事業、農業施設事業、道路整備、港湾施設、治山治水事業、都市計画、模範水産増殖センター設置等に要する財政援助金は翌年度に繰り越した。

（iii）護岸施設の整備、土地調査等に要する援助金のうち前年度から繰り越した分はすべてその援助を完了した。

（b）社会福祉及び医療関係

（i）沖縄無医地区の診療所に医師17名（うち4名帰国）、琉球政府立病院、保健所へ専門医延34名を派遣し辺地医療及び医療サービスの充実向上にあたらせた。また、歯科医師の不足に対処するため無歯科医地区における歯科診療と歯科衛生向上のため3名編成の巡回診療班を3箇月交替で4班派遣した。

（ii）癩療養所備品購入、結核検診車購入、精神病医薬品購入、フィラリア対策、実務学園講堂建設、身体障害者施設整備等に対する援助は完了したが、精神病床増設、血清製造施設等設置、児童福祉施設整備、精神衛生事業、生活保護事業、公営住宅建設、農山漁村電気導入等に要する援助金は翌年度に繰り越した。

（iii）児童福祉施設整備、公営住宅建設等に要する援助金のうち、前年度から繰り越した分はすべて援助を完了した。

（c）文教関係

（i）育英奨学事業、義務教育諸学校教

科書無償給与、学校図書館の図書整備等に対する援助は完了したが、学校備品購入、養護学校施設等整備、青年の家整備等に要する援助金は翌年度に繰り越した。

(ii) 前年度から繰り越した水産高校専攻科設置に対する援助はすべて完了した。

(d) 技術援助費

沖縄における経済の発展、住民福祉の向上、行財政の充実に資するため、本土の各種専門家を154名派遣して技術指導を行うとともに、沖縄側から各種技術研修を受けさせるため研修生186名を受け入れた。

(e) 南方同胞援護会補助金

(i) 啓蒙宣伝

機関紙、「日本領土のしおり」等のパンフレット、ポスター等の発行、講演会、座談会の開催等を通してわが国の領土問題について広く一般の啓蒙に努めた。

(ii) 青少年等文化交流

本土と沖縄との青少年、学生等の交歓活動、文化交流のための劇団「たんぽぽ」等諸団体に助成金を交付し、相互の理解と親善を図つた。

(iii) 調査研究

前年度に引き続き「沖縄教育と祖国復帰の問題」につき大学教授を委嘱、沖縄に派遣、同報告書を印刷配布した。

(iv) 対外折衝助成事業

沖縄における軍用土地等に関する講和前損失補償獲得のため、講和発効前損失補償獲得期成会に対し合計2,400,000円を交付し弁護活動を助成した。

(v) 遺児育英事業

前年度に引き続き琉球育英会に委託、沖縄の高等学校、大学在学戦没者遺児のうち、学業、心身優良で経済的に恵まれない生徒、学生35名に対し1人につき9,000円又は10,800円相当ドルを給与した。

(vi) 母子福祉事業助成

沖縄における生活困窮母子世帯に対し各種厚生資金を低利で貸し付け、その経済的自立及び福祉の増進を図る目的をもつて、社会福祉法人、沖縄社会福祉協議会に7,200,000円相当ドルを交付し本事業を助成した。

(vii) 本土就職青少年指導協力

本土内に就職している沖縄青少年の激励及びその生活を指導するため、これら青少年の就職中の事業所20社を訪問し345名について面接を行なつた。また、本土就職沖縄青少年の指導に資するための実態調査を行なつた。

(viii) 学生等宿舎建設

都下北多摩郡所在の沖縄学生寮は破損が著しく勉学上好ましくない状態にあつたので全面的な改修工事を行なつた。

(ix) 図書贈与事業

図書不足に悩む沖縄の公民館、図書館を整備するため、前年度同様米民政府と贈与図書の目録を調整し、一般教養図書21,974冊及び326セットを米民政府図書配布機関あて送付した。

(x) 癩患者等医薬品援助事業

沖縄における救癩事業に協力するため、財団法人沖縄癩予防協会にプロミン注射液その他治癩薬品等を送付し、施設収容患者等に対する給与業務の実施を委託した。

(xi) 遺族等援助

沖縄遺族連合会に助成金2,880,000円を交付し沖縄南風原村等の4箇所の霊域を整備した。また、沖縄戦没者慰霊奉賛会に対し助成金として1,301,000円を交付し指定霊域の清掃管理を行なわせた。

(xii) 学用品等贈与

沖縄における「生活保護法」により、教育扶助を受けている者を除き準要保護家庭の小学生10,603人、中学生5,836人に対し学用品を贈与した。

(xiii) 援護物資送付

沖縄の小、中学校等における学校図書は、本土のそれと比較して著しく不足しているため、時事通信社等から図書の寄贈をうけ、沖縄の小、中学校、高校、大学、図書館、公民館等あわせて364箇所へ23,926冊を送付した。

(xiv) 沖縄社会福祉事業振興資金助成

沖縄における社会福祉事業団体の事業経営並びに施設整備等に必要な資金の融資を行ない、もつて社会公共福祉の振興を図る目的をもつて社会福祉法人沖縄社会福祉協議会に10,800,000円相当ドルを交付し貸付事業を実施させた。

(xv) 施設整備

沖縄学生会館においてブロック塀の構築、寝具、座布団、座卓の整備、水道設備、浄化槽用汚水ポンプの解体修理等の整備を行なつたほか鹿児島会館、阪神会館、千島会館等においてもそれぞれ整備を行なつた。

(f) その他

消防施設、先島テレビ置局調査、灯台改修等に対する援助は完了したが、気象観測設備整備に要する援助金は翌年度に繰り越した。

(文部省所管)

(a) 教員等内地派遣研修

(琉球大学教官)

区分	研修期間 1箇年	研修期間 6箇月	計
	人	人	人
非実験系	4	1	5
実験系	7	1	8
計	11	2	13

(b) 琉球大学教員の内地研修

(沖縄教員等)

区分		研修期間 6箇月	研修期間 2箇月	研修期間 1箇月	計
		人	人	人	人
研究教員	小学校	23			23
	中学校	22		2	24
	高等学校	12		4	16
	その他(ろう学校)	1			1
	計	58		6	64
指導主事		10			10
大学留学		10			10
校長			16		16
合計		78	16	6	100

(c) 国費沖縄学生の招致

区分	学生数	給与月額
	人	円
学部学生	398	12,000
大学院学生	43	15,000
医事修練生	8	13,500
計	449	

(d) 教育指導委員派遣

琉球政府主催の改訂教育課程講習会に24人の講師を96日間派遣した。

(e) 現職教員再教育講習会講師派遣

琉球政府主催の沖縄現職教員再教育講習会に33人の講師を35日間派遣した。

(f) 琉球大学への教授派遣

琉球大学へ本土の大学の教授等11人を派遣した。

(g) 農業教育近代化指導員の派遣

沖縄の農業教育近代化の指導員として、本土の農業高等学校教員3人を87日間派遣し、また、本土研修に沖縄の農業高等学校教員4人を約9箇月間受入れた。

(h) 文化財に対する技術指導

沖縄の文化財保存技術指導のため、文化財保護委員会職員4名(15日間2名、6日間2名)を派遣し、また、本土において開催された文化財修理技術者養成講習会に琉球政府職員2名(15日間1名、13日間1名)を参加させた。

（厚生省所管）

沖縄結核患者収容状況

区分	39年度 入所	39年度 退所	39年度 月末患者数	40年度 入所	40年度 退所	40年度 月末患者数
4月	(286)	9	277	(467) 52	11	508
5月	—	14	263	—	11	497
6月	33	14	282	—	15	482
7月	203	19	466	35	14	503
8月	—	17	449	—	5	498
9月	22	13	458	—	10	488
10月	30	15	473	—	39	449
11月	—	18	455	130	21	558
12月	—	17	438	—	22	536
1月	64	9	493	—	15	521
2月	—	5	488	—	8	513
3月	—	21	467	120	27	606

（注）1　（　）書は、前年度からの継続入所者数である。
2　収容定員は、昭和39年度500名、昭和40年度610名である。

（運輸省所管）

南大東島及び石垣島におけるレーウインゾンデ及びレーウイン観測により上高層の気温、気圧、湿度、風向及び風速の観測資料を得た。

(2) 青少年対策費（総理府、外務省、文部省、農林省、運輸省、労働省、建設省所管）

（イ）概　　説

（総理府所管）

この経費は、青少年の指導、育成、保護等に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るに要した経費である。

すなわち、青少年問題特別地区の設置費、青少年問題に関する研究調査費、少年補導のためのセンター設置費、青年海外交流経費である。

（外務省所管）

この経費は、開発途上にある諸国の要請に基づき、技術を身につけた日本青年を派遣し、相手国の社会的、経済的開発発展に協力するため、日本青年海外協力隊の派遣業務を委託するために要した経費である。

（文部省所管）

この経費は、健全な青少年活動を助成し、青少年の不良化を防止する等のために要した経費である。すなわち、「青年学級振興法」（昭28法211）に基づいて、青年学級を開設する市町村に対し、その運営費を補助（補助率$\frac{1}{3}$以内）し、また、団体宿泊により研修及び野外活動その他の事業を行なうことを目的とする国立青年の家を運営し、あらたに国立大雪青年の家を設置し、あるいは地方公共団体が設置する青年の家の施設及び設備の整備に要した経費の一部を補助（定額補助）するほか、「スポーツ振興法」（昭36法141）に基づいて地方公共団体に対し、水泳プール、体育館等の体育施設の整備に要する経費の一部を補助（補助率$\frac{1}{3}$）した経費並びにあらたに設置された特殊法人オリンピック記念青少年総合センターに対し、施設、設備費及び運営費の一部を補助した経費と、国立登山センター設置のための不動産購入費等に要した経費である。

（農林省所管）

この経費は、昭和32年4月23日の閣議決定「郷土建設青年活動に関する件」により実施する農村青年活動促進事業、農業実習生を海外に派遣する農村青年海外派遣事業、農村青少年を地方において研修するとともに農村青年研修館の設置、農業機械技術者を養成訓練するための施設設置及び農山村における普及事業の効果的な推進と地域産業の振興を図るため実践活動の中核となる青年の育成指導を強化し、その有効な活動を助長するため林業教室の開催、技術交流費の助成及び通信研修の委託に要した経費並びに漁村青年等の素養の向上を図るため、各種の研修を行なうために要した経費である。

（運輸省所管）

この経費は、「ユースホステル整備費補助金交付規則」（昭38省令32）の規定に基づいて国際観光施設整備の一環として地方公共団体が建設するユースホステルの建設費の一部として補助した経費と、逐年増加してきた公営ユースホステルの運営に関する調査研究及び指導を行ない、あわせて内外青少年に交歓の場と健全な宿泊施設を提供することを目的として設立されたユースホステルセンターの運営に要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

ユースホステル整備費補助金—1ベット当り89,600円の定額補助

（労働省所管）

この経費は、年少労働者の保護及び福祉の増進を図り、あわせて労働能率の高揚とその健全育成を期するため、年少労働の実態についての調査及び啓蒙活動、年少労働者福祉員制度の充実、年少労働者産業カウンセリング制度普及対策並びに年少労働者福祉施設の設置費補助等に要した経費である。

上記の経費のうち、国が補助する経費の割合は定額補助である。

（建設省所管）

この経費は、国及び地方公共団体が産業開発青年隊を編成し、これを国土総合開発事業に導入し、この間に一般教育及び建設技能教育を行ない有為な青年技能者を育成して、地方青年の自立達成に資するとともに、国土総合開発事業の促進を図るために要した経費である。

上記の経費のうち、国が補助する経費の補助割合は$\frac{1}{2}$～$\frac{1}{3}$である。

本年度における青少年対策費の予算現額は

3,011,378千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	2,794,903千円
当初予算額	2,927,311千円
予算補正追加額	5,135千円
予算補正修正減少額	137,543千円
前年度繰越額	216,422千円
流用増加額	53千円

であり、予算補正追加額は文部省所管及び農林省所管において、昭和40年9月以降国立青年の家職員、高等農事講習所職員等の給与を改善するために必要な経費をそれぞれ補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものであり、流用増加額は文部省所管において、教育放送費に不足を生じたこと等のため流用増加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	2,858,798千円
翌年度繰越額は	119,208千円
不用額は	33,371千円

であつて、翌年度繰越額は文部省所管において国立大雪青年の家の建設にあたり敷地が河川に近接しているため地盤が軟弱で崩壊の危険が生じ敷地の変更並びにこれに伴う設計変更に不測の日数を要したこと等のため、運輸省所管においてユースホステルの建設にあたり資材搬入道路の崩壊等により不測の日数を要したため、労働省所管において勤労青少年ホームの設置にあたり敷地の変更並びにこれに伴う設計変更に不測の日数を要したためそれぞれ年度内に支出

を終わらなかつたものであり、不用額は主として文部省所管においては、国立登山センターの建設にあたり工事費の減少により設計委託費を、農林省所管においては、契約価格が予定価格を下回つたため農業機械技術者養成訓練施設費をそれぞれ要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別及び事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
（総理府所管）						
地方公共団体青少年問題協議会補助金	18,465	18,465	18,465	—	—	100
青年海外交流経費	79,096	79,096	79,096	—	—	100
青少年問題特別地区協議促進費	9,573	9,573	9,573	—	—	100
青少年問題に関する研究の連絡調整費	6,980	6,980	6,971	—	8	99
マスコミの調査審議経費	2,696	2,696	2,696	—	—	100
少年補導のためのセンターに要する経費	45,000	45,000	45,000	—	—	100
中央青少年問題協議会等経費	11,570	11,570	10,869	—	700	93
計	173,380	173,380	172,670	—	709	99
（外務省所管）						
日本青年海外協力隊派遣業務委託費	72,874	72,874	70,889	1,984	—	97
（文部省所管）						
青年教育の振興	168,843	168,843	168,093	—	749	99
少年教育の振興	17,395	17,395	17,236	—	158	99
青年の家運営等	427,904	624,394	525,009	98,759	625	122
児童文化施設整備費補助	8,250	14,550	14,550	—	—	176
視聴覚教育の振興	73,809	73,455	73,364	—	91	99
地方スポーツの振興	60,288	60,288	59,528	—	759	98
スポーツ指導者養成	23,046	23,046	22,148	—	897	96
国民体育大会補助等	33,030	33,030	33,029	—	0	99
国際スポーツ交流	26,900	26,900	26,900	—	—	100
スポーツ団体助成	41,670	41,670	41,670	—	—	100
国民体育施設の整備	827,129	832,029	823,630	8,089	310	99
社会教育関係団体補助	28,800	28,800	28,800	—	—	100
オリンピック記念青少年総合センター運営	119,162	119,162	119,158	—	3	99
国立登山センター建設調査	15,298	15,298	12,802	—	2,495	83
計	1,871,524	2,078,860	1,965,921	106,848	6,091	105

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
（農林省所管）						
地域営農研修施設設置費	40,000	40,000	40,000	—	—	100
経営伝習農場等施設整備費	69,549	69,549	69,544	—	4	99
農業専修学園開設費	41,245	41,245	41,245	—	—	100
農村青少年活動促進費	108,900	108,900	108,801	—	98	99
農業機械技術者養成訓練施設費	74,608	74,608	53,744	—	20,863	72
民間教育研修機関	64,068	64,068	64,068	—	—	100
農村青年海外派遣	18,344	18,344	18,344	—	—	100
山村中堅青年育成対策	19,622	19,622	19,622	—	—	100
漁村青壮年育成対策	26,278	26,278	26,169	—	108	99
計	462,614	462,614	441,538	—	21,075	95
（運輸省所管）						
ユースホステル整備費補助金	52,864	62,003	56,627	5,376	—	107
国立ユースホステルセンター運営費	2,647	2,647	2,647	—	—	100
計	55,511	64,650	59,274	5,376	—	106
（労働省所管）						
年少労働者保護福祉費	4,778	4,778	4,778	—	—	100
年少労働者福祉増進対策費	8,507	8,507	8,507	—	—	100
年少労働者福祉施設設置費補助金	60,000	60,000	50,000	5,000	5,000	83
計	73,285	73,285	63,285	5,000	5,000	86
（建設省所管）						
産業開発青年隊事業	85,715	85,715	85,219	—	495	99
合計	2,794,903	3,011,378	2,858,798	119,208	33,371	102

（ロ） 実績

（総理府所管）

（a） 中央青少年問題協議会の運営とおもな行事

（i） 各種会議の開催（おもなるもの）

（い） 委員会（小委員会）

（ろ） 専門委員会（青少年の団体活動に関する専門委員会、青少年の地域活動に関する専門委員会、青年の家に関する専門委員会、青少年健全育成施設特別委員会、青年海外派遣特別委員会、青少年非行防止対策特別委員会、青少年問題研究特別委員会）

（は） 幹事会、連絡官会議等青少年関係行政機関との会議

（に） 青少年問題協議会全国会議

40.12. 2～3

（ほ） 青少年問題協議会地区会議

東北北海道地区会議（福島県福島市）

40. 9. 1～3

関東甲信越静地区会議（新潟県新潟市）

40.10. 7～8

中部近畿地区会議（名古屋市）

40.10. 19～21

中国、四国地区会議（山口県山口市）

40.10. 14～15

九州地区会議（鹿児島県鹿児島市）

40. 9. 16～17

（へ） 全国青少年代表者会議（国立中央青年の家） 40. 8. 12～16
（と） 全国青年代表会議（国立中央青年の家） 41. 3. 6～7
（ち） 全国青少年問題協議会主管課長会議 40. 6. 2, 41. 2.23
（り） 青少年育成関係者合同研究協議会 40. 8. 13～14
（ぬ） 民間青少年団体との懇談会 40. 6. 4
（る） マスコミ関係者との懇談会 40. 9.13, 10.4,10. 5, 10.12, 10. 22（2回）, 10.25, 10.29, 11. 9, 11.12, 11.15, 11.19, 11.25, 11.30
（を） 都道府県、指定市青少年問題協議会事務担当者研修会（山梨県身延町） 40.10. 26～27
（わ） 日本青年海外派遣団事前研修（国立中央青年の家） 40. 5. 17～24
（か） 日本青年海外派遣団結団式（内閣総理大臣官邸） 40. 5.24
（よ） 日本青年海外派遣団壮行会及び帰国報告会（各班別）
（た） 日本青年海外派遣団解団式（国立中央青年の家） 41. 3. 7
（れ） ボーイスカウト極東地域国際コミッショナーパドリーナ氏（フィリピン）との懇談会 40. 4.19
（そ） シンガポール青年指導者センター顧問レビー氏夫妻との懇談会 40. 4.27
（つ） フィリピン国際親善協会との懇談会 40. 5. 25～27
（ね） 琉球政府職員との懇談会 40. 6. 8
（な） インド上院議員コタリ氏との懇談会 40. 6.30
（ら） WAYアメリカ国内委員会国際部次長ショウル氏との懇談会 40. 7. 3
（む） ニュージーランドYFC会長との懇談会 40. 7.26
（う） シンガポール人民協会との懇談会 40. 9. 14～20
（ゐ） インドYFA研修生との懇談会 40.10. 6
（の） マレーシヤMAYCアブドゥラ氏との懇談会 40.10.28
（お） 中華民国アジア学生会議代表団との懇談会 40.11. 1
（く） 中華民国青年反共救国団季副団長との懇談会 41. 1.18
（や） 第6次沖縄青年代表本土訪問団との懇談会 41. 2.22
（ま） 東南アジア青年指導者及び代表受入 40. 8.19～27, 40.11.18～30
（け） 少年補導センター運営連絡会議（東日本＝山形）40. 6.28～29（西日本＝岡山）40. 7. 6～7
（ふ） 青少年育成運動懇談会（第1回） 40.12.21
（こ） 青少年育成運動懇談会小委員会 41. 1.18
（え） 青少年育成運動懇談会（第2回） 41. 1.20
（て） 国民会議発起人会世話人会（第1回） 41. 1.22
（あ） 国民会議発起人会世話人会（第2回） 41. 1.26
（さ） 青少年育成国民会議発起人会（第1回） 41. 2. 2
（き） 国民会議発起人会小委員会（第1回） 41. 2.10
（ゆ） あすをきずく青少年のつどい中央大会 41. 2.19
（め） 国民会議発起人会小委員会（第2回） 41. 2.21
（み） 青少年育成国民会議発起人会（第2回） 41. 3. 3

（ii） 中央青少年問題協議会決定
青少年非行対策について（内閣総理大臣に対する意見具申）40. 9. 20

（iii） 第21回青少年保護育成運動の展開
（い） 健全な家庭づくりとよい社会環境を
（ろ） 勤労青少年の教育の振興と福祉の増進
（は） 青少年の非行防止
（に） 懸垂幕、看板、アドバルーン等による広報及びポスター展40. 5. 1～31

（iv） 青年海外派遣の実施

	人員（女子内数）（人）	日数（日）	期間	金額（千円）
(1) 北欧班	11（2）	67	40. 8. 9～10.14	7,519
(2) 南欧班	9（3）	68	40. 8. 9～10.15	6,638
(3) 中近東班	11（3）	78	40. 8.23～11. 8	8,242
(4) アフリカ班	5	70	40. 8.23～10.31	4,452
(5) 南米班	10（2）	75	40. 9. 2～11.15	8,246
(6) 北米班	13（4）	58	40. 9. 8～11. 4	8,450
(7) アジア西班	13（3）	45	40.10.13～11.26	9,759
(8) アジア中班	12（2）	64	40.12.30～41. 3. 3	7,002
(9) アジア東班	11（2）	64	40.12.30～41. 3. 3	6,053
(10) オセアニア班	11（6）	58	40. 9.20～11.16	7,571
その他				504
計				74,441

（v） 青少年問題特別地区の指定
全国で100地区を指定し、委託費を交付

（vi） 青少年問題に関する研究調査の実施
直轄調査 1件 委託調査9件

（vii） 少年補導センターの設置
人口10万以上の市に設置する少年補導センターに対し1箇所45万円の補助金を交付、全国で97箇所

（b） 地方公共団体青少年問題協議会補助金

（単位 千円）

対象	当初予算額	補正後	交付決定額	補助率	備考
都道府県6大市	20,000	18,465	18,465	1/2補助	都道府県6大市青少年問題協議会運営費

（c） 青少年問題特別地区協議促進委託費

（単位 千円）

対象	当初予算額	補正後	契約額	備考
都道府県	9,795	8,815	8,815	地区活動に要する経費の委託

（d） 青少年問題研究調査委託費

（単位 千円）

対象	当初予算額	補正後	契約額	備考
学者及び研究機関	6,392	5,735	5,744	調査の委託

（e） 少年補導センター補助金

（単位 千円）

対象	当初予算額	補正後	交付決定額	補助率	備考
都道府県	48,500	43,650	43,650	定額	少年補導センター運営費

（外務省所管）
日本青年海外協力隊派遣業務委託費
日本青年海外協力隊の隊員を全国より募集し、選考訓練の上、ラオス、カンボディア、マレイシア、フィリピン及びケニアの諸国に総数40人を派遣した。
なお、以上のほか8人の隊員の出発が、相手国の受入手続の遅延により翌年度へ繰り越した。

（文部省所管）

（a） 青年教育の振興

（i） 青年学級等充実振興

40年度における青年学級総数は6,915学級であり、学級生徒数は320,402人であるが、このうち、国庫補助要件具備学校のうち、3,365学級(1,431市区町村)に対して総額107,240千円の青年学級運営費補助金を交付し、勤労青年学級41校に対して総額26,523千円の補助金を交付したほか、青年学級の指導のため45都道府県に青年学級研究協議会費補助金4,370千円を交付し、中央においては青年学級指導者研究集会を、全国4地区においては地区別青年学級研究集会を開催し、青年学級の育成を図つた。

（ii） 青年国内研修費補助

勤労青年を県外、県内の他地域に派遣して知識、技能を習得させるための経費であり、40年度においては、県外研修1,255人(51都道府県市)県内研修980人(25道県)計2,235人が参加した。

（iii） 青年団体指導者研修費補助

青年団体指導者を対象とし団体の組織運営等の諸問題について研修する事業に対し、40年度においては40道府県に補助金を交付するとともに、また、国立社会教育研修所が主催する中央段階での青年団体指導者研修の参加者に参加旅費を補助した。

（iv） 勤労青少年教育企画調査

青少年教育の向上及び普及のため、企画、調査を実施し関係資料を作成した。

（v） 青年の家新就職者研修費補助

中学校を卒業して直ちに就職した青少年を対象に団体宿泊訓練を通じて職業人、社会人としての自覚をもたせ、また、将来の人生設計を付与することを目的として新就職者研修を実施する経費を46都道府県等に補助した。

（b） 少年教育の振興

（i） 少年団体指導者研修費補助

子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等の少年団体指導者及びこれから指導にあたろうとする者を対象とし、少年団体の組織運営等育成指導上の諸問題について研修を行なう40道府県に補助金を交付するとともに、また、国立社会教育研修所が主催する中央段階での少年団体指導者研修の参加者に参加旅費を補助した。

（ii） 子ども会等少年団体育成事業費補助

民間有志者を子ども会等少年団体育成指導員として委嘱し、組織的、恒常的な子ども会等の少年団体育成指導を行なつた102市町村に対して総額6,827千円を補助するとともに、その市町村代表委員の参加のもとに全国協議会を開催した。また、子ども会等少年団体活動上必要な教材教具の購入を実施した105市町村に総額2,100千円を補助した。

（c） 青年の家整備

（i） 青年の家整備費補助

構造	件数	面積
鉄筋	11件	8,280 m²
木造	1	624
計	12	8,904

（注） 上記のうち、2件は41年度へ繰り越した。

（ii） 国立青年の家

国立青年の家は、青年の団体宿泊研修の場として全国の青年に大いに利用されているが、国立中央青年の家においては、宿泊施設の改修、国立阿蘇青年の家においては、講堂の新築、運動場、キャンプ場の整備を実施するとともに諸設備の充実を図り、また、40年度においては、あらたに北海道美瑛町に国立大雪青年の家（鉄筋7,448 m²、鉄骨1,120 m²）の新設予算が計上され、41年度に1部を繰り越して建築中である。

（d） 児童文化施設整備費補助

構造	件数	面積
鉄筋	1件	828 m²

（e） 視聴覚教育の振興

（i） 教育ラジオ放送振興

主として、一般勤労青少年を対象とする教育放送「朝の教養」を民間放送26社81局を通じて314回（日曜日を除く毎日）実施し、社会教育の振興を図つた。

（ii） 教育テレビ放送振興

テレビ放送においては、小学校児童を対象にした「わたしたちの道徳」を民間放送18社を通じて128回、青少年を対象にした「みんな科学者」を民間放送7社を通じて52回、一般成人を対象とした「日本の教育」を民間放送12社を通じて52回実施した。

（iii） 教育映画等の振興

録音教材として5シリーズ70本を製作し、これを複製して各都道府県に配布し、青年学級、婦人学級、家庭教育学級等での利用を図つた。また、教育映画256本、スライド675本を購入し、教育映画利用普及事業、へき地巡回映画を行なうとともに青少年向優良映画普及事業を行なつた36道府県に補助金を交付した。また、文部省特別選定の映画、スライドの中から教育映画5本、スライド2本に対して文部大臣賞を授与した。

（iv） 視聴覚教材の利用促進

学校教育における各教科等の指導に視聴覚教材の有効適切な利用を促進するため小学校、中学校、高等学校各2校に研究委嘱を実施したほか、視聴覚ライブラリー整備費補助金を11団体に交付した。

（f） 地方スポーツの振興

地方スポーツ振興のために地方公共団体に対し、つぎのとおり補助した。

地方スポーツ振興費補助金

体育指導委員研修費等補助　13,044千円

指定市町村青少年スポーツ活動助成　15,328千円

巡回スポーツ車購入費補助　2,511千円

スポーツ教室育成奨励　16,187千円

（g） スポーツ指導者養成

スポーツ指導者養成のために地方公共団体に対し、つぎのとおり補助した。

地方スポーツ振興費補助金

青少年スポーツ活動指導者養成　6,731千円

野外活動指導者養成　9,190千円

また、そのほか指導者養成のために登山指導者講習会、水泳指導者講習会、スキー場管理指導者講習会等諸種の講習会を開催してスポーツ技術の向上、普及安全指導等指導力の強化と資質の向上を図つた。

（h） 国民体育大会補助等

（i） 国民体育大会補助　22,500千円

夏季、秋季大会が第20回、冬季大会が第21回にあたり、つぎのとおり開催し開催地の地方公共団体に補助した。

区分	開催地	競技種目	参加人員
夏季大会	岐阜県	水泳、漕艇	3,479人
〃	愛知県	ヨット	550
秋季大会	岐阜県	陸上競技外28種目	16,564
冬季大会	北海道	スキー	1,094
〃	岩手県	スケート	1,441
参加人員		計	23,128

（ii） 全国青年大会開催

全国青年の代表(5,147人)が参加して体育、芸能文化、意見発表等の総合的な大会を東京都において開催した。

（iii） 全国スポーツ少年大会等補助
8,100千円
スポーツ少年団の代表1,169人が参加して国立中央青年の家を中心に各種のスポーツ行事を行ない、また、指導者の研修会を開催し、資質の向上に努めた日本体育協会に対し、その開催費を補助した。

（i） 国際スポーツ交流
国際スポーツ交歓行事に必要な参加費としてつぎのとおり補助した。

青少年スポーツ関係団体海外派遣費補助
国際スポーツ交歓事業費補助金
日独スポーツ青少年交歓行事費補助
9,000千円

競技団体国際交流費補助
国際スポーツ交歓事業費補助金
ユニバーシアード大会選手団参加費
9,900千円
アジアユースフットボール競技会開催費
8,000千円

（j） スポーツ団体助成
スポーツ団体に対して、つぎのとおり補助した。

体育関係団体補助金
日本体育協会（事業並びに運営費）補助
27,000千円
日本ユースホステル協会（国際ユースホステル総会代表派遣費、全日本ユースラリー開催費）補助 1,620千円
日本レクリエーション協会（全国レクリエーション研究大会開催費、世界教育者会議保健体育レクリエーション大会代表派遣費）補助 1,800千円
全国高等学校体育連盟（全国高等学校体育大会）補助 10,800千円
全国中学校体育連盟（全国中学生選抜水泳競技大会）補助 450千円

（k） 国民体育施設の整備
体育施設の整備
（i） 水泳プール 657箇所（北海道旭川市ほか）
（ii） 体育館 23箇所（北海道喜茂別町ほか）
（iii） 運動場 13箇所（北海道喜茂別町ほか）
（iv） 夜間照明施設 85校（北海道函館工業高校ほか）
（v） 柔剣道場 46校（北海道伊達高校ほか）
（注） 上記のうち、プール1箇所、体育館2箇所、柔剣道場1箇所は41年度へ繰り越した。

（L） 社会教育関係団体補助
社会教育関係団体に対し、つぎのとおり補助した。
中央団体 12団体 21事業
23,830千円
地域青年団体 30県 30事業
4,970千円

（m） オリンピック記念青少年総合センター運営
設備整備費 42,028千円
（ベット等宿泊設備、机、椅子等研修設備、乗用車、管理設備、食堂厨房器具等）
施設整備費 62,387千円
（宿泊棟6棟、研修棟2棟、食堂兼講堂等改修工事）
運営費補助金 14,220千円

（n） 国立登山センター
土地の購入及び設計図作成
土地購入費 9,502千円
設計図作成等 3,079千円

（農林省所管）

（a） 農村青少年研修教育費
（i） 地域営農研修施設設置費補助（$\frac{1}{2}$補助）
栃木県の研修施設に対して助成した。
（ii） 経営伝習農場費補助（$\frac{1}{2}$補助）
府県の経営伝習農場施設に対して助成した。

（iii） 農村青年研修館設置費補助（$\frac{1}{2}$補助）
新潟県ほか1県の研修館施設に対して助成した。
（iv） 農業専修学園施設設置費補助（$\frac{1}{2}$補助）
北海道ほか4県の専修学園施設に対して助成した。

（b） 農村青少年活動促進費（$\frac{1}{2}$、定額補助）
都道府県の在村青少年を対象として行なつた農業機械研修、農業経営技術研修、農業生産技術研修、農業専修学園研修、ラジオ農業学校、農村青少年指導者研修、農村女子青少年生活講座、家族協定農業推進、農村教育青年会議、農村青少年建設班活動、自営者冬季学校等、また、社団法人全国農村青少年教育振興会の行なう全国段階における農村教育青年会議及び技術交換大会、農村青少年の教育状況と問題点の調査研究、他府県の優れた農家に派遣して先進地の農業経営技術及び農家生活などについて研究修得せしめる等の事業に対して助成した。

（c） 農業機械技術者養成訓練施設費（$\frac{1}{2}$補助）
茨城県ほか9県に対し農業機械技術者の養成訓練に必要な施設を設置するために助成した。

（d） 民間教育研修機関
（i） 高等農事講習所費補助（人件費$\frac{2}{3}$、事業費$\frac{2}{3}$、施設設備費$\frac{10}{10}$補助）
財団法人農民教育協会の高等農事講習所（鯉渕学園）に対して助成した。
（ii） 農政研修費補助（人件費$\frac{2}{3}$、事業費$\frac{2}{3}$補助）
財団法人農民教育協会の農業研修所に対して助成した。
（iii） 八ヶ岳経営伝習中央農場費補助（人件費、事業費、技術講習費$\frac{2}{3}$、施設設備費$\frac{10}{10}$補助）
財団法人農村更生協会の八ヶ岳経営伝習中央農場（長野県諏訪郡原村）に対して助成した。
（iv） 女子実務講習施設費補助（人件費、事業費$\frac{2}{3}$、施設設備費$\frac{10}{10}$補助）
社団法人日本国民高等学校協会の女子実務講習施設（茨城県東茨城郡内原町）に対して助成した。

（e） 農村青年海外派遣費（定額補助）

派遣国	派遣人員	事業実施団体
アメリカ	119名	社団法人国際農友会
欧州及びカナダ	23名	〃
ブラジル	19名	全国拓植農業協同組合連合会

上記の派遣事務費及び旅費に対して助成した。

（f） 山村中堅青年育成対策費
（i） 山村中堅青年育成事務費（委託）
山村中堅青年を対象に林業教室の補足研修及び自己研修の資料とするため教材を作成配布した。
（ii） 山村中堅青年林業教室費補助（$\frac{1}{2}$補助）
北海道ほか44都府県において山村青年を対象に実践活動の経験及び実績を課題とした研修を行なつた。
（iii） 山村中堅青年技術交流費補助（$\frac{1}{2}$補助）
北海道ほか36府県において山村青年を対象に先進林業地に派遣して技術及び経営に関する課題を習得せしめた。

（g） 漁村青壮年育成対策費
（i） 漁村青壮年育成指導費補助（$\frac{1}{2}$補助）

（い） 漁村青壮年育成対策協議会費

秋田県ほか14県で協議会を開催し、漁村青壮年の資質の向上、漁業後継者の育成及び漁業従事者の福祉の増進を図るため具体的な施策の検討等を行なつた。

（ろ） 漁村青壮年育成指導打合せ会及び移動相談費

北海道ほか34都府県で担当職員を必要に応じて市町村又は水産業協同組合へ派遣して、漁民の指導方法等に関する地域問題についての指導打合せ会及び漁民の転出、転業のための相談所等を開設した。

（は） 地方漁村青壮年活動実績発表大会

青森県ほか31都府県で開催して、実践活動成果の交換発表等により経営改善、地域の技術向上等を図つた。

（に） 漁業技術研修会

北海道ほか36府県で開催して、漁村青壮年及び婦人に対しグループ活動の促進、技術の向上及び経営改善等に関する研修を行なつた。

（ほ） 漁村青少年学級

山形県ほか5県で実施し、漁業後継者の育成のため漁村の新規学校卒業者及び卒業予定者に対し水産業に従事するに必要な初歩的知識を習得せしめた。

（へ） 先進地技術導入

北海道ほか36府県におい研究グループ員を先進地に派遣して先進地技術を習得せしめた。

（と） 漁船技術修練会費

漁船運航技術、特別運航技術及び漁船乗組員衛生担当者技術に関する修練会により技術の習得を図つた。

（ii） 漁業無線電信技術修練費補助（$\frac{1}{2}$補助）

社団法人全国漁業無線協会において無線電信技術修練会により船舶無線通信技術の習得を図つた。

（iii） 沿岸漁民研修所整備費補助（$\frac{1}{2}$補助）

沿岸漁民の自主的な研究活動を促進し、今後の漁村建設を担う有能な漁業就業者を育成するため秋田、愛知の両県に研修施設を設置した。

（運輸省所管）

（a） ユースホステル整備費補助金

国際観光施設の一環としてつぎの地方公共団体に対して建設費の一部補助を行なつた。

事業主体	所在地	面積（m²）	補助金額（千円）
宮崎県	宮崎県日南市大堂津	591	5,376
小浜市	福井県小浜市青井	471	3,763
北海道	北海道阿寒郡阿寒町	528	5,376
青森県	青森県むつ市大字田名部	551	5,376
花巻市	岩手県花巻市下シ沢	688	6,272
柏崎市	新潟県柏崎市納屋町	460	5,465
駒ケ根市	長野県駒ケ根市赤穂	479	5,376
丹後町	京都府竹野郡丹後町	517	7,347
布施村	島根県周吉郡布施村	523	5,376
小浜市（増築）	福井県小浜市青井	70	1,612
和歌山県（〃）	和歌山県日高郡美浜町	467	5,286
計	11箇所		56,627

（b） 国立ユースホステルセンター運営費

国立ユースホステルセンターは、所長以下9名の定員をもつて、公営ユースホステルの運営に関する調査研究及び指導を実施すると同時に内外青少年に交歓の場を提供し健全旅行の推進に寄与した。

なお、昭和40年度中における宿泊施設等の利用状況はつぎのとおりである。

宿泊施設利用者

延 21,700名 対前年比 109％

集会室利用者

延 13,214名 対前年比 136％

（労働省所管）

（a） 年少労働者保護福祉費

（i） 年少労働者啓蒙宣伝資料作成費

年少労働者保護の必要性を広く啓発するため、年少労働の現状、問題点等をとりまとめた資料を作成し、関係行政機関、事業所、団体、報道機関等に配布した。

（ii） 年少労働者保護運動等啓発指導費

（い） 年少労働者の保護及び福祉の増進の必要性を社会一般に訴え、その理解と協力を得るため中央、地方において次の年少労働者保護運動を実施した。

① 中央、地方大会の開催

② 働く年少者の座談会

（ろ） 年少労働者の精神的、身体的特性に即応した労務管理についての資料を作成し、使用者等の研究講習用の資料として事業主団体その他の関係機関に配布した。

（iii） 年少労働実態調査費

心身ともに発育の過程にある年少労働者の保護及び福祉に万全を期すため、あらかじめ労働条件、職場環境、教育訓練、福利厚生等の基本的事項及び最低年令未満の就労児童の実態等各般にわたり実態を調査把握し、年少労働者の保護及び福祉の増進を期するための施策の資料とした。

（iv） 年少労働者産業カウンセリング制度普及対策費

年少労働者の職業生活の適応を高めるため、労働条件、労働環境の整備はもとより職場内外の生活において生じた緊張、不満、葛藤を解決する必要があるので、これら年少労働者の適切な助言、指導を行なう産業カウンセリング制度の普及のため資料の作成配布、普及懇談会の開催及びカウンセリング講習会を開催した。

普及懇談会開催回数 92回

カウンセリング講習会講習対象 100人

（b） 年少労働者福祉増進対策費

（i） 年少労働者福祉員制度充実費

中小企業に働く年少者の健全育成を図るため中小企業団体に設置された年少労働者福祉員の福祉活動の充実積極化を図るための資料の作成配布並びに福祉員研究講習会、連絡協議会を各地区において開催した。

講習対象 9,200人

協議会開催回数 920回

（ii） 年少労働者集団活動健全化促進費

年少労働者の団体活動は、職場外生活の充実及び相互啓発による自主性、社会性のかん養等の作用があり、勤労意欲の高揚、職業生活の健全化に有効であるので、その普及、活発化を促進するため優良団体の褒賞を行なつた。

（c） 年少労働者福祉対策費補助金（勤労青少年ホーム設置費）

つぎの10箇所に設置された勤労青少年ホームの設置主体に補助金（定額）を交付した。

（i） 大館市勤労青少年ホーム

事業主体 秋田県大館市
設置場所 大館市
構造規模 鉄筋コンクリート造3階建
建築面積 建329m²延987m²

（ii） 古河市勤労青少年ホーム

事業主体 茨城県古河市
設置場所 古河市
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建（一部3階）
建築面積 建343m²延699m²

（iii） 船橋市勤労青少年ホーム

事業主体 千葉県船橋市
設置場所 船橋市
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
建築面積 建340m²延748m²

（iv） 新潟市勤労青少年ホーム

事業主体　新潟県新潟市
設置場所　新潟市
構造規模　鉄筋コンクリート造5階建
建築面積　建337 m² 延1,247 m²

(v)　高岡市勤労青少年ホーム
事業主体　富山県高岡市
設置場所　高岡市
構造規模　鉄筋コンクリート造4階建
建築面積　建233 m² 延890 m²

(vi)　長野県上田勤労青少年ホーム
事業主体　長野県
設置場所　上田市
構造規模　鉄筋コンクリート造2階建
建築面積　建562 m² 延926 m²

(vii)　大阪府立豊中勤労青少年ホーム
事業主体　大阪府
設置場所　豊中市
構造規模　鉄筋コンクリート造2階建(地下1階)
建築面積　建396 m² 延963 m²

(viii)　伊丹市勤労青少年ホーム
事業主体　兵庫県伊丹市
設置場所　伊丹市
構造規模　鉄筋コンクリート造2階建
建築面積　建365 m² 延715 m²

(ix)　井原市勤労青少年ホーム
事業主体　岡山県井原市
設置場所　井原市
構造規模　鉄筋コンクリート造2階建
建築面積　建318 m² 延657 m²

(x)　延岡市勤労青少年ホーム
事業主体　宮崎県延岡市
設置場所　延岡市
構造規模　鉄筋コンクリート造2階建
建築面積　建443 m² 延721 m²

(建設省所管)

本年度において中央訓練所の施設の増築を行ない、また、国内の建設事業に従事を希望する者については、北海道ほか11県及び北海道開発局並びに建設省において、あわせて527名を訓練した。

(なお、上記のうち(外務省所管)日本青年海外協力隊派遣業務委託費は貿易振興及び経済協力費の中に含まれているものである。)

(3)　特殊対外債務処理費(大蔵省所管)

(イ)　概　説

この経費は、(a)連合国との間に締結する条約に基づいて行なう賠償及び財産の補償その他本邦が連合国その他の国及びこれらの国民に対し、戦争の遂行の結果又は戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務で平和の回復に伴い、その支払を要するもの(賠償請求権を放棄した国に対して供与する無償の経済及び技術援助を含む。)の処理の財源に充てるため「賠償等特殊債務処理特別会計法」(昭31法53)に基づき、賠償等特殊債務処理特別会計へ繰り入れるために要した経費及び(b)ビルマ連邦の経済及び社会の発展のため協力すること並びに両国間の友好関係を強化することを希望して、昭和38年に署名された「日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定」(昭38条32)並びに日本国と大韓民国の両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国の経済協力を増進することを希望して、昭和40年に署名された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(昭40条27)の処理に要した経費である。

本年度における特殊対外債務処理費の予算現額は　22,712,024千円
であつて、その内訳は
歳出予算額　22,712,024千円
当初予算額　20,912,024千円
予算補正追加額　1,800,000千円
であり、予算補正追加額は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に基づき、昭和40年度において負担する債務を処理するための経費を補正追加したものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　19,749,572千円
翌年度繰越額は　2,962,451千円
であつて、翌年度繰越額は、ビルマ連邦及び大韓民国との交渉の関係並びに相手国の国内事情のため年度内に支出を終わらなかつたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
特殊対外債務処理費	22,712,024	22,712,024	19,749,572	2,962,451	—	86

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における事項別の支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
特殊対外債務処理費	27,600,000	29,205,370	24,019,674	25,618,600	19,749,572

(ロ)　実　績

ビルマ経済技術協力費に対する支出額は3,049百万円であり、賠償等の経費の執行の結果の概要については賠償等特殊債務処理特別会計の項を参照されたい。

(4)　国債費(大蔵省所管)

(イ)　概　説

この経費は、一般会計の負担に属する国債の償還に充てる財源を「国債整理基金特別会計法」(明39法6)に基づいて、国債整理基金特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

なお、昭和40年度の国債償還に充てる財源については、「財政法」(昭22法34)第6条及び附則第7条の規定による昭和38年度決算上の剰余金の1/5相当額を繰り入れた。

本年度における国債費の予算現額は
13,008,208千円
であつて、その内訳は
歳出予算額　13,008,208千円
当初予算額　22,048,186千円
予算補正修正減少額
9,039,978千円
であり、予算補正修正減少額は国債の利子及び国債の償還等のための事務取扱いに必要な経費として、国債整理基金特別会計へ繰り入れることとしていたものについて同会計の剰余金を歳入に計上することによつて繰り入れの必要がなくなつたものを修正減少したものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　13,008,208千円
であつて、全額を国債整理基金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
国債費						
国債償還費繰入	13,008,208	13,008,208	13,008,208	—	—	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における事項別の支出済歳出額を示せば、つぎのとおりである。

(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
国債費	39,778,884	67,251,728	114,589,125	44,967,180	13,008,208
国債償還費繰入	21,928,363	49,767,252	106,703,921	36,206,307	13,008,208
利子及割引料繰入	17,679,417	17,382,639	7,465,850	8,616,465	—
国債事務取扱費繰入	171,103	101,836	419,354	144,407	—

（ロ） 実　　績

以上の経費の執行の結果の概要については、国債整理基金特別会計の項を参照されたい。

（5） 農林漁業金融対策費（農林省所管）

（イ） 概　　説

この経費は、農業近代化資金融通制度の実施のための利子補給補助及び農業信用基金協会出資補助等に要した経費、農業改良資金の拡充のための資金造成費補助等に要した経費及び農林漁業金融公庫の業務の円滑な運営に資するための補給金を交付するに要した経費である。

上記経費のうち、国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

農業近代化資金融通促進費

農業近代化資金利子補給補助金	$\frac{10}{10}\cdot\frac{1}{2}$
家畜導入資金	$\frac{10}{10}$
その他	$\frac{1}{2}$
農業信用基金協会出資補助金	$\frac{1}{2}$
農業近代化資金取扱事務費補助金	$\frac{1}{2}$
旧農業改良施設資金利子補給補助金	$\frac{1}{2}$

農業改良資金助成補助金

農業改良資金造成費補助金	$\frac{2}{3}$
農業改良資金取扱事務費補助金	$\frac{1}{2}$

本年度における農林漁業金融対策費の予算現額は　5,702,379千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	5,702,379千円
当初予算額	5,685,616千円
予算補正追加額	440,000千円
予算補正修正減少額	423,237千円

であり、予算補正追加額は農林漁業金融公庫の借入金の増額等による借入金利息の増加等に伴い補給金を交付するため必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は農業信用基金協会出資等に必要な既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	5,191,971千円
不用額は	510,407千円

であつて、不用額は農業近代化資金の貸付額が予定額を下回つたこと及び農業信用基金協会への出資が予定額を下回つたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
農業近代化資金融通促進費	2,777,979	2,777,979	2,354,256	—	423,722	84
農業近代化資金利子補給補助金	2,223,846	2,223,846	1,980,472	—	243,373	89
農業信用基金協会出資補助金	525,000	525,000	344,655	—	180,345	65
その他	29,133	29,133	29,129	—	3	99
農業改良資金助成補助金	2,017,400	2,017,400	1,940,227	—	77,172	96
農業改良資金造成費補助金	1,910,645	1,910,645	1,838,729	—	71,915	96
農業改良資金取扱事務費補助金	106,755	106,755	101,497	—	5,257	95
農林漁業金融公庫補給金	907,000	907,000	897,487	—	9,512	98
計	5,702,379	5,702,379	5,191,971	—	510,407	91

（ロ） 実　　績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

（a） 農業近代化資金融通促進費

（i） 農業近代化資金利子補給承認額　59,032,683千円

個人施設	50,004,322千円
共同利用施設	9,028,361千円

（ii） 農業信用基金協会の保証付融資額（40年度）　33,985,018千円

（iii） 農業近代化助成資金運用益（資金運用部預託利子）　1,890,339千円

（iv） 農業近代化助成資金現在額（40年度末）　29,796,785千円

（c） 農林漁業融公庫補金給金

区　　分	交付年月日	交付金額
（i） 第1期	（昭和40年4月1日から 同年9月25日まで）	昭和41年3月24日　425,043千円
（ii） 第2期	（昭和40年9月26日から 昭和41年3月25日まで）	昭和41年3月29日　472,443千円
（iii） 第3期	（昭和41年3月26日から 同年3月31日まで）	—
合　　計		897,487千円

（6） 自立経営農家土地取得助成費（農林省所管）

（イ） 概　　説

この経費は、農業経営の規模を拡大して自立経営の育成に資するため、農業協同組合による農地等の信託事業の推進及び指導と、これにあわせて行なう農業生産法人の設立運営の指導並びに農地等取得資金及び自作農維持資金の融通に必要な事務費を都道府県に補助（補助率$\frac{1}{2}$）するために要した経費である。

本年度における自立経営農家土地取得助成費の予算現額は　36,952千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	36,952千円
当初予算額	467,053千円
予算補正修正減少額	430,101千円

であり、予算補正修正減少額は自立経営農家土地取得助成に必要な既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	20,621千円
不用額は	16,330千円

であつて、不用額は農地信託の引受申込件数が予定より少なかつたこと等により農地信託等推進費補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	前年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
農地信託等推進費補助金	20,443	20,443	4,299	—	16,143	21

（b） 農業改良資金助成補助金

（i） 資金貸付額（40年度）　5,404,854千円

技術導入資金	3,713,488千円
農家生活改善資金	514,839千円
農業後継者育成資金	1,176,527千円

（ii） 新規造成総額（40年度）　2,788,166千円

技術導入資金	1,264,292千円
農家生活改善資金	470,999千円
農業後継者育成資金	1,052,875千円

（iii） 40年度末資金造成総額　8,474,784千円

技術導入資金	6,160,315千円
農家生活改善資金	661,604千円
農業後継者育成資金	1,652,865千円

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
農地等取得資金及自作農維持資金融通事務費補助金	14,801	14,801	14,800	—	1	99
そ　の　他	1,708	1,708	1,521	—	186	89
計	36,952	36,952	20,621	—	16,330	55

（ロ）実　　績

信託引受農協数　45組合

資金貸付件数　97,832件

（7）農業保険費（農林省所管）

（イ）概　　説

この経費は、「農業災害補償法」（昭22法185）に基づいて農家が被る風水害、病虫害等による農作物及び蚕繭の損失並びに家畜の死廃病傷事故に係る損失を補てんして、農業経営の安定を図ることを目的とする農業災害補償制度を助長するために要した経費であり、そのおもなものは、農作物、蚕繭共済及び家畜共済に係る共済掛金負担金、農業共済団体に対する事務費負担金、農業共済再保険特別会計事務費、都道府県の指導監督費補助金等に要した経費である。

本年度における農業保険費の予算現額は25,730,205千円であつて、その内訳は

歳出予算額　25,730,205千円

当初予算額　20,280,449千円

予算補正追加額　5,471,602千円

予算補正修正減少額　21,846千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降農業共済組合補助職員等の給与改善、農業共済再保険特別会計農業勘定再保険金支払財源の不足の補てん及び昭和39年度の農作物及び蚕繭共済の掛金に対する国庫負担金の農業共済再保険特別会計農業勘定への繰入不足額を同会計同勘定に繰り入れるために必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　25,730,167千円

不用額は　37千円

であつて、不用額は東京都において職員の給与改定が翌年度となり、追加補助をする必要がなかつたこと等により農業共済団体指導監督費補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
農業共済団体指導監督費補助金	76,374	76,374	76,336	—	37	99
農業共済事業特別事務費補助金	46,845	46,845	46,845	—	—	100
農業共済事業事務費負担金	7,205,021	7,206,815	7,206,814	—	0	100
農業共済再保険特別会計へ繰入	16,770,965	16,769,171	16,769,171	—	—	99
農業勘定へ繰入	15,480,671	15,526,227	15,526,227	—	—	100
家畜勘定へ繰入	1,125,161	1,079,605	1,079,605	—	—	95
業務勘定へ繰入	165,133	163,339	163,339	—	—	98
農業共済再保険特別会計農業勘定再保険金支払財源不足金繰入						

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
農業勘定へ繰入	1,631,000	1,631,000	1,631,000	—	—	100
計	25,730,205	25,730,205	25,730,167	—	37	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
農業共済団体指導監督費補助金	61,306	65,579	70,084	73,474	76,336
農業共済事業事務費負担金	3,681,017	4,340,151	5,127,404	6,116,240	7,206,814
農業共済事業特別事務費補助金	20,323	21,220	23,660	47,927	46,845

（ロ）実　　績

指導監督費補助金等の都道府県別交付実績は、つぎのとおりである。

補助金等都道府県別実績表

（単位千円、千円未満切捨）

区　　分	農業共済団体指導監督費補助金	農業共済事業事務費負担金	農業共済事業特別事務費補助金
北海道	2,784	367,545	1,762
青　森	1,766	112,102	1,413
岩　手	1,823	158,514	777
宮　城	1,838	167,357	801
秋　田	1,779	157,113	515
山　形	1,729	175,004	436
福　島	2,053	243,307	970
茨　城	1,792	249,590	1,808
栃　木	1,704	151,390	1,182
群　馬	1,770	180,341	1,121
埼　玉	1,770	217,573	1,228
千　葉	1,779	208,586	1,177
東　京	1,151	55,927	1,227
神奈川	1,222	81,118	1,266
新　潟	2,134	273,581	821
富　山	1,663	138,861	374
石　川	1,221	111,951	329
福　井	1,206	91,589	1,045
山　梨	1,494	113,897	1,647
長　野	2,142	248,765	838
岐　阜	2,017	180,244	759
静　岡	1,752	167,978	679
愛　知	1,760	181,152	1,026
三　重	1,371	168,191	718
滋　賀	1,439	113,628	471
京　都	1,449	109,200	1,375
大　阪	1,196	84,175	1,301
兵　庫	2,023	228,848	874
奈　良	1,188	79,067	1,230
和歌山	1,401	98,052	1,128
鳥　取	1,200	96,242	382
島　根	1,487	142,371	516
岡　山	1,991	212,190	915
広　島	1,796	198,128	838
山　口	1,495	135,497	1,580
徳　島	1,714	93,038	1,482
香　川	1,233	113,292	637
愛　媛	1,530	152,299	730
高　知	1,709	97,442	1,549
福　岡	1,872	184,039	2,491
佐　賀	1,425	96,895	576
長　崎	1,502	117,779	763
熊　本	2,085	207,401	1,476
大　分	1,541	147,257	811
宮　崎	1,715	114,478	696
鹿児島	1,625	183,813	1,105
計	76,336	7,206,814	46,845

（8）畜産振興対策費（農林省所管）

（イ）概　　説

この経費は、家畜の改良増殖と導入、飼料生産の拡大強化、畜産経営技術の指導、家畜畜産物の流通改善、家畜疾病の予防、種畜牧場の機能強化等を中核として畜産を振興するとともに、畜産物の価格安定等に資するため、畜産振興事業団に出資金又は交付金を支出するために要した経費である。

本年度における畜産振興対策費の予算現額は7,936,909千円であつて、その内訳は

歳出予算額　7,721,648千円
　当初予算額　7,822,653千円
　予算補正追加額　37,313千円
　予算補正修正減少額　138,318千円
前年度繰越額　88,506千円
予備費使用額　124,891千円
移用増加額　4,100千円
移用減少額　1,400千円
組替減少額　836千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降種畜牧場等職員の給与改善に必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定予算の節約額を修正減少したものであり、予備費使用額は豚コレラの発生情況及び鶏のニューカッスル病の異常発生による既定経費の不足を補つたものである。

あり、移用増加額は農林水産技術会議から試験研究の促進強化のため種畜牧場へ、また農薬検査所から給与改善に必要な経費として動物医薬品検査所へ移用増加を行なつたものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　7,764,692千円
不用額は　172,216千円

であつて、不用額は用地の取得難及び資金事情等により家畜畜産物流通対策費関係の補助事業の実施量が減少し、同補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
畜産振興事業団出資金	300,000	300,000	300,000	—	—	100
畜産振興事業団交付金	3,500,000	3,500,000	3,500,000	—	—	100
家畜改良増殖事業費補助金	106,932	106,932	82,307	—	24,624	76
家畜導入事業費補助金	325,833	325,833	309,643	—	16,189	95
飼料生産及流通対策費補助金	543,970	543,970	534,131	—	9,838	98
家畜衛生対策費補助金	74,984	74,984	49,825	—	25,158	66
畜産経営技術向上対策費補助金	89,163	89,163	86,566	—	2,596	97
家畜畜産物流通改善対策費補助金	279,337	279,337	199,840	—	79,496	71
家畜伝染病予防費補助金	536,313	657,437	654,142	—	3,294	121
種畜牧場等	1,907,812	2,001,949	1,992,445	—	9,504	104
その他	57,304	57,304	55,790	—	1,513	97
計	7,721,648	7,936,909	7,764,692	—	172,216	100

（ロ）　実　　績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

（a）　畜産振興事業団交付金

（i）　学校給食用牛乳供給事業に対する補助　　供給数量　130,601トン

（ii）　畜産の振興に資するための諸事業に対する出資
子豚価格安定基金協会に対する出資　12団体

（iii）　交付金運用益による事業助成　4団体

（b）　家畜改良増殖施設設置補助

（i）　豚産肉能力検定施設　5箇所

（ii）　肉用牛改良増殖基地育成施設　11箇所

（iii）　鶏後代検定施設　6箇所

（iv）　種豚改良増殖施設　7箇所

（c）　家畜導入頭数

（i）　寒冷地等特殊地域営農改善家畜貸付補助事業　乳用雌牛　4,999頭
肉用雌牛　4,906頭

（ii）　肉用素畜導入補助事業
牛　延24,629頭、豚　延103,721頭

（d）　乳用牛集団育成施設設置補助
周年育成施設5箇所
夏期育成施設6箇所

（e）　自給飼料対策補助

（i）　飼料作物特別指導地設置事業　1,183箇所

（ii）　飼料作物効率利用機械　6箇所

（iii）　草地管理利用機械　16箇所

（iv）　乾草ミール生産促進事業　1箇所

（v）　乾草生産促進事業　3箇所

（vi）　草地造成機械導入事業　26箇所

（vii）　緊急飼料作物増産事業　20,128 ha

（f）　家畜保健衛生所施設設置補助

（i）　施設整備　10箇所

（ii）　解剖施設　10箇所

（g）　畜産経営技術施設設置補助

（i）　畜産研修センターモデル畜産施設　11箇所

（ii）　畜産新技術開発実験施設　5箇所

（h）　家畜畜産物流通対策補助

（i）　集送乳路線整備促進施設
クーラーステーション　9箇所
ミルクタンクローリー　18箇所
集乳所　72箇所

（ii）　食肉流通施設　11箇所

（iii）　家畜市場再編整備　10箇所

（iv）　食鶏出荷合理化促進施設　6箇所

（v）　食肉共同処理施設　3箇所

（9）　林業振興費（農林省所管）

（イ）　概　　説

この経費は、林業の振興を図るため、保安林整備管理、森林計画樹立、林業構造改善、林業技術の普及指導、森林病害虫等防除及び入会林野の整備促進等の助成に要した経費である。

本年度における林業振興費の予算現額は　2,744,157千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　2,700,492千円
　当初予算額　2,758,945千円
　予算補正追加額　20,059千円
　予算補正修正減少額　78,512千円
　予備費使用額　43,665千円

であり、予算補正追加額は昭和40年9月以降林業普及指導補助職員の給与改善に必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものであり、予備費使用額は野ねずみ及び松くい虫が異常に発生し、被害がまん延するため、これらの病害虫等を緊急に防除するため必要な経費の一部をその多発道県に対し補助するために要した経費である。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　2,646,085千円
不用額は　98,071千円

であつて、不用額は森林組合の合併遅延、林業構造改善事業の事業主体の事業計画が当初計画どおり進捗しなかつたこと、木炭及び乾椎茸の需要が多く保管量が少なかつたこと及び林業普及指導職員の欠員等により、補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
保安林整備管理費	124,718	124,718	124,229	—	488	99
森林計画費	381,465	381,465	381,465	—	—	100
林業構造改善対策事業費	1,015,407	1,015,407	943,355	—	72,051	92
林業普及指導費	692,495	692,495	687,824	—	4,670	99
森林病害虫等防除費	297,689	341,354	341,326	—	27	114
入会林野整備促進費	8,209	3,866	3,673	—	192	44
そ　の　他	180,509	184,852	164,211	—	20,640	90
計	2,700,492	2,744,157	2,646,085	—	98,071	97

（ロ）　実　　績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

（a）　保安林整備管理費

（i）　保安林整備事業委託費　　北海道ほか 45 都府県で実施

（ii）　保安林整備管理事業費補助金　　北海道ほか 45 都府県で実施

（iii）　保安林及び保安施設地区補償金　　北海道ほか 30 府県で実施

（b）　森林計画費

（i）　森林計画樹立費補助金　　北海道ほか 45 都府県で実施

（c）　林業構造改善対策事業費

（i）　林業構造改善対策事業費補助金　　北海道ほか 43 府県及び全国林業構造改善協議会で実施

（d）　林業普及指導費

（i）　林業普及指導費補助金　　北海道ほか 45 都府県で実施

（e）　森林病害虫等防除費

（i）　森林害虫駆除事業委託費　　岡山県ほか 5 県で実施

（ii）　森林病害虫等防除費補助金　　北海道ほか 45 都府県で実施

（iii）　森林害虫駆除損失補償金　　岡山県ほか 5 県で実施

（f）　入会林野整備促進費

（i）　入会林野整備促進費補助金　　青森県ほか 17 県で実施

(10)　水産業振興費（農林省所管）

（イ）　概　　説

この経費は、水産業の振興を図り、漁業経営の安定に資するため、沿岸漁業構造改善、水産物の流通調整、水産資源の保護培養及び漁業共済事業等の諸施策を行なうとともに漁船保険事業について、保険料の一部を国庫負担する等のために要した経費である。

本年度における水産業振興費の予算現額は　3,627,424 千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　3,627,424 千円

当初予算額　3,521,399 千円

予算補正追加額　153,886 千円

予算補正修正減少額　47,861 千円

であり、予算補正追加額は昭和 40 年 9 月以降の地方公共団体補助職員等の給与改善及び漁船再保険特別会計普通保険勘定の昭和 39 年度精算による不足額を同会計同勘定に繰り入れるために必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　3,429,887 千円

翌年度繰越額は　16,511 千円

不用額は　181,025 千円

であり、翌年度繰越額は沿岸漁業構造改善対策事業費補助金が宮城県及び山形県において異常気象及び昭和 40 年 9 月、10 月に発生した台風のため作業日数が極端に制約されたこと等により年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は漁業共済事業において対象となる共済掛金の収入が予定より少なかつたこと等により漁業共済事業実施費補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
水産業振興費	3,627,424	3,627,424	3,429,887	16,511	181,025	94
沿岸漁業構造改善対策費	1,621,538	1,621,538	1,572,420	16,511	32,606	96
水産物流通調整対策費	221,270	213,667	186,592	—	27,074	84
内水面漁業振興対策費	63,930	63,930	62,438	—	1,491	97
漁船再保険特別会計へ繰入	963,245	963,245	962,388	—	857	99
漁業共済制度実施費	471,052	423,411	311,256	—	112,154	66
水産業改良普及事業費	116,238	116,238	113,667	—	2,570	97
水産資源保護対策費	53,045	53,045	53,001	—	43	99
そ　の　他	117,106	172,350	168,122	—	4,227	143

（ロ）　実　　績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

（a）　沿岸漁業構造改善対策事業

（i）　計画樹立費等補助金　　北海道ほか 37 県 42 地域　（継続 33 地域で実施／新規 9 地域で実施）

（ii）　経営近代化促進対策事業費補助金　　北海道ほか 26 県 28 地域　（継続 21 地域で実施／新規 7 地域で実施）

（iii）　漁場改良造成事業費補助金

築磯事業費　北海道ほか 32 県で　（投石約 82,321 m³、岩礁爆破約 78,098 m³、コンクリート面造成約 14,139 m³）

並型魚礁設置事業費　北海道ほか 34 県で 80,287 個を設置

のり人工採苗施設費　北海道ほか 10 県で 15 棟を設置

のり漁場造成事業費　青森県ほか 6 県で防波柵 1,757 m を造成

調査監督費　北海道ほか 37 県で実施

（b）　水産物流通調整対策事業

（i）　水産物流通調整事業促進指導費補助金　　北海道ほか 6 県で実施

（ii）　水産物流通調整事業費補助金　　実施する事態に至らなかつた。

（iii）　産地流通施設建設等事業費補助金

（い）　産地冷蔵施設建設等事業費　　（冷蔵庫 3 箇所建設／冷蔵運搬船 1 隻を傭船）

（ろ） 水産加工施設建設事業費
- 魚かす製造施設1箇所建設
- 共同乾燥施設1箇所建設
- 冷凍すり魚肉製造施設1箇所建設
- 魚体処理施設3箇所建設

（は） 水産物市況産地受信事業費　北海道ほか11県18箇所で事業実施
（iv） 生鮮魚類容器改善事業費補助金　社団法人全国水産物容器改善協会で事業実施
（v） 冷凍魚普及促進事業費補助金　社団法人冷凍魚協会で事業実施
（vi） 農山村地帯冷凍ショーケース設置事業費補助金　北海道ほか5県で54箇所に設置
（vii） 水産加工業実態調査費補助金　北海道ほか39県で調査実施
（viii） 水産加工品消費動向実態調査委託費　全国水産加工組合連合会で調査実施

（c） 内水面漁業振興対策事業
（i） 放流事業費補助金
（い） あゆ放流事業　北海道ほか39県で約12,000千尾を放流
（ろ） さけ、ます放流事業　青森県ほか7県で約91,000千尾を放流
（ii） 地域振興対策事業費補助金
（い） 地域振興計画調査費　北海道ほか3県で4地域について実施
（ろ） 地域振興対策事業費　青森県ほか7県で（2年目事業4地域／1年目事業4地域）について実施

（iii） 内水面種苗供給施設等整備費補助金
（い） 種苗供給事業費　秋田県ほか8県で（あゆ蓄養施設、あゆ種苗採捕施設、稚鰻種苗供給施設を設置）
（ろ） 未利用水面開発事業費　群馬県、栃木県で事業実施
（は） さけ、ます増養殖事業整備費　青森県、岩手県、山形県で事業実施

（d） 漁船再保険特別会計へ繰入
（i） 普通保険勘定へ繰入

引受実績による国庫負担額　（単位千円、千円未満切捨）

区分	義務	集団	満期	漁具	計
無動力	9,519	1	235	—	9,755
0t ～ 4.9t	273,213	746	8,562	66	282,587
5t ～ 9.9t	70,506	159	3,367	599	74,631
10t ～ 19 t	117,523	197	2,587	109	120,416
20t ～ 49 t	231,611	—	735	848	233,194
50t ～ 99 t	230,625	—	31	333	230,989
計	932,997	1,103	15,517	1,955	951,572

（ii） 業務勘定へ繰入
漁船再保険業務費　67,447千円
なお、詳細は、漁船再保険特別会計の項を参照されたい。

（e） 漁業共済制度実施
（i） 漁業災害補償制度調査委託費
（い） 漁業共済（海面）調査　北海道ほか27県で調査を実施
（ろ） 内水面養殖共済調査　水産経営技術研究所で調査を実施
（ii） 漁業共済事業実施費補助金

（い） 漁業共済事業実施
漁業共済組合連合会（13人）及び北海道漁業共済組合ほか37組合（174人）の人件費、事業費について補助した。
（ろ） 漁業共済事業普及指導　北海道ほか37都府県
（は） 漁業共済掛金補助　漁業共済組合連合会

引受実績による国庫補助額　（単位千円、千円未満切捨）

事業	契約区分	区分	件数	共済限度額又は共済価額	共済金額	共済掛金	国庫補助
			件				
漁獲	集団		293	4,742,698	2,396,456	85,668	40,701
	連合	小型	2,225	1,945,462	822,789	43,682	18,304
	連合	大型	404	1,788,202	1,017,923	32,417	9,370
	単	独	729	9,491,226	1,916,071	60,406	—
	小	計	3,651	17,967,588	6,153,239	222,173	68,375
養殖		殖	38,184	7,021,176	3,371,345	204,559	94,726
		具	615	2,610,654	1,484,272	67,588	706
合		計	42,450	27,599,418	11,008,856	494,320	163,807

（iii） 漁業共済金支払資金補助金
昭和38年度漁業共済事業試験実施に伴う共済契約に係る共済金支払不足金のうち国庫債務負担行為に基づく国庫負担額38,904千円、昭和33年度及び昭和36年度から昭和38年度までの契約に係る共済金の支払いに充てるために要した資金のうち国庫債務負担行為の限度超過分に対する利子相当額の一部20,733千円、計59,637千円を全国水産業協同組合共済会に補助した。

（f） 水産業改良普及事業
（i） 職員設置費補助金
（い） 専門技術員105人　既設406人、新設66人計472人
（ろ） 沿岸漁業改良普及員　オートバイ60台を購入
（ii） 巡回指導施設費補助金　北海道ほか39府県で事業実施
（iii） 普及活動事業費補助金

（g） 水産資源保護事業
（i） 水産資源保護対策事業費補助金　（社団法人／日本水産資源保護協会で事業実施）
（ii） 保護水面管理事業費補助金　北海道ほか11県で（貝類17箇所、さけます9箇所、藻場4箇所、あゆ2箇所につき事業実施）

(11) 石炭対策費（通商産業省、労働省所管）
（イ） 概説
（通商産業省所管）
この経費は、石炭鉱業の現況にかんがみ、その合理化の推進及び離職者の援護等に関する諸施策の実施に要した経費である。
（a） 石炭鉱業特別対策費
（i） 石炭鉱業合理化事業団出資
この経費は、「石炭鉱業合理化臨時措置法」（昭30法156）に基づいて、石炭鉱業の合理化を促進するため石炭鉱業合理化事業団が行なう近代化資金の貸付資金並びに炭鉱の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証基金の出資に要した経費である。

（ii） 炭鉱整理促進費補助

この経費は、石炭鉱業の急速な合理化を達成するため、石炭鉱業合理化事業団が、石炭鉱山整理促進交付金交付による非能率炭鉱の整理を行なうに必要な経費の補助（補助率$\frac{4}{5}$）に要した経費である。

（iii） 保安不良炭鉱整理費

この経費は、「石炭鉱山保安臨時措置法」（昭36法194）に基づいて行なわれる石炭鉱山に対する鉱業の廃止の勧告により、採掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を行なつた者に対する石炭鉱山整理交付金の交付並びに炭鉱閉山により解雇された炭鉱離職者に対する石炭鉱山離職者給付金の交付に要した経費である。

（iv） 鉱害基金出資

この経費は、「石炭鉱害賠償担保等臨時措置法」（昭38法97）に基づいて、鉱害賠償及び鉱害予防工事を促進するため、鉱害基金が行なう鉱害賠償資金及び鉱害防止資金の貸付資金の出資に要した経費である。

（v） 電力用炭販売株式会社出資

この経費は、「電力用炭販売株式会社法」（昭38法144）に基づき、電力用炭の価格の安定に資するため、その購入と販売に関する事業及び石炭の供給の円滑化と流通の合理化に資する事業を行なう電力用炭販売株式会社に対する出資に要した経費である。

（vi） 石炭鉱業合理化資金利子補給金

この経費は、石炭鉱業の経営の悪化を防止するため、石炭鉱業審議会の答申により石炭企業が石炭鉱業合理化のため行なつた日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金の利子負担の軽減を図るため、石炭企業に対する利子補給に要した経費である。

（vii） 石炭技術振興費補助

この経費は、財団法人石炭技術研究所が行なう石炭技術振興のための試験研究に必要な経費の補助（補助率$\frac{1}{2}$）に要した経費である。

（viii） 原料炭炭田開発調査費

この経費は、原料炭の未開発炭田を急速かつ合理的に開発するための調査の実施に要した経費である

（ix） ぼた山災害防止工事費補助

この経費は、佐賀、長崎県下の地すべり地域に存する危険ぼた山の崩壊流出による災害を防止するため、地方公共団体が施行するぼた山災害防止工事に必要な経費の補助（補助率$\frac{2}{3}$）に要した経費である。

（b） 産炭地域振興対策費

（i） 産炭地域振興事業団出資

この経費は、「産炭地域振興事業団法」（昭37法95）に基づいて、産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なう産炭地域振興事業団に対する出資に要した経費である。

（ii） 産炭地域小水系用水開発事業費補助

産炭地域における産業基盤を整備するため、工業用水等を供給する小水系用水ダム工事に必要な経費の補助（補助率$\frac{3.5}{10}$）に要した経費である。

（iii） 産炭地域振興事業債調整分利子補給金

「産炭地域振興臨時措置法」（昭36法219）に基づいて、産炭地域の道県が行なう公共事業のうち、政令で定める事業について、道県が通常の負担額を超えて事業費を負担する場合の超過負担部分の財源にあてるため発行を許可された地方債の関係道県に対する利子補給（年3.5％を越えるものにつき、4.5％を限度とする。）に要した経費である。

（iv） 産炭地域振興調査費等

この経費は、「産炭地域振興臨時措置法」に基づいて、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい産炭地域の振興のため、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図るために必要な基本的調査の実施及び産炭地域への進出希望企業のあつ旋等の業務を行なうに必要な経費の補助（補助率　定額）等に要した経費である。

（労働省所管）

炭鉱離職者援護対策費

この経費は、「炭鉱離職者臨時措置法」（昭34法199）に基づき、地方公共団体の実施する職業訓練等に対する補助、雇用促進事業団が炭鉱離職者の再就職に関し必要な援護を行なうために要する経費の補助及び石炭鉱業合理化に伴う炭鉱離職者に対し求職期間中の生活の安定を図るために支給する就職促進手当等に要した経費並びに地方公共団体の実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業に対する補助に要した経費である。

上記に述べた国が補助する経費の補助割合は、つぎのとおりである。

炭鉱離職者緊急就労対策事業費補助金　$\frac{4}{5}$

炭鉱離職者職業訓練費補助金　$\frac{2}{3}$

炭鉱離職者援護事業費補助金　定額

本年度における石炭対策費の予算現額は　20,765,033千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　20,433,785千円

当初予算額　20,107,193千円

予算補正追加額　1,253,908千円

予算補正修正減少額　927,316千円

前年度繰越額　331,248千円

であり、予算補正追加額は石炭鉱業の整備のため石炭鉱業合理化事業団が行なう非能率炭鉱の整理事業量の増加による炭鉱整理促進費補助金の不足を補なうため必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は産炭地域振興事業団の事業資金について資金運用部資金からの借入れを増加することにより既定の出資金の一部等を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　20,317,395千円

翌年度繰越額は　141,889千円

不用額は　305,748千円

であり、翌年度繰越額は通商産業省所管において石炭鉱業合理化事業団が行なう石炭鉱山整理交付金の交付による非能率炭鉱の整理に際し、交付金交付申請炭鉱において債権債務の処理等に不測の日数を要したこと等のため年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は労働省所管においては住宅確保奨励金の支給対象者が少なかったので炭鉱離職者援護事業費補助金を、通商産業省所管においてはぼた山災害防止工事の事業計画を一部変更したことによりぼた山災害防止工事費補助金を要することが少なかつたこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を所管別及び事項別に示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（％）
（通商産業省所管）						
石炭鉱業特別対策費	12,652,587	12,744,952	12,568,936	141,889	34,126	99
石炭鉱業合理化事業団出資	5,414,375	5,414,375	5,414,375	—	—	100
近代化資金等貸付金	5,324,375	5,324,375	5,324,375	—	—	100

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
信用保証基金	90,000	90,000	90,000	—	—	100
炭鉱整理促進費補助	5,495,021	5,542,993	5,475,505	63,486	4,000	99
保安不良炭鉱整理費	69,172	77,052	63,680	—	13,371	92
鉱害基金出資	300,000	300,000	300,000	—	—	100
電力用炭販売株式会社出資	50,000	50,000	50,000	—	—	100
石炭鉱業合理化資金利子補給金	950,000	950,000	946,673	—	3,326	99
石炭技術振興費補助	83,880	83,880	83,649	—	230	99
原料炭炭田開発調査費	89,254	102,344	65,042	36,894	408	72
芦屋地区炭田特別開発調査費	—	15,290	—	15,290	—	—
ぼた山災害防止工事費補助	160,000	168,133	129,814	26,219	12,100	81
その他	40,885	40,885	40,195	—	689	98
産炭地域振興対策費	1,809,635	1,809,635	1,799,020	—	10,614	99
産炭地域振興事業団出資	1,750,000	1,750,000	1,750,000	—	—	100
産炭地域小水系用水開発事業費補助	3,500	3,500	3,500	—	—	100
産炭地域振興事業債調整分利子補給金	10,000	10,000	—	—	10,000	—
産炭地域振興調査費等	46,135	46,135	45,520	—	614	98
その他	26,394	26,394	26,394	—	—	100
計	14,488,616	14,580,981	14,394,350	141,889	44,740	99
(労働省所管)						
炭鉱離職者援護対策費						
炭鉱離職者就職促進手当	907,658	1,006,106	997,896	—	8,209	109
炭鉱離職者緊急就労対策事業費補助	2,561,000	2,561,000	2,561,000	—	—	100
炭鉱離職者援護事業費補助	2,244,225	2,384,660	2,134,936	—	249,724	95
炭鉱離職者職業訓練費補助	47,811	47,811	44,864	—	2,946	93
炭鉱離職者援護対策事務費	184,475	184,475	184,347	—	127	99
計	5,945,169	6,184,052	5,923,044	—	261,007	99
合計	20,433,785	20,765,033	20,317,395	141,889	305,748	99
参考						
(公共事業費)						
通商産業省所管分						
鉱害復旧事業費	(565,476千円)	(565,476千円)	(564,482千円)	(—)	(993千円)	(99)

(ロ) 実績

以上の経費の執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

(通商産業省所管)

(a) 石炭鉱業特別対策費

(i) 石炭鉱業合理化事業団出資

(い) 近代化資金等貸付金出資金

「石炭鉱業合理化臨時措置法」第25条の規定により同事業団の行なう融資業務に対し出資金の交付を行なつた。これにより同事業団が石炭企業、石炭共同施設等の設備合理化のため行なつた貸付実績は、つぎのとおりである。

種別	対象坑数又は事業所数	貸付契約額
		(百万円)
第1種(大規模近代化工事)	37	4,106
第2種(中小炭鉱機械化)	19	495
新鉱開発	—	—
保安	27	926
流通合理化		
(荷役設備等)	1	71
	(隻)	
(石炭専用船)	9	901
計		6,499

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における石炭鉱業合理化事業団に対する出資及び同事業団が行なつた貸付実績を示せば、つぎのとおりである。

区分	出資金	対象坑数等	貸付契約額
	(百万円)		(百万円)
36年度	2,500	—	2,454
第1種(大型)	1,860	22	2,150
第2種(中小)	240	13	269
保安	260	2	11
流通合理化	140	—	24
(荷役設備等 2)			
37年度	3,460	—	3,453
第1種(大型)	2,550	25	2,526
第2種(中小)	340	9	253
保安	—	17	179
流通合理化	570	—	495
(荷役設備等 3, 石炭専用船 3)(隻)			
38年度	4,368	—	4,391
第1種(大型)	3,004	34	3,167
第2種(中小)	363	14	244
保安	—	7	70
流通合理化	1,001	—	910
(荷役設備等 1, 石炭専用船 9)(隻)			
39年度	4,874	—	5,143
第1種(大型)	3,323	31	3,649
第2種(中小)	271	14	292
保安	496	40	413
流通合理化	784	—	789
(荷役設備等 1, 石炭専用船 8)(隻)			
40年度	5,324	—	6,499
第1種(大型)	3,397	37	4,106
第2種(中小)	270	19	495
新鉱開発	180	—	—
保安	796	27	926
流通合理化	682	—	972
(荷役設備等 1, 石炭専用船 9)(隻)			

(注) 貸付契約額には、事業団における前年度からの繰越金によるものを含む。

(ろ) 信用保証基金出資金

「石炭鉱業合理化臨時措置法」第25条の規定により石炭鉱業合理化事業団の行なう保証業務に必要な基金として90百万円の出資金を交付した。

(ii) 炭鉱整理促進費補助

石炭鉱業合理化の一環として、石炭鉱業合理化事業団が行なつた石炭鉱山整理促進交付金の交付による炭鉱整理実績は5,227,314トン、58炭鉱である。また、交付金交付申請炭鉱において、債権債務の処理等に不測の日数を要したため経費の一部を翌年度へ繰り越した。

なお、昭和37年度から昭和40年度までの各年度における炭鉱整理促進費補助による整理実績を示せば、つぎのとおりである。

年　度	整理トン数（千トン）	整理炭鉱数
37	2,494	47
38	4,160	113
39	4,505	66
40	5,240	59

（iii）　保安不良炭鉱整理費

「石炭鉱山保安臨時措置法」第8条の規定により廃止事業者に対し石炭鉱山整理交付金を交付した整理炭鉱は3炭鉱（年間生産数量84,607トン「内訳」採掘権82,929トン、租鉱権1,678トン）であり、同法第16条の規定により石炭鉱山の廃止により解雇された鉱山労働者に対し石炭鉱山離職者給付金を支払つたのは、普通離職金221人、加算離職金221人である。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における保安不良炭鉱整理費による整理実績を示せば、つぎのとおりである。

（単位　千トン）

年　度	整理炭鉱数	整理トン数		
		採掘権	租鉱権	計
36	9	137	54	191
37	32	312	165	477
38	20	134	224	358
39	11	204	34	238
40	3	83	2	85

（iv）　鉱害基金出資

「石炭鉱害賠償担保等臨時措置法」第15条の規定により鉱害基金の行なう鉱害賠償資金及び鉱害防止資金の融資業務に必要な基金として300百万円の出資金を交付した。これにより同基金が鉱害の賠償及び鉱害の防止を円滑に促進するため行なつた貸付実績は1,597百万円である。

（v）　電力用炭販売株式会社出資

「電力用炭販売株式会社法」第7条の規定により、電力用炭販売株式会社の行なう電力用石炭の購入及び販売等の業務に必要な資金として50百万円の出資金を交付した。

（vi）　石炭鉱業合理化資金利子補給金

石炭鉱業審議会の答申に基づき、石炭鉱業の合理化整備の実施による借入金等のぼう大な累積債務により、企業収支の改善をみない石炭企業者に対して、借入金の利子負担の軽減を図るため、石炭鉱業合理化資金（財政資金等）の借り入れを行なつた石炭企業に対し947百万円の利子補給金の交付を行なつた。

（vii）　石炭技術振興費補助

本年度における事業の実績は、つぎのとおりである。

（い）　急傾斜用広幅採炭機と広幅前進式自走支保の試作（補助金額11,925千円）

試験実施箇所は、三井鉱山株式会社三井芦別炭鉱（北海道芦別市西芦別）であり、補助事業（機械装置等の設置）は、本年度内に完了した。

（ろ）　超高圧水力併用採炭機の試作（補助金額13,552千円）

試験実施箇所は、宇部興産株式会社山陽無煙炭鉱（山口県美称市大嶺町）であり、補助事業（機械装置等の設置）は、本年度内に完了した。

（は）　電源自動遮断装置の試作（補助金額2,274千円）

試験実施箇所は、三井鉱山株式会社三池炭鉱（福岡県大牟田市原山町）であり、補助事業（機械装置等の設置）は、本年度内に完了した。

（に）　選炭自動化試験（補助金額13,955千円）

試験実施箇所は、麻生産業株式会社吉隅炭鉱（福岡県嘉穂郡桂川町）であり、補助事業（建物、機械装置の設置）は、本年度内に完了した。

（ほ）　石炭スラリー利用技術の実用化試験（補助金額41,943千円）

試験実施箇所は、住友石炭鉱業株式会社赤平炭鉱（北海道赤平市字赤平）であり、補助事業（建物、構築物、機械装置等の設置）は、本年度内に完了した。

（viii）　原料炭炭田開発調査費

石狩炭田南部	事前調査	4箇所	
	試すい調査	5本	延　4,050m
石狩炭田北部	事前調査	3箇所	
	試すい調査	4本	延　4,115m
高島炭田北部	事前調査	1箇所	
	物理探査	86km	
合　計	事前調査	8箇所	
	試すい調査	9本	延　8,165m

石狩炭田南部及び北部地域において、夕張層中及び美唄層中に原料炭炭層が広範囲に発達していることを確認した。

なお、石狩炭田北部における試すい調査の一部は、地質のじよう乱等により推進に不測の日数を要したこと及び高島炭田北部の海上物理探査は、漁獲物減収補償の交渉に不測の日数を要したため、本年度内に調査を完了することができなかつたので、経費の一部を翌年度へ繰り越した。

（ix）　芦屋地区炭田特別開発調査費

事前調査　　2箇所

試すい調査　　2本

北九州芦屋地区炭田の試すい調査については、地質のじよう乱等により推進に不測の日数を要したため、本年度内に調査を完了することができなかつたので、翌年度へ繰り越した。

（x）　ぼた山災害防止工事費補助

本年度においては、危険ぼた山の災害を防止するための工事を佐賀、長崎県下7箇所において実施した。

なお、長崎県の一部ぼた山については、異常降雨により工事が遅延したこと及び崩壊事故等により本年度内に事業を完了することができなかつたので、経費の一部を翌年度へ繰り越した。

（b）　産炭地域振興対策費

（i）　産炭地域振興事業団出資

「産炭地域振興事業団法」第19条に規定する産炭地域振興事業団の業務を行なうための資金として、同事業団に対し、1,750百万円の出資金を交付した。

（ii）　産炭地域小水系用水開発事業費補助

産炭地域における工業用水の確保を図るため福岡県飯塚市において久保白ダムの開発事業を実施した。

（iii）　産炭地域振興調査費等

産炭地域振興基本計画及び実施計画を推進するための調査として、関係1道7県について産炭地域振興実施計画の促進とその解析調査（調査委託費10,900千円）、鞍手地区工業用水調査（調査委託費8,000千円）、産炭地域における工業用地造成適地予備調査（調査委託費5,900千円）、ぼた山利用資源活用企業化調査（調査委託費4,400千円）、海外の産炭地域振興施策実状調査（調査委託費1,000千円）、産炭地域への導入目標業種選定調査（調査委託費500千円）、産炭地域における機械工業の育成調査（調査委託費600千円）、産炭地域振興施策の計量的測定調査（調査委託費1,300千円）、石狩総合開発調査（調査委託費1,300千円）、石炭輸送方法の経済性調査（調査委託費900千円）等の調査を実施したほか、産炭地域への企業進出を促進するため、日本商工会議所ほか5商工会議所において、進出希望企業のあつ旋調整事業等を行なつた。

（iv）　産炭地域振興事業債調整分利子補給金

「産炭地域振興臨時措置法」第9条の規定により地方公共団体が行なう産炭地域振興事業債調整分に対する利子補給については、関係道県の起債借入れが行なわれなかつたため全額不用とな

つた。

（労働省所管）

（a） 炭鉱離職者緊急就労対策事業費補助金

（i） 県別事業主体別実施状況

県別	区分	県営	市町村営	計
福島	事業数	36	32	68
	炭鉱離職者1日平均吸収人員(人)	384	260	644
山口	〃	15	15	30
	〃	294	226	520
福岡	〃	95	220	315
	〃	1,082	2,928	4,010
佐賀	〃	9	17	26
	〃	102	151	253
長崎	〃	4	3	7
	〃	55	26	81
熊本	〃	2	17	19
	〃	41	75	116
計	〃	161	304	465
	〃	1,958	3,666	5,624

（ii） 事業種目別実施状況

事業種目	事業数	構成比 (%)	1日平均炭鉱離職者使用人員 (人)	構成比 (%)
河川	22	4.7	274	4.8
砂防	6	1.2	47	0.8
農林	40	8.6	721	12.8
道路	315	67.7	3,135	55.7
水道	13	2.7	99	1.7
土地	65	13.9	1,314	23.3
営造物	4	0.8	34	0.6
計	465	100	5,624	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における炭鉱離職者緊急就労対策事業費補助金の事業種目別実施状況を示せば、つぎのとおりである。

（単位 人）

種目	1日平均炭鉱離職者使用人員 36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
土地	1,388	1,621	1,556	1,167	1,314
道路	4,074	3,732	3,763	4,127	3,135
水道	69	171	152	105	99
河川	598	298	224	137	274
砂防	80	66	88	37	47
農林	851	825	780	627	721
営造物	4	8	8	6	34
計	7,064	6,721	6,571	6,206	5,624

（b） 炭鉱離職者職業訓練費補助金

昭和40年度事業規模

施設数	24箇所
職種数	63職種
訓練定員	1,270人 延2,540人

（c） 炭鉱離職者援護事業費補助金

昭和40年度炭鉱離職者援護事業実施状況

区分	員数 (人)	金額 (千円)
移住資金	2,364	165,577
雇用奨励金	4,032	465,664
住宅確保奨励金 (戸)	1,488	327,086
移動宿舎費 (棟)	12	59,665
職業訓練手当 (人)	584	47,908
技能習得手当	563	9,239
職業訓練寄宿手当	33	843
再就職奨励金	4,393	100,458
管理費その他	—	367,122
計		1,543,562

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における炭鉱離職者援護事業の実施状況を示せば、つぎのとおりである。

（単位 千円）

事項	36年度 件数	36年度 金額	37年度 件数	37年度 金額	38年度 件数	38年度 金額	39年度 件数	39年度 金額	40年度 件数	40年度 金額
移住資金	15,040	1,085,484	15,265	1,157,000	21,686	1,713,560	7,291	678,716	2,364	165,577
雇用奨励金	—	—	2,940	108,710	10,474	337,328	10,755	692,478	4,032	465,664
住宅確保奨励金	610	79,507	896	126,480	4,702	283,254	8,103	598,328	1,488	327,086
移動宿舎費	245	272,308	279	194,988	471	589,047	57	93,081	12	59,665
簡易補導センター設置費	—	—	3	8,283	1	5,358	—	—	—	—
労働者用簡易宿舎建設費	6	175,704	900	141,961	219	612,601	—	—	—	—
職業訓練手当	1,474	6,288	1,252	5,440	380	13,594	1,150	61,998	584	47,908
技能習得手当	199	1,863	2,942	19,895	2,647	14,038	1,142	12,631	563	9,239
職業訓練寄宿手当	—	—	—	—	542	7,269	71	1,607	33	843
再就職奨励金	—	—	—	—	—	—	14,413	309,028	4,393	100,458
管理費その他	—	179,607	—	159,600	—	568,647	—	478,049	—	367,122
計	—	1,800,761	—	1,922,357	—	4,144,696	—	2,925,916	—	1,543,562

15 予　備　費

本年度における予備費の予算額は

45,000,000 千円

であつて

その使用額は　44,916,718 千円

である。

予備費使用の詳細については、昭和40年度予備費使用総調書を参照されたい。

なお、その使用した金額の所管別内訳を示せば、つぎのとおりである。

（単位　千円）

所管	予備費使用額
内閣	11,142
総理府	446,197
法務省	200,912
外務省	301,275
大蔵省	720,268
文部省	2,595,486
厚生省	7,496,424
農林省	8,327,251
通商産業省	784,902
運輸省	1,292,999
郵政省	22,848
労働省	60,333
建設省	22,508,001
自治省	148,680
計	44,916,718

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における所管別の予備費使用額を示せば、つぎのとおりである。

（単位　千円）

所管	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
皇室費	70,202	33,454	12,692	109,298	—
国会	200,448	—	568,917	477,494	—
裁判所	48,788	53,679	25,424	5,780	—
会計検査院	500	16,850	—	—	—
内閣	43,698	31,591	66,872	29,590	11,142
総理府	289,924	874,141	182,479	289,604	446,197
法務省	570,986	627,374	349,178	253,460	200,912
外務省	108,414	—	2,776	535,031	301,275
大蔵省	1,417,924	77,500	650,215	929,530	720,268
文部省	2,003,148	505,471	2,227,876	1,658,837	2,595,486
厚生省	2,805,829	396,690	2,372,277	2,445,179	7,496,424
農林省	5,100,679	4,669,509	3,847,443	5,256,364	8,327,251
通商産業省	521,309	50,523	26,677	97,559	784,902
運輸省	780,262	752,669	721,754	3,327,538	1,292,999
郵政省	37,927	17,641	12,000	9,104	22,848
労働省	736,875	64,850	78,000	30,185	60,333
建設省	6,930,077	11,367,677	4,748,355	12,772,251	22,508,001
自治省	—	441,772	3,978,379	80,878	148,680
計	21,666,990	19,981,391	19,871,314	28,307,682	44,916,718

（B）歳　入

昭和40年度における一般会計歳入決算額は

3,773,096,775 千円

であつて

歳入予算額　3,744,725,265 千円

に対し　28,371,510 千円

の増加であるが、これには昭和39年度剰余金の受入れが予算額に比べて増加した額

47,468,714 千円

が含まれているので、これを差し引くと結局純歳入においては　19,097,204 千円

の減少となる。その内訳は

租税及印紙収入における増加　20,856,067 千円

専売納付金における増加　11,051,101 千円

官業益金及官業収入における減少

1,325,121 千円

政府資産整理収入における増加　746,436 千円

雑収入における増加　11,374,312 千円

公債金における減少　61,800,000 千円

である。

以下、おもな歳入について説明する。

説明の便宜上、まず主要歳入について予算額と決算額とを比較してみると、つぎのとおりである。

一般会計歳入予算決算額比較表

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
租税及印紙収入	3,028,703,000	3,049,559,067	3,049,559,067	—	—	20,856,067	100
専売納付金	169,395,695	180,446,796	180,446,796	—	—	11,051,101	106
官業益金及官業収入	16,997,426	15,768,531	15,672,304	5,329	90,898	△1,325,121	92
政府資産整理収入	23,820,142	25,220,567	24,566,578	242,865	411,123	746,436	103
雑収入	158,478,508	171,202,793	169,852,820	101,087	1,248,885	11,374,312	107
公債金	259,000,000	197,200,000	197,200,000	—	—	△61,800,000	76
前年度剰余金受入	88,330,494	135,799,208	135,799,208	—	—	47,468,714	153
合計	3,744,725,265	3,775,196,965	3,773,096,775	349,281	1,750,907	28,371,510	100

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における性質別の収納済歳入額を示せば、つぎのとおりである。

（単位千円、千円未満切捨）

科目	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
租税及印紙収入	2,017,629,496	2,195,929,501	2,530,248,901	2,949,687,605	3,049,559,067
専売納付金	164,845,644	164,029,552	166,313,349	165,166,837	180,446,796
官業益金及官業収入	20,770,901	23,996,092	26,608,862	13,845,486	15,672,304
政府資産整理収入	21,081,518	19,911,267	28,433,717	26,517,579	24,566,578
雑収入	73,727,884	91,292,509	88,603,641	105,609,340	169,852,820
公債金	—	—	—	—	197,200,000
前年度剰余金受入	217,876,406	452,463,988	391,005,727	185,941,810	135,799,208
合計	2,515,931,852	2,947,622,913	3,231,214,199	3,446,768,661	3,773,096,775

1　租税及印紙収入

一般会計における租税及印紙収入は、「国税収納金整理資金に関する法律」（昭29法36）に基づき、国税収納金整理資金から歳入に組み入れられる租税及び印紙収入（現金収入）と、「郵政事業特別会計法」（昭24法109）に基づき、郵政事業特別会計から繰り入れられる印紙収入（収入印紙）とであつて、同資金及び同特別会計からの収納済歳入額を、歳入予算額と比較して示せば、次表のとおりである。

租税及印紙収入収納状況表

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
租税及印紙収入	3,028,703,000	3,049,559,067	3,049,559,067	20,856,067	100
租税	2,948,209,000	2,966,844,859	2,966,844,859	18,635,859	100
源泉所得税	719,863,000	712,232,782	712,232,782	△ 7,630,217	98
申告所得税	260,308,000	258,125,838	258,125,838	△ 2,182,161	99
法人税	896,220,000	927,120,105	927,120,105	30,900,105	103
相続税	40,956,000	44,042,311	44,042,311	3,086,311	107
酒税	363,993,000	352,872,672	352,872,672	△ 11,120,327	96
砂糖消費税	29,556,000	28,943,071	28,943,071	△ 612,928	97
揮発油税	254,707,000	254,475,535	254,475,535	△ 231,464	99
石油ガス税	779,000	522	522	△ 778,477	0
物品税	139,122,000	137,928,670	137,928,670	△ 1,193,329	99
トランプ類税	553,000	483,692	483,692	△ 69,307	87
取引所税	2,766,000	2,536,403	2,536,403	△ 229,596	91
有価証券取引税	6,388,000	8,166,183	8,166,183	1,778,183	127
通行税	4,511,000	4,240,671	4,240,671	△ 270,328	94
入場税	10,405,000	10,376,395	10,376,395	△ 28,604	99
関税	215,548,000	221,976,926	221,976,926	6,428,926	102
とん税	2,534,000	2,853,984	2,853,984	319,984	112
旧税	—	44,397	44,397	44,397	—
日本銀行券発行税	—	424,694	424,694	424,694	—
印紙収入	80,494,000	82,714,207	82,714,207	2,220,207	102
収入印紙	71,315,000	74,943,421	74,943,421	3,628,421	105
現金収入	9,179,000	7,770,786	7,770,786	△ 1,408,213	84

以下、主要税目について説明する。

(1) 所得税

源泉所得税と申告所得税にわけて予算額と決算額とを比較すれば、つぎのとおりである。

（単位百万円、百万円未満切捨）

	予算額(A)	決算額(B)	(B)/(A)(%)
源泉所得税	719,863	712,232	98
申告所得税	260,308	258,125	99
計	980,171	970,358	98

(イ) 源泉所得税

（単位百万円、百万円未満切捨）

		予算額	決算額	対予算増減収額
給与所得に対する税額	(A)	547,745	536,726	△ 11,019
利子所得 〃	(B)	59,729	68,618	8,889
配当所得 〃	(C)	65,050	58,038	△ 7,012
退職所得 〃	(D)	12,847	13,675	828
非居住者の所得 〃	(E)	15,895	15,887	△ 8
社会保険診療報酬 外交員報酬 原稿料等 〃	(F)	40,063	41,121	1,058
本年度分総税額(A)～(F)	(G)	741,329	734,065	△ 7,264
繰越滞納分収入額	(H)	5,355	6,032	677
合計収入額(G)＋(H)	(I)	746,684	740,097	△ 6,587
還付税額	(J)	△ 26,821	△ 27,864	△ 1,043
差引歳入額(I)－(J)	(K)	719,863	712,232	△ 7,630

源泉所得税のうち利子所得に対する税額は、堅調な預金の増加により予算額に対し88億円(14.8%)の増収となつたが、配当所得に対する税額が企業収益の低下により予算額に対し70億円(10.7%)の減収となつたこと及び給与所得に対する税額が給与の伸びが鈍化したことにより予算額に対し110億円(2.0%)の減収となつたこと等によつて、決算額は予算額に対して76億円(1.0%)の減収となつた。

(ロ) 申告所得税

（単位百万円、百万円未満切捨）

		予算額	決算額	対予算増減収額
本年所得分に対する税額	(A)	201,964	203,173	1,209
過年所得分 〃	(B)	49,710	51,649	1,939
本年度分総税額 (A)＋(B)	(C)	251,674	254,822	3,148
繰越滞納分収入額	(D)	14,634	12,914	△ 1,720
合計収入額 (C)＋(D)	(E)	266,308	267,736	1,428
還付税額	(F)	△ 6,000	△ 9,610	△ 3,610
差引歳入額 (E)－(F)	(G)	260,308	258,125	△ 2,182

申告所得税は、本年所得分及び過年所得分の堅調な伸びを反映して本年度分総税額が増収となつたにもかかわらず、繰越滞納分収入が減収となつたことと還付税額が大幅に増加したことによつて、決算額は予算額に対して21億円(0.8%)の減収となつた。

(2) 法人税

（単位百万円、百万円未満切捨）

		予算額	決算額	対予算増減収額
本年度分税額	(A)	913,000	934,105	21,105
繰越滞納分収入額	(B)	22,220	23,783	1,563
合計収入額 (A)＋(B)	(C)	935,220	957,888	22,668
還付税額	(D)	△ 39,000	△ 30,768	8,232
差引歳入額 (C)－(D)	(E)	896,220	927,120	30,900

法人税は、企業収益の低下を反映して当初予算を1,395億円減額補正したが、本年度分については金融緩和による延納率の低下及び収入歩合の向上等を反映して、予算額に対し211億円(2.3%)の増収となつた。また繰越滞納分を含んだ合計収入額においては予算額に対し226億円(2.4%)の増収となつたほか、還付税額が減少したため、決算額は予算額に対して309億円(3.4%)の増収となつた。

(3) 酒税

（単位百万円、百万円未満切捨）

	予算額	決算額	対予算増減収額
歳入額	363,993	352,872	△ 11,120

酒税は、清酒及びビール等の課税数量が予算数量を下回つたため、決算額は予算額に対して111億円(3.0%)の減収となつた。なお、課税数量の予算における見込と実績を比較すると、つぎのとおりである。

（単位千キロリットル）

種類	予算数量	実績数量	差引増減
清酒	1,228	1,159	△ 69
合成清酒	73	74	1
しようちゆう	214	217	3
ビール	2,007	1,986	△ 21
ウィスキー類	66	66	—
その他	75	69	△ 6
計	3,663	3,571	△ 92

2 専売納付金

専売納付金予算決算額比較表

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
日本専売公社納付金	167,283,957	179,270,976	179,270,976	—	—	11,987,019	107
アルコール専売事業特別会計納付金	2,111,738	1,175,819	1,175,819	—	—	△ 935,918	55
合計	169,395,695	180,446,796	180,446,796	—	—	11,051,101	106

（1） 日本専売公社納付金が予算額に比べて11,987,019千円増加したのは、フィルター付製造たばこへの売上品種の移行による平均売上単価の上昇したこと及び経費の節減等により、たばこ事業の純利益が増加したこと等のためである。（なお、日本専売公社の項を参照されたい。）

（2） アルコール専売事業特別会計納付金については、当初予算額1,235,919千円（本年度利益金1,354,944千円、資本増加額119,025千円）、予算補正追加額875,819千円、計2,111,738千円であつたが、アルコール販売量の増加により1,572,311千円の利益を得た。

これを当初の予定利益金に比べると、217,367千円の増加であるが当初予定した資本増加額119,025千円が固定資産の増加6,972千円、作業資産の増加140,635千円により、147,608千円の増加となつたため、これを本年度利益金をもつて充てると、納付金は、1,305,677千円となる。

この納付金のうち「印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」（昭24法64）の規定に基づき、1,005,677千円を運転資金の増加に充てることとなつたため、これを控除すると、昭和40年度一般会計への納付額は300,000千円となる。

これに昭和39年度において、一般会計への納付金のうち運転資金の増加に充てるため納付時期を繰延べた額875,819千円を加えると納付額は1,175,819千円となり、予算額に比べて935,918千円の減少となつた。

3 官業益金及官業収入

官業益金及官業収入予算決算額比較表

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
印刷局特別会計受入金	727,656	1,323,240	1,323,240	—	—	595,584	181
病院収入	16,269,770	14,445,290	14,349,063	5,329	90,898	△1,920,706	88
合計	16,997,426	15,768,531	15,672,304	5,329	90,898	△1,325,121	92

（1） 印刷局特別会計受入金が予算額に比べて595,584千円増加したのは、製品売払代が多かつたこと及び原材料費等の経費が予算を下回つたことにより、決算上の利益が増加したためである。

（2） 病院収入が予算額に比べて1,920,706千円減少したのは、主として国立療養所収入において入所患者が予定より少なかつたためである。

4 政府資産整理収入

政府資産整理収入予算決算額比較表

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
国有財産売払収入	12,737,719	14,134,112	13,914,099	4,908	215,104	1,176,380	109
有償管理換収入	1,291,586	913,384	913,384	—	—	△ 378,201	70
特別会計整理収入	24,714	51,002	22,997	23,125	4,879	△ 1,716	93
引継債権整理収入	75,915	355,051	60,054	214,515	80,480	△ 15,860	79
貸付金等回収金収入	383,508	409,047	298,073	315	110,659	△ 85,434	77
地方債証券償還収入	9,145,558	9,154,645	9,154,645	—	—	9,087	100
事故補償費返還金	70,381	112,562	112,562	—	—	42,181	159
国際連合公債償還収入	90,761	90,761	90,761	—	—	0	100
合計	23,820,142	25,220,567	24,566,578	242,865	411,123	746,436	103

上記のうち、そのおもなものについて説明すれば、つぎのとおりである。

（1） 国有財産売払収入が予算額に比べて1,176,380千円増加したのは、主として庁舎等特別取得費の昭和39年度分の一部が本年度に繰越され支出されたこと等に伴い、当該繰越支出額に見合う歳入が本年度に収納されたためである。

（2） 有償管理換収入が予算額に比べて378,201千円減少したのは、換収貴金属の造幣局特別会計への管理換が予定より少なかつたためである。

5 雑収入

雑収入予算決算額比較表

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
国有財産貸付収入	3,110,482	4,054,003	3,902,872	28,012	123,117	792,390	125
国有財産使用収入	1,325,818	1,501,470	1,486,704	345	14,420	160,886	112
共有船舶利用収入	257,260	409,927	142,372	9,923	257,631	△ 114,887	55
配当金収入	2,750	56,167	56,148	19	—	53,398	2,041
利子収入	971,011	1,615,233	1,526,503	4	88,726	555,492	157
日本銀行納付金	66,762,286	70,898,091	70,898,091	—	—	4,135,805	106
日本中央競馬会納付金	8,714,347	10,894,123	10,894,123	—	—	2,179,776	125
雑納付金	143,448	375,199	375,199	—	—	231,751	261
日本銀行特別納付金	5,379,152	5,379,152	5,379,152	—	—	0	100
国会議員互助年金法納金	110,992	73,167	73,167	—	—	△ 37,825	65
恩給法納金及文官恩給費特別会計等負担金	3,915,583	3,915,707	3,915,707	—	—	124	100
特別会計受入金	5,733,101	5,618,509	5,618,509	—	—	△ 114,591	98
公共事業費負担金	3,020,882	5,260,137	4,992,911	—	267,226	1,972,029	165
授業料及入学検定料	50,071	43,403	43,358	—	45	△ 6,712	86
免許及手数料	670,622	704,203	703,149	158	895	32,527	104
受託調査試験及役務収入	246,798	215,312	214,838	—	473	△ 31,959	87
憲罰及没収金	25,909,895	26,442,276	26,442,276	—	—	532,381	102

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
弁償及返納金	2,120,653	3,453,930	3,054,359	22,251	377,320	933,706	144
矯正官署作業収入	4,401,437	4,793,067	4,792,842	—	225	391,405	108
物品売払収入	2,306,090	2,630,304	2,612,630	16,389	1,284	306,540	113
雑入	7,170,035	6,740,310	6,615,401	8,430	116,478	△ 554,633	92
外国為替資金受入	16,155,795	16,099,963	16,099,963	—	—	△ 55,831	99
用途指定寄付金等収入	—	11,851	11,851	—	—	11,851	—
特別収入	—	17,278	684	15,553	1,040	684	—
合計	158,478,508	171,202,793	169,852,820	101,087	1,248,885	11,374,312	107

上記のうち、そのおもなものについて説明すれば、つぎのとおりである。

（1） 日本銀行納付金が予算額に比べて4,135,805千円増加したのは、当初における見込みよりも運用資産及び利回りが増加したことによるものである。

（2） 日本中央競馬会納付金が予算額に比べて2,179,776千円増加したのは、日本中央競馬会の勝馬投票券の発売が予定より多かつたこと及び剰余金の収納があつたことによるものである。

（3） 公共事業費負担金が予算額に比べて1,972,029千円増加したのは、主として昭和40年発生河川等災害の復旧に伴い、地方公共団体の負担金が予定より多かつたためである。

6 公債金

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
公債金	259,000,000	197,200,000	197,200,000	—	—	△61,800,000	76

公債金が予算額に比べて61,800,000千円減少したのは、租税収入等が予定より増収となることが確実に見込まれること等により、公債の発行額を予定より減額したことによるものである。

7 前年度剰余金受入

（単位千円、千円未満切捨）

科目	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
前年度剰余金受入	88,330,494	135,799,208	135,799,208	—	—	47,468,714	153

前年度剰余金受入が予算額に比べて47,468,714千円増加したのは、予算計上額は昭和38年度の新規純剰余金及び昭和39年度の新規純剰余金の一部であるのに対し、決算額は昭和39年度の歳入歳出の決算上の剰余金であるためである。

第3 特別会計

（大蔵省所管）

1 造幣局特別会計

（1） 概説

この会計は、「造幣局特別会計法」（昭25法63）に基づいて、造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため一般会計と区分して設置されたものである。造幣局の事業は、貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、貴金属の精製及び品位の証明並びに鉱物の分析試験等である。

（イ） 歳入

本年度における歳入予算額は

9,264,773千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　8,788,670千円

であつて、差引き　476,102千円

を減少した。これは製造経費受入において565,609千円を減少したこと等によるものである。

（ロ） 歳出

本年度における歳出予算現額は

9,495,464千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　9,264,773千円

前年度繰越額　230,691千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　8,901,928千円

翌年度繰越額は　97,894千円

不用額は　495,641千円

であつて、翌年度繰越額は「造幣局特別会計法」第33条第1項の規定による支出未済の繰越及び「財政法」（昭22法34）第14条の3第1項の規定による明許繰越であり、不用額は原材料費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
製造経費受入	7,871,716	7,306,106	△ 565,609	92
固有資本財源受入	1,168,892	1,228,811	59,919	105
製品売払等による収入	175,784	196,611	20,827	111
雑収入	48,381	57,141	8,760	118
計	9,264,773	8,788,670	△ 476,102	94

（歳出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済の割合（%）
造幣局事業に必要な経費	9,214,773	9,445,464	8,901,928	97,894	445,641	96
予備費	50,000	50,000	—	—	50,000	—
計	9,264,773	9,495,464	8,901,928	97,894	495,641	96

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
製造経費受入	2,439,221	2,738,236	4,695,587	8,100,148	7,306,106
固有資本財源受入	777,259	820,044	1,558,561	1,165,085	1,228,811
製品売払等による収入	153,824	139,726	170,929	222,676	196,611
雑収入	32,947	40,119	66,812	53,614	57,141
計	3,403,252	3,738,126	6,491,891	9,541,525	8,788,670

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
造幣局事業に必要な経費	3,094,835	3,975,343	6,138,409	9,713,600	8,901,928

（2）実績

造幣局特別会計における昭和36年度から昭和40年度までの各年度におけるおもな事業実績を示せば、つぎのとおりである。

製造実績　（単位　製造枚数　百万枚　額面金額　百万円）

種別		36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
1,000円銀貨幣	製造枚数	—	—	—	15	—
	額面金額	—	—	—	15,000	—
100円銀貨幣	製造枚数	15	15	40	80	80
	額面金額	1,500	1,500	4,000	8,000	8,000
50円ニッケル貨幣	製造枚数	33.3	35	55	110	200
	額面金額	1,665	1,750	2,750	5,500	10,000
10円青銅貨幣	製造枚数	240	300	490	450	350
	額面金額	2,400	3,000	4,900	4,500	3,500
5円黄銅貨幣	製造枚数	50	126	252	380	380
	額面金額	250	630	1,260	1,900	1,900
1円アルミ貨幣	製造枚数	452	600	975	1,900	1,500
	額面金額	452	600	975	1,900	1,500
計	製造枚数	790.3	1,076	1,812	2,935	2,510
	額面金額	6,267	7,480	13,885	36,800	24,900

2 印刷局特別会計

（1）概説

この会計は、「印刷局特別会計法」（昭22法36）に基づいて、印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため一般会計と区分して設置されたものである。印刷局の事業は、日本銀行券、証券類、郵便切手、郵便葉書、官報等の製造等である。

（イ）歳入

本年度における歳入予算額は　14,883,533千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　15,338,133千円

であつて、差引き　454,600千円

を増加した。これは製品売払代等において548,186千円を増加したが、雑収入において93,585千円を減少したことによるものである。

（ロ）歳出

本年度における歳出予算現額は　14,338,803千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　14,155,877千円

前年度繰越額　182,926千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　13,824,899千円

翌年度繰越額は　117,288千円

不用額は　396,616千円

であつて、翌年度繰越額は「印刷局特別会計法」第14条第1項の規定による支出未済の繰越であり、不用額は原材料費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
製品売払代	13,229,872	13,769,240	539,368	104
官報その他広告料	122,160	130,978	8,818	107
雑収入	1,531,501	1,437,915	△ 93,585	93
計	14,883,533	15,338,133	454,600	103

（歳出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
印刷局事業に必要な経費	14,055,877	14,238,803	13,824,899	117,288	296,616	98
予備費	100,000	100,000	—	—	100,000	—
計	14,155,877	14,338,803	13,824,899	117,288	396,616	97

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
製品売払代	7,191,993	8,463,706	9,932,658	12,339,891	13,769,240
官報その他広告料	74,421	80,705	101,414	111,781	130,978
雑収入	3,811,120	2,016,478	1,371,317	1,835,713	1,437,915
計	11,077,536	10,560,889	11,405,390	14,287,386	15,338,133

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
印刷局事業に必要な経費	9,524,013	11,561,374	11,274,516	13,140,942	13,824,899

（2）実績

印刷局特別会計における昭和36年度から昭和40年度までの各年度におけるおもな事業実績を示せば、つぎのとおりである。

日本銀行券の製造実績　（単位　製造枚数　百万枚　額面金額　百万円）

種別		36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
C 10,000円券	製造枚数	25	57.75	60	100	136
	額面金額	250,000	577,500	600,000	1,000,000	1,360,000
C 5,000円券	製造枚数	15	20	30	40	40
	額面金額	75,000	100,000	150,000	200,000	200,000

種		別	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
C	1,000円券	製造枚数	242	290	530	750	700
		額面金額	242,000	290,000	530,000	750,000	700,000
B	500円券	製造枚数	60	70	90	110	144
		額面金額	30,000	35,000	45,000	55,000	72,000
B	100円券	製造枚数	658	710	615	630	775
		額面金額	65,800	71,000	61,500	63,000	77,500
	計	製造枚数	1,000	1,147.75	1,325	1,630	1,795
		額面金額	662,800	1,073,500	1,386,500	2,068,000	2,409,500

（注） C 1,000円券は昭和38年度より製造を開始したものであり、昭和36年度及び昭和37年度における製造枚数及び額面金額並びに昭和38年度における製造枚数530百万枚及び額面金額530,000百万円のうち製造枚数70百万枚及び額面金額70,000百万円は、B 1,000円券である。

3 資金運用部特別会計

(1) 概　　説

この会計は、資金運用部資金の運用に伴う歳入、歳出を一般会計と区分して経理するため、「資金運用部特別会計法」（昭26法101）に基づいて設置されたものであつて、資金運用部資金の運用利殖金等をもつて歳入とし、預託金の利子、事務取扱費等をもつて歳出としている。

(イ) 歳　　入

本年度における歳入予算額は　291,829,620千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　290,847,488千円

であつて、差引き　982,131千円

を減少した。これは有価証券の売却及び償還益金は多かつたが、利子収入が少なかつたこと等のためである。

(ロ) 歳　　出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額　291,829,620千円

である。

予備費使用額は　9,884千円

であつて、これは事務費に要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　285,401,734千円

不用額は　6,427,885千円

であつて、不用額は昭和40年度中の預託額の実績が予定より減少したことにより預託金利子を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
利子収入	291,628,545	290,518,993	△ 1,109,551	99
売却及び償還益金	198,629	326,245	127,616	164
旧預金部運用資産回収金受入	195	0	△ 194	0
一般会計より受入	2,250	2,154	△ 95	95
雑収入	1	95	94	9,500
計	291,829,620	290,847,488	△ 982,131	99

（歳　　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
資金運用部事務取扱に必要な経費	473,052	484,665	481,231	—	3,433	101
国民貯蓄債券償還に必要な経費	2,232	503	354	—	148	15
預託金利子支払に必要な経費	291,322,817	291,322,817	284,918,870	—	6,403,946	97
一般会計へ繰入れに必要な経費	1,237	1,237	1,237	—	—	100
郵政事業特別会計へ繰入れに必要な経費	40	40	40	—	—	100
郵便貯金旧預金者等交付金支払資金繰入れに必要な経費	242	242	0	—	241	0
予備費	30,000	20,116	—	—	20,116	—
計	291,829,620	291,829,620	285,401,734	—	6,427,885	97

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
利子収入	142,308,071	169,010,479	206,060,973	240,760,805	290,518,993
売却及び償還益金	1,911,814	2,863,815	2,033,393	1,141,321	326,245
旧預金部運用資産回収金受入	1,842	135	5	0	0
一般会計より受入	6,779	2,330	1,419	1,521	2,154
雑収入	3,962	31	32	53,583	95
計	144,232,470	171,876,793	208,095,823	241,957,232	290,847,488

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
資金運用部事務取扱に必要な経費	279,879	322,086	371,475	428,957	481,231
国民貯蓄債券償還に必要な経費	1,115	809	460	422	354
預託金利子支払に必要な経費	137,225,294	164,767,375	200,535,346	236,342,639	284,918,870
一般会計へ繰入れに必要な経費	5,546	5,318	5,681	1,700	1,237
郵政事業特別会計へ繰入れに必要な経費	72	60	50	44	40
郵便貯金旧預金者等交付金支払資金繰入れに必要な経費	2,610	191	7	0	0
計	137,514,518	165,095,840	200,913,021	236,773,763	285,401,734

(2) 実　　績

本年度における資金の運用及び資金の調達の実績は、つぎのとおりである。

(イ) 資金の運用　（単位　億円）

特別会計	206
政府関係機関	6,771
その他	4,900
計	11,877

(ロ) 資金の調達　（単位　億円）

郵便貯金	4,645
厚生保険	3,243

国民年金	453
その他	3,536
計	11,877

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における資金の運用実績及び昭和40年度末運用残高を示せば、つぎのとおりである。

（単位　億円）

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	40年度末残高
特別会計	84	90	115	150	206	1,984
政府関係機関	2,731	3,280	4,293	5,252	6,771	24,296
その他	1,945	2,198	2,798	3,583	4,900	24,253
計	4,760	5,568	7,206	8,985	11,877	50,534

4　国債整理基金特別会計

（1）概　説

この会計は、一般会計及び特別会計からの繰入れ資金をもつて国債、借入金の償還及び利子等の支払いを行ない、政府債務の整理状況を明らかにするため、「国債整理基金特別会計法」（明39法6）に基づいて設置されたものである。

（イ）歳　入

本年度における歳入予算額は

488,263,266千円

であつて、その内訳は

当初予算額	485,889,206千円
予算補正追加額	11,440,992千円
予算補正修正減少額	9,066,932千円

であり、予算補正追加額は一時借入金の利子の増加の財源に充てるため、交付税及び譲与税配付金特別会計から受け入れる収入の追加を行なつたもの231,863千円及び国債整理基金支出の財源に充てる等のため、前年度剰余金から受け入れる収入の追加を行なつたもの11,209,129千円であり、予算補正修正減少額は前年度剰余金受入れ及び既定の経費の一部不用に伴い、一般会計及び国立病院特別会計から受け入れる収入を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は	580,952,552千円
であつて、差引き	92,689,286千円

を増加した。これは運用収入919,788千円、前年度剰余金受入114,738,365千円及び雑収入64,153千円、計115,722,307千円を増加したが、元利払等の資金の他会計より受入23,033,002千円及び公債金収入18千円、計23,033,021千円を減少したので、差引き92,689,286千円の増加となつたものである。

（ロ）歳　出

本年度における歳出予算現額は

598,045,900千円

であつて、その内訳は

当初予算額	485,889,206千円
予算補正追加額	2,401,014千円
予算補正修正減少額	26,954千円
前年度繰越額	109,782,634千円

であり、予算補正追加額は交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金の利子支払いに必要な経費として追加したもの231,863千円、大蔵省証券発行に要する割引料に必要な経費として追加したもの1,391,745千円並びに国債発行に伴い必要な国債証書製造費及び国債事務取扱手数料等の追加777,406千円であり、予算補正修正減少額は不用となつた既定の国立病院特別会計の借入金利子の支払いのための経費を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	489,042,724千円
翌年度繰越額は	85,250,788千円
不用額は	23,752,387千円

であつて、翌年度繰越額は「国債整理基金特別会計法」第8条第2項の規定による支出残額の繰り越しであり、不用額は食糧証券の発行が予定より少なかつたことにより債務償還費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
他会計より受入	452,230,177	429,197,174	△ 23,033,002	94
公債金収入	20,823,960	20,823,941	△ 18	99
運用収入	4,000,000	4,919,788	919,788	122
前年度剰余金受入	11,209,129	125,947,494	114,738,365	1,123
雑収入	—	64,153	64,153	—
計	488,263,266	580,952,552	92,689,286	118

（歳　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
国債整理基金支出	488,263,266	598,045,900	489,042,724	85,250,788	23,752,387	100
債務償還費	422,675,906	523,999,800	421,173,004	80,135,035	22,691,760	99
利子及割引料	63,507,722	71,702,443	66,817,743	4,884,699	—	105
国債事務取扱費	2,079,638	2,343,656	1,051,976	231,052	1,060,627	50

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
他会計より受入	429,247,342	416,868,842	472,493,310	365,725,338	429,197,174
公債金収入	31,829,882	23,342,874	38,135,440	49,470,088	20,823,941
運用収入	—	—	6,360,840	4,737,486	4,919,788
雑収入	2,640,579	2,722,036	12,779	152,961	64,153
前年度剰余金受入	35,598,221	31,212,949	55,639,965	125,112,288	125,947,494
計	499,316,026	474,146,701	572,642,335	545,198,163	580,952,552

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
国債整理基金支出	468,103,076	418,506,736	447,530,047	419,250,668	489,042,724
債務償還費	418,886,650	371,371,270	398,356,416	366,376,073	421,173,004
利子及割引料	49,017,934	47,008,852	48,206,067	52,084,264	66,817,743
国債事務取扱費	198,492	126,613	967,562	790,330	1,051,976

（2）実　績

（イ）国債、借入金及び短期証券の償還

本年度における会計別の国債、借入金及び短期証券の償還実績は、つぎのとおりである。

国債、借入金及び短期証券の償還実績　（単位　百万円）

会計	国債	借入金	短期証券	計
一般会計	60,963	266	—	61,229
産業投資	878	—	—	878

会計	国債	借入金	短期証券	計
余剰農産物資金融通	—	269	—	269
交付税及び譲与税配付金	—	15,000	—	15,000
厚生保険	—	9,042	—	9,042
食糧管理	—	—	330,485	330,485
自作農創設特別措置	21	—	—	21
開拓者資金融通	12	1,143	—	1,155
特定土地改良工事	—	348	—	348
港湾整備	—	121	—	121
郵政事業	—	1,222	—	1,222
道路整備	—	1,121	—	1,121
治水	—	275	—	275
計	61,875	28,812	330,485	421,173

（ロ） 利子及び割引料の支出

本年度における会計別の国債利子、借入金利子及び短期証券割引料の支出実績は、つぎのとおりである。

利子及び割引料の支出実績　（単位　百万円）

会計	国債利子	借入金利子	短期証券割引料	計
一般会計	15,684	28	2,085	17,797
外国為替資金	—	—	15,791	15,791
産業投資	2,099	—	—	2,099
余剰農産物資金融通	—	1,116	—	1,116
交付税及び譲与税配付金	—	371	—	371
国立学校	—	97	—	97
厚生保険	—	2,003	—	2,003
国立病院	—	232	—	232
食糧管理	—	—	21,429	21,429
自作農創設特別措置	6	—	—	6
開拓者資金融通	174	1,565	—	1,739
特定土地改良工事	—	1,913	—	1,913
アルコール専売事業	—	0	—	0
港湾整備	—	93	—	93
郵政事業	—	1,314	—	1,314
道路整備	—	609	—	609
治水	—	197	—	197
計	17,965	9,545	39,306	66,817

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における会計別の国債、借入金及び短期証券の償還実績を示せば、つぎのとおりである。

国債、借入金及び短期証券の償還実績　（単位　百万円）

会計	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	備考
一般会計	65,101	58,191	78,741	88,611	61,229	国債、借入金
産業投資	1,038	1,800	2,790	709	878	国債
余剰農産物資金融通	92	135	178	223	269	借入金
交付税及び譲与税配付金	—	—	—	—	15,000	借入金
厚生保険	578	825	1,515	2,317	9,042	借入金
食糧管理	351,022	307,107	312,061	270,556	330,485	短期証券
自作農創設特別措置	—	—	—	21	21	国債
開拓者資金融通	325	526	769	1,019	1,155	国債、借入金
特定土地改良工事	188	75	111	72	348	借入金
港湾整備	—	13	108	114	121	借入金
郵政事業	494	682	853	1,413	1,222	国債、借入金
郵便貯金	—	1,519	—	—	—	借入金
道路整備	—	383	996	1,057	1,121	借入金
治水	47	110	231	260	275	借入金
計	418,888	371,371	398,356	366,376	421,173	

5 貴金属特別会計

(1) 概説

この会計は、政府の行なう貴金属の買入れ、売払い又は管理に関する経理を明確にするため「貴金属特別会計法」(昭24法34)に基づいて設置されたものである。

(イ) 歳入

本年度における歳入予算額は　286,360千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　1,018,857千円

であつて、差引き　732,497千円

を増加した。これは主として貴金属売払代及び前年度剰余金受入が増加したことによるものである。

(ロ) 歳出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額　286,360千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　252,562千円

不用額は　33,797千円

であつて、不用額は金地金の買上げが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
貴金属地金売払代	205,897	865,901	660,004	420
前年度剰余金受入	78,045	137,295	59,250	175
雑収入	2,418	15,660	13,242	647
計	286,360	1,018,857	732,497	355

（歳出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
貴金属地金買入れに必要な経費	273,512	273,512	243,050	—	30,461	88
事務取扱に必要な経費	12,848	12,848	9,511	—	3,336	74
計	286,360	286,360	252,562	—	33,797	88

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
貴金属地金売払代	606,696	162,777	58,407	—	865,901
前年度剰余金受入	78,525	484,317	465,531	339,684	137,295
雑収入	20,865	18,039	29,977	8,557	15,660
貸付金償還金	1,805	—	11,085	19,836	—
計	707,893	665,134	565,002	368,077	1,018,857

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
貴金属地金買入れに必要な経費	222,394	198,261	224,016	228,435	243,050
事務取扱に必要な経費	1,180	1,341	1,301	2,346	9,511
計	223,575	199,603	225,317	230,781	252,562

（2） 実　　績

昭和36年度から昭和40年度までの各年度末における貴金属の現在高を示せば、つぎのとおりである。

（単位　g）

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
金地金	25,208,626	25,697,917	26,250,768	26,814,529	27,414,117
銀地金	—	—	—	—	832
白金族地金					
白金	1,303	1,303	1,303	1,303	1,303
イリジウム	8,908	8,908	8,908	8,908	8,908
ロジウム	260	260	260	260	260
ルテニウム	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944

6 外国為替資金特別会計

（1） 概　　説

この会計は、外国為替資金の運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行なうため、「外国為替資金特別会計法」（昭26法56）に基づいて設置されたものである。

（イ） 歳　　入

本年度における歳入予算額は　18,843,216千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　20,942,453千円

であつて、差引き　2,099,237千円

使用しなかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
外国為替等売買差益	1,984,200	5,007,089	3,022,889	252
外国為替資金の運用による収入	16,858,706	15,935,352	△ 923,353	94
雑収入	310	11	△ 298	3
計	18,843,216	20,942,453	2,099,237	111

（歳　　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
事務取扱に必要な経費	61,811	61,811	56,444	—	5,366	91
事務委託に必要な経費	60,568	60,568	60,017	—	551	99
諸支出金に必要な経費	1,004,800	1,004,800	15,089	—	989,710	1
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	16,357,285	16,357,285	15,532,885	—	824,399	94
予備費	1,358,752	1,358,752	—	—	1,358,752	—
計	18,843,216	18,843,216	15,664,436	—	3,178,779	83

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
外国為替等売買差益	2,096,703	2,271,346	3,576,055	2,872,399	5,007,089
外国為替資金の運用による収入	13,805,679	13,340,852	15,824,517	15,531,348	15,935,352
雑収入	165	5,681	792	6,395	11
計	15,902,548	15,617,880	19,401,365	18,410,143	20,942,453

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
事務取扱に必要な経費	29,847	33,040	40,103	48,439	56,444
事務委託に必要な経費	60,568	60,568	60,568	60,403	60,017
諸支出金に必要な経費	139,254	2,869	117,626	14,510	15,089
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	11,068,934	13,375,597	16,239,321	14,394,434	15,532,885
計	11,298,603	13,472,075	16,457,619	14,517,787	15,664,436

（2） 実　　績

昭和36年度から昭和40年度までの各年度における外国為替収支実績を示せば、つぎのとおりである。

（ロ） 歳　　出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額　18,843,216千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　15,664,436千円

不用額は　3,178,779千円

であつて、不用額は国際通貨基金からの外貨資金の借入れがなかつたこと、外国為替資金証券の発行が少なかつたこと及び予備費を

（単位　百万ドル）

項目	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
経常取引					
受取	4,927	5,700	6,492	8,131	9,797
支払	5,930	5,633	7,314	8,081	8,986
経常収支（△）尻	△ 1,003	67	△ 822	50	811
資本取引					
長期資本取引					
受取	384	476	788	730	380
支払	211	179	314	407	683
収支（△）尻	173	297	474	323	△ 303
短期資本取引収支（△）尻	456	29	397	△ 143	△ 378
資本収支（△）尻	629	326	871	180	△ 681
誤差及び脱漏	△ 62	△ 91	△ 96	△ 173	△ 74
総合収支（△）尻	△ 436	302	△ 47	57	56

7　産業投資特別会計

（1）　概　　説

この会計は、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資を行なうため、「産業投資特別会計法」（昭28法122）に基づいて設置されたものである。

（イ）　歳　　入

本年度における歳入予算額は　86,641,465千円

であつて、その内訳は

当初予算額	99,141,465千円
予算補正修正減少額	12,500,000千円

であり、予算補正修正減少額は産業投資に必要な経費を減少するため、一般会計から受け入れる収入を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は	66,606,659千円
であつて、差引き	20,034,805千円

を減少した。これは外貨債の発行が行なわれなかつたこと等によるものである。

（ロ）　歳　　出

本年度における歳出予算現額は　90,118,942千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	86,641,465千円
当初予算額	99,141,465千円
予算補正修正減少額	12,500,000千円
前年度繰越額	3,477,477千円

であり、予算補正修正減少額は、産業投資に必要な経費を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	61,831,067千円
翌年度繰越額は	600千円
不用額は	28,287,274千円

であつて、翌年度繰越額は「産業投資特別会計法」第15条第1項の規定による支出残額の繰越であり、不用額は投資計画の変更により出資金を要することが少なかつたこと及び貸付金を要しなかつたこと、一時借入金利子の支払いを要しなかつたこと、外貨債利子を予定まで要しなかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
運用金の元金の回収	5,971,740	5,971,740	0	100
運用利殖金収入	14,636,403	15,997,173	1,360,770	109
資金より受入	39,852,523	39,852,523	—	100
外貨債発行収入	22,932,000	—	△ 22,932,000	—
前年度剰余金受入	3,248,798	4,785,212	1,536,414	147
雑収入	1	9	8	900
計	86,641,465	66,606,659	△ 20,034,805	76

（歳　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
産業投資に必要な経費	65,300,000	68,600,000	43,000,000	—	25,600,000	65
事務取扱に必要な経費	8,911	8,911	7,804	600	506	87
米国対日援助債務の処理に必要な経費	15,810,570	15,810,570	15,810,570	—	—	100
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	5,025,984	5,203,461	3,012,693	—	2,190,767	59
予備費	496,000	496,000	—	—	496,000	—
計	86,641,465	90,118,942	61,831,067	600	28,287,274	71

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
運用金の元金の回収	5,573,449	5,916,333	6,111,982	6,179,436	5,971,740
運用利殖金収入	16,428,978	15,601,170	17,092,874	17,600,861	15,997,173
一般会計より受入	—	23,000,000	55,700,000	57,200,000	—
資金より受入	20,600,000	15,000,024	9,300,000	18,900,000	39,852,523
外貨債発行収入	—	—	13,753,625	17,939,296	—
前年度剰余金受入	7,738,238	4,700,709	3,894,406	4,000,619	4,785,212
雑収入	0	0	10,669	27,370	9
特定物資納付金処理特別会計より受入（同会計整理残余金受入を含む。）	3,743,500	3,081,190	566,237	—	—
計	54,084,166	67,299,428	106,429,796	121,847,583	66,606,659

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
産業投資に必要な経費	47,800,000	53,200,000	82,600,000	98,300,000	43,000,000
事務取扱に必要な経費	5,332	6,399	6,503	8,855	7,804
米国対日援助債務の処理に必要な経費	—	7,905,285	15,782,445	15,810,570	15,810,570
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	1,578,125	2,293,336	4,040,228	2,942,945	3,012,693
計	49,383,457	63,405,021	102,429,176	117,062,371	61,831,067

(2) 実　　績

本年度における投融資実績は、つぎのとおりである。

(単位　百万円)

投融資先	投融資額	残　額
(出　資　金)		
住宅金融公庫	1,500	54,500
農林漁業金融公庫	5,600	111,826
公営企業金融公庫	100	2,600
北海道東北開発公庫	500	5,000
日本輸出入銀行	29,000	175,800
海外移住事業団	200	4,600
日本鉄道建設公団	1,000	2,500
金属鉱物探鉱促進事業団	200	600
日本航空株式会社	1,500	8,500
東北開発株式会社	1,200	5,800
石油資源開発株式会社	700	10,000
電源開発株式会社	1,500	62,500
その他	—	321,831
小　計	43,000	766,057
(貸　付　金)	—	64,262
計	43,000	830,319

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度におけるおもな投融資実績を示せば、つぎのとおりである。

(単位　百万円)

投融資先	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
(出　資　金)					
住宅金融公庫	9,000	9,500	9,500	10,000	1,500
農林漁業金融公庫	8,000	12,000	20,600	29,000	5,600
中小企業金融公庫	—	—	600	—	—
公営企業金融公庫	300	300	—	100	100
中小企業信用保険公庫	2,000	—	—	—	—
日本輸出入銀行	20,000	20,000	26,000	22,500	29,000
日本住宅公団	7,000	7,500	8,000	9,500	—
海外移住事業団	—	—	800	600	200
商工組合中央金庫	—	2,000	—	3,000	—
東北開発株式会社	100	500	600	1,200	1,200
日本航空株式会社	300	300	1,200	1,700	1,500
石油資源開発株式会社	400	400	400	200	700
日本海外移住振興株式会社	500	500	—	—	—
その他	200	200	1,700	3,200	3,200
(貸　付　金)	—	—	13,200	17,300	—
計	47,800	53,200	82,600	98,300	43,000

8　経済援助資金特別会計

(1) 概　　説

この会計は、「農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭29条7)に基づいて購入された農産物(小麦、大麦)の代金5,000万ドルのうち、その20％1,000万ドル相当額を限度とする資金を、「経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭29条8)により、わが国の工業の援助その他わが国の経済力の増強に資するため、日米相互間で合意する条件に従つて日本側に贈与されることになつたので、この贈与円資金(経済援助資金)に関する経理を一般会計と区分して行なうため、「経済援助資金特別会計法」(昭29法104)に基づいて設置されたものである。

(イ)　歳　　入

本年度における歳入予算額は

503,015千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　552,191千円

であつて、差引き　49,176千円

を増加した。これは主として運用資金回収が増加したためである。

(ロ)　歳　　出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額　503,015千円

であるが、支出済歳出額がなかつたため全額不用となつた。

これは工業力強化投融資を要することがなかつたことにより生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(歳　　入)　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
運用資金の元金の回収	281,088	313,120	32,032	111
資金運用による利殖金収入	47,322	63,476	16,154	134
前年度剰余金受入	174,605	175,594	989	100
計	503,015	552,191	49,176	109

(歳　　出)　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
援助資金支出に必要な経費	100,000	100,000	—	—	100,000	—
予備費	403,015	403,015	—	—	403,015	—
計	503,015	503,015	—	—	503,015	—

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(収納済歳入額)　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
運用資金の元金の回収	1,061,830	367,680	419,750	326,230	313,120
資金運用による利殖金収入	100,222	75,397	69,566	62,212	63,476
前年度剰余金受入	1,036,704	568,757	61,835	277,151	175,594
計	2,198,757	1,011,835	551,151	665,594	552,191

(支出済歳出額)　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
援助資金支出に必要な経費	1,630,000	950,000	274,000	490,000	—

(2) 実　　績

本年度における貸付実績等は、つぎのとおりである。

(イ)　贈与円受入実績　(単位　百万円)

本年度受入高	本年度末受入高累計
—	3,390

(ロ)　貸付実績　(単位　百万円)

貸付先	本年度貸付高	本年度回収高	本年度末残高
日本開発銀行	—	313	947

(ハ)　出資実績　(単位　百万円)

出資先	本年度出資高	本年度末残高
日本航空機製造株式会社	—	3,000

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における貸付実績及び出資実績を示せば、つぎのとおりである。

貸付実績　（単位　百万円）

貸付先	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
日本開発銀行	630	400	274	90	—

出資実績　（単位　百万円）

出資先	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
日本航空機製造株式会社	1,000	550	—	400	—

9　余剰農産物資金融通特別会計

(1)　概　　説

この会計は、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭30条6)(昭31条10)に基づいて、アメリカ合衆国から借り入れる外貨資金を財源として、電源の開発、農地の開発その他わが国の経済の発展を促進するために行なう資金の貸付けに関する経理を一般会計と区分するため、「余剰農産物資金融通特別会計法」(昭30法100)に基づいて設置されたものである。

(イ)　歳　　入

本年度における歳入予算額は
4,100,368千円
である。
この予算額に対し
収納済歳入額は　4,094,971千円
であつて、差引き　5,396千円
を減少した。これは運用利殖金収入が予定より少なかつたこと等のためである。

(ロ)　歳　　出

本年度における歳出予算現額は
歳出予算額　4,100,368千円
である。
この予算現額に対し
支出済歳出額は　3,587,455千円
不用額は　512,912千円
であつて、不用額は借入金利子をドル貨で支払つたこと等により国債整理基金特別会計へ繰入れを予定まで要しなかつたこと、予備費を使用しなかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
運用金の元金の回収	1,677,927	1,677,928	1	100
資金運用による利殖金収入	1,779,328	1,773,902	△5,425	99
前年度剰余金受入	643,112	643,139	27	100
雑収入	1	0	0	20
計	4,100,368	4,094,971	△5,396	99

（歳　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合(%)
貸付金	2,200,000	2,200,000	2,200,000	—	—	100
事務取扱に必要な経費	843	843	756	—	86	89
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	1,791,515	1,791,515	1,386,698	—	404,816	77
予備費	108,010	108,010	—	—	108,010	—
計	4,100,368	4,100,368	3,587,455	—	512,912	87

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
借入資金収入	—	98,303	—	—	—
運用金の元金の回収	1,238,290	1,288,317	1,436,309	1,625,112	1,677,928
資金運用による利殖金収入	1,697,009	1,714,792	1,738,202	1,758,186	1,773,902
前年度剰余金受入	1,300,840	1,308,298	1,342,511	608,146	643,139
雑収入	0	3	0	0	0
計	4,236,141	4,409,714	4,517,024	3,991,446	4,094,971

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
貸付金	1,700,000	1,800,000	2,600,000	2,000,000	2,200,000
事務取扱に必要な経費	931	955	841	816	756
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	1,226,911	1,266,246	1,308,036	1,347,489	1,386,698
計	2,927,843	3,067,202	3,908,877	3,348,306	3,587,455

(2)　実　　績

本年度における借入資金の返済実績等を示せば、つぎのとおりである。

借入及び返済実績　（単位　百万円）

借入区分	本年度借入高	本年度返済高	本年度末残高
第一次協定分	—	159	20,414
第二次協定分	—	110	16,612
計	—	269	37,026

(注)　本年度末残高は、102,851千ドルである。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における貸付対象事業別の貸付実績及び昭和40年度末貸付残高は、つぎのとおりである。

（単位　百万円）

貸付対象事業	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	40年度末残高
電源開発事業	—	1,300	2,600	2,000	2,200	30,726
農地開発事業	1,700	—	—	—	—	11,222
森林漁港等振興事業	—	—	—	—	—	2,125
日本生産性本部	—	500	—	—	—	500
開拓者資金融通特別会計	—	—	—	—	—	108
計	1,700	1,800	2,600	2,000	2,200	44,681

10　賠償等特殊債務処理特別会計

(1)　概　　説

この会計は、連合国との間に締結する条約に基づいて行なう賠償及び財産の補償その他本邦が連合国その他の国及びこれらの国民に対し、戦争の遂行の結果又は戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務で平和の回復に伴いその支払いを要するもの（賠償請求権を放棄した国に対して供与する無償の経済及び技術援助のための債務を含む。）の処理に関する政府の経理を一般会計と区分して行なうため、「賠償等特殊債務処理特別会計法」（昭

31法53)に基づいて設置されたものである。

(イ) 歳　　入

本年度における歳入予算額は

17,700,400千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　39,192,883千円

であつて、差引き　21,492,483千円

を増加した。これは前年度剰余金の受入れが増加したこと等のためである。

(ロ) 歳　　出

本年度における歳出予算現額は

39,192,982千円

であつて、その内訳は

歳出予算額　17,700,400千円

前年度繰越額　21,492,582千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　23,712,706千円

翌年度繰越額は　14,979,876千円

不用額は　500,400千円

であつて、翌年度繰越額は「賠償等特殊債務処理特別会計法」第11条第1項の規定による支出残額の繰越であり、不用額は予備費を使用しなかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(歳　　入)　(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
一般会計より受入	16,700,024	16,700,024	—	100
前年度剰余金受入	1,000,276	22,492,859	21,492,583	2,248
雑収入	100	—	△ 100	—
計	17,700,400	39,192,883	21,492,483	221

(歳　　出)　(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
賠償等特殊債務処理費	17,200,000	38,692,582	23,712,706	14,979,876	—	137
諸支出金	400	400	—	—	400	—
予備費	500,000	500,000	—	—	500,000	—
計	17,700,400	39,192,982	23,712,706	14,979,876	500,400	133

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(収納済歳入額)　(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
一般会計より受入	27,600,000	29,205,370	24,019,674	25,618,600	16,700,024
前年度剰余金受入	13,634,748	16,010,794	18,803,659	21,834,432	22,492,859
雑収入	48	—	—	—	—
計	41,234,797	45,216,164	42,823,333	47,453,032	39,192,883

(支出済歳出額)　(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
賠償等特殊債務処理費	25,223,969	26,412,504	20,988,901	24,960,149	23,712,706
諸支出金	32	—	—	23	—
計	25,224,002	26,412,504	20,988,901	24,960,172	23,712,706

(2) 実　　績

本年度において支出した賠償等特殊債務処理費は、つぎのとおりである。

(単位　百万円)

区分	金額
フイリピン賠償費	13,046
インドネシア賠償費	9,604
タイ特別円処理費	1,000
カンボデイア経済協力費	46
ビルマ賠償費	15
計	23,712

11　国有財産特殊整理資金特別会計

(1) 概　　説

この会計は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115)第5条の規定による特定庁舎等特殊整備計画の実施に伴い、これにより処分すべき特定庁舎等の処分による収入金を、これにより取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費に充てるため、「国有財産特殊整理資金特別会計法」(昭32法116)に基づいて設置されたものである。

(イ) 歳　　入

本年度における歳入予算額は

896,163千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　744,595千円

であつて、差引き　151,567千円

を減少した。これは主として特定庁舎等特殊整備計画に基づく官庁庁舎等売払収入が予定より減少したためである。

(ロ) 歳　　出

資金を効率的に使用するため、本年度においては歳出は計上せず、本年度歳入金は、資金として全額昭和41年度以降の歳出の財源として持ち越された。

本年度における収納済歳入額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(歳　　入)　(単位千円、千円未満切捨)

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
官庁庁舎等売払収入	122,332	46,881	△ 75,450	38
前年度剰余金受入	710,921	639,108	△ 71,812	89
雑収入	62,910	58,606	△ 4,303	93
計	896,163	744,595	△ 151,567	83

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(収納済歳入額)　(単位千円、千円未満切捨)

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
官庁庁舎等売払収入	10,316	160,451	313,935	1,857	46,881
前年度剰余金受入	94,655	109,409	275,961	609,830	639,108
雑収入	4,438	6,099	19,934	27,419	58,606
計	109,409	275,961	609,830	639,108	744,595

(2) 実　　績

本年度における官庁庁舎等売払収入の実績は、つぎのとおりである。

（単位　千円）

区　　分	金　　額
関東地方建設局	35,700
北海道管区行政監察局	152
第1管区海上保安本部	370
第9管区海上保安本部伏木海上保安部等	46
気象庁大手町庁舎	152
名古屋海上保安部	44
神戸植物防疫所名古屋支所	54
警察大学校	8,500
第4管区海上保安本部	309
東海海運局	166
北陸農政局	868
石川行政監察局	316
名古屋植物防疫所四日市出張所	29
名古屋税関四日市税関支署	121
名古屋検疫所四日市支所	47
計	46,881

（大蔵省及び自治省所管）

12　交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 概　　説

この会計は、地方交付税（所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ$\frac{29.5}{100}$相当額）及び地方譲与税（地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び特別とん譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするため、「交付税及び譲与税配付金特別会計法」（昭29法103）に基づいて設置されたものである。

(イ) 歳　　入

本年度における歳入予算額は　809,066,458千円

であつて、その内訳は

当初予算額	781,844,458千円
予算補正追加額	30,385,000千円
予算補正修正減少額	3,163,000千円

であり、予算補正追加額は石油ガス税収入の増加額385,000千円並びに借入金の増加額30,000,000千円、計30,385,000千円の追加を行なつたものであり、予算補正修正減少額は地方道路税収入の減少額2,392,000千円並びに特別とん税収入の減少額771,000千円、計3,163,000千円の減少を行なつたものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は	809,327,590千円
であつて、差引き	261,132千円

を増加した。これは主として前年度剰余金受入の増加があつたためである。

(ロ) 歳　　出

本年度における歳出予算現額は　808,691,040千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	808,691,040千円
当初予算額	781,237,177千円
予算補正追加額	30,616,863千円
予算補正修正減少額	3,163,000千円

であり、予算補正追加額は「昭和40年度分の地方交付税の特例等に関する法律」（昭40法154）に基づく地方交付税交付金の増加額30,000,000千円、石油ガス税収入額を追加したことに伴う石油ガス譲与税譲与金の増加額385,000千円及び一時借入金の利子の支払財源に充てるため国債整理基金特別会計へ繰り入れる経費の増加額231,863千円、計30,616,863千円の追加を行なつたものであり、予算補正修正減少額は地方道路税の収入額を修正減少したことに伴う地方道路譲与税譲与金の減少額2,392,000千円及び特別とん税の収入額を修正減少したことに伴う特別とん譲与税譲与金の減少額771,000千円、計3,163,000千円の減少を行なつたものである。

予備費使用額は	77,000千円

であつて、これは国債整理基金特別会計へ繰入に要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	808,620,308千円
不用額は	70,731千円

であり、不用額は国債整理基金特別会計へ繰入の支出が少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　　入）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
一般会計より受入	716,211,358	716,189,728	△ 21,629	99
地方道路税収入	46,120,000	46,077,875	△ 42,124	99
石油ガス税収入	779,000	522	△ 778,477	0
特別とん税収入	3,168,000	3,567,481	399,481	112
借入金	42,000,000	42,000,000	—	100
前年度剰余金受入	723,000	1,491,136	768,136	206
雑収入	65,100	846	△ 64,253	1
計	809,066,458	809,327,590	261,132	100

（歳　　出）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
地方交付税交付金に必要な経費	743,187,077	743,187,077	743,187,077	—	—	100
地方道路譲与税譲与金に必要な経費	46,120,000	46,560,040	46,560,013	—	26	100
石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	779,000	5,204	—	—	5,204	—
特別とん譲与税譲与金に必要な経費	3,168,000	3,501,756	3,501,755	—	0	110
諸支出金に必要な経費	100	100	20	—	80	20
国債整理基金特別会計へ繰入に必要な経費	15,306,863	15,383,863	15,371,443	—	12,419	100
予備費	130,000	53,000	—	—	53,000	—
計	808,691,040	808,691,040	808,620,308	—	70,731	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
一般会計より受入	390,873,773	487,609,029	584,819,224	637,310,025	716,189,728
地方道路税収入	25,034,100	29,463,451	33,746,472	41,305,331	46,077,875
石油ガス税収入	—	—	—	—	522
特別とん税収入	1,213,631	1,274,099	1,415,246	3,086,269	3,567,481
借入金	—	—	—	15,000,000	42,000,000
前年度剰余金受入	21,543,850	10,507,277	10,647,875	14,335,103	1,491,136
雑収入	245,783	53,384	52,404	82,551	846
入場税収入	19,004,848	—	—	—	—
計	457,915,986	528,907,241	630,681,222	711,119,281	809,327,590

（支出済歳出額）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
地方交付税交付金に必要な経費	397,690,872	487,276,459	580,642,729	665,985,484	743,187,077
地方道路譲与税譲与金に必要な経費	24,996,410	29,524,232	33,800,680	40,631,699	46,560,013

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	—	—	—	—	—
特別とん譲与税譲与金に必要な経費	1,198,710	1,268,419	1,394,610	2,997,575	3,501,755
諸支出金に必要な経費	100	10	10	13,385	20
国債整理基金特別会計へ繰入に必要な経費	—	—	—	—	15,371,443
臨時地方特別交付金に必要な経費	4,012,935	182,595	508,089	—	—
入場譲与税譲与金に必要な経費	19,509,681	7,650	—	—	—
計	447,408,709	518,259,366	616,346,119	709,628,144	808,620,308

（2）実　　績

（イ）地方交付税交付金

地方交付税交付金は、地方団体がひとしく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し、財産を管理することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して衡平にその超過額相当額を交付すること等を目的としている。

昭和40年度における地方交付税の交付状況は、つぎのとおりである。

（単位百万円、百万円未満切捨）

区　分	普通交付税	特別交付税	計
道府県	462,188	18,460	480,649
市町村	238,212	24,325	262,537
計	700,401	42,785	743,187

昭和40年度における地方交付税の交付状況をみると、普通交付税は700,401,115千円、特別交付税は42,785,962千円であり、地方交付税総額に対する比率は94％と6％になっている。

（a）地方交付税の交付状況を団体別にみると、道府県分は65％の480,649,424千円、市町村分は35％の262,537,653千円である。

普通交付税においては、道府県分は66％の462,188,875千円、市町村分は34％の238,212,240千円であり、特別交付税においては、道府県分は43％の18,460,549千円、市町村分は57％の24,325,413千円である。

（b）昭和40年度における普通交付税の交付団体は、42道府県、3,213市町村（475市2,738町村）、不交付団体は4都府県、180市町村（86市94町村）であり、交付団体は全地方団体の95％に及んでいる。

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における地方交付税の交付状況は、つぎのとおりである。

（単位百万円、百万円未満切捨）

区　分		36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
普通交付税	道府県	254,247	311,728	369,849	414,844	462,188
	市町村	119,580	144,215	175,050	212,079	238,212
	計	373,828	455,944	544,899	626,923	700,401
特別交付税	道府県	13,233	14,475	15,757	17,351	18,460
	市町村	10,629	16,856	19,985	21,710	24,325
	計	23,862	31,332	35,743	39,061	42,785
合計	道府県	267,480	326,204	385,606	432,195	480,649
	市町村	130,210	161,072	195,036	233,790	262,537
	計	397,690	487,276	580,642	665,985	743,187

（ロ）地方譲与税譲与金

現行制度上地方譲与税として地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び特別とん譲与税の3種がある。

地方道路税、石油ガス税及び特別とん税が、国の税務官署において国税として徴収され、国税収納金整理資金に受け入れられ、地方道路税及び特別とん税については、その収入額に相当する額、石油ガス税についてはその収入額の二分の一に相当する額が同資金から直接「交付税及び譲与税配付金特別会計」へ組み入れられる。この組み入れられた額がそのまま地方譲与税譲与金として地方公共団体に譲与されるのである。

地方道路譲与税及び石油ガス譲与税は、一般国道及び都道府県道の維持管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して8月、12月及び3月にそれぞれ譲与するものであり、特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を9月及び3月にそれぞれ譲与するものである。

昭和40年度における譲与の状況は、つぎのとおりである。

地方譲与税の総額は、50,061,768千円で前年度に対し、6,432,494千円増加した。その譲与額は、都道府県分は91％の45,531,526千円、市町村分は9％の4,530,242千円である。

（a） 地方道路譲与税の総額は、46,560,013千円で前年度より5,928,314千円増加し、その増加率は15％である。その譲与額は、都道府県分45,531,526千円、指定市分1,028,487千円である。

（b） 石油ガス譲与税は、譲与時期に石油ガス税の収入見込がなかつたため、譲与額がなかつた。

（c） 特別とん譲与税の総額は、3,501,755千円で前年度より504,180千円増加し、その増加率は17％である。

なお、譲与団体は、101団体（1都80市20町村）である。

（文部省所管）

13 国立学校特別会計

（1） 概　　説

この会計は、「国立学校特別会計法」（昭39法55）に基づいて、国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、一般会計と区分して設置されたものである。

この経費は、「国立学校設置法」（昭24法150）等に定める国立大学73大学、国立短期大学28大学（部）、国立工業教員養成所9養成所、国立養護教諭養成所2養成所、国立高等専門学校43校、国立高等学校8校、大学附置研究所67研究所、大学附属病院33病院（うち分院10）附置研究所附属病院6、その他教育研究施設等における人件費、管理費、教育研究費及び施設費等に要した経費である。

（イ） 歳　　入

本年度における歳入予算額は　168,659,680千円

であつて、その内訳は

当初予算額	167,589,705千円
予算補正追加額	3,622,691千円
予算補正修正減少額	2,552,716千円

であり、予算補正追加額は政府職員の給与改善に必要な経費の財源に充てるため一般会計から受け入れる収入を追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少するため、一般会計から受け入れる収入を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は	167,975,992千円

であつて、差引き　683,687千円

を減少した。ただし、上記歳入予算額には予備収入　200,000千円

を含むので、当該歳入予算額から予備収入を控除した額　168,459,680千円

に比べると　483,687千円

を減少したこととなる。これは附属病院収入が少なかつたこと等のためである。

（ロ） 歳　　出

本年度における歳出予算現額は　170,527,762千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	168,659,680千円
当初予算額	167,589,705千円
予算補正追加額	3,622,691千円
予算補正修正減少額	2,552,716千円
前年度繰越額	1,868,082千円

であり、予算補正追加額は政府職員の給与を改善するため必要な経費を追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものである。

予備費使用額は　300,000千円

であつて、これは国立学校における退職者の増加による退官退職手当及び国立学校施設其他災害復旧費に要した経費である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	166,655,296千円
翌年度繰越額は	1,278,606千円
不用額は	2,593,858千円

であつて、翌年度繰越額は主として施設整備費において設計変更、用地の関係、資材の入手難等により不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は学校財産処分収入が予定より少なかつたので、これに伴う学校施設費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
一般会計より受入	135,630,248	135,830,248	200,000	100
借入金	3,500,000	3,330,000	△ 170,000	95
附属病院収入	21,725,243	20,440,136	△ 1,285,106	94
授業料及入学検定料	3,743,038	3,669,724	△ 73,313	98
学校財産処分収入	1,700,000	484,570	△ 1,215,429	28
雑収入	2,161,151	2,159,721	△ 1,429	99
前年度剰余金受入	—	2,061,591	2,061,591	—
予備収入	200,000	—	△ 200,000	—
計	168,659,680	167,975,992	△ 683,687	99

（歳　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
国立学校	94,229,479	94,855,412	94,784,319	—	71,092	100
大学附属病院	26,260,232	26,264,262	25,297,301	—	966,960	96
大学附置研究所	12,491,249	12,312,119	12,303,043	5,018	4,057	98
施設整備費	35,199,970	36,848,252	34,103,815	1,273,588	1,470,847	96
国債整理基金特別会計へ繰入	178,750	178,750	97,859	—	80,890	54
国立学校施設其他災害復旧費	—	68,967	68,957	—	9	—
予備費	300,000	—	—	—	—	—
計	168,659,680	170,527,762	166,655,296	1,278,606	2,593,858	98

また、昭和39年度及び昭和40年度の各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	39年度	40年度
一般会計より受入	115,635,073	135,830,248
借入金	1,000,000	3,330,000
附属病院収入	17,580,360	20,440,136
授業料及入学検定料	3,217,863	3,669,724
学校財産処分収入	426,544	484,570
雑収入	1,968,647	2,159,721
前年度剰余金受入	980,473	2,061,591
計	140,808,963	167,975,992

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	39年度	40年度
国立学校	81,982,093	94,784,319
大学附属病院	21,812,993	25,297,301
大学附置研究所	10,192,194	12,303,043
施設整備費	24,575,565	34,103,815
国債整理基金特別会計へ繰入	—	97,859
庁舎等特別取得費	96,915	—
国立学校施設其他災害復旧費	87,610	68,957
計	138,747,371	166,655,296

（2）実　績

（イ）昭和40年度新規増加事項のおもなものは、つぎのとおりである。

（a）国立学校

宮城教育大学の創設		（学生定員1学年255名）
大学院の設置	16研究科	（新潟大学大学院理学研究科ほか15研究科、学生定員1学年746名）
高等専門学校の創設	7校	（釧路工業高等専門学校ほか6校、学生定員1学年840名）
学部の創設	8学部	（北海道大学薬学部ほか7大学、7学部、学生定員1学年750名）
文理学部の改組	9学部	（弘前大学人文学部ほか3大学、8学部、学生定員1学年1,470名）
短期大学学科の新設	10学科	（北見工業短期大学土木科ほか6短期大学（部）、9学科、学生定員　1学年380名）
学科の新設	24学科	（小樽商科大学商学部管理科学科ほか21大学、23学科、学生定員　1学年899名）
養護教諭養成所の創設	2養成所	（北海道教育大学ほか1大学、学生定員1学年80名）
講座の増設	47講座	（北海道大学文学部国語学講座ほか19大学、46講座）
研究施設等の新設	15施設	（弘前大学医学部脳卒中研究施設ほか11大学、14施設）

（b）大学附属病院

診療科の新設	21診療科	（北海道大学医学部附属病院脳神経外科ほか16大学、20診療科）
病床の増設	567床	（北海道大学医学部附属病院ほか14病院、5研究施設）
中央検査部の新設	3検査部	（東京大学医学部附属病院、分院ほか2病院）
中央手術部の新設	3手術部	（鳥取大学医学部附属病院ほか2病院）
中央放射線部の新設	1放射線部	（東北大学医学部附属病院）
中央材料部の新設	1材料部	（北海道大学医学部附属病院）

（c）大学附置研究所

研究所の創設	1研究所	（静岡大学電子工学研究所）
研究部門の増設	25研究部門	（東京大学原子核研究所高エネルギー核物理学研究部門ほか9大学、24研究部門）
附属施設の新設	8施設	（北海道大学低温科学研究所流氷研究施設ほか3大学、7施設）

（ロ）昭和36～40年度国立学校学生、生徒、児童数（各年度5月1日現在）　（単位　人）

区分	36年度 学校数	36年度 人数	37年度 学校数	37年度 人数	38年度 学校数	38年度 人数	39年度 学校数	39年度 人数	40年度 学校数	40年度 人数
大学	72	200,574	72	203,581	72	215,334	72	225,406	73	238,380
短期大学	28	7,793	28	8,525	28	8,682	29	8,471	28	8,060
工業教員養成所	9	880	9	1,557	9	2,312	9	2,217	9	2,142
養護教諭養成所	—	—	—	—	—	—	—	—	2	83
高等専門学校	—	—	12	1,549	24	4,685	36	9,684	43	14,839
高等学校	24	9,886	24	10,405	24	11,054	23	10,835	24	11,435
中学校	79	35,674	79	36,032	78	36,075	78	35,914	76	36,018
小学校	75	45,911	75	45,674	74	45,644	73	45,460	72	45,389
盲学校	1	192	1	190	1	178	1	167	1	195
聾学校	1	269	1	259	1	266	1	261	1	265
養護学校	3	284	3	313	3	354	4	457	6	603
幼稚園	35	3,318	36	3,507	35	3,437	35	3,368	35	3,472
各種学校	53	1,984	55	2,902	58	3,087	60	3,195	64	3,515
計	380	306,765	395	314,494	407	331,108	421	345,435	434	364,396

（ハ） 昭和40年度大学附属病院診療実績（延人員）

（単位 人）

区分	一般	学用	計
外来	13,068,414	347,029	13,415,443
入院	5,145,009	402,374	5,547,383
計	18,213,423	749,403	18,962,826

（ニ） 昭和36～40年度国立学校施設整備実施面積

（単位 m²）

区分	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
大学	194,638	306,407	345,041	410,059	440,456
附属病院	32,112	30,889	62,783	73,279	106,658
附置研究所	27,937	14,136	27,821	28,860	14,744
高等専門学校	—	43,025	106,592	144,661	133,656
電波商船高校	—	2,264	5,312	9,474	6,298
附属学校	26,317	55,121	55,792	53,845	62,810
計	281,004	451,842	603,341	720,178	764,622

（厚生省所管）

14 厚生保険特別会計

この会計は、「健康保険法」（大11法70）に基づく健康保険事業、「日雇労働者健康保険法」（昭28法207）に基づく日雇労働者健康保険事業及び「厚生年金保険法」（昭29法115）に基づく厚生年金保険事業を経営するため、「厚生保険特別会計法」（昭19法10）に基づいて設置されたものであり、健康勘定、日雇健康勘定、年金勘定及び業務勘定に区分されている。

（1） 健康勘定

（イ） 概説

この勘定は、政府の管掌する健康保険事業の保険収支（業務勘定に係るものを除く。）を明確かつ適正に経理するもので、事業主等から徴収する保険料をおもな財源として、保険給付等を行なつている。

（a） 歳入

本年度における歳入予算額は

313,362,978千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は 270,500,910千円

であつて、差引 42,862,067千円

を減少した。これは制度改正が行なわれなかつたこと等により保険料収入が少なかつたこと等のためである。

（b） 歳出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額 313,362,978千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 269,506,622千円

不用額は 43,856,355千円

であつて、不用額は予備費を使用しなかつたこと、支払元受高の不足により保険給付費の一部を支払えなかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳入） （単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
保険料収入	262,793,684	221,022,934	△ 41,770,749	84
一般会計より受入	3,000,000	3,000,000	—	100
借入金	46,252,116	46,252,116	—	100
雑収入	1,317,178	225,860	△ 1,091,317	17
計	313,362,978	270,500,910	△ 42,862,067	86

（歳出） （単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
保険給付費	284,339,474	284,339,474	266,529,403	—	17,810,070	93
保健施設費財源繰入	295,633	295,633	295,633	—	—	100
福祉施設費財源繰入	1,025,737	1,025,737	1,025,737	—	—	100
諸支出金	1,702,134	1,702,134	1,655,848	—	46,285	97
予備費	26,000,000	26,000,000	—	—	26,000,000	—
計	313,362,978	313,362,978	269,506,622	—	43,856,355	86

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
保険料収入	114,030,008	139,758,424	164,534,319	192,221,107	221,022,934
一般会計より受入	800,000	500,000	500,000	500,000	3,000,000
積立金より受入	—	1,800,000	—	7,000,000	—
借入金	—	—	—	—	46,252,116
雑収入	807,923	736,653	461,556	158,319	225,860
計	115,637,931	142,795,077	165,495,876	199,879,426	270,500,910

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
保険給付費	110,758,276	140,098,314	171,780,603	207,823,254	266,529,403
業務取扱費財源繰入	340,000	471,000	443,000	358,239	—
保健施設費財源繰入	266,018	249,225	388,362	388,402	295,633
福祉施設費財源繰入	1,485,982	1,778,775	2,133,809	2,176,332	1,025,737
諸支出金	21,617	32,265	44,388	62,328	1,655,848
計	112,871,894	142,629,579	174,790,163	210,808,556	269,506,622

（ロ）　実　　績

昭和36年度から昭和40年度までの各年度における実績を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（a）　適用状況

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
年度末適用事業所数（箇所）	413,862	441,541	474,397	511,381	535,327
年度平均被保険者数（千人）	9,475	10,203	10,741	11,320	11,701
年度平均標準報酬月額（円）	15,909	18,187	20,303	22,652	25,011

（b）　給付別支給状況

（単位　百万円）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
医療給付費	96,128	121,196	150,014	182,606	238,105
現金給付費	14,629	18,901	21,766	25,216	28,423
合計	110,758	140,098	171,780	207,823	266,529

（2）　日雇健康勘定

（イ）　概　　説

この勘定は、日雇労働者健康保険事業の保険収支（業務勘定に係るものを除く。）を明確かつ適正に経理するもので、事業主等から徴収する保険料及び国庫負担金をおもな財源として、保険給付等を行なつている。

（a）　歳　　入

本年度における歳入予算額は
37,864,180千円
である。
この予算額に対し
収納済歳入額は　32,641,125千円
であつて、差引き　5,223,054千円
を減少した。これは制度改正が行なわれなかつたこと等により保険料収入が少なかつたこと等のためである。

（b）　歳　　出

本年度における歳出予算現額は
歳出予算額　37,864,180千円
である。
この予算現額に対し
支出済歳出額は　32,803,512千円
不用額は　5,060,667千円
であつて、不用額は支払元受高の不足により保険給付費の一部を支払えなかつたこと、予備費を使用しなかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
郵政事業特別会計より受入	8,595,333	4,604,177	△ 3,991,155	53
保険料収入	1,134,134	609,847	△ 524,286	53
印紙売捌手数料補てん	467,617	250,510	△ 217,107	53
保険給付費財源受入	9,603,835	9,125,692	△ 478,143	95
積立金より受入	15,554	15,553	△ 0	99
借入金	17,979,720	17,979,720	—	100
雑収入	67,987	55,625	△ 12,361	81
計	37,864,180	32,641,125	△ 5,223,054	86

（歳　　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
保険給付費	27,692,497	27,692,497	23,301,741	—	4,390,755	84
福祉施設費財源繰入	13,553	13,553	13,553	—	—	100
国債整理基金特別会計へ繰入	9,042,701	9,042,701	9,042,701	—	—	100
諸支出金	615,429	615,429	445,517	—	169,911	72
予備費	500,000	500,000	—	—	500,000	—
計	37,864,180	37,864,180	32,803,512	—	5,060,667	86

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（位単千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
郵政事業特別会計より受入	4,083,828	4,301,665	4,344,935	4,464,454	4,604,177
保険料収入	500,416	517,711	549,588	614,076	609,847
印紙売捌手数料補てん	216,867	228,146	266,410	228,629	250,510
保険給付費財源受入	3,013,154	3,465,285	3,448,965	5,845,546	9,125,692
積立金より受入	51,324	48,373	24,220	43,233	15,553
借入金	825,302	1,515,488	2,317,696	9,042,701	17,979,720
雑収入	29,848	32,179	45,189	49,874	55,625
計	8,720,743	10,108,849	10,997,689	20,287,829	32,641,125

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
保険給付費	8,120,107	9,248,034	9,457,699	17,935,185	23,301,741
福祉施設費財源繰入	13,661	16,308	16,308	15,902	13,553
国債整理基金特別会計へ繰入	578,324	825,302	1,515,488	2,317,696	9,042,701
諸支出金	533	510	836	710	445,517
計	8,712,625	10,090,155	10,990,331	20,269,494	32,803,512

（ロ）実　績

昭和36年度から昭和40年度までの各年度における実績を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（a）適用状況

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
年度末適用事業所数（箇所）	48,605	48,006	47,297	46,389	45,052
年度平均被保険者数（千人）	910	893	893	906	904

（b）給付別支給状況　（単位　百万円）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
医療給付費	7,751	8,744	8,920	17,378	22,732
現金給付費	368	503	537	556	568
合計	8,120	9,248	9,457	17,935	23,301

（3）年金勘定

（イ）概　説

この勘定は、厚生年金保険事業の保険収支（業務勘定に係るものを除く。）を明確かつ適正に経理するもので、事業主等から徴収する保険料及び運用収入をおもな財源として、保険給付等を行なつている。

（a）歳　入

本年度における歳入予算額は　389,389,511千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　381,547,544千円

であつて、差引き　7,841,966千円

を減少した。これは保険料率の改正が予定どおり行なわれなかつたこと等により保険料収入が少なかつたこと等のためである。

（b）歳　出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額　43,960,031千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　39,820,344千円

不用額は　4,139,686千円

であつて、不用額は予備費を使用しなかつたこと、年金福祉事業団へ貸付決定者からの年度内における資金交付要求が少なかつたため福祉施設費財源繰入を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
保険料収入	304,956,637	297,369,048	△ 7,587,588	97
一般会計より受入	5,667,258	5,667,258	—	100
船員保険特別会計より受入	1,000	—	△ 1,000	—
利子収入	78,746,891	78,447,334	△ 299,556	99
雑収入	17,725	63,903	46,178	360
計	389,389,511	381,547,544	△ 7,841,966	97

（歳　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
保険給付費	37,719,420	37,719,420	37,618,959	—	100,460	99
福祉施設費財源繰入	2,388,705	2,388,705	2,153,920	—	234,784	90
私立学校教職員共済組合負担金	2,949	2,949	1,734	—	1,214	58
賠償償還及払戻金	76,015	76,015	45,730	—	30,284	60
船員保険特別会計へ繰入	1,000	1,000	—	—	1,000	—
予備費	3,771,942	3,771,942	—	—	3,771,942	—
計	43,960,031	43,960,031	39,820,344	—	4,139,686	90

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
保険料収入	101,771,185	122,206,985	141,442,510	163,687,595	297,369,048
一般会計より受入	1,900,508	2,172,234	2,507,647	2,871,816	5,667,258
利子収入	31,321,656	39,841,880	50,261,473	62,192,014	78,447,334
雑収入	11,763	13,733	17,725	24,343	63,903
計	135,005,113	164,234,834	194,229,357	228,775,769	381,547,544

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
保険給付費	12,233,707	14,105,212	16,269,415	18,196,466	37,618,959
福祉施設費財源繰入	924,770	848,952	1,260,142	1,429,226	2,153,920
私立学校教職員共済組合負担金	2,835	2,449	1,433	1,705	1,734
農林漁業団体職員共済組合交付金	—	—	1,242,181	—	—
国家公務員共済組合交付金	—	93,319	572	—	—
地方公務員共済組合交付金	—	—	155,346	—	—
賠償償還及払戻金	16,433	24,397	31,374	47,474	45,730
計	13,177,746	15,074,330	18,960,466	19,674,873	39,820,344

（ロ）実　績

昭和36年度から昭和40年度までの各年度における実績を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（a） 適 用 状 況

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
年度末適用事業所数（箇所）	433,511	465,989	506,855	551,432	581,417
年度平均被保険者数（千人）					
男子	9,593	10,393	11,016	11,755	12,249
女子	4,339	4,820	5,217	5,665	5,956
坑内夫	221	200	166	150	147
計	14,154	15,415	16,400	17,571	18,353
年度平均標準報酬月額（円）					
男子	20,481	22,655	24,722	26,574	33,007
女子	10,125	11,781	13,433	15,003	17,383
坑内夫	25,846	27,636	29,139	30,453	36,863
平均	17,390	19,319	21,169	22,876	27,967

（b） 給付別裁定状況

（単位：千件、百万円）

種別	36年度		37年度		38年度		39年度		40年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老齢年金	(57)	2,397	(78)	3,279	(105)	4,470	(133)	5,723	(195)	17,987
通算老齢年金	(0)	0	(0)	17	(2)	44	(4)	72	(9)	362
遺族年金	(195)	4,510	(215)	5,022	(237)	5,591	(260)	6,197	(285)	18,225
障害年金	(84)	2,849	(83)	2,840	(82)	2,836	(81)	2,831	(76)	5,841
年金計	(337)	9,757	(378)	11,159	(427)	12,942	(479)	14,825	(567)	42,416
障害手当金	(0)	14	(0)	12	(0)	13	(0)	13	(0)	22
脱退手当金	(252)	3,635	(280)	4,398	(290)	4,967	(254)	5,091	(271)	5,717
その他一時金	(0)	0	(—)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—
一時金計	(252)	3,650	(280)	4,411	(290)	4,980	(254)	5,105	(272)	5,740
合計	(590)	13,407	(659)	15,570	(718)	17,923	(734)	19,930	(839)	48,156

（注） 年金については、各年度末現在の受給権者について「基本年金を受ける件数」及び「加給年金を含めた年金額」（通算老齢年金は基本年金額に相当する額）を計上したものである。

（4） 業務勘定

（イ） 概 説

この勘定は、健康保険事業、日雇労働者健康保険事業及び厚生年金保険事業における業務取扱に係る費用を保険事業と区分し、明確かつ適正に経理するために設けられたものである。

（a） 歳 入

本年度における歳入予算額は 11,681,549千円
であつて、その内訳は
当初予算額 11,529,638千円
予算補正追加額 244,003千円
予算補正修正減少額 92,092千円
であつて、予算補正追加額は政府職員の給与改善に必要な経費の財源に充てるため一般会計から受け入れる収入を追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少するため一般会計から受け入れる収入を修正減少したものである。

この予算額に対し
収納済歳入額は 11,965,523千円
であつて、差引き 283,974千円
を増加した。これは前年度繰越資金受入があつたこと等のためである。

（b） 歳 出

本年度における歳出予算現額は 12,144,756千円
であつて、その内訳は
歳出予算額 11,681,549千円
当初予算額 11,529,638千円
予算補正追加額 244,003千円
予算補正修正減少額 92,092千円
前年度繰越額 463,207千円
であつて、予算補正追加額は政府職員の給与を改善するため必要な経費の追加を行なつたものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものである。

この予算現額に対し
支出済歳出額は 11,163,370千円
翌年度繰越額は 638,150千円
不用額は 343,236千円
であつて、翌年度繰越額は福祉施設費等において厚生年金会館、厚生年金スポーツセンター及び公務員宿舎の新築等にあたり設計変更、用地の選定等に不測の日数を要したので年度内に支出を終わらなかつたものであり、不用額は年金福祉事業団交付金を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳 入） （単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
健康勘定より受入	1,321,370	1,321,370	—	100
日雇健康勘定より受入	13,553	13,553	—	100
年金勘定より受入	2,388,705	2,153,920	△ 234,784	90
一般会計より受入	6,092,971	6,092,971	—	100
積立金より受入	438,784	△ —	△ 438,784	—
雑収入	1,426,166	1,920,501	494,335	134
前年度繰越資金受入	—	463,207	463,207	—
計	11,681,549	11,965,523	283,974	102

（歳 出） （単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
業務取扱に必要な経費	7,491,493	7,491,493	7,434,729	—	56,763	99
庁舎新営に必要な経費	363,400	363,400	363,392	—	7	99
国家公務員宿舎新営に必要な経費	63,028	63,028	51,504	11,521	2	81
健康保険の保健施設に必要な経費	295,633	304,051	293,591	—	10,459	99
健康保険の福祉施設に必要な経費	1,025,737	1,025,737	1,025,725	—	11	99
日雇労働者健康保険の福祉施設に必要な経費	13,553	13,553	13,147	—	405	97
厚生年金保険の福祉施設に必要な経費	2,388,705	2,843,494	1,981,280	626,628	235,585	82
予備費	40,000	40,000	—	—	40,000	—
計	11,681,549	12,144,756	11,163,370	638,150	343,236	95

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
健康勘定より受入	2,092,000	2,499,000	2,965,171	2,922,973	1,321,370
日雇健康勘定より受入	13,661	16,308	16,308	15,902	13,553
年金勘定より受入	924,770	848,952	1,260,142	1,429,226	2,153,920
一般会計より受入	3,080,536	3,776,427	4,559,236	5,233,271	6,092,971
雑収入	1,165,994	1,232,969	1,389,306	1,468,762	1,920,501
前年度繰越資金受入	104,323	692,019	447,425	571,950	463,207
計	7,381,285	9,065,676	10,637,588	11,642,084	11,965,523

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
業務取扱に必要な経費	3,927,968	4,603,526	5,438,474	6,360,997	7,434,729
庁舎新営に必要な経費	421,874	492,600	372,775	355,308	363,392
国家公務員宿舎新営に必要な経費	28,223	30,581	31,558	59,432	51,504
健康保険の保健施設に必要な経費	223,513	228,569	334,861	380,328	293,591
健康保険の福祉施設に必要な経費	1,202,916	2,018,522	2,213,928	2,176,273	1,025,725
日雇労働者健康保険の福祉施設に必要な経費	10,963	13,862	14,717	14,770	13,147
厚生年金保険の福祉施設に必要な経費	554,898	832,823	1,051,283	1,527,094	1,981,280
計	6,370,358	8,220,487	9,457,599	10,874,205	11,163,370

（ロ）実　績

本年度における実績は、つぎのとおりである。

（a）健康保険保健施設及び福祉施設状況

（単位　箇所）

区分	保養所	病院	診療所
39年度末	82	65	12
40年度末	83	63	12
差引	1	△ 2	—

（b）厚生年金保険福祉施設状況

（単位　箇所）

区分	病院	老人ホーム	年金会館	体育広場
39年度末	7(3)	9	2	1
40年度末	7(3)	12	2	1
差引	—	3	—	—

（注）（ ）書の数字は整形外科病院数を再掲したものである。

15　船員保険特別会計

（1）概　説

この会計は、「船員保険法」（昭14法73）に基づく船員保険事業を経営するため、「船員保険特別会計法」（昭22法236）に基づいて設置されたものである。

（イ）歳　入

本年度における歳入予算額は
22,811,669千円
であつて、その内訳は
当初予算額　22,803,001千円
予算補正追加額　12,384千円
予算補正修正減少額　3,716千円
であつて、予算補正追加額は政府職員の給与改善に必要な経費の財源に充てるため一般会計から受け入れる収入を追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少するため一般会計から受け入れる収入を修正減少したものである。

この予算額に対し
収納済歳入額は　21,653,147千円
であつて、差引　1,158,521千円
を減少した。これは保険料率の改正が予定どおり行なわれなかつたこと等により保険料収入が少なかつたこと等のためである。

（ロ）歳　出

本年度における歳出予算現額は
16,265,165千円
であつて、その内訳は
歳出予算額　16,253,045千円
当初予算額　16,238,599千円
予算補正追加額　20,640千円
予算補正修正減少額　6,194千円
前年度繰越額　12,120千円
であつて、予算補正追加額は政府職員の給与を改善するため必要な経費の追加を行なつたものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額を修正減少したものである。

予備費使用額は　246,696千円
であつて、これは疾病保険給付費の増加に伴ない保険給付費及び業務取扱費に要した経費である。

この予算現額に対し
支出済歳出額は　15,218,153千円
不用額は　1,047,011千円
であつて、不用額は予備費を使用しなかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　入）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
保険料収入	19,783,990	18,551,067	△ 1,232,922	93
一般会計より受入	1,081,961	1,050,981	△ 30,979	97
厚生保険特別会計年金勘定より受入	1,000	—	△ 1,000	—
利子収入	1,867,903	1,933,440	65,537	103
雑収入	76,815	105,537	28,722	137
前年度繰越資金受入	—	12,120	12,120	—
計	22,811,669	21,653,147	△ 1,158,521	94

（歳　出）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
保険給付費	14,096,395	14,336,395	14,273,499	—	62,895	101
業務取扱に必要な経費	334,241	340,937	339,797	—	1,139	101
国家公務員共済組合等交付金	3,369	3,369	3,365	—	3	99
厚生保険特別会計年金勘定へ繰入	1,000	1,000	—	—	1,000	—
福祉施設に必要な経費	639,333	651,453	601,490	—	49,962	94
予備費	1,178,707	932,011	—	—	932,011	—
計	16,253,045	16,265,165	15,218,153	—	1,047,011	93

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
保険料収入	9,059,662	11,081,500	13,049,512	14,419,081	18,551,067
一般会計より受入	445,613	450,264	600,378	789,782	1,050,981
利子収入	887,453	1,107,316	1,371,139	1,634,418	1,933,440
雑収入	70,033	65,719	127,920	83,794	105,537
前年度繰越資金受入	—	6,992	23,538	—	12,120
計	10,462,762	12,711,792	15,172,488	16,927,075	21,653,147

（支出済歳出額）　（単位千円、千円未満切捨）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
保険給付費	6,252,998	7,831,737	9,874,333	11,973,022	14,273,499
業務取扱に必要な経費	183,410	212,276	250,777	284,697	339,797
国家公務員共済組合等交付金	3,187	1,225	2,247	1,563	3,365
福祉施設に必要な経費	386,706	416,702	541,745	532,621	601,490
計	6,826,302	8,461,941	10,669,104	12,791,906	15,218,153

（2） 実　　績

昭和36年度から昭和40年度までの各年度における実績を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（イ） 適用状況

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
年度末適用船舶所有者数（箇所）					
普通保険	9,969	10,237	11,289	11,351	11,197
失業保険	7,413	7,801	8,158	8,197	8,106
年度平均被保険者数（千人）					
普通保険	222	229	242	246	251
失業保険	133	141	143	144	148
年度平均標準報酬月額（円）					
普通保険	19,727	23,721	26,491	29,302	32,559
失業保険	21,421	25,804	28,389	31,411	35,421

（ロ） 給付別支給状況　（単位　百万円）

事項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
（a） 疾病保険給付支払状況					
医療給付費	2,987	3,654	4,486	5,872	6,989
現金給付費	1,867	2,379	3,128	3,547	4,011
計	4,855	6,033	7,614	9,420	11,001
（b） 失業保険給付支払状況	311	568	785	922	986
（c） 年金保険給付支払状況					
老齢年金	152	195	271	339	674
遺族年金	341	387	462	532	676
寡婦年金	76	82	81	77	141
遺児年金	3	4	5	5	11
障害年金	138	151	163	168	206
遺族一時金	188	173	221	211	238
障害手当金	177	228	253	264	273
脱退手当金	3	5	3	4	2
行方不明手当金	—	—	9	26	61
遺族年金一時金	2	—	—	—	—
計	1,086	1,229	1,473	1,630	2,285

16 国立病院特別会計

（1） 概　　説

この会計は、「国立病院特別会計法」（昭24法190）に基づいて、国立病院（85箇所、分院2箇所）及び国立がんセンター（1箇所）の円滑なる運営と経理の適正を図るため設置されたものである。

（イ） 歳　　入

本年度における歳入予算額は　31,714,370千円

であつて、その内訳は

当初予算額	31,544,754千円
予算補正追加額	169,616千円

であつて、予算補正追加額は政府職員の給与を改善するため必要な経費の財源に充てるため、積立金から受け入れる収入を追加したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は	32,213,116千円
であつて、差引き	498,746千円

を増加した。これは前年度繰越資金受入があつたこと等のためである。

（ロ） 歳　　出

本年度における歳出予算現額は　32,651,733千円

であつて、その内訳は

歳出予算額	31,714,370千円
当初予算額	31,544,754千円
予算補正追加額	526,968千円
予算補正修正減少額	357,352千円
前年度繰越額	937,363千円

であつて、予算補正追加額は政府職員の給与を改善するため必要な経費を追加したものであり、予算補正修正減少額は既定の予算の節約額及び不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	31,481,477千円
翌年度繰越額は	599,803千円
不用額は	570,452千円

であつて、翌年度繰越額は施設整備費において設計の変更、気象の関係により不測の日数を要したため年度内に支出を終わらなかつたためであり、不用額は入院患者が予定より少なかつたので、医薬品等購入費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（歳　　入）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合（%）
病院収入	24,534,958	24,071,924	△ 463,033	98
他会計より受入	3,435,181	3,435,181	0	100
借入金	2,500,000	2,500,000	0	100
積立金より受入	169,616	169,616	0	100
雑収入	1,074,615	1,099,032	24,417	102
前年度繰越資金受入	—	937,363	937,363	—
計	31,714,370	32,213,116	498,746	102

（歳　　出）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合（%）
病院経営費	25,754,027	25,757,416	25,204,525	—	552,890	97
看護婦養成費	318,616	315,227	314,541	—	685	98
施設整備費	5,392,431	6,329,794	5,729,990	599,803	0	106
国債整理基金特別会計へ繰入	249,296	249,296	232,419	—	16,876	93
計	31,714,370	32,651,733	31,481,477	599,803	570,452	99

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

（収納済歳入額）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
病院収入	11,760,058	14,584,388	17,539,296	20,495,559	24,071,924
他会計より受入	2,821,743	2,390,917	2,707,706	3,154,965	3,435,181
借入金	—	—	1,000,000	2,000,000	2,500,000
積立金より受入	500,000	600,000	428,474	249,456	169,616
雑収入	317,279	604,689	876,613	1,167,432	1,099,032
前年度繰越資金受入	1,325	121,661	538,018	1,159,744	937,363
計	15,400,406	18,301,656	23,090,108	28,227,157	32,213,116

（支出済歳出額）　　（単位千円、千円未満切捨）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
病院経営費	12,422,856	15,133,993	18,326,558	21,837,345	25,204,525
看護婦養成費	173,047	194,477	238,768	277,875	314,541
施設整備費	2,041,275	2,297,467	3,097,032	4,927,057	5,729,990
国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	13,125	83,223	232,419
国立病院施設その他災害復旧費	22,026	—	—	—	—
計	14,659,205	17,625,939	21,675,484	27,125,602	31,481,477

（2）実　　績

予算執行の結果の概要は、つぎのとおりである。

（i）入　　院

事　　項	延　数（人）
国立病院	9,367,970
国立がんセンター	147,301

一日平均患者数（人）					
平均		最高		最低	
25,666	（8月）	26,320	（1月）	24,478	
404	（7月）	415	（1月）	362	

（ii）外　　来

事　　項	延　数（人）
国立病院	9,068,346
国立がんセンター	145,139

一日平均患者数（人）					
平均		最高		最低	
30,228	（8月）	33,046	（1月）	28,003	
484	（9月）	559	（1月）	433	

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における入院、外来別の延患者数を示せば、つぎのとおりである。

（i）入　　院

（単位延千人）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
国立病院	8,947	9,343	9,439	9,235	9,368
国立がんセンター	—	62	104	138	147
計	8,947	9,405	9,544	9,373	9,515

（ii）外　　来

（単位延千人）

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
国立病院	7,726	8,176	8,589	8,777	9,068
国立がんセンター	—	48	90	111	145
計	7,726	8,225	8,680	8,889	9,213

（b）病床の利用状況

本年度の病床利用率は77.6%であつて、全国一般病院の78.4%に比較するとやや低率である。

特定傷病別の病床利用率をみると、最も高率なのは精神病の93.9%、つぎは、その他の疾病の81.4%、最も低率なのは伝染病の11.2%である。

特定傷病別病床利用率

区　　分	病床利用率（%）				
	総数	精神	結核	伝染	その他の疾病
国立病院	77.6	93.9	72.7	11.2	81.4
全国一般病院	78.4	102.2	74.9	16.7	80.6

（ロ）総合的治療センター

国立病院においては、特殊重要疾病に対する関係各科の診療設備能力を、能率的に動員して総合治療を行なうため、昭和29年以降各診療センターを設置運営している。

本年度末における設置箇所数は、つぎのとおりである。

区　　分	設置箇所数
高血圧センター	23
がんセンター	25
特殊小児センター	14
心臓疾患センター	11
リウマチセンター	7
アレルギーセンター	6
ウィルス病センター	6
脳神経センター	6
人間ドック	18
糖尿病センター	1
眼銀行	1
計	118

（ハ）へき地診療所

へき地診療対策の一環として、昭和32年

度から、へき地診療所7箇所を国立病院が運営し、へき地における住民の医療を担当している。

本年度延患者数　33,167人

(ニ)　看護婦養成所

看護婦の充足及び看護婦の質的向上を目的とする国の看護婦養成計画の一環として、国立病院に40箇所の看護婦養成所を付設し、看護婦の養成に努めている。

なお、本年度末生徒数は3,597人である。

17　あへん特別会計

(1)　概　　説

この会計は、「あへん法」(昭29法71)の規定に基づいて、国が行なうあへんの収納、輸入又は売渡しの事業に関する経理を行なうため、「あへん特別会計法」(昭30法31)に基づいて設置されたものである。

(イ)　歳　　入

本年度における歳入予算額は　591,209千円である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　745,460千円

であつて、差引き　154,251千円

を増加した。これは前年度剰余金受入が多かつたこと等のためである。

(ロ)　歳　　出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額　591,209千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　280,339千円

不用額は　310,869千円

であつて、不用額は価格の低い外国産あへんを多く購入したのであへん購入費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。

本年度における収納済歳入額、支出済歳出額等を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(歳　　入)　　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合(%)
あへん売払代収入	402,270	402,463	193	100
雑　　収　　入	1,026	68	△ 958	6
前年度剰余金受入	187,913	342,928	155,015	182
計	591,209	745,460	154,251	126

(歳　　出)　　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不　用　額	歳出予算額に対する支出済歳出額の割合(%)
あへん購入に必要な経費	392,700	392,700	272,082	—	120,617	69
業務取扱に必要な経費	8,439	8,439	8,256	—	182	97
予　備　費	190,070	190,070	—	—	190,070	—
計	591,209	591,209	280,339	—	310,869	47

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度における収納済歳入額及び支出済歳出額を事項別に示せば、つぎのとおりである。

(収納済歳入額)　　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
あへん売払代収入	274,138	396,361	418,599	407,292	402,463
雑　　収　　入	637	371	302	244	68
前年度剰余金受入	23,488	47,407	113,821	226,535	342,928
計	298,264	444,140	532,724	634,072	745,460

(支出済歳出額)　　(単位千円、千円未満切捨)

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
あへん購入に必要な経費	246,927	319,523	296,978	284,010	272,082
業務取扱に必要な経費	3,929	10,795	9,210	5,488	8,256
施設整備に必要な経費	—	—	—	1,646	0
計	250,857	330,318	306,188	291,144	280,339

(2)　実　　績

あへんの需給状況は、つぎのとおりである。

(単位　t)

	予定	実績
前年度より繰越	35	32.0
購入 国産	1	0.2
購入 輸入	57	57.7
売払	55	55.0
翌年度へ繰越	38	34.9

また、昭和36年度から昭和40年度までの各年度におけるあへんの購入、売払の実績は、つぎのとおりである。

(単位　t)

事　　項	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
購　　入	40.3	55.7	59.6	59.6	57.9
売　　払	37.4	54.2	57.2	55.6	55.0

18　国民年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)に基づく国民年金事業を経営するため、「国民年金特別会計法」(昭36法63)に基づいて設置されたものであり、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分されている。

(1)　国民年金勘定

(イ)　概　　説

この勘定は、拠出制国民年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を明確かつ適正に経理するもので、保険料及び国庫負担金をおもな財源として、保険給付等を行なつている。

(a)　歳　　入

本年度における歳入予算額は

52,833,702千円

である。

この予算額に対し

収納済歳入額は　49,722,643千円

であつて、差引き　3,111,058千円

を減少した。これは過年度保険料が少なかつたことにより保険料収入が少なかつたこと等のためである。

(b)　歳　　出

本年度における歳出予算現額は

歳出予算額　2,726,873千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は　1,944,784千円

不用額は　782,088千円

であつて、これは受給権者が少なかつたので、国民年金給付費を要することが少なかつたこと等により生じたものである。